

慶應義塾大学大学院 法務研究科
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

.....
ご覧になりたい科目を確認するには、検索キー(Ctrl+F など)で科目名検索が
可能となりますので、ご利用ください。
(英語科目の科目名、教員を検索する場合には大文字で検索してください。)

次ページより講義要綱（シラバス）が続きますが、
今後、内容が更新される可能性があります。

最新の講義要綱（シラバス）については、
<https://gslbs.keio.jp/pub-syllabus/search>
をご確認ください。
(3 月中旬より来年度の講義要綱を公開予定)

.....

2026 年度法曹リカレント
個別科目履修プログラム（春学期）シラバス

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Arbitration Practice in Northeast Asia (J.D.)
(JD)

担当者名	宮武 雅子, シベル, ハラルド
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	20500
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本、韓国及び中国を代表する仲裁機関である日本商事仲裁協会(JCAA)、韓国商事仲裁院（KCAB）及び北京仲裁センター（BAC）の協力を得て、同機関の規則及び仲裁実務を学び、急増している日中韓の商事紛争の解決を効率的かつ公平に進める方法論を模索する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course focuses on international commercial arbitration rules and practices in China, Japan and South Korea, where commercial disputes have been skyrocketing in accordance with economic growth. It is taught in a hybrid format including both on Zoom and in person class classes, by two lecturers from Keio University Law School as well as arbitration experts from the Beijing Arbitration Commission (BAC) in China, the Japan Commercial Arbitration Association (JCAA) in Japan and the Korean Commercial Arbitration Board (KCAB) in South Korea. The experts from the arbitral institutions will also dedicate sufficient time for questions and answers on the three arbitration institutions and their practices to clarify the differences and communalities between rules and practices carried out by them.

Upon successful completion of this course, students will be able to understand not only the nature and importance of international commercial arbitration as such, but also the importance and function of arbitration institutions, and the BAC, JCAA and KCAB in particular. The students will master the differences and communalities between of the subject arbitration institutions' rules and practices, and effectively apply the respective rules and practices to anonymized, real-life matters.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

TBA during the course of the semester.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I (Spring Semester) and II (Fall Semester) , Arbitration (Practical Training course in Fall Semester), and SIAC and Institutional Arbitration I & II.

授業の方法

This is an intensive course of six sessions in total, each session held two days a week on Tuesday and Friday over four weeks from 12 May to 29 May 2026 with 120 minutes per class (from 10:40 am to 12:40 pm) . The course will be conducted in a hybrid format, combining in-person and online sessions, and will be taught in English.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a one-credit course in which the students will be assessed on the basis of their class participation (70%) and a final research paper (30%). There is no sit-down or take-home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials (subject to adjustment)

- UNCITRAL Arbitration Rules (2013)
- UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (2006)
- The Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York Convention)
- JCAA Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration (2021)
- JCAA Commercial Arbitration Rules (2021)
- JCAA Interactive Arbitration Rules (2021)
- JCAA Appointing Authority Rules (2021)
- KCAB International Arbitration Rules 2016
- KCAB Code of Ethics for Arbitrators
- KCAB Practice Note on Arbitration Cost
- BAC Arbitration Rules

Supplementary Reading Materials

- Nigel Blackaby KC, Constantine Partasides KC, Alan Redfern, "Redfern and Hunter on International Arbitration: Student Version"(Oxford)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

第1回

Session 1: 12 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Introduction and Overview of International Commercial Arbitration and Leading Arbitration Institutions in NE Asia

- a. Basic Principles of Arbitration
- b. UNCITRAL Arbitration Rules and Model Law and New York Convention
- c. Overview and role of arbitral institutions including institutional arbitration vs ad hoc
- d. Introduction of BAC, JCAA and KCAB
- e. (Overview of the rules of BAC, JCAA and KCAB)
- f. The initial stages of an arbitration at the BAC, JCAA and KCAB:
 - Notice of Arbitration
 - Commencing the arbitration
 - Response to Notice of Arbitration; counterclaims
 - Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration; stages of deposit payment
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings; how to keep arbitrations on track

第2回

Session 2: 15 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Arbitration Agreement and Appointing an Arbitral Tribunal

- a. Overview and practices regarding arbitration agreements and comparison of the model arbitration agreements of BAC, JCAA and KCAB
- b. Language of the arbitration
- c. Party representatives
- d. Third Party Funding
- e. Qualifications of arbitrators
 - Who is suitable as an arbitrator;
 - How can we nominate/appoint them;
 - What preconditions must exist;
 - What can we do when these preconditions don't exist / fall away; and
 - How can we replace them
- f. Procedures and practices regarding the nomination and appointment of arbitrators
- g. Dealing with matters of impartiality and independence in practice

第3回

Session 3: 19 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 1: Commencing the Procedures; Consolidation and Joinder; Emergency Arbitrator and Expedited Procedure

- a. Procedural Order No. 1 & Procedural Timetable
- b. Seat of the arbitration
- c. Jurisdictional Objections
- d. Multiple Contracts, Joinder of Additional Parties and Consolidation
- e. Expedited Procedure applications Conduct of the proceedings
- f. Emergency Arbitrator applications

第4回

Session 4: 22 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 2: The Oral Hearings, Taking of Evidence in International Arbitration

- a. The IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020) and the most important features of evidence
- b. Consultation on evidentiary issues
- c. Documentary evidence and document production procedures
- d. Witness evidence
- e. Oral hearings
- f. Role of Tribunal Secretaries

第5回

Session 5: 26 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 3: Awards and the Role of State Courts

- a. Close of proceedings and submission of draft awards
- b. Decision as to the costs of the arbitration
- c. Scrutiny of awards
- d. Correction of awards, interpretation of awards and additional awards
- e. Publication of awards
- f. Remedies against arbitral awards: principles and procedures in China, Japan and Korea
- g. Remedies against arbitral awards: case studies from China, Japan and Korea

第6回

Session 6: 29 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Individual presentations by each arbitration institution on the specific features of BAC, JCAA, and KCAB, followed by question-and-answer sessions.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

SIAC and Institutional Arbitration II (J.D.)JD

担当者名	宮武 雅子, 寺村 信道
単位	2
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04166
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	アジアにおける国際商事仲裁をリードするシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の手続き規則と手続き実務をSIACのスタッフが解説し、実務上の問題点も議論する。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course is taught online by visiting lecturers from the Singapore International Arbitration Centre (SIAC), Young SIAC (YSIAC) Committee Members, and other leading international arbitration practitioners and arbitrators. Guest Professor Masako Miyatake and Associate Professor Nobumichi Teramura serve to administer the course and conduct assessment on site.

Arbitral institutions are important stakeholders in the field of international arbitration, but the nature and importance of their role have often been overlooked. The course seeks to introduce participants to the role and function of arbitral institutions in guiding and shaping the practice of international arbitration, and to the complex issues that arbitral institutions face in the administration of arbitrations, including, among others, the appointment of arbitrators and the issuance of arbitral rules and practice notes.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

No prerequisites.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I, II, Arbitration (Practical Training course) and Institutional Arbitration Practice in NE Asia. SIAC and Institutional Arbitration II is the same course as SIAC and Institutional Arbitration I except that a final research paper is assigned to the students of II as the basis of assessment.

授業の方法

Lectures and class exercises.

This is an intensive course consisting of six sessions in April 2026, each lasting three hours. For more details, please refer to Course Plan below.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a two-credit course in which the students are assessed on the basis of a 2,000-word research paper (90%) and class participation (10%). There is no sit-down or take-home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials

- SIAC Arbitration Rules 2025 (7th Edition)
- SIAC Arbitration Rules 2016 (6th Edition)
- SIAC Investment Arbitration Rules 2017
- SIAC Practice Notes
- Public Consultation Draft of the 7th edition of the SIAC Rules
- Singapore International Arbitration Act
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2024)
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- SIAC Restructuring & Insolvency Arbitration Protocol

Recommended Textbook

Darius Chan, Paul Tan, Nicholas Poon, The Law and Theory of International Commercial Arbitration in Singapore (Academy Publishing)

Supplementary Reading Materials

- John Choong, Mark Mangan, and Nicholas Lingard, A Guide to the SIAC Arbitration Rules, 2nd ed., (Oxford University Press)
- Paul Sandosham, Nish Shetty, Harpeet Singh Nehal SC, Kabir Singh, "A Practical Guide to the SIAC Rules", (LexisNexis)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

授業の計画

第1回

Session 1: 22 April (Wed.) 2:45-5:45 pm

Vivekananda Neelakantan, Registrar

Introduction to SIAC

- Role of arbitral institutions in international arbitration
- Overview of leading arbitral institutions
- Institutional arbitration vs ad hoc arbitration
- SIAC History
- Role of SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar, SIAC Secretariat, and the interactions between them
- Overview of SIAC's Rules and Practice Notes – SIAC Rules 2025 (7th Ed, hereinafter referred to as the 'Rule' or 'Rules'), Rules, SIAC Rules 2016 (6th Ed.); SIAC Investment Arbitration Rules 2017

Case Management at SIAC

- Notice of Arbitration (Rule 6)
 - Commencing the arbitration (Rule 6.2)
 - Response to Notice of Arbitration (Rule 7); Counterclaims
 - SIAC Schedule of Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration; deposit payment (Rule 56)
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings;
 - SIAC Gateway
 - Administrative Conferences with SIAC Registrar and SIAC Court President (Rules 11, 32.8)
 - Registrar's powers of interpretation of SIAC Rules (Rule 3.3)
 - SIAC Practice Note on Cases Administered by SIAC under the SIAC Rules
 - Administering UNCITRAL Rules
 - Class exercise
-

第2回

Session 2: 22 April (Wednesday) 6:30-9:30pm

Jay Shin, Head, SIAC North East Asia

SIAC's role in the Constitution of the Arbitral Tribunal

- Nomination; Appointment and confirmation of arbitrators (Rules 19, 21 and 22 of SIAC Rules 2025)
 - Multi-party appointment of three arbitrators (Rule 23 of SIAC Rules 2025)
 - Disclosure and conflicts of interest (Rule 20 of SIAC Rules 2025)
 - Qualifications of arbitrators
 - Challenge of arbitrators (Rules 26 – 28 of SIAC Rules 2025)
 - Replacement of arbitrators (Rule 30 of SIAC Rules 2025)
 - IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2014)
 - SIAC's statutory appointing role under the International Arbitration Act
 - SIAC Code of Ethics for an Arbitrators (1 January 2025)
 - Class Exercise
-

第3回

Session 3: 23 April (Thursday) 6:10-9:10 pm

Lexi Takmatsu, Partner, Mori Hamada & Matsumoto

The Arbitral Proceedings

- Case Management Conference
- Issues for Determination (Rule 34 of SIAC Rules 2025)
- Procedural Order No. 1 / Procedural Timetable No. 1
- Seat of the arbitration (Rule 36 of SIAC Rules 2025)
- Conduct of the proceedings (Rules 3.5 and 32 of SIAC Rules 2025)
- Languages of the arbitration (Rule 37 of SIAC Rules 2025)
- Party representatives, Proof of Authority and Self-Representation (Rule 10 of SIAC Rules 2025)
- Third Party Funding (Rule 38 of SIAC Rules 2025)
- Pleadings
- Witnesses and Witness Preparation (Rule 40 of SIAC Rules 2025)
- Document disclosure
- Hearings (Rule 39 of SIAC Rules 2025)
- Role of Tribunal Secretaries, Appointment of SIAC Secretariat as a Tribunal Secretary (Rule 24 of SIAC Rules 2025)
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- SIAC Practice Note on the Appointment of Tribunal Secretaries (1 January 2025)
- SIAC Practice Note for Administered Cases – On the Appointment of Administrative Secretaries (2 February 2025)

2015)

- SIAC Practice Note on Arbitrator Conduct in Cases Involving External Funding (31 March 2017)
 - Class Exercise
-

第4回

Session 4: 24 April (Friday) 1:00-4:00pm

Yoko Maeda, Member, Court, SIAC; Partner, City Yuwa & Partners

Jurisdictional Objections, Consolidation and Joinder, Emergency Arbitrator, Expedited Procedure, Early Dismissal

- Jurisdictional Objections (Rules 8 and 31 of SIAC Rules 2025)
 - Emergency Arbitrator applications (Rule 12 and Schedule 1 of SIAC Rules 2025)
 - Expedited Procedure applications (Rule 14 and Schedule 3 of SIAC Rules 2025)
 - Streamlined Procedure (Rule 13 and Schedule 2 of SIAC Rules 2025)
 - Early Dismissal applications (Rule 47 of SIAC Rules 2025)
 - Preliminary Determination (Rule 46 of SIAC Rules 2025)
 - Multiple Contracts, Consolidation, and Joinder of Additional Parties (Rules 15, 16 and 18 of SIAC Rules 2025)
 - Role of the SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar and the SIAC Secretariat
 - Class Exercise
-

第5回

Session 5: 27 April (Monday) 1:00-4:00pm

Sherly Gunawan, Counsel, Secretariat, SIAC (online)

Award and Costs of the Arbitration

- Close of proceedings and submission of draft awards (Rule 42.1 of SIAC Rules 2025)
 - SIAC Award Checklist (effective 31 March 2023)
 - Scrutiny of Awards (Rule 53 of SIAC Rules 2025)
 - Signing of Awards (Rules 52.1 and 52.2 of SIAC Rules 2025)
 - Correction of Awards, Interpretation of Awards and Additional Awards (Rule 54 of SIAC Rules 2025)
 - Decision as to the Costs of the Arbitration (Rule 57 of SIAC Rules 2025)
 - Confidentiality of arbitration (Rule 59 of SIAC Rules 2025)
 - Publication of Awards (Rule 60 of SIAC Rules 2025)
 - Authentication and Certification (Rule 52.6 of SIAC Rules 2025)
 - Class Exercise
-

第6回

Session 6: 27 April (Monday) 6:10-9:10 pm

Shwetha Bidhuri, Director & Head, South Asia (online)

SIAC, Investor State Dispute Settlement and Alternative Dispute Resolution

- SIAC Investment Arbitration Rules
 - Jurisdictional criteria
 - List procedure for appointment of sole or presiding arbitrator
 - Opt-in mechanism for appointment of Emergency Arbitrator
 - Challenges to arbitrators
 - Early dismissal of claims and defences
 - Written submissions by non-disputing parties
 - Third-party funding arrangement
 - Confidentiality and publication of key information relating to dispute
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- Class Exercise

慶應義塾大学 シラバス・時間割

SIAC and Institutional Arbitration I (J.D.)JD

担当者名	宮武 雅子, 寺村 信道
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	03849
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	アジアにおける国際商事仲裁をリードするシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の手続き規則と手続き実務をSIACのスタッフが解説し、実務上の問題点も議論する。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course is taught online by visiting lecturers from the Singapore International Arbitration Centre (SIAC), Young SIAC (YSIAC) Committee Members, and other leading international arbitration practitioners and arbitrators. Guest Professor Masako Miyatake and Associate Professor Nobumichi Teramura serve to administer the course and conduct assessment on site.

Arbitral institutions are important stakeholders in the field of international arbitration, but the nature and importance of their role have often been overlooked. The course seeks to introduce participants to the role and function of arbitral institutions in guiding and shaping the practice of international arbitration, and to the complex issues that arbitral institutions face in the administration of arbitrations, including, among others, the appointment of arbitrators and the issuance of arbitral rules and practice notes.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

No prerequisites.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I, II, Arbitration (Practical Training course) . SIAC and Institutional Arbitration II is the same course as SIAC and Institutional Arbitration I except that a final research paper is assigned to the students of II as the basis of assessment.

授業の方法

Lectures and class exercises.

This is an intensive course consisting of six sessions in April 2026, each lasting three hours. For more details, please refer to Course Plan below.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a one-credit course in which the students are assessed only on the basis of their class participation (100%). There is no sit-down or take- home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials

- SIAC Arbitration Rules 2025 (7th Edition)
- SIAC Arbitration Rules 2016 (6th Edition)
- SIAC Investment Arbitration Rules 2017
- SIAC Practice Notes
- Public Consultation Draft of the 7th edition of the SIAC Rules
- Singapore International Arbitration Act
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2024)
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- SIAC Restructuring & Insolvency Arbitration Protocol

Recommended Textbook

Darius Chan, Paul Tan, Nicholas Poon, The Law and Theory of International Commercial Arbitration in Singapore (Academy Publishing)

Supplementary Reading Materials

- John Choong, Mark Mangan, and Nicholas Lingard, A Guide to the SIAC Arbitration Rules, 2nd ed., (Oxford University Press)
- Paul Sandosham, Nish Shetty, Harpeet Singh Nehal SC, Kabir Singh, "A Practical Guide to the SIAC Rules", (LexisNexis)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

授業の計画

第1回

Session 1: 22 April (Wed.) 2:45-5:45 pm
Vivekananda Neelakantan, Registrar, SIAC

Introduction to SIAC

- Role of arbitral institutions in international arbitration
- Overview of leading arbitral institutions
- Institutional arbitration vs ad hoc arbitration
- SIAC History
- Role of SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar, SIAC Secretariat, and the interactions between them
- Overview of SIAC's Rules and Practice Notes – SIAC Rules 2025 (7th Ed, hereinafter referred to as the 'Rule' or 'Rules'), Rules, SIAC Rules 2016 (6th Ed.); SIAC Investment Arbitration Rules 2017

Case Management at SIAC

- Notice of Arbitration (Rule 6)
 - Commencing the arbitration (Rule 6.2)
 - Response to Notice of Arbitration (Rule 7); Counterclaims
 - SIAC Schedule of Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration (Rule 56);
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings;
 - SIAC Gateway
 - Administrative Conferences with SIAC Registrar and SIAC Court President (Rules 11, 32.8)
 - Registrar's powers of interpretation of SIAC Rules (Rule 3.3)
 - SIAC Practice Note on Cases Administered by SIAC under the SIAC Rules
 - Administering UNCITRAL Arb Rules
 - Class exercises
-

第2回

Session 2: 22 April (Wednesday) 6:30-9:30pm

Jay Shin, Head, SIAC North East Asia

SIAC's role in the Constitution of the Arbitral Tribunal

- Nomination; Appointment and confirmation of arbitrators (Rules 19, 21 and 22 of SIAC Rules 2025)
 - Multi-party appointment of three arbitrators (Rule 23 of SIAC Rules 2025)
 - Disclosure and conflicts of interest (Rule 20 of SIAC Rules 2025)
 - Qualifications of arbitrators
 - Challenge of arbitrators (Rules 26 – 28 of SIAC Rules 2025)
 - Replacement of arbitrators (Rule 30 of SIAC Rules 2025)
 - IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2014)
 - SIAC's statutory appointing role under the International Arbitration Act
 - SIAC Code of Ethics for an Arbitrators (1 January 2025)
 - Class Exercise
-

第3回

Session 3: 23 April (Thursday) 6:10-9:10 pm

Lexi Takmatsu, Partner, Mori Hamada & Matsumoto

The Arbitral Proceedings

- Case Management Conference
- Issues for Determination (Rule 34 of SIAC Rules 2025)
- Procedural Order No. 1 / Procedural Timetable No. 1
- Seat of the arbitration (Rule 36 of SIAC Rules 2025)
- Conduct of the proceedings (Rules 3.5 and 32 of SIAC Rules 2025)
- Languages of the arbitration (Rule 37 of SIAC Rules 2025)
- Party representatives, Proof of Authority and Self-Representation (Rule 10 of SIAC Rules 2025)
- Third Party Funding (Rule 38 of SIAC Rules 2025)
- Pleadings
- Witnesses and Witness Preparation (Rule 40 of SIAC Rules 2025)
- Document disclosure
- Hearings (Rule 39 of SIAC Rules 2025)
- Role of Tribunal Secretaries, Appointment of SIAC Secretariat as a Tribunal Secretary (Rule 24 of SIAC Rules 2025)
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- SIAC Practice Note on the Appointment of Tribunal Secretaries (1 January 2025)
- SIAC Practice Note for Administered Cases – On the Appointment of Administrative Secretaries (2 February 2025)

2015)

- SIAC Practice Note on Arbitrator Conduct in Cases Involving External Funding (31 March 2017)
 - Class Exercise
-

第4回

Session 4: 24 April (Friday) 1:00-4:00pm

Yoko Maeda, Member, Court, SIAC; Partner, City Yuwa & Partners

Jurisdictional Objections, Consolidation and Joinder, Emergency Arbitrator, Expedited Procedure, Early Dismissal

- Jurisdictional Objections (Rules 8 and 31 of SIAC Rules 2025)
 - Emergency Arbitrator applications (Rule 12 and Schedule 1 of SIAC Rules 2025)
 - Expedited Procedure applications (Rule 14 and Schedule 3 of SIAC Rules 2025)
 - Streamlined Procedure (Rule 13 and Schedule 2 of SIAC Rules 2025)
 - Early Dismissal applications (Rule 47 of SIAC Rules 2025)
 - Preliminary Determination (Rule 46 of SIAC Rules 2025)
 - Multiple Contracts, Consolidation, and Joinder of Additional Parties (Rules 15, 16 and 18 of SIAC Rules 2025)
 - Role of the SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar and the SIAC Secretariat
 - Class Exercise
-

第5回

Session 5: 27 April (Monday) 1:00-4:00pm

Sherly Gunawan, Counsel, Secretariat, SIAC (online)

Award and Costs of the Arbitration

- Close of proceedings and submission of draft awards (Rule 42.1 of SIAC Rules 2025)
 - SIAC Award Checklist (effective 31 March 2023)
 - Scrutiny of Awards (Rule 53 of SIAC Rules 2025)
 - Signing of Awards (Rules 52.1 and 52.2 of SIAC Rules 2025)
 - Correction of Awards, Interpretation of Awards and Additional Awards (Rule 54 of SIAC Rules 2025)
 - Decision as to the Costs of the Arbitration (Rule 57 of SIAC Rules 2025)
 - Confidentiality of arbitration (Rule 59 of SIAC Rules 2025)
 - Publication of Awards (Rule 60 of SIAC Rules 2025)
 - Authentication and Certification (Rule 52.6 of SIAC Rules 2025)
 - Class Exercise
-

第6回

Session 6: 27 April (Monday) 6:10-9:10 pm

Shwetha Bidhuri, Director & Head, South Asia (online)

SIAC, Investor State Dispute Settlement and Alternative Dispute Resolution

- SIAC Investment Arbitration Rules
 - Jurisdictional criteria
 - List procedure for appointment of sole or presiding arbitrator
 - Opt-in mechanism for appointment of Emergency Arbitrator
 - Challenges to arbitrators
 - Early dismissal of claims and defences
 - Written submissions by non-disputing parties
 - Third-party funding arrangement
 - Confidentiality and publication of key information relating to dispute
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- Class Exercise

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際刑事法

担当者名	城 祐一郎
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41459
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	国際的な捜査共助や受刑者移送など、各国の協力の下にどのような措置が採られているのか、どのような事件や問題が現在に生じているのかなどについて学習する。特に、カルロス・ゴーンの逃走を手助けした被告人らの犯行及びその後の受刑者移送を含めた事件の真相を解明するなど、国際刑事法上の基礎的な知識の涵養に努める。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05
▼ 詳細	

授業の目的と到達目標

本授業は、国際的な法曹の養成という観点から、国際刑事法と国内刑事法との連携、協働に関する学際的な知見の習得を目的とする。

学業上の到達目標としては、まず、国際刑事法の国際法全体の中における位置づけを理解し、その法原則や諸概念を明らかにするなどした上、国際刑事法の効力が国内刑事法とどのような関係になり、その執行力の保全をどのような形で国内法が担保するかなど、両者の密接不可分な関係を、一つは国際法に立脚した視点から、また、もう一つは国内法に立脚した視点から、それぞれ主要な問題点について検討し、必要な基礎的知識を習得する。

さらには、近時、マスコミ上でも取り上げられるなどした国際的トピックについて(例えば、アラビア海の高齢者など)、国際刑事法的観点からの検討を行い、実践的な感覚の習得にも努めるようにしたい。

そして、最終的には、国際法的視野をもった国内法の実務家たる法曹の養成に至ることを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

極めて深く関連する。実際にあった刑事事件の捜査等にも敷衍して国際刑事法上の諸問題を解説する。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

テキストを事前に読み込んでおいて授業に臨みたい。

関連する科目との関係

本授業を受講するに当たっては、国際公法、刑法、刑事訴訟法などの基礎知識が必要とされるものの、それらの知識が不十分であってもカバーできるように講義をする予定であるので、心配することなく受講されたい。

授業の方法

講義を中心とするが、必要に応じて、履修者による発表、報告等に基づくディスカッションも予定している。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

成績は、授業態度やその積極性を平常点40パーセントとし、レポート60パーセントで成績評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

精製AIの利用は認めない。

教材

成文堂から平成30年3月に出版された拙著「現代国際刑事法」をテキストとして用いる。授業では、指名して教科書の部分的な朗読等を求めるので、必ずテキストは持参されたい。その他、適宜必要な資料、文献等は授業の中で紹介、配布する。なお、六法を毎回持参のこと。

授業の計画

第1回

国際刑事法の意義、学問上の位置づけなどについて解説を加える。そして、国際刑事法が国内刑事法とどのような場面で協働し、また、摩擦が起きるのかなど、どちらか一面だけに偏っては法執行が適正になされ得ないことなどから、両者の関係についての問題意識を高める。さらに、刑法の適用範囲の問題として、国外犯の適用に関し、保護主義、世界主義等の概念の理解に努める。

第2回

国際捜査・司法共助の理念及びその手続法についての理解。例えば、逃亡犯罪人引渡しでは、カルロス・ゴーンの引渡しが可能であるのかなど、近時のトピックを取り上げて解説する。

第3回

国際捜査・司法共助の実施上の問題点、代理処罰の問題。外国人が我が国で犯罪を敢行しながら、母国に逃げ帰った場合、どのようにしてその処罰を行うのかなど、現実には起きている問題を取り上げて検討する。

第4回

国際捜査・司法共助の効果的な実施例、EU内部における相互主義、特に相互承認原則やユーロジャストの役割等。ヨーロッパは国境が事実上ない制度を採用していることから、犯罪者の他国への逃亡は極めて容易である。そのような中でEU諸国はお互いにどのような制度を創設し、また、それを活用することで犯罪者に対処しているかなどを解説する。

第5回

条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その１）

OECDを中心とする外国公務員贈賄罪の国際法的、国内法的規制について、特に、国際サッカー連盟を舞台とした汚職事件の問題点等

第6回

条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その２）

国連を中心とする組織犯罪防止条約に関する国際法的、国内法的規制について、特に、テロ等準備罪の解釈、適用も含めて。

第7回

条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その３）

FATFと中心とするマネー・ロンダリング規制に関する国際法的(仮想通貨を用いたマネー・ロンダリング対策をも含めて)、国内法的規制について並びにパナマ文書に代表される租税回避問題について

第8回

条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その４）

人身取引をめぐる国際法的、国内法的規制など。特に、近時は、ハーグ条約に基づく子の引渡し等が国内的にも重大な問題となり、この条約の履行状況や問題点について検討する。

第9回

国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その１）

ソマリア沖海賊に関する諸問題（前半）

第10回

国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その２）

ソマリア沖海賊に関する諸問題（後半）

第11回

国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その３）

北朝鮮の核開発等に関する諸問題（前半）

第12回

国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その３）

北朝鮮の核開発等に関する諸問題（後半）

第13回

世界主義、保護主義等に基づく国内法の国際的領域における効力等として、シー・シェパードの違法行為に対する国際法的、国内法的規制について

第14回

サイバー犯罪条約における問題点、特に、いわゆるリモート差押えにおいて、海外のサーバに蔵置されたデータを我が国の差押許可状で取得することの国際法上の問題点などを中心として

第15回

まとめとして、全体を総括する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

信託法

担当者名	小野 祐司
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B34
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42130
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	信託法および信託銀行における信託実務を取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義では、信託銀行において行われている実務を踏まえながら信託法の解説を行う。

信託に関する私法上の法律関係の通則を定めた旧信託法は大正11年に制定されたが、その後、資産の流動化をはじめとした信託スキームに対する社会的ニーズの高まり等から、信託法の全面的な現代化を図る必要があると認識されるようになり、信託の仕組みが持つ「柔軟性」をより生かすことができる新信託法が平成18年に成立した。

現在、金融法務にかかわる者にとって、信託法の知識は極めて重要なものとなっている。

信託法に関する基本的かつ重要な事柄を網羅的にとりあげることで、金融法務に携わる法律家にとって必要な信託の知識を習得することを目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当講師は、大手信託銀行にて30年以上の経験を有するため、信託関連法令、信託実務に深い理解を有している。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

教員が配布するレジュメを事前に学習してくることが求められる（1コマあたり1時間程度）

関連する科目との関係

信託法を学ぶうえでは、民法および会社法において類似する制度と比較しながら、その内容を確認することが重要である。

授業の方法

配布される資料等に基づき、ディスカッションを交えながら、講義形式にて授業を行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点（授業への参加度など）20%、レポート80%として総合評価を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
 - 課題の構成案の検討
 - 調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）
- ただし、以下の点に留意してください。
- AI を使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
 - AI による文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
 - レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

【教科書】

授業においてレジュメおよび関連資料を配布する。

【参考書】

三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務（7訂版）』（きんざい、2022年）

道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022年）

道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞社出版、2007年）

寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008年）

授業の計画

第1回

信託法の概要

イントロダクション

信託の基本的な仕組み

信託の歴史

信託法制改定の経緯

民法・会社法において類似する制度

第2回

信託の種類（その1）

金銭の信託

年金信託

投資信託

第3回

信託の種類（その2）

流動化目的の信託

不動産の信託

従業員持株ESOP信託

第4回

信託の設定

信託の設定の方法

第5回

信託財産（その1）
信託財産の定義
信託財産の範囲
信託財産責任負担債務
受託者の債務履行責任
信託財産の独立性
第三者対抗要件

第6回

信託財産（その2）
信託財産に属する債権等についての相殺

第7回

受託者（その1）
受託者の定義
受託者の義務（善管注意義務・忠実義務・公平義務・分別管理義務・自己執行義務・報告帳簿作成義務）

第8回

受託者（その2）
受託者の権限
受託者の責任
受託者が2人以上いる場合の特例

第9回

受益者
受益者の定義
受益権
受益権の譲渡
受益者の監督的権能

第10回

信託管理人等
信託管理人・信託監督人・受益者代理人
委託者
信託の変更・併合・分割
信託の終了・清算

第11回

新たな信託の類型
受益証券発行信託
限定責任信託
目的信託
民事信託

第12回

信託業法の概要
受託者の義務
信託財産に係る行為準則
信託業務の委託
信託の引受けに係る行為準則
信託契約の内容の説明

信託契約締結時の書面交付
信託財産状況報告書の交付

第13回

判例研究等

第14回

判例研究等

第15回

判例研究等

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（LGBTQと法と社会:法曹実務編）

担当者名	駒村 圭吾, 小川 綾, 藤田 直介
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	20935
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	社会生活上の諸場面においてLGBTQ当事者が抱える困難について理解し、これらの法的な問題点を考察するとともに、社会の一員として、また法律実務家として、解決に向けてどのように働きかけ、実現していくことができるのかについて、検討する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

近時、「LGBTQ」や「セクシャル・マイノリティ」に対する「配慮」や「対応」の必要性が随所で取り上げられている。LGBTQその他のセクシャル・マイノリティ当事者が社会で直面する困難は決して新しい問題ではないが、漸く社会的に認識され始め、認識不足に対する啓蒙や差別や無理解の解消に取り組むべきであるという機運がゆるやかに進展しつつある。他方、これらの困難の中には、法的な解決が必要とされるものも多い。同性婚を巡っては、全国各地の同性カップルにより訴訟が提起され、2021年3月の札幌地裁による違憲判決を皮切りに、各地方裁判所の判断を経て、2024年には高裁での違憲判決が続いた。LGBTQの文脈に限らず広く家族に関する憲法の規定をめぐるのは、夫婦同氏に関する判例など近時重要判例が相次いでいる。2003年に制定された法律上の性別変更のための特例法については、2023年に最高裁はその要件の一部を違憲と判断した。さらに、オリンピック開催直前の2021年6月に国会提出にいたらなかった性的少数者に関する理解増進法が2023年ようやく成立したことは記憶に新しい。

本演習は、LGBTその他のセクシャル・マイノリティ当事者が抱える困難及びその対処について、憲法の人権論、近年の家族に関する憲法判例、その他の基本法の観点からはどのように考えられるのか、法的な考察を行うことを目的とする。LGBT+に関する法的問題は、現在進行形で立法・司法・社会運動が展開しており、法曹界でも通説・判例又は立法による解決を見ていない。他方で、今、現実の困難を抱えている人々が存在する。このような分野において、法科大学院で学んだ基本法を応用していく力、また、生の問題を前提に法律を解釈し問題解決を試みていく力を、法律実務家として身につけることを到達目標とする。

（駒村は本塾法学部教授、藤田・小川はLGBT支援を行うNPO「LGBTQとアライのための法律家ネットワーク」に所属する弁護士）

なお、以下のシラバスに変更がある場合は初回に告知する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

LGBTQの法律問題に長年携わってきた弁護士二名に参加してもらい、プラグマティックな知識を獲得する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

各週の事前学習は資料の読了に2時間を目安とする。起案課題には追加の時間を要する

関連する科目との関係

特になし。LGBTQと法と社会（1）基礎編の履修は必須ではないが、LGBTQに関する一定の知識・理解を前提とする。基礎知識のない場合は、法学部提供の科目であるが、「LGBTQと法と社会」の聴講が役に立つだろう。

授業の方法

事前配布資料に基づく履修者による報告、起案発表とディスカッションを行う。ゲストスピーカーによる講義・ディスカッションも予定している。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点10%、授業への参加度（起案・発表・議論での発言など）60%、法律相談演習への参加度30%の総合評価とする予定である。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

一定の条件の下で利用可能

教材

その都度配布する（一部英文あり）。

授業の計画

第1回

イントロダクション

第2回

LGBTQの基礎知識

第3回

トランスジェンダー①

第4回

トランスジェンダー②

第5回

憲法と家族①

第6回

憲法と家族②

第7回

憲法と家族③

第8回

憲法と家族④

第9回

憲法と家族⑤

第10回

差別禁止法①

第11回

差別禁止法②

第12回

法律相談演習①

第13回

法律相談演習②

第14回

法曹の役割

第15回

総括

第16回

なし

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Corporate Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G., ロウ, ナサニエル L.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	火1
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32587
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、会社法の目的を研究し、異なるアプローチがその目的達成にどのように失敗または成功するかを評価する。日米の会社法の類似点と相違点を比較法の手法で検討し、最近の判例や関連する法律、契約、ビジネスの問題を、会社の支配権をめぐる争いに焦点を当てながら分析する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course examines similarities and differences in corporate law across a range of topics and jurisdictions and considers how effective different legal systems are at achieving those purposes. Broader themes such as convergence and transmission of corporate law concepts will be considered over the course of the semester.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each instructor has over 20 years of experience as legal counsel advising corporations on transactions and governance-related matters. These experiences are useful in developing case studies and considering real-world decisionmaking processes.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Several hours of advance reading and study will be required each week.

関連する科目との関係

While the course will discuss corporate transactions and policies, it will focus more upon comparison of legal standards and other influences upon corporate governance. The course assumes previous study of corporate law of at least one jurisdiction. It should complement the following courses.

Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions

Corporate Governance and Risk Management

Comparative Corporate Finance and Law

Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions

授業の方法

We will use the case method as well as lectures. Students will be expected to analyze cases, contracts and other materials and answer challenging questions in class. Each student will be asked to take the lead in presenting a significant corporate transaction or episode for the class.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based 50% upon each student's presentations/reports/in-class examination and 50% on classroom contribution.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The course will allow use of generative AI as a tool in some circumstances as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.

Other exercises will be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

No textbook will be used. Materials (cases, academic commentary, etc.) will be assigned for each class.

授業の計画

第1回

Tues, April 7, 8:30AM

What is a corporation and what is the scope of "corporate law"? Basic corporate attributes and governance structures.

第2回

Controls over corporate decisionmaking -- good and bad decisions and the business judgment rule

第3回

The duty of care, limits upon business judgment, director liability as a control

第4回

Duties of directors in considering takeover proposals -- Revlon, Unocal, and equivalents in other jurisdictions

第5回

Conflicts of interest and minority shareholders -- the example of "going private" transactions

第6回

Reliance on outside/independent directors -- an example of convergence?

第7回

The "poison pill" takeover defense in Delaware (and Japan)

第8回

Capital structures and directors' duties toward creditors

第9回

Duties related to corporate compliance with law

第10回

Stakeholder capitalism - interests of non-shareholder constituencies

第11回

Environmental, Social, and Governance (ESG) investing and ESG management

第12回

Current developments in comparative corporate law

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際関係法（私法系）総合

担当者名	森 大樹
単位	2
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	火1,2
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	21229
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	国際私法、国際民事手続法及び国際商取引法について、重要な裁判例や主要な論点の検討、事例演習などを行い、実践的な理解を深めることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業では、社会のグローバル化の進展に伴い今後より増加することが予想される私人間の国際的な法律問題の予防・紛争解決に対処することができるよう、国際私法、国際民事手続法および国際取引法について、重要な裁判例や主要な論点の検討、事例演習などを行い、実践的な理解を深めることを目的とする。

本授業では、「慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）における固有の到達目標（2025年度改訂版）」の「国際関係法（私法系）」のすべてをカバーする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士としての実務経験年数は23年以上あり、その間国際的な取引・紛争に関する助言・代理を取り扱ってきた。限られた授業時間ではあるが、可能な範囲で実務上の経験についても触れたい。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

受講者は、事前に提示された事例課題を検討してくる必要がある（目安として1時間程度）。

関連する科目との関係

本授業の内容は、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際民事訴訟法」、「国際紛争解決」、「国際商取引法」などの授業と密接に関連する応用科目であるため、それらの授業の全部又は一部を受講していることが望ましいが、条件とはしない。また、「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」、「民事手続法総合」、「民事法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」などの授業において一定の知識を習得していることを前提とする。

授業の方法

講義及び事例演習を組み合わせで行う。基礎的な知識を習得していることを前提として、ソクラティック・メソッドを用いて、受講者の理解度を把握しながら授業を進める。受講者は、事前に提示された課題を検討してくる必要がある。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験の成績（70％）、平常点（30％）を総合評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力を養うことを重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

教材

期末試験の成績（70％）、平常点（30％）を総合評価する。

教科書／Textbooks

特に指定しないが、各自が使用している教科書（例：中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法〔第3版〕』（有斐閣）、澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門〔第9版〕』（有斐閣）、松岡博編『国際関係私法入門〔第4版補訂〕』（有斐閣））及び道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』を用いて予習することが求められる。

授業の計画

第1回

第1回（4月7日1時限）

国際私法・総論（1） 法選択規則、法律関係の性質決定、連結点

第2回

第2回（4月7日2時限）

国際私法・総論（2） 準拠法の指定・特定、外国法の適用

第3回

第3回（4月14日1時限）

国際私法・総論（3） その他

第4回

第4回（4月14日2時限）

国際私法・財産法（1） 契約（1）

第5回

第5回（4月21日1時限）

国際私法・財産法（2） 契約（2）

第6回

第6回（4月21日2時限）
国際私法・財産法（3） 不法行為、事務管理、不当利得

第7回

第7回（4月28日1時限）
国際私法・財産法（4） 債権債務関係、物権、知的財産権、自然人・法人

第8回

第8回（4月28日2時限）
国際私法・財産法（5） その他
国際取引法

第9回

第9回（5月12日1時限）
国際私法・家族法（1） 婚姻・離婚（1）

第10回

第10回（5月12日2時限）
国際私法・家族法（2） 婚姻・離婚（2）、親子（1）

第11回

第11回（5月19日1時限）
国際私法・家族法（3） 親子（2）

第12回

第12回（5月19日2時限）
国際私法・家族法（4） 親族関係の諸問題（氏名、後見・失踪宣告、扶養）、相続・遺言

第13回

第13回（5月26日1時限）
国際民事手続法（1） 裁判権、国際裁判管轄1 財産関係事件（1）

第14回

第14回（5月26日2時限）
国際民事手続法（2） 国際裁判管轄2 財産関係事件（2）、人事・家事事件

第15回

第15回（6月2日1時限）
国際民事手続法（3） 外国判決の承認・執行など

第16回

第16回
期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（組織内オンブズマンの理論と実践）

担当者名	宮武 雅子, 石丸 健一
単位	1
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	火3
キャンパス	三田
教室	2B25
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	20973
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	組織内の紛争を予防する制度としての組織内オンブズマンの必要性、構造、オンブズマンが利用するテクニックを学び、模擬コーチング、模擬調停を通じてテクニックを身に付けていく。
K-Number	GLS-LP-89643-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本コースは企業などの組織内の小さなもめ事・不満を組織内オンブズマン（Organizational Ombudsman）という制度で組織的に処理し、組織の生産性の向上とコンプライアンスの維持につなげる方法論を提言する。組織内で通報されたハラスメントやいじめの事件の大半は、法律上のハラスメントに該当しない、就業規則やコンプライアンスルールに反しないとして、未解決のまま葬り去られる。未解決のままでは職場の人間関係、雰囲気が悪くなるだけでなく、欠勤・労働意欲の低下をもたらし、労働生産性は下がり、従業員の離職・配置転換を余儀なくさせられることも少なくない。さらに、小さなもめ事が悪化し、不平がたまって爆発して紛争となり、後日訴訟となることも珍しくない。

本コースの趣旨は、組織内オンブズマン制度がこのような小さなもめ事・不満の悪化を防止し、組織を活性化するために活動することを理解し、組織内オンブズマンが遵守すべき原則論（独立性、中立性、非公式性、守秘義務）を学び、組織内オンブズマンとして必要なコーチングのスキル及び調停のスキルを身に着ける。

本コースを修了すれば、組織内オンブズマンの制度趣旨と原理に乗っ取り、紛争解決のためのコーチングと調停スキルを習得して実際の紛争解決に役立てることを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

日本における組織内の紛争とオンブズマンによる解決の実務をできる限り紹介し、実践的な知識と経験と身に着けることを目的とする。

能動的学修形式 [説明](#)

ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

該当なし。

関連する科目との関係

Mediation（LL.M.プログラム春学期・秋学期）

授業の方法

本コースは、レクチャー形式と学生が架空の組織内紛争案件を扱うロールプレイ形式に分かれる。レクチャーでは、組織内オンブズマンの理論・実践及びスキルを学ぶ。ロールプレイでは、学生はグループに分かれ、予め与えられたシナリオに沿って、紛争の相談者を模擬コーチングし、また、紛争当事者を調停形式で当該紛争の解決に導くことを体験する。模擬コーチング及び模擬調停を体験することでレクチャーで学んだスキルを習得する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

クラスディスカッション、模擬コーチング及び模擬調停への積極的な参加（80%）並びに最終レポートの提出（20%）。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本講義では、学生自身の思考力および表現力を重視します。
そのため、生成AIの使用は原則として禁止されています。

次の行為においては、AIの使用は認められません。

- ・レポートや課題の作成
- ・授業内でのディスカッションや発表の準備

AIの使用が判明した場合、当該成果物は評価の対象外とされる、または学術的不正行為として扱われ、懲戒処分の対象となることがあります。使用の可否について不明な点がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

該当なし。但し、授業内で逐次、参考書の抜粋を配布。

授業の計画

第1回

1. 紛争予防法務とは
紛争のデス・スパイラル
組織内紛争とその影響
2. 組織内オンブズマンの目的と原理
 - 1) 独立性
 - 2) 中立性
 - 3) 非公式性
 - 4) 守秘義務
3. 組織内オンブズマンのワークフロー
 - 1) 事実の徴収
 - 2) コーチング
 - 3) 調停

第2回

コーチングの理論とスキルセット

1. コーチングの趣旨・目標、原則

2. コーチングの構造とフロー
3. コーチングスキル

第3回

ロールプレイ 1: 模擬コーチング 1

第4回

ロールプレイ 2: 模擬コーチング 2

第5回

調停の理論とスキルセット

1. 調停の定義、趣旨・目的
 2. 調停の原則論
 3. 調停の各種アプローチ
 4. 調停のフロー
 5. 調停スキル
-

第6回

ロールプレイ 3: 模擬調停 1

第7回

ロールプレイ 4: 模擬調停 2

第8回

ロールプレイ 5: 模擬コーチングから模擬調停まで

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Commercial Transactions (J.D.) (J.D.)(8:30~10:30)×12 times

担当者名	リット, デイビッド G. , ヒューイット ティモシー J.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	火3
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89497
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業は、国際商取引の基礎について、国際販売、流通契約、知的財産権ライセンス、フランチャイズ、直接投資（ジョイントベンチャーを含む）に関連する法的リスクとビジネスリスクを理解することに重点を置く。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to the fundamentals of international commercial transactions so that they can function in environments where they need to handle a wide range of matters and effectively engage with experts in specific areas. The focus will be on understanding the legal and business risks associated with various methods of international commerce, starting from international sales and distribution agreements, intellectual property rights' licensing, franchising and on to direct investment (including joint ventures/acquisitions). Students will study real cases, with a focus on examples from Asia, and learn how to advise the international client and deal with unfamiliar jurisdictions.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The instructors each have 20 or more years of experience as outside and internal legal counsel engaged in negotiation of commercial agreements for clients or on behalf of their employer business organizations.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Several hours of reading preparation will be required most weeks, as well as some small assignments. If class size permits, each student will be assigned a special topic to address at one class during the semester. Also, this year we hope to add various interactive negotiation exercises during classes, which will benefit from and require preparation.

関連する科目との関係

The class is a broad survey in nature and introduces many areas that are covered in more detail in other global business law courses.

授業の方法

Lecture and discussion. Students may be asked to make presentations to the class as well, and we will have interactive negotiation exercises as well in some sessions.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Assessment will be based upon general class preparation and participation (50%), and presentations and assignments (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The course will allow use of generative AI as a tool on a case-by-case basis as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.

Other exercises will be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

Materials will be uploaded or made available for use. No textbook is required.

授業の計画

第1回

Introduction to International Commercial Transactions; Overview of different types of ICT

第2回

International sales agreements generally; Incoterms

第3回

International sales continued – The UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) and other governing law for cross-border transactions.

第4回

Letters of credit and other methods for settling international transactions.

第5回

Non-disclosure Agreements—prelude to discussions that involve disclosure of sensitive business, financial or technical information.

第6回

Use of International Distributors -- Distribution Agreement analysis

第7回

Introduction to cross-border Intellectual Property licensing, with a focus on types of licenses and business issues in licensing IP

第8回

Introduction to anti-corruption laws affecting international commerce—US Foreign Corrupt Practices act, UK Anti-Bribery Act, OECD convention and others

第9回

Foreign Direct Investment and its regulation (Investment treaties; US CFIUS, Japan FECL, China and other similar regulation)

第10回

Data privacy, supply chain diligence, sustainability, and other important trending issues in cross-border trade and investment.

第11回

The role of letters of intent and other preliminary agreements.

第12回

Joint Ventures and other similar arrangements.

第13回

Class reserved for negotiation exercises (this may be moved earlier in the semester).

第14回

Dispute resolution in international commercial transactions – Litigation, Arbitration, Mediation

第15回

The business of law and the future role of lawyers in international commercial transactions.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Mediation (J.D.) (J.D.)(14:45~17:00 x 10 times)

担当者名	宮武 雅子, 神谷 智彦
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	火4,5
キャンパス	三田
教室	2B24, 2B25
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	94196
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	法律実務基礎科目（選択）
科目概要	調停の基本原理、手続きの流れ、調停スキル及び調停を紛争解決の中でどのように生かすかを学び、6回の模擬調停を経験することでスキルをマスターすることを目標とする。
K-Number	GLS-LP-89213-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to provide students with a comprehensive understanding of the principles and practicalities of mediation, mediation process and the mediation skills. The set of skills can be used not only in mediation for commercial disputes but suitable for individuals seeking to improve communication skills, arbitrators/adjudicators looking to broaden their ADR practice, and conflict resolution professionals.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in mediation as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

This course requires a good command of English, particularly in speaking and listening, with a TOEFL iBT score above 90 or IELTS of at least 6.5.

関連する科目との関係

Negotiation for JD/LLM (Fall Semester conducted in English) and Theme Research for JD: Organizational Ombudsman, Theory and Practice (Spring Semester conducted in Japanese).

授業の方法

This course consists of lectures, interactive class discussions and role-playing mediation simulations. Class will be conducted once a week a 135 minutes per session, starting at 14:45 and ending at 17:00 for 10 weeks during the spring semester. It will be held in a hybrid format, including both in person classes and an online session for the final assessment in the form of a role-playing mediation simulation on class 10 and/or 11 if necessary.

The maximum number of students enrolled in this course is six due to the course objectives stressing role-playing simulations. If the number of registrants exceeds the maximum capacity, enrollment will be determined through a lottery, which will be conducted in Class 1. The individuals unable to attend the first class will not be accepted.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be assessed through:

Class discussion and performance in role-playing simulations during the course (80%); and performance as a mediator in the final assessment in the form of a role-playing simulation to be held on Class 10 and/or 11 (20%). The final assessment will be based on how well students have mastered set of skills presented in the course and how effectively they can demonstrate set of skills in the role-playing simulations.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

I. Essential Reading

- Roberts M. (2014) A-Z of Mediation, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan.

II. Supplementary Reading

- Robert A Baruch Bush and Joseph P Folger, "The Promise of Mediation: The Transformative Approach to Conflict", (2004) Jossey Bass Publishers, ISBN 978 0787974831
- Roger Fisher, William Ury and Bruce Patton, "Getting to Yes", (2012) Random House Business, ISBN 978 1905211081
- Morton Deutsch & Peter T. Colman, "The Handbook of Conflict Resolution: Theory and Practice", (2000) ISBN 9780787980580
- Bruce Patton, Douglas Stone and Sheila Heen, "Difficult Conversations: How to Discuss What Matters Most", (2011) Viking, ISBN 97800670921348

授業の計画

第1回

Class 1: Apr. 7 at 14:45-17:00

1. The nature of conflict
2. Wide variety of ways people to respond to conflict
3. Overview of dispute resolution processes: Negotiation, Mediation, Adjudication, Arbitration, State Court

Litigation

- Know the various forms of dispute resolution available
 - Be able to explain and describe the characteristics of each option
 - Be able to assess the suitability of a dispute resolution process for a given situation
 - Know the advantage and disadvantage of mediation compared to other dispute resolutions
4. Mediation Practice: commercial, community, peer, restorative justice, family and etc.
5. Essentials of mediation
- Confidentiality under common law and civil law
 - Neutrality
 - Fairness
6. Various Types of Mediation Models:
- Evaluative approach
 - Facilitative approach
 - Transformative approach
-

第2回

Class 2: Apr. 14 at 14:45-17:00

1. The Mediation Process: Overview
 2. Preparation Stage
 - Getting Appointed
 - Curriculum Vitae or Profile
 - Fees
 - Dates
 - Assistant mediator
 - Confirming the appointment
 - Summaries and supporting documents
 - Venue and facilities
 - Pre-mediation contact
 - Who should attend?
 - Role of parties, lawyers, and experts and others
 - Site visit
 - On the day
 - Challenges and dilemmas
 3. Opening Stage
 - First private meeting
 - First Open (or joint) session
 - Practicalities
 - Setting the scene
 - Opening statements
 - Separating
 - Challenges and dilemmas
-

第3回

Class 3: Apr. 21 at 14:45-17:00

1. The Core Skills Part I
 - Active Listening
 - Questioning Technique
 - Building rapport
 - Empathy
 - Identifying a party's interests beneath its positions
 - Silence
 2. Role-playing Simulation I for Opening Stage
 - Opening Statement
 3. Feedback of Role-playing Simulation I
-

第4回

Class 4: Apr. 28 at 14:45-17:00

1. Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Purpose

- Private (Caucus) session
 - Relationship v Problem solving
 - 2. Role-playing Simulation II for Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Using the Core Skills Part I
 - Gathering information, identifying parties' underlying interests/needs, clarifying issues and acknowledging feelings
 - 3. Feedback of Role-playing Simulation II
-

第5回

Class 5: May 12 at 14:45-17:00

1. Role-playing Simulation III for Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Using the Core Skills of Part I
 - Gathering information, identifying parties' underlying interests/needs, clarifying issues and acknowledging feelings
 2. Feedback of Role-playing Simulation III
-

第6回

Class 6: May 19 at 14:45-17:00

1. Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Setting up an agenda
 - Exploring Options & Shaping the deal
 - Negotiation styles, techniques and strategies
 - Coaching
 - Identifying Blockage
 - Overcoming impasse
 - Challenges and dilemmas
 2. The Core Skills Part II
 - Mediator as a negotiator
 - BATNA
 - Strategic use of information
 - Ideal visioning (from past to future)
 - Identifying proposals
 - Reality check
 - Use of emotion
 - Break, food
-

第7回

Class 7: May 26 at 14:45-17:00

1. Role-playing Simulation IV for Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Using the Core Skills Part II
 - Setting up an agenda, exploring options to solve problems and evaluation of options, alternatives to a negotiated agreement
 2. Feedback of Roleplaying Simulation IV
-

第8回

Class 8: Jun. 2 at 14:45-17:00

1. Role-playing Simulation V for Identifying Issues and Creating Options Stage
 - Using the Core Skills Part II
 - Setting up an agenda, exploring options to solve problems and evaluation of options, alternatives to a negotiated agreement
 2. Feedback of Role-playing Simulation V
 3. Concluding Stage
 - Getting the deal
 - Deals with dignity
 - Challenges and dilemmas
-

第9回

Class 9: Jun. 9 at 14:45-17:00

1. Role-playing Simulation VI for Concluding Stage

- Helping parties make choices
- Breaking impasse
- Confirming agreement
- Drafting agreement
- Closing the session
- Aftercare: If no agreement, reviewing parties' issues and interest and discussion of other dispute resolution options and next steps

2. Feedback of Roleplaying Simulation VI

3. What is the Key to Success in Mediation? What about International Commercial Mediation Context?

4. Setting up a Mediation Practice

5. Confidentiality in Mediation in Comparison between that in Common Law Jurisdiction and Civil Law Jurisdiction.

第10回

Class 10: Jun. 16 at 14:45-17:00 (subject to adjustment)

Final Assessment in the form of role-playing mediation simulation

第11回

Class 11: Jun. 23 at 14:45-17:00 (subject to adjustment)

Final Assessment in the form of role-playing mediation simulation

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業内法務フォーラム・プログラム

担当者名	奥邨 弘司
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04644
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目フォーラム・プログラム
科目概要	企業内弁護士としてのキャリアに興味のある学生のために、企業内法務の機能やものの見方・考え方を解説する。
K-Number	GLS-LP-89623-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

近年、法曹資格取得後または法科大学院修了後の進路として、企業の法務部門（企業内法務）を選択する者が増えている。日本組織内弁護士協会の調べによれば、いわゆる企業内弁護士として働く者は、2001年にはわずか66人であったところ、2025年6月時点では3,596人となっており、今後も確実に増加するものと思われる。慶應ロースクールでも、企業内法務への就職を志望する者は少なくない。そこで、企業内法務を目指す学生向けの授業を提供している。

本授業は、企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。授業を通じて、企業の法務部門は、単に法律問題を処理するだけではなく、ビジネスをサポートし、かつ、企業を守るという、重要な役割を担っていることを理解してもらいたい。

もっとも、企業内で法務部門が対処する分野は幅広いため、15回という限られた授業時間では、個々の分野に割ける時間は限られる。したがって、細かな専門知識を身につけることよりも、企業内法務の機能を俯瞰的に理解し、将来実務で求められる企業内法務特有の見方・考え方を身につけることを最重要の目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

企業内法務での勤務経験（13年・NY州弁護士登録）を踏まえ、企業内法務の実際のものの見方考え方を、授業に盛り込んで行く。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

講義回は講義内容の見直し
演習回・RP回・GW回は事前準備
ゲスト講義回はミニレポート
（いずれも30分以内想定）

関連する科目との関係

＜本授業は、「企業内リーガルセッションフォーラム・プログラム」が名称変更したものである。そのため、過去に「企業内リーガルセッションフォーラム・プログラム」を受講した者は受講できない。＞

授業の方法

講義と演習を適宜組み合わせる授業を行う。受講者は、指示に応じ、事前に配付された資料を検討した上で、授業に臨むことが求められる。また、受講者に発言の機会が与えられる場合は、積極的な参加が求められる。

本フォーラム・プログラムでは、担当教員による講義の他に、企業法務担当者の全国組織であり会員企業数1000社を超える経営法友会（<http://www.keieihoyukai.jp/>）や慶應ロースクールを修了して企業内弁護士として活躍している先輩達の協力を得て、有名企業の法務部長や部長経験者、現役の企業内弁護士を中心とするゲスト講師を招き、企業内法務の実際について講義してもらうことを特色とする。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業への参加の程度（演習回に課す課題や授業中の発言など）を平常点として30%、期末などのレポートを70%として、総合的に評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

【生成AIの利用について】

- ①原則として、リサーチペーパー、レポートや課題などの提出物の作成に関して、生成AIの利用は認めない。
- ②なお、①にかかわらず利用を認める場合は、別途、文書（CANVASで配布する場合を含む）で明確に指示する（あわせて利用に際して厳守すべき条件も指示する）。
- ③違反した場合は、処分の対象となる場合があるので、十分に留意するように。

教材

担当教員による回は、担当教員作成の資料による。ゲスト講師による回は、ゲスト講師作成の資料による。
参考書は、授業時に適宜紹介する。

授業の計画

第1回

企業内法務総論（1）
企業内法務とは

第2回

企業内法務に求められる人材像

第3回

企業内法務総論（2）
企業内法務の機能（臨床・契約法務）

第4回

臨床（トラブル対応）法務の実際
事例を踏まえた解説

第5回

契約法務の実際
事例を踏まえた解説

第6回

契約法務演習（1）
模擬契約交渉

第7回

契約法務演習（2）
模擬契約交渉続き

第8回

契約法務演習（3）
模擬契約交渉続き

第9回

戦略法務・政策法務の実際
事例を踏まえた解説

第10回

企業内法務総論（3）
企業内法務の機能（組織・政策法務）

第11回

企業内法務総論（4）
企業内法務の機能（予防法務・組織内弁護士）

第12回

予防法務・コンプライアンスの実際
事例を踏まえた解説

第13回

予防法務・コンプライアンス演習
社内啓発資料の作成を体験

第14回

組織内弁護士の実際
事例を踏まえた解説

第15回

総括講義・質疑応答

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（労働法最新判例研究）

担当者名	森戸 英幸, 両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	99441
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	最新の労働判例について議論する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

労働事件の判例のうち、労働法分野の基本科目では取り上げられなかった最新のもの、及び応用的な論点を含むものを中心に、演習の方式により検討を行い、労働判例についての理解を深めることを目的とする。
本科目の履修を通じて、労働判例の読み方をさらに究めることにより、労働法分野についての高度な専門性を備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当教員は、労働委員会公益委員、紛争調整委員会あっせん員、あるいは弁護士として、労働紛争処理の実務に関与した経験を有する。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

指定された裁判例の予習

関連する科目との関係

本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、講義で十分に取り上げられなかった判例を中心に検討する発展的科目であるため、労働法Ⅰ・Ⅱを履修済みであるか、労働法Ⅰを並行履修中であることが望ましい。

授業の方法

演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする判例について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。このほかゲストスピーカーによる講演も予定している。また、在学中に司法試験を受験する履修者がある場合には、6月下旬～7月上旬に予定されている授業の実施について一定の配慮を行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

各受講者の報告及びそれに基づくレポートにより評価する（平常点100%）。なお、発言等による授業への貢献度も加点事由として評価することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

検討対象となる裁判例の他、授業開始時及び進行中に適宜指示する。

授業の計画

第1回

総論―労働判例の分析方法・報告割当決定

第2回

労働関係の当事者をめぐる裁判例

第3回

就業規則をめぐる裁判例

第4回

雇用平等をめぐる裁判例

第5回

雇用関係の成立をめぐる裁判例

第6回

人事異動をめぐる裁判例

第7回

賃金をめぐる裁判例

第8回

ゲストスピーカーによる講演

第9回

労働時間をめぐる裁判例

第10回

労災補償をめぐる裁判例

第11回

懲戒処分をめぐる裁判例

第12回

解雇をめぐる裁判例

第13回

非典型雇用をめぐる裁判例

第14回

労働組合・労働協約をめぐる裁判例

第15回

不当労働行為をめぐる裁判例

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Law of the Internet (J.D.) (J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G. , フォーマン, パトリック
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水1
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89430
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	インターネットの商業利用の制限が解除されて以来、その利用は拡大し、従来の法律実務のあらゆる分野に影響を及ぼし、全く新しい法律論争と実務の分野を生み出している。この授業では、インターネット法の実践の複雑で複合的な性質を定義し、理解を深める。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

In the decades since restrictions on commercial use of the Internet were lifted, the use of the technology has expanded to exert influence in every area of traditional legal practice and spawned completely new areas of legal controversy and practice.

Significant areas of legal and regulatory practice have developed around the devices, networks, applications, data and content that comprise the Internet. This course adopts a functional perspective on defining and preparing students for the complex and multi-disciplinary nature of the practice of Internet law. Any practicing attorney in the 21st century should be familiar with these areas in order to offer competent advice to a business or individual client.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Patrick Forman previously served for over 7 years as in-house counsel at British Telecom specialized in issues related to class subject matter and these continue to be a center of his law practice over the past few years in Tokyo.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Several hours of reading or other preparation will be assigned for each week's class.

関連する科目との関係

The course will address issues that span a wide range of legal areas. Relevant courses include, among others:
Intellectual Property from a Global Perspective
International IP Licensing Agreements
Cross-border Litigation
Corporate Governance and Risk Management
AI & Its Legal Landscape

授業の方法

A mixture of lecture and discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grading will be based upon active class participation (50%), and several short papers and research assignments over the course of the semester (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Given its focus on technology, the course will allow use of generative AI as a tool on many assignments, and will focus upon how students can best use these tools as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.

Other exercises may be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

There is no textbook. Course material will be distributed, made available, or must be found using the Internet during the term.

授業の計画

第1回

April 8th (9:00-10:30AM)

Introduction – What is the Internet? Do we need a “Law of the Internet”? What law governs in “cyberspace”?

第2回

The Internet and personal jurisdiction – the example of defamation

第3回

Intellectual property rights and “notice and takedown”

第4回

Safe harbors for social media networks and other online speech platforms – Section 230 of the Communications Decency Act (CDA 230)

第5回

Privacy and personal data protection basics – GDPR and other approaches.

第6回

Privacy and personal data protection continued - mobile devices and location data

第7回

Artificial intelligence and data ethics

第8回

Cybercrime – Computer hacking as a criminal offense

第9回

Cybercrime – Responding to ransomware and other data breaches

第10回

Cybercrime – The dark web and crypto

第11回

The encryption debate – can't live with it, can't live without it

第12回

Consumer contracting online and deceptive patterns. Terms of service and consumer contracting issues online.

第13回

Internet Governance – its evolution and the “multi stakeholder” approach

第14回

Antitrust and competition issues and the Internet

第15回

Current topics and review.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Law, Culture and Development in Asia (J.D.) (J.D.)

担当者名	松尾 弘
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B34
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89459
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座は、アジア諸国の多国間文化を考慮しながら、アジア諸国の発展過程における法改正の役割を明らかにすることを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course aims to reveal the role of legal reform in the development process of Asian countries by taking into consideration their multilateral cultures. It will analyze the process of legal development and promotion of the rule of law including the access to justice in Asian countries. Then it will investigate the relation between legal development and economic, political and social development with special attention to both (1) the strength of informal and indigenous institutions which have originally developed in those countries and (2) the impact of globalization on them.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course is an introduction to the legal system and its relation with the characteristic development in Asian countries. On the basis of this introductory knowledge about Asian law and culture, more advanced studies of Asian law may deepen the analyses of Asian law, such as Area Studies of Law, etc.

授業の方法

The lecturer will provide basic information and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course materials and related information will be distributed through the Canvas LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on the class contribution (30%) and the term end essay (around 3000 words) (70%). The essay topic may be a country report on the legal, economic, political and social development in Asian countries.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this class the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, and supplementary use for gathering particular information when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.

- When you write a term-end essay, asking AI questions about the report topic itself is prohibited, because your own insights are important.

教材

There are no specific textbooks. Reference books include:

- Acemoglu, Daron and James A. Robinson, Why Nations Fail, Profile Books, 2013.

- Adelman, Sam, Abdul Paliwala(eds.), Beyond Law and Development: Resistance, Empowerment and Social Injustice, Routledge, 2022.

- Antons, Christopher (ed.), Law and Development in East and Southeast Asia, Routledge Curzon, 2003.

- Cao, Lan, Culture in Law and Development: Nurturing Positive Change, Oxford University Press, 2016.

- Dam, Kenneth, The Law-Growth Nexus: The Rule of Law and Economic Development, Brookings Institution Press, 2006.

- Jayasuriya, Kanishka (ed.), Law, Capitalism and Power in Asia: The rule of law and legal institutions, Routledge, 1999.

- Lee, Yong-Shik, Law and Development: Theory and Practice, 2nded., Routledge, 2022.

- Matsuo, Hiroshi, Politics, Economy and Law in Developing Asia: A Reflection on Law and Development, Keio University Press, 2022.

- Peerenboom, Randall (ed.), Asian Discourses of Rule of Law: Theories and implementation of the rule of law in twelve Asian countries, France and the U.S., Routledge Curzon, 2004.

- Pistor, Katharina and Philip A. Wellons (eds.), The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995, Oxford University Press, 1999.

授業の計画

第1回

1. Introductory guide to this course including explanation of the required preparation and method of evaluation for this course, the use of materials, and other matters as appropriate and relevant.

第2回

2-1. Politics, Economics and Law for Development (2)

How can the recurring conflicts between making constitution and coup d'état be overcome?

第3回

2-2. Politics, Economics and Law for Development (3)

Can a model of virtuous cycle among politics, economics and law be found?

第4回

3-1. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (1-1)

Legal reform and political, economic and social development in Japan

第5回

3-1. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (1-2)

Legal reform and political, economic and social development in Japan

第6回

3-2. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (2)

Legal reform and political, economic and social development in Korea

第7回

3-3. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (3)

Legal reform and political, economic and social development in Taiwan

第8回

4. Legal Reform for Socialist Market Economy

Legal reform and political, economic and social development in China

第9回

5. The Common-Law-Type of Legal Reform and Development

Legal reform and political, economic and social development in Hong Kong SAR

第10回

6. The Tensions between Economic Growth and Democracy Promotion

Legal reform and political, economic and social development in Mongolia

第11回

7. Legal Reform for the Multilateral Society and Its Development

Legal reform and political, economic and social development in Sri Lanka

第12回

8-1. The Religious Tradition and Legal Reform (1)

Legal reform and political, economic and social development in India

第13回

8-2. The Religious Tradition and Legal Reform (2)

Legal reform and political, economic and social development in Pakistan

第14回

8-3. The Religious Tradition and Legal Reform (3)

Legal reform and political, economic and social development in Bangladesh

第15回

9. The Conditions for Facilitating Virtuous Cycle between Political, Economic and Legal Reform

The possibility of the second and extended Asian miracle

第16回

Preparation for writing the final essay.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（刑事法最新判例研究）

担当者名	栗田 知穂
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B31
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31600
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	刑事法の最新判例（直近約5年以内に出た刑法・刑事訴訟法の最高裁判例又は高裁裁判例を想定）を題材とし、争点・規範・あてはめの仕方等を検討することにより刑法・刑事訴訟法及び刑事実務についての理解を深めさせるとともに、それらに表れた現代的ないし将来的な社会課題についても思考することを目的とする。具体的には、前記の最新判例をあらかじめ指定し（毎回刑法・刑事訴訟法各1つ程度）、受講者の中から交替で選ばれる各回の担当者に主要な争点・事実の概要・判旨（規範）・問題となる点や自己の意見を発表させた上で、参加者全員での議論・討論や担当者からの補足解説を行う。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05
▼ 詳細	

授業の目的と到達目標

刑事法の最新判例（原則として直近約5年以内に出た刑法・刑事訴訟法の最高裁判例又は高裁裁判例）を題材とし、刑法・刑事訴訟法及び刑事実務についての理解を深めるとともに、それらに表れた現代的ないし将来的な社会課題についても思考検討することを目的とする。刑事法全般の知識を習得するのみならず、様々なテーマについて思考し、自らの意見を持てるようになることが到達目標となる。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

実務における視点も適宜解説する。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

各回の報告者には、事前のレジュメ作成及び司会進行のための十分な予習を求める。それ以外の受講者には、特に予習を求めず、授業内でレジュメや報告をもとに積極的に議論に参加できればよい。

関連する科目との関係

「刑法総合」や「刑事訴訟法総合」の基本的内容を理解した上で受講すればより深度のある議論が可能であるが、各自の履修時点における理解で構わない（取り上げる判例・裁判例も前記各科目と一部重複する可能性もあるが、異なる視点からの多角的議論を目的とする）。

授業の方法

最新判例・裁判例の中から毎回刑法・刑事訴訟法各1つ程度を指定し、受講者の中から交替で選ばれる各判例の報告者（レジュメ作成・司会進行）に事実の概要（主な争点）・判旨（規範）・検討結果（問題点や自己の意見）を報告発表させた上で、参加者全員での議論・討論や担当者（教員）からの補足解説を行う（初回の報告は担当者（教員）において行う。また3年生で在学中受験予定者には出席や報告につき一定の配慮を予定）。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

レポート50%

平常点50%（担当者としてのレジュメ準備・発表及び各回における積極的発言等）

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

以下の活動において、生成AIの使用は認めない。

- ・授業内で用いるレジュメの作成
- ・課題レポートの作成

上記の場合以外の下調べ等において万一使用する場合は、以下の点に留意すること。

- ・AIを使用した場合は、その旨を明記する（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正とみなす場合がある。
- ・課題レポートの作成に際しては、独力での思考を求めているため、前記のとおりAIの使用は禁止とする。

教材

特に指定しない。参考として各年の『重要判例解説』（ジュリスト臨時増刊）等があるが、レジュメ作成報告者は各種データベースにより必ず判文に当たること。

授業の計画

第1回

※4月8日開講予定

※各回の授業内容は、シラバス執筆時点における暫定的なものであり、変更の可能性がある。確定した内容は、第1回授業までにK-LMS等で告知する。

イントロダクション、各回の担当者決め

因果関係

任意手続

第2回

※4月15日予定

実行の着手

強制採尿

第3回

※ 4月22日予定
不作為犯
押収拒絶権

第4回

※ 4月29日予定
中止犯
司法面接

第5回

※ 5月13日予定
間接正犯
弁護人依頼権

第6回

※ 5月20日予定
共謀共同正犯
訴因の設定

第7回

※ 5月27日予定
正犯性
訴因変更の可否

第8回

※ 6月3日予定
正当防衛
求釈明権の行使

第9回

※ 6月10日予定
故意
公判前整理手続

第10回

※ 6月17日予定
自首
科学的証拠

第11回

※ 6月24日予定
強要
刑訴法326条

第12回

※ 7月1日予定
不法領得の意思
責任能力

第13回

※ 7月8日予定
電子計算機使用詐欺
控訴審

第14回

※ 7月22日予定
業務妨害
一事不再理効

第15回

※ 期末試験期間後（8月5日頃）に実施予定
期末レポート講評・その他罪名・再審等

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（企業における危機管理）

担当者名	鈴木 悠介
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	28993
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	この授業を通じて、学生は企業の危機管理に関する法的基盤を理解するとともに、危機に直面した企業がどのように対応し、信頼回復を図っていくのかを具体的かつ実践的に学ぶことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

企業における危機管理の失敗は、多額の対応費用、法的制裁、そして社会的信用の失墜をもたらす。近時、危機管理は、単に法令遵守にとどまらず、社会的規範や企業倫理の観点も踏まえて実践する必要もある。さらに、企業活動のグローバル化に伴い、国内法のみならず外国法令や国際的な規範に直面するケースも増加している。

本講義では、こうした現代企業に求められる危機管理対応を理解するべく、まず企業法務における危機管理に関する基本的な法的枠組みを整理する。会社法、刑法、金融商品取引法、労働法、独占禁止法など、危機発生・発覚後に実際に問題となる主要な法分野や、把握しておくべき関連裁判例について概観する。

そのうえで、具体的なケースを題材とし、当局対応、社内調査や第三者委員会の活用、関係者への責任追及、株主や消費者からの訴訟リスクへの対応、再発防止策の策定など、実務的な対応プロセスについても検討する。あわせて、危機時における情報開示やメディアや取引先への社外説明の基本的な考え方にも触れる。

この授業を通じて、学生は企業の危機管理に関する法的基盤を理解するとともに、危機に直面した企業がどのように対応し、信頼回復を図っていくのかを具体的かつ実践的に学ぶことを目的とする。授業の最後には、履修者に、企業不祥事の模擬記者会見を体験してもらう予定である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の危機管理チームのパートナー弁護士として、企業の危機管理の実務経験を有しており、危機管理の実践について解説する。

能動的学修形式 説明

反転授業

準備学修（予習・復習等）

事前に配布するレジュメに目を通し、準備・検討を進める。所要時間：約30分ほど。

関連する科目との関係

会社法・刑法の基礎知識を有することを前提に授業を進める。

授業の方法

対面による授業を実施します。主に、事前のレジュメ・検討課題について、教員が履修者に質問し、議論する双方向での授業を行います。必要に応じて板書も用います。

参考図書として、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 危機管理グループ編（2025）『法律実務家のためのコンプライアンスと危機管理の基礎知識』（有斐閣）を用いる。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

5段階評価

平常点10点、期末試験90点として総合評価。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

授業の計画

第1回

危機管理とは

第2回

金銭・経理不正

第3回

ハラスメント

第4回

独占禁止法

第5回

贈賄・不適切接待

第6回

品質不正

第7回

サイバーセキュリティ

第8回

営業秘密保護

第9回

反社会的勢力

第10回

ビジネスと人権

第11回

危機管理のケーススタディ①

第12回

危機管理のケーススタディ②

第13回

危機管理広報

第14回

実践 模擬記者会見①

第15回

実践 模擬記者会見②

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

入管法

担当者名	山脇 康嗣
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水6
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	93410
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	日本における外国人の法的地位及び手続を定める入管法について、基本的かつ重要な事項を網羅的に取り上げることにより、本格的な移民社会を迎えつつある日本の法曹にとって必要不可欠な外国人関連法制の知識を修得することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

現在、外国人の受入れ及び共生のあり方が重大な社会課題となっている。本科目では、日本における外国人の法的地位及び手続を定める入管法について、基本的かつ重要な事項を取り上げて解説する。それにより、在留外国人数及び就労外国人数とも過去最多を更新し、本格的な移民社会を迎えつつある日本の法曹にとって必要不可欠な外国人関連法制の知識を修得することを目的とする。

まず、入管法を根幹とする外国人関連法制（技能実習法、育成就労法及び国籍法等を含む。）の全体構造を概観する。その上で、正規滞在に係る手続、非正規滞在に係る手続、各在留資格（就労等の活動に基づく類型及び渉外的婚姻等の身分関係に基づく類型）の内容、外国人雇用・労務管理のあり方及び外国人との共生や支援のあり方等について説明する。また、入管法に基づく処分に対する判例や行政法理論に基づく裁量統制についても説明する。

外国人の入国、在留及び出国の一連の過程において、外国人本人及び外国人に関与する企業等が法的に留意しなければならないポイント及び問題解決方法を具体的に把握することによって、外国人本人及びその関係者のいずれに対しても的確な対応ができるようになることを目指す。どのようなタイプの法曹になるにしても、外国人との関わりは避けられない時代となっており、入管法の知識の修得が必要不可欠である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、外国人関係法制を重点的に取り扱う弁護士として18年間の実務経験がある。また、政府の「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の構成員を務めている。これらの実務経験を踏まえて講義する。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

予習：テキストの該当箇所及び事前に配布する資料を読む。

復習：テキストの該当箇所、配布した資料及び必要に応じてとったノートやメモ等を読む。

関連する科目との関係

入管法は、いわゆる個別行政法であるから、行政法との関連が強い（行政法における主要論点のほとんどが登場する。）。また、外国人の就労活動については、労働法との関連が強い。さらに、在留資格の基礎となる渉外的家族関係については、国際私法との関連が強い。その他、外国人就労に係る適法なスキーム構築のためには、租税法等の知識も必要となることがある。入管法は、「国際性」、「学際性」、「先端性」という慶應義塾大学法科大学院の理念の象徴的な科目といえる。

入管法は非常に学際的であるが、知識が全くゼロの状態から講義する。よって、受講前の段階で、上記の関連科目を含め予備知識は不要である。

授業の方法

入管法が今後の日本社会と法曹にとっていかに重要であるかを具体的に認識するために、時事的な報道記事等を活用しつつ、テキストにそって基本的かつ重要な事項を取り上げて解説する。毎回、事前に、当該授業で扱う項目や理解の整理のための「確認設問」を記載した筋書きを配布する。

成績評価

可否判定 Pass or Fail

授業における質疑応答等 80 パーセント、レポート提出（1 回）20 パーセントを目安として総合的に評価して、可否（P / F）判定を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、情報の正確性を自身で確実に確認することを前提に、生成AIの利用を一部認める。具体的には、以下のような場面での使用が可能である。

- ・検討や調査における補助的な活用
- ・提出物（レポート）の構成案の検討

但し、以下の点に留意されたい。

- ・AIを使用した場合は、提出物（レポート）にその旨を明記すること（例：「Geminiを用いて構成案を作成」等）。
- ・AIによる文章の無断転載や出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合がある。

教材

第1回は、入管法を根幹とする日本の外国人関連法制（技能実習法、育成就労法及び国籍法等を含む。）の全体構造を概観するために、筋書きのほかいくつかの資料を配布し、これらを用いて説明する。

第2回以降は、山脇康嗣『詳説 入管法と外国人労務管理・監査の実務〔第3版〕』（新日本法規、令和4年）をテキストとして使用する。また、入管法に関する時事的な報道記事等を適宜配布する。

授業の計画

第1回

入管法を根幹とする日本の外国人関連法制（技能実習法、育成就労法及び国籍法等を含む。）の全体構造の概観

第2回

- (1) 入管業務の特殊性（最高裁昭和53年10月4日判決〔マクリーン事件〕、最高裁平成27年3月3日判決、裁量統制、手続の適正、企業法務的側面の重要性）
 - (2) 入管法上の在留資格制度（一在留一在留資格の原則、正規在留と非正規在留、在留資格の分類）
 - (3) 上陸許可手続（上陸のための条件、在留資格認定証明書、上陸審判）
 - (4) 査証事前協議
- テキスト1～79頁
-

第3回

- (1) 在留期間更新手続
 - (2) 在留資格変更手続
 - (3) 在留資格取得手続
- テキスト79～119頁
-

第4回

- (1) 就労資格証明書
 - (2) 資格外活動許可
 - (3) 再入国許可
 - (4) 在留資格取消制度
- テキスト119～191頁
-

第5回

- (1) 中長期在留者の在留管理制度
 - (2) 外国人労務管理及び適法性監査
- テキスト192～216頁、869～1035頁
-

第6回

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」（前半／通訳、デザイナー、私企業の語学教師等）
- テキスト217～298頁
-

第7回

- (1) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」（後半／機械工学等の技術者等）
 - (2) 在留資格「企業内転勤」（外国の事業所からの転勤者）
 - (3) 在留資格「介護」（介護福祉士）
- テキスト298～338頁
-

第8回

- (1) 在留資格「技能」（外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等）
 - (2) 在留資格「経営・管理」（企業等の経営者、管理者）
- テキスト339～391頁
-

第9回

- (1) 在留資格「高度専門職」（高度人材）
 - (2) 在留資格「家族滞在」（在留外国人が扶養する配偶者又は子）
- テキスト392～431頁、551～562頁
-

第10回

- (1) 在留資格「日本人の配偶者等」（日本人の夫又は妻、実子、特別養子）
 - (2) 在留資格「永住者」
 - (3) 在留資格「永住者の配偶者等」（永住者の夫又は妻）
 - (4) 特別永住者（入管特例法）
- テキスト563～621頁

第11回

- (1) 在留資格「定住者」(告示定住として日系人等、告示外定住として離婚・死別定住、日本人の実子を監護・養育する者、棄児等)
 - (2) 在留資格「特定活動」(前半／告示特定活動として外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ、医療滞在、観光目的等の長期滞在者、日系4世等)
- テキスト622～707頁

第12回

- (1) 在留資格「特定活動」(後半／告示外特定活動として継続就職活動、出国準備活動、連れ親、連れ子、疾病等による療養者、同性婚、難民認定申請者等)
 - (2) 在留資格「短期滞在」(観光、親族訪問、短期商用等)
 - (3) 在留資格「技能実習」(技能実習生)の概要(技能実習法)
 - (4) 在留資格「特定技能」(中間技能人材)の概要
 - (5) 在留資格「育成就労」の概要(技能実習に代わる新制度)
- テキスト708～741頁、432～550頁

第13回

- (1) 在留資格「技能実習」(技能実習生)の詳細(技能実習法)
 - (2) 監理団体に対する外部監査、実習実施者(技能実習生受入企業)に対する適法性監査
 - (3) 在留資格「特定技能」(中間技能人材)の詳細
 - (4) 在留資格「育成就労」(技能実習に代わる新制度)の詳細
- テキスト432～550頁

第14回

- (1) 退去強制事由
 - (2) 退去強制手続(刑事手続との関係、収容、監理措置、仮放免、口頭審理等)
 - (3) 在留特別許可
 - (4) 再審情願
 - (5) 行政訴訟(退去強制令書発付処分等取消請求訴訟等)
 - (6) 上陸特別許可、上陸拒否の特例
- テキスト742～868頁

第15回

第1回～第14回のまとめとして、外国人との共生社会実現のための双方向の社会統合政策(日本社会の将来)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際紛争解決

担当者名	井上 治
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41406
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	国際紛争は、国内外の企業がグローバルな事業活動を行うに際して不可避免的に生じうる。本講義は、国際紛争解決の実務において求められる基本的な法的知識を理解し、これを説明できる能力の習得を目標とする。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講座は、国際民事訴訟法や国際私法の論点について、国際紛争解決に携わる法律実務家の観点から解説することで、実務で役立つ能力を養うことを目的とする。具体的には、本講座では、国際裁判管轄、国際司法共助、外国判決の承認執行、準拠法に関する論点を解説しつつ、国際取引紛争や国際親族紛争に関する判例や実例を素材とした解説や質疑応答を通じて、実務的思考能力を深めることを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本講義担当者は、国際訴訟や国際仲裁を専門分野とする弁護士であり、実務の中で得た様々な経験を踏まえて本講義を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

講義を受講する際は、受講者は予め本講義担当者の指示する教材の一部を読んでくることが期待される。講義の受講後は、講義において興味を持った内容、さらに深く知りたいと思った内容について学習を深めることが期待される。

関連する科目との関係

本講義は、「国際民事訴訟法」、「国際私法」などと密接に関連し、「国際商取引法」、「国際取引法実務」などとも関連性を有するが、これらの科目を履修していることは、条件ではない。

授業の方法

講義中心に行うが、判例や実例を素材とした質疑応答も行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点20%（授業への参加態度など）、レポート80%として総合評価を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

- ・レポート作成の前提となるリサーチのツールとしてのAIの利用は可。ただし、利用した場合には、どのAIをどのような方法で使ったのかをレポート末尾に具体的に注記することとする。
- ・レポート作成のツールとしては不可。また、AIによるリサーチの一部または全部をそのまま、あるいは僅かな変更だけで引用や出典を明記せずにレポートに転載することも不可。レポートは受講生自身の言葉で書かれることが必要。

教材

松岡博編『国際関係私法入門 第4版補訂』（有斐閣、2021年3月）。その他、配布資料を使用。

授業の計画

第1回

国際紛争解決イントロダクション

実例を紹介し国境を超えて繰り上げられる国際紛争実務について概観する。

第2回

国際裁判管轄 I

主要判例を通じて現在の国際裁判管轄法制成立に至った過程について解説する。

第3回

国際裁判管轄 II

国際裁判管轄法制の論点について解説する。

第4回

国際訴訟競合

日本と外国において訴訟が競合する場合の論点について解説する。

第5回

準拠法 I

準拠法選択の概要について解説する。

第6回

準拠法 II

国際私法上の基本的な論点について解説する。

第7回

準拠法Ⅲ

国際私法上の基本的な論点について解説する。

第8回

裁判権の免除と外国の当事者

国際機関等が当事者となる場合の裁判権免除の問題と外国の当事者が関与する場合の論点について解説する。

第9回

国際司法共助

送達、証拠調べの際における国際的な協力関係の仕組みについて解説する。

第10回

外国判決の承認・執行

外国判決の承認・執行手続きに関する論点について解説する。

第11回

国際家族関係事件Ⅰ

国際家族関係法の概要について解説する。

第12回

国際家族関係事件Ⅱ

国際家族関係法の基本的な論点について解説する。

第13回

国際仲裁Ⅰ

仲裁制度の概要について解説する。

第14回

国際仲裁Ⅱ

国際仲裁についての基本的な論点について解説する。

第15回

事務所見学（直接またはリモート）

第16回

レポート提出

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Capital Markets (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R., 白川 もえぎ, メータ, ニラヴ N.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木4
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業 (主として対面授業)
登録番号	01391
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻 (法科大学院)
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、国際的な資本市場での募集に関する実践的な見方を身につける。「グローバル化」を選択した日本企業に焦点を当てるが、適宜、日本企業以外の事例を使用することもある。教材としては、公開されている証券公募書類、本講座のために作成した法律文書例、実務家向けガイドなどを使用する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course will provide students with a practical view on how international capital markets are regulated and import insight on how lawyers and other market participants act as “gatekeepers” to ensure integrity of the markets and as a bulwark against fraudulent practices. This is not a finance class, but an overview of how and why companies raise money in the international markets (with a focus on how Japanese companies view such opportunities). What are the key legal principles and regulations that govern cross-border capital flows and why is there a historical focus on U.S. rules even for non-U.S. transactions? Practical advice and case studies as to how you as an international legal practitioner can guide clients, investors and financial institutions through risk analysis and primary legal documents.

Other important topics will include approaches to disclosure related to artificial intelligence systems and a comparative analysis of how Japan regulates sales of securities versus the U.S. Students will gain hands-on experience drafting disclosure that provides the right level of liability protection and the right level of information for investors.

This course will focus primarily on Japanese companies that choose to “go global,” but we may use example materials from non-Japanese companies when appropriate. Reading materials include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners’ guides.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Two of the co-instructors are partners at major law firms practicing capital markets.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Assigned reading materials, which include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners' guides.

関連する科目との関係

The subject matter of this course is separate from but supplements that of (1) Finance Transactions and Securities Regulations in Japan, (2) Comparative Corporate Finance and Law and (3) Start-up Company and Venture Capital Law.

授業の方法

Lecture and discussion

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a final presentation.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Reading materials include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners' guides.

授業の計画

第1回

Introduction: What do we mean when we say "global capital markets" and why are they important? Why do certain companies look beyond their home country borders to raise money? How do conflicts arise between home country regulation and global regulation? Who are the major market participants and what are their roles? Why are lawyers important for these transactions?

第2回

The global standard: U.S. securities law as applied to international offerings (part 1)

第3回

The global standard: U.S. securities law as applied to international offerings (part 2)

第4回

Japanese law in international securities offerings

第5回

The timeline and process of a global IPO and who are the interested parties. Class members will be divided into groups based on roles to analyze interests and potential conflicts of interest in simulation drill for a drafting session.

第6回

International offering documents: The offering circular walk-through (part 1) — What is important and what should practitioners and investors focus on? Balancing risk factors with selling points to purchase the shares.

第7回

International offering documents: The offering circular walk-through (part 2) — A deeper dive into areas where companies need to be careful and where Japanese and other companies have gotten into trouble in disclosure (discussion of financial statements and legal contingencies).

第8回

International offering documents: The initial purchase agreement/underwriting agreement (part 1) — The contractual basis of the underwriting process.

第9回

International offering documents: The initial purchase agreement/underwriting agreement (part 2) — Allocation of risks and responsibilities.

第10回

International offering documents: Marketing materials and other documents — Road shows, advertising, analyst research – and how to strike the right risk/return balance.

第11回

Japanese law documents for global offerings

第12回

Hot topics

第13回

Student presentations (part 1)

第14回

Student presentations (part 2)

第15回

Review and discussion

慶應義塾大学 シラバス・時間割

被害者学（隔年）

担当者名	太田 達也
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木4
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	53535
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目刑事系
科目概要	犯罪被害の実態と被害者支援の制度について正しく理解する。
K-Number	GLS-LP-89523-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

犯罪被害の実態と被害者支援の制度について正しく理解する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

受講生は、事前にK-LMSにアップロードされるレジュメと教科書の該当部分を読み、講義の概要や問題点を理解することが求められる（2時間程度）。

講義の後には、教科書の注に記載されている関連した参考文献を読み、知識と思考力を深めることが推奨される（4時間程度）。

関連する科目との関係

刑事訴訟法は勿論、関連科目としては、「刑事政策」（隔年）や「青少年と法」が参考となる。

授業の方法

講義形式で行う。犯罪被害者（殺人遺族）の方や被害者支援に携わる法曹の話を聞く機会を設けたいと考えている。予算（例年2人まで）が許せば、法曹も、被害者支援の弁護士と検察官の2人を、別々の回において講演で招聘したいと考えている（講演者合計3人）。予算的に難しい場合、法曹は、弁護士か検察官の何れかになる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

期末試験の成績を少なくとも80%, 平常点を最大20%を加味して行う。平常点を考慮するのは, 講義中のディスカッションにおいて積極的に発言したり, 質問したりした受講生のみである。不定期に出欠をとるが, 当然ながら, 出席率が悪い者には成績が付かない。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIに関する大学の方針に従う。

教材

太田達也『犯罪被害者への賠償をどう実現するか―刑事司法と損害回復』慶應義塾大学出版会(2024)。

授業の計画

第1回

被害者支援の歴史と基本理念

第2回

犯罪被害の実態

第3回

隠れた被害（沈黙する被害者と暗数）

第4回

犯罪被害者による講演（時期は未定）

第5回

被害者補償制度

第6回

被害者の損害回復

第7回

二次被害・再被害の防止／被害者への情報提供

第8回

捜査・訴追における被害者の手続関与

第9回

公判・刑の執行段階における被害者の手続関与

第10回

被害者支援に携わる法曹による講演（時期は未定）

第11回

修復的司法

第12回

被害者の生活支援と地方自治体

第13回

被害者支援の民間団体

第14回

D V被害者・ストーカー被害者の保護

第15回

被虐待児童の保護

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業法務ベーシック・プログラム

担当者名	矢嶋 雅子, 恵木 大輔, 福井 琢
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B33, 2B34
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42986
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ベーシック・プログラム
科目概要	本科目は、架空の事案に基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法に加えて、独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他を学習し、企業法務についての基本的な理解を得ることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89603-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

★履修上の注意事項（必読）★

本講義は履修申告について抽選となることが多いため、履修をキャンセルするなどの行為は、抽選で履修できなかった人たちが、他の履修者に大変迷惑をかけることになるので、くれぐれも避けてほしい。

かつては授業は延長することがあるとして、6時限に別の講義を履修しないようお願いしていたが、2026年度は、6時限に別の講義を履修してもらって構わない。

★以上を確認のうえ、履修してください★

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任する講師を筆頭に、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

オリジナルの「ケースブック」に沿って、あらかじめ用意された「問題」を事前に検討し、予習することが求められる。

関連する科目との関係

会社法に関する基本的な知識と理解を有していることが望ましい（ただし、これまでの経験上、本研究科の一般的な2年生・3年生であれば、この点は問題ないと思われる）。

本科目では、会社法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野を広く学習するが、会社法以外についての基本的な知識や理解は有していなくても、本科目の履修には差し支えない。

なお、本科目は、秋学期に開講される「企業法務ワークショップ・プログラム（WP）」の基礎的科目と位置づけられる。

授業の方法

オリジナルの「ケースブック」に沿って、あらかじめ用意された「問題」を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答および講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また、適宜、小テストを実施する（成績評価欄参照）。

なお、受け入れ人数は50名（上限）とする。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

小テストの評価、授業における平常点に基づいて総合的に判断する。評価の目安は小テスト70パーセント、授業における平常点30パーセントとする。

履修者が常に緊張感をもって授業に参加するよう、小テストをいつ実施するかは事前に公表しない（抜き打ちで行う）ものとする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

上記「授業の方法」で述べた教材（「ケースブック」および「問題」）を用いる。

授業の計画

第1回

※授業計画は確定していないため、参考までに、以下第1回～第15回について、過年度の授業計画を掲げる。なお、確定した授業計画は、3月中旬における教材（「ケースブック」および「問題」）の配布時に示すことにしたい。

●企業法務全般のガイダンスおよび株式

企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンド・プレーヤーと専門分化など、全般的な講義を行った後（ガイダンス）、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する（株式）。

第2回

- 取引先との契約

製品の販売や資材の購入に伴う契約書に何を規定すべきかを考え、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。

第3回

- 独占禁止法の遵守

企業活動に伴って、独占禁止法が関係する典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて検討する。

第4回

- グローバル事業の展開（ゲストスピーカー）

企業規模の拡大に伴う海外当事者との取引等や紛争対応について検討する。

第5回

- 企業再編（1）

親会社が子会社を吸収合併、あるいは、子会社の事業を親会社にすべて譲渡するという想定のもとに、会社法上の企業再編について検討する。

第6回

- 債権回収

取引先が倒産しそうな状況のもとで、倒産危機への対応および債権の回収方法について検討する。

第7回

- 労務

不振の事業部門の整理と人員削減を行うとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを検討する。

第8回

- 取締役の責任（1）

利益相反取引と取締役の責任、利益相反取引の効力について検討する。

第9回

- 株式の公開（ゲストスピーカー）

企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることにしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について検討する。

第10回

- 取締役の責任（2）

取締役の1名が競業行為を行っており、その上会社の取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。

第11回

- 新株の発行等

会社の買収場面を想定し、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達的手段として、新株の発行について検討する。

第12回

- 企業再編（2）

不振部門を切り離すとの想定のもとに、会社分割に関する諸問題について検討する。

第13回

- 内紛（1）

代表取締役の解職および取締役会の運営の諸問題について検討する。

第14回

- 内紛（2）

株主総会が紛糾する状況における法的諸問題について検討する。

第15回

- 倒産

倒産制度と企業実務での用いられ方について検討する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Case Study in International Competition Law) (J.D.)
(J.D.) 18:30-20:00×8times

担当者名	宮川 裕光
単位	1
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	木6,7
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89899
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	主要国の競争法を中心として国際的な競争法実務の基礎について取り扱う。主なトピックとしては、水平的及び垂直的制限、独占行為、企業結合規制、競争法の国際的執行及び様々な手続上の問題点を含む。また、競争政策に関する直近の動向や競争法コンプライアンスについても取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The main objective of this course is to provide overview of competition law practices focusing on global, cross-border competition law issues including both conduct and transaction matters in several important jurisdictions, such as the US, EU, China and Japan. The students will learn how competition lawyers are working in the field of international competition law and discuss recent developments of competition policies, enforcements, practices and challenges in the world.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The lecturer has more than 25 years of practical experiences in the field of antitrust/competition laws including both international and domestic matters. In this course, the lecturer explain how competition laws are applied in real practices as well as recent development of enforcement and competition policies in Japan and major jurisdictions in the world.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

The students are expected to review materials provided by the lecturer prior to each session in order to prepare for discussions at the class room.

関連する科目との関係

This course will consider issues that are also addressed in Japanese Antitrust Law.

授業の方法

The course will be provided in English.

The lecturer will provide a brief presentation and a discussion section will follow.

There will also be student's presentations on actual or hypothetical cases.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades based on student's presentations (50%) and classroom contribution (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is partially permitted for the following.

Supplemental use for researches

Assistance for preparing the idea and conceptual stages

Please note that unauthorized reproduction of text by AI or the use of information from unknown sources may be considered as fraudulent activities.

教材

The lecturer will distribute relevant materials (in English) in classroom.

授業の計画

第1回

Lecture 1 (April 9): Introduction to the course/Overview of competition laws, etc.

第2回

Lecture 2 (April 16): Unreasonable restraints of trade under the Japanese antitrust law.

第3回

Lecture 3 (April 23): Cartel enforcement in the US, EU and China/International cartel cases and damage actions.

第4回

Lecture 4 (April 30): Monopolization and unfair trade practices under the Japanese antitrust law.

第5回

Lecture 5 (May 7): Enforcement against unilateral conducts and vertical restraints in the US, EU and China/Recent cases.

第6回

Lecture 6 (May 14): New issues under competition law/Digital market, HR, ESG, compliance, etc.

第7回

Lecture 7 (May 21): Merger regulations/Global merger filings and reviews/Remedies, gun jumping and other issues.

第8回

Lecture 8 (May 28): Student presentations, etc.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

環境法務ワークショップ・プログラム

担当者名	滝口 直樹
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	金4
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	46647
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	気候変動、公害、廃棄物、生物多様性などに取り組む環境法について、その取り組む環境の状況、制度の概要・進展、今後の課題を具体的事件、事業に基づいて検討し、環境保全や持続可能な開発に向けての様々な主体の取組を明らかにする。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

環境法は、公害、自然破壊、気候変動問題等、1970年代以降、次々と立ち現れてきた課題に対処するべく整備され、今も進化を続けている。2030アジェンダ・SDGsを受けた取り組みの展開、2050年カーボンニュートラルやプラスチック使用削減に向けた法整備の進展も著しい。環境法の理解のためには、その対処する課題や、政策的対応の進展、直近の現状を理解することが大切である。

本授業は、環境課題に対し、立法（法律）、司法（裁判）、行政（政策）、国際社会（条約）がどのように対処してきたか、主要な課題ごとに、実務的な観点からそれぞれの科学的・社会的背景を踏まえ概観し、環境法の発展過程とその特質について理解することを目指す。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、環境省に勤務し、環境関連法の立案、施行に長年携わってきた。その経験を踏まえ、授業を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

環境に関わる世の中の中の様々な動きに関心を持ち、それらについて法的な観点から考察してみる。

関連する科目との関係

環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」が開講されており、これらの授業との連携について配慮する。本科目は、環境省等での行政実務の経験者により、行政実務の状況を踏まえた授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景にある問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程も含めて検討を行う点が特徴である。

授業の方法

講義形式で行うが、受講者自ら考え、発言することも重要であるので、質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込む予定である。

また、環境法政策実務の最近の動きを知るため、環境省等で政策立案に関わる担当者等をゲストスピーカーとして招き、話を聞くことも検討している。

なお講義の順序、内容については、受講者の関心に応じて変更することもありうる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

中間レポート30%、期末レポート50%、授業への参加度20%により、合否判定を行う。全体を総合し、環境法務についての理解が水準に達していれば合格とする。レポートの内容、提出期限等については講義において説明する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポート作成に当たっては、生成AIは利用しないこと。

生成AIの利用方法の選択、生成された結果の評価が的確にできるようになるためには、生成AIの「外」で思考し、評価する経験、力が必要である。その能力を身につけることをめざしている。

教材

各回の講義において関連する資料を配付する。また、主要な参考図書については第1回の講義において説明する。

授業の計画

第1回

イントロダクション、環境基本法 4/3開講

環境問題は「人」と「環境」との関わりから生じるものであり、人と人の関係に関わる他の法律问题とは異なる特色をいくつか有している。また、環境に関わる法律の制定、運用には、裁判、社会的な事件、国際条約・交渉、市民運動、省庁や地方公共団体、企業・事業者の取組などが多面的に関わっていることも大きな特色である。こうした特色を持つ環境法の制定、運用過程について、環境基本法の内容も紹介しながら、見取り図的に概説する。

第2回

被害補償

環境問題において、健康被害の発生は最も深刻な事態といえることができる。その救済に法制度の果たす役割は大きい。健康被害がなぜ発生し、政府や立法府、司法、企業、市民、科学者がどうに対応したかについて、大気汚染健康被害、水俣病、石綿健康被害を中心に概観する。

第3回

政府と市民 - 行政法の役割と市民参加

政府は、環境問題への取組に大きな役割を果たし、規制法/行政法が多く適用される。その際、情報公開、参加、救済手続きといった行政と市民との関係が重要になる。リオ宣言で示された「関係者が参画することにより、効果的に取り組むことができる」との原則（リオ第10原則）が、その後、情報公開、市民参加などの形でどう展開してきたか、環境アセスメント制度なども関わらせながら議論する。

第4回

汚染対策総論・大気汚染対策

環境汚染防止の基本である排出規制についてその枠組を紹介する。大気汚染に関わる規制について、工場などの固定発生源の

排出規制や自動車排ガス規制等について、制度と運用、課題を概観する。

第5回

水質汚濁対策

水質汚濁対策は排出規制が中心となるが、比較的小規模な事業場も規制対象となる。また、閉鎖性水域など影響を受ける水域に応じて、規制が強化されている。こうした水質汚濁防止特有の問題も含め、制度やその運用を概観する。

第6回

土壌汚染、地下水汚染

土壌汚染、地下水汚染は有害な化学物質が地下に浸透することで引き起こされる。地下に浸透するルートは様々であり、従来の排出口対策では対処できない。地下水水質規制から土壌汚染対策へ、という政策・制度の深化について概観する。

第7回

国際法と環境法

環境法は、気候変動枠組条約やリオ宣言、SDGsなど、国際条約や国際宣言に促されるように発展してきた。EUの制度が、日本の取組に強い影響を与えることも多い。こうした国際的な法規範と国内法制との関わりを考察する。

第8回

温暖化対策、エネルギー政策

気候変動に取り組むには、各国が国内対策を進めなければならない。二酸化炭素排出抑制はエネルギー使用に深く関わり、エネルギー政策の取組も重要である。日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、地球温暖化対策法等で取り組んでいる。その背景、取組について、特徴、課題を概観する。

第9回

放射性物質汚染対策、原子力安全規制

福島第一原子力発電所事故を契機に、放射性物質汚染対策は、環境行政の課題の一つとなった。放射性物質汚染の除去（除染）、除染廃棄物の処理、原子力安全規制について、制度と課題を概観する。

第10回

循環型社会形成基本法、廃棄物処理法

都市の環境問題はごみ問題から始まった。ごみ問題は、衛生問題からスタートし、その後、不法投棄問題への取組、循環型社会の構築、物質・資源の利用制御へと深化してきた。こうした政策の深化を振り返るとともに、廃棄物管理規制の内容、現状、課題を概観する。

第11回

プラスチックをめぐる問題とリサイクル制度

プラスチック廃棄物問題については、プラスチック資源循環法が制定され、取組が新たな段階に入った。国際条約づくりの交渉も始まっている。政策の今後の展開について議論する。

第12回

生物多様性の保全 自然公園等の保護区制度

人は、生物多様性、生きものと共存してきており、そこにも法が役割を果たしている。生物多様性条約、自然公園制度は、優れた自然環境を保全し、適切に利用する枠組みとして発展を遂げてきた。生物多様性保全の制度、自然公園制度を中心とした保護区制度の現状と課題について概観する。

第13回

野生生物、飼育動物など「生きもの」との関わり

種の保存法や鳥獣保護法等による野生生物保護、動物愛護法によるコンパニオンアニマル、ペットの扱いに等ついて概観する。

第14回

化学物質

化学物質は私たちの生活の中で利用され、公害規制法の対象になっている物質以外にも有害なものが存在する。こうした化学物質のリスク管理について、制度や実態を議論する。

第15回

経済と環境対策 ESG投資・グリーンファイナンス

短期的に高利益をあげる企業ではなく、環境問題や社会問題に取り組み、健全なガバナンスの下、長期的に持続的な経営を行う企業が、市場で評価されるようになりつつある。その最近の動きについて、議論する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法ベーシック・プログラム

担当者名	石岡 克俊, 小川 聖史, 大東 泰雄
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43341
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ベーシック・プログラム
科目概要	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89603-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目の担当者3名のうち、2名は競争法をはじめとして企業関連の法律実務の経験を有する弁護士である。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前に指定された問題について、割り当てられたレポーターは、事前にレポートを提出。他の履修者は、各自検討の上、授業に臨むこと。

関連する科目との関係

「経済法I」および「経済法II」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等を通して基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プロ

グラムのみの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決およびガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。

授業の方法

各回のテーマについて、受講者の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーに招き、質疑応答、討論を行う場合もある。講義内容は、本年度の予定が確定していないため、昨年度の表題と実施内容を掲示する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における報告、質疑応答及び学期末に実施する即日起案によって、受講生の到達度を総合的に評価する。評価の目安は、授業における報告40パーセント、質疑応答20パーセント、総合事例演習40パーセントとする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定しましたは配付する。

授業の計画

第1回

【イントロダクションとテーマ設定】

今年度の経済法ベーシック・プログラムの内容の紹介、授業の進め方、テーマの確定と各回のレポーターの決定などを行う。

第2回

【私的独占の主要事例と解釈論（1）：排除型私的独占の検討】

「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月28日）の概要を理解したうえで、報告者には、NTT東日本事件（百選（第3版）7事件および135事件、判例時報2261号122頁）の事案の概要および判旨を整理したうえで、結論に対する自身の意見を報告してもらう。なお、報告においては、他の排除型私的独占の判審決例についても簡単に紹介してもらいたい。

第3回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（1）：ハードコアカルテルと非ハードコアカルテル】

不当な取引制限の文脈において、価格協定や入札談合等は「ハードコアカルテル」、業務提携等は「非ハードコアカルテル」と呼ばれることがあり、独禁法上の検討方法も相当異なる。ここでは、これらに対する基本的な検討方法を確認した上で、公取委「独占禁止法に関する相談事例集」のうち近時の事例をいくつかピックアップし、報告者には、公取委「グリーンガイドライン」（グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方）や「業務提携に関する検討会」報告書を踏まえて、非ハードコアカルテル・各種の業務提携に対する分析方法を検討してもらいたい。

第4回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（1）：「流通・取引慣行ガイドライン」における違法性判断基準】

不公正な取引方法として禁止される行為は、「公正な競争を阻害するおそれ」のある行為である。したがって、不公正な取

引方法の違法性判断の手がかりは「公正競争阻害性」ということになる。この意義については一定の学説の展開を踏まえていわゆる3条件説が通説となっており、これから派生する具体的な違法性判断基準が示されているところだが、ここでは、それらと「流通・取引慣行ガイドライン」等の記述や審判決例との整合性について検討を試みることにする。

第5回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（2）：抱合せ販売の検討】

不公正な取引方法のうち、取引強制の一類型である抱き合わせ販売と優越的地位の濫用とは、かなり似通った内容を有する規制となっている。ここでは、両者の類似性と差異に着目して検討をしていくことにしたい。①藤田屋事件（百選（初版）69事件）、②日本マイクロソフト抱き合せ事件（百選（第3版）68事件）および③ASPJAPAN事件（公取委令和6年7月26日排除措置命令、令和6年（措）第9号、公取委web）について、抱き合わせ販売と優越的地位の濫用の両禁止規定の適用を考えてみたい。なお、あわせて「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）と「流通・取引慣行ガイドライン」の該当箇所も併せて参照のこと。

第6回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（3）：排他条件付取引・拘束条件付取引の検討】

排他条件付取引及び拘束条件付取引の適法性・違法性判断に係る考え方について、流通・取引慣行ガイドラインを基本に、公正競争阻害性の内容や他の違反行為類型との関係を意識しつつ検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

第7回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（4）：取引拒絶・差別的取扱いの検討】

不公正な取引方法の中に、取引拒絶や差別的取扱いに関する規定が幾つか存在する。ここでは、各規定の内容や適用対象等を整理した上で、主に、①北海道電力戻り需要事件（公取委公表平成29年6月30日公取委Web）、②大分県農業組合事件（公取委命令平成30年2月23日、平成30年（措）第7号、公取委Web）を取り上げて、取引拒絶・差別的取扱い系の事件についての理解を深めたい。

第8回

【企業結合：「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の検討とその適用】

企業結合に対する独禁法上の分析・公取委の審査実務においては、公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）が非常に有用である。ここでは、企業結合ガイドラインの主要な内容を解説した上で、公取委「主要な企業結合事例」のうち近時の事例を1、2例程度ピックアップし、報告者には、実際の事例における企業結合ガイドラインの適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。

第9回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（5）：取引妨害の検討】

競争者に対する取引妨害の適用場面及び公正競争阻害性について理解を深めることを目的とする。報告者には、競争者に対する取引妨害が他の行為類型との関係において補完的位置づけを与えられていることを踏まえ、取引妨害の公正競争阻害性を検証するとともに、主として、①東芝昇降機サービス事件判決（百選（第3版）69事件）、②ディー・エヌ・エー事件（同92事件）、③MCデータプラス事件（公取委令和6年12月24日排除措置命令、令和6年（措）第20号、公取委web）を取り上げ、それぞれの事件に固有の論点について検討してもらいたい。なお、①事件は不当な取引妨害と不当な抱き合わせ行為の両者が適用されており、これらの関係についても検討が必要である。

第10回

【総合事例演習（1）】

即日起案

第11回

【総合事例演習（2）】

即日起案

第12回

【総合事例演習（3）】

即日起案

第13回

【総合事例演習（４）】

総合事例演習（１）～（３）で実施した演習問題の解説

第14回

【私的独占の主要事例と解釈論（２）：支配型私的独占の検討】

私的独占の禁止に係る主要事例のうち支配型私的独占について検討する。①野田醤油事件（百選（初版）18事件）、②東洋製罐事件（百選（第3版）16事件）および③福井県経済農業協同組合連合会事件（百選（第3版）17事件）とは、「支配」行為のとらえ方についてそれぞれ異なった理解を示している。報告者には、②事件における「支配」行為を踏まえ、③事件の妥当性の検討と④事件の射程について考えてもらいたい。

第15回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（２）：情報交換活動と「共同性」】

競争事業者間、販売先企業経由、事業者団体経由で行われる様々な情報交換活動に関して、不当な取引制限に関する判審決（特に東芝ケミカル事件（百選（第3版）21事件））及び「事業者団体ガイドライン」を踏まえて検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（実践：オペレーショナル・リスク管理）

担当者名	瀧本 和彦
単位	1
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89535
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	組織で発生するリスクを、国際基準に基づく金融機関でのリスクマネジメントから危機管理に至る実践的な取組プロセスを通じて理解する。合わせて、実際に発生した重大リスク事象への対応を関係法令の解釈と絡めて体感することで、理論的・体系的な理解を深め実践的な適応能力を高めていくことを目指す。
K-Number	GLS-LP-89643-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

企業継続の根幹を支える「リスクマネジメント手法」について、世界基準が適用される金融業界における「オペレーショナル・リスク・マネジメント手法」を用いてポイント解説する。リスク発生の根本原因を「人」ではなく「組織・仕組み」に着目した金融業界。自己資本比率規制(バーゼル規制)・金融庁や日銀等の監督当局からの指針・指導を、実際にどう読み解き（解釈し）、実践にどう落とし込んでいったのか（管理態勢を構築し管理しているのか）を、体系的に理解することで、リスクマネージャーとしての感応度を高めてもらう。更には、実社会では、何が起きていて、どんな対応や解決が求められるのかを理解することで、法務専門家としての全産業界に通用する実践的な対応能力を身に付けてもらいたい。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

金融機関のリスク統括部にて、バーゼル規制を基にして日本の金融機関のオペレーショナルリスク管理におけるスタンダードモデルを設計し、「実践オペレーショナルリスク管理（共著）」を執筆。現在は金融機関系シンクタンクに在籍し、日本銀行や地方銀行協会、金融財政事情等を通じて、全国の金融機関のリスク管理部門の職員向けの研修講師を引き続き担っている。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

実際に発生した弁護士相談事案を提供し、復習にて確認いただく形式とします。

関連する科目との関係

リスクマネジメント論、危機管理論、行動経済学、経営組織論
銀行法、金融商品取引法、民法、債権法、ハラスメント関連法

授業の方法

授業はレジュメに基づいて行い、どこよりもわかりやすく実践的な講義を目指します。

事例研究については、金融機関の現場で顧問弁護士への相談により解決を図った生のリスク事案を主題材とし、受講生との解決策のディスカッションを行うことで、実践感覚を身に付けてもらえる講義とします。

また、全国で活躍するリスク管理部門の金融マンにゲストスピーカーとして登壇いただくことで、生のリスクマネジメントを体感してもらえるよう工夫します。

参考著書（実践：オペレーショナル・リスク管理）

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点により判定

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用に制約を設けません。

授業内容の理解を深める場合や予習、事例研究のための基礎知識習得等、必要に応じて活用してください。

教材

「実践：オペレーショナル・リスク管理」（金融財政事情研究会）
レジュメ配布にて授業を進めるため、購入は不要・任意とします。

授業の計画

第1回

オリエンテーション

企業経営の基本知識

- ・事業の目的と組織、事業価値とは
- ・ホト・モノ・情報のマネジメント戦略とは

金融史

- ・昭和～令和、そしてVUCA時代へ

現在社会が抱える経営課題

金融機関からの弁護士相談事案の全体像

オリエンテーション

【第1回】4月3日（金）

第2回

金融機関におけるオペレーショナル・リスク管理の要件整理

- ・パーゼル規制および監督官庁が求めるオペレーショナル・リスク管理
- ・リスク管理態勢の整備
- ・定性・定量要件の整備
 - （リスク定義と分類要件の整理：リスク種類・損失事象・業務区分・損失額分類）
 - （リスクデータの収集範囲、管理体制と管理サイクル要件の整理）

【事例研究】

- ・現場で発生した弁護士相談事案と法令解釈①

【第2回】4月10日予定

第3回

事務リスク管理態勢・倫理法務リスク（コンプライアンス含む）管理態勢の整備

- ・ 仕組みの整備：顕在リスクの P D C A
- ・ リスクの特定・評価・分析・削減活動・モニタリング手法

【事例研究】

- ・ 現場で発生した弁護士相談事案と法令解釈②

【第3回】4月17日予定

第4回

システムリスク・有形資産リスク管理態勢の整備

- ・ 仕組みの整備：顕在リスクの P D C A
- ・ リスクの特定・評価・分析・削減活動・モニタリング手法

危機管理と B C P 体制構築のポイント

【事例研究】

- ・ 現場で発生した弁護士相談事案と法令解釈③

【第4回】4月24日予定

第5回

人的（人事管理）リスク管理態勢の整備

- ・ 仕組みの整備：顕在リスクの P D C A
- ・ リスクの特定・評価・分析・削減活動・モニタリング手法
- ・ 知らないでは済まされない最新の労務問題の実態

【事例研究】

- ・ 増加傾向にあるハラスメント事案の考察

【第5回】5月8日予定

第6回

金融業界で発生する重大リスク事象とその対応

- ・ 重大リスクの定義とその発生要因の考察

潜在リスク（リスクシナリオ）の予兆と管理

- ・ 統制自己評価（C S A）と重要リスク指標（K R I）

リスクデータ共同データベースの創設

【第6回】5月15日予定

第7回

コーポレートガバナンス

- ・ 不祥事件の舞台裏
- ・ 不祥事件の発生要因①（仕組み・体制面からの考察）
- ・ 不祥事件の発生要因②（行動経済学からの側面考察）
- ・ あるべき姿の正解

【ディスカッション】

- ・ 現役金融マンによる体験発表

【第7回】5月22日予定

第8回

総括：これからの金融戦略とリスクマネジメントモデル高度化の考察

- ・ 金融機関における新たなリスクファクターの考察
（銀行法改正、超高齢化社会 サードパーティーリスク等）
- ・ 金融マンだけが知っている潰れる会社の見抜き方
- ・ リスクベースアプローチの新潮流（コンダクトリスク・サイバーセキュリティ等）

【ディスカッション】

- ・ 本講座卒業生の会（慶應 O R M コミュニティ）会員の声

【第8回】5月29日予定

慶應義塾大学 シラバス・時間割

災害復興法学

担当者名	岡本 正
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	10738
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	災害対策や復興における法制度知識を習得し、公共政策や政策法務実務の実践的技術について学習する。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

東日本大震災ほか大規模災害を中心に、災害時における生活再建支援、被災地域の災害復旧・復興支援の各場面における、現行法制度の適切な適用、現行法の課題などを明らかにし、将来の首都直下地震や南海トラフ地震を見据えて、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力、政策立案能力等を習得することを目的とする。講師の内閣府等における国家公務員経験（2009年-2017年）や弁護士実務家（2003年-）としての災害復興支援活動関与の実績からより実践的なノウハウを提供することを目指す。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、内閣府及び文部科学省原子力損害賠償紛争解決センターにおける国家公務員経験（2009年-2017年）や20年以上にわたる弁護士実務家（2003年-）として、災害・危機管理・事業継続・国土強靱化ほか多分野における政府政策立案、立法、各種検討会等に関わってきた実績を持つ。また気象予報士、マンション管理士、防災士、ファイナンシャルプランナー（AFP）等の資格を活かした教育研究活動にも多数関与している。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション

準備学修（予習・復習等）

予習は不要だが、講義ののち教科書及び参考書による復習に加え、レポート作成のための論文やニュース記事、公的資料の調査などが求められる。

関連する科目との関係

現場のニーズに対応する法令を広く検討するが、民法、区分所有法、個人情報保護法をはじめ、現場実際の活用事例などで頻出する特別の民事法、行政法については都度解説を加える。

授業の方法

- ・テーマごとにレポート（2頁程度）の作成と発表を実施する。
- ・レポートの作成に際しても講師の弁護士及び国家公務員経験を生かしたより実践的で法解釈論にとどまらない法政策提言や公共政策論を意識した解説を実施する。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

成績評価は合否（P/F）判定で行う。期中に提出のレポート及びその発表内容60%、平常点（毎回のリアクションペーパーを含む）40%として総合評価を行う。テスト形式の期末試験は実施しない。基本的に全ての授業に参加し4回の課題レポート（数枚程度）を提出していただきたいと思います。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。なお、資料を探す上では最低限の検索補助としての利用を認めますが、レポート作成上は必ず原資料を参照することを求めます。

教材

『災害復興法学Ⅲ』岡本正著（慶應義塾大学出版会2023）（必須）

『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂2021年）（推薦参考書・任意）

『災害復興法学』岡本正著（慶應義塾大学出版会2014年）（参考文献・任意）

『災害復興法学Ⅱ』岡本正著（慶應義塾大学出版会2018年）（参考文献・任意）

授業の計画

第1回

【導入講義】大規模災害時に被災者のかかえるリーガル・ニーズの実態について解説し、法制度が災害を踏まえて変遷や改正を繰返してきた政策実績の概要等について解説する。東日本大震災から能登半島地震まで、さらに新型コロナウイルス感染症等、広く近年の災害や危機について触れる。

第2回

1. 大規模災害時における紛争解決について

賃料をめぐる問題、修繕義務をめぐる問題、原状回復義務をめぐる問題、建物明渡をめぐる問題、などの典型事例からモデル事例を設定し、民法、借地借家法、実際の運用、の相違についての正確な理解をと震災事例における応用を目指す。同様に、民法の不法行為分野における工作物責任事例をケースとして取り上げ、その紛争解決手法について課題を提示する。

第3回

同上（レポートの提出と発表）

第4回

同上（解説講義）

第5回

2. 大規模災害からの生活再建と法制度について

大規模災害で被災するとはどういうことなのかについて、お金、支払い、住まい、ローンなどの各種の困難について被災者

の声から学ぶ。そのうえで、被災者の生活再建のために利用できる法律や制度を駆使して、被災者に対してどのような情報や支援に関する「希望」を示すことができるかどうかについて課題を提示する。

第6回

同上（レポートの提出と発表）

第7回

同上（解説講義）

第8回

3. 避難所及び避難生活の環境改善と法制度

災害直後に命が助かって、その後には災害を原因として亡くなってしまう「災害関連死」の克服は、災害対策における最重要課題の一つである。災害関連死の原因としては、避難生活や避難所における生活環境が大きく影響していることが分かっている。そこで、現行法制度のなかで、いかに生活環境を改善する政策・施策が可能かについて課題を提示するとともに、現在の災害救助法や各種法制度の限界や課題について議論を行う。

第9回

同上（レポートの提出と発表）

第10回

同上（解説講義）

第11回

4. 津波被災訴訟と安全配慮義務から学ぶリスクマネジメントの視点

東日本大震災や過去の自然災害において、組織や管理者の「安全配慮義務」が争点となった損害賠償（国家賠償）事例を題材にして、現在の企業や行政等の組織のリスクマネジメントや、事業継続計画（BCP）に反映できる教訓を抽出する。また将来の南海トラフ地震や首都直下災害地震において課題となる「帰宅困難者対策」について、その教訓をどう応用するかについての提言を試みる。

第12回

同上（レポートの提出と発表）

第13回

同上（解説講義）

第14回

【特別講義】災害対策と個人情報の利活用

災害時及び災害対策における個人情報（災害時の安否情報と氏名公表、避難行動要支援者、被災者台帳やデータベース等）の取り扱いを巡り講じるべき国・自治体の政策について、災害法制の政策展開の最先端を解説する。

第15回

【総括講義】東日本大震災をはじめ熊本地震、平成から令和の豪雨や台風、新型コロナウイルス感染症、能登半島地震等における支援制度などを視野に入れ、最前線の災害復興現場の論点や「災害復興法学」の連携実績について解説する。災害復興政策や防災教育にとける今後の課題、法律家や大学が果たすべき役割について、講義全体を総括し、未来へのテーマを提示する。

第16回

期末の試験は実施しません

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際資本市場法（J.D.）

担当者名	エドミスター, ブラッドリー K.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	金6
キャンパス	三田
教室	2B42
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	58082
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	本講座は国際資本市場を理解する為に必須な米国証券法を中心に、国際金融法務についてNYの法律事務所現役パートナー弁護士が解説する。時事問題に沿ったケースを数多く取り上げる他、日本で活躍する国際弁護士との交流や米国の法律事務所訪問の機会を設けることにより、実践的なビジネス法務について学ぶ機会を提供する。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05
▼ 詳細	

授業の目的と到達目標

数多くの日本企業が資金調達やM&A取引を通して国際資本市場で日々活躍しています。「国際資本市場法」は、ハーバードロースクール卒業後名門法律事務所での経験を結ぶ国際弁護士としてキャリアを積んできたエドミスターにより2008年に開設された講座であり、爾来15年以上に渡り、現役パートナー弁護士としての実務と経験を生かし、将来の国際弁護士を目指す学生にとって役立つ実践的な講座を提供しています。本講座ではクロスボーダーM&A、投資ファンドとLBOや国際金融危機など様々なトピックを通して、米国証券市場を中心とした国際金融取引とその規制や留意点を学ぶことにより国際資本市場への理解を深めることを目的としています。ツイッター買収事件やゲームストップ事件等、その時々米国金融市場の事件が国際資本市場にどのような影響を与えたかなど、タイムリーな事案についても取り上げていきます。毎年恒例の弁護士事務所訪問もこの講座の特典です。

本講義は米国人でありながらネイティブレベルの日本語能力を持つブラッド・エドミスター本人により、日本語で行われます。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

1996年ハーバード大学卒(哲学専攻 Magna Cum Laude)
 1999年ハーバードロースクール卒 (法学博士)
 Venable LLP法律事務所 パートナー弁護士(ニューヨーク州)
 専門分野:クロスボーダーM&A、コーポレートファイナンス全般
 マルハニチロ株式会社(令和8年3月UMIOS株式会社に社名変更) 社外取締役
 ジャパンソサイエティ(米国 ニューヨーク州) 役員
 フィラデルフィア日米協会 (米国 ペンシルバニア州) 役員

能動的学修形式 [i 説明](#)

実験、実技、実習
フィールドワーク
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

n/a

関連する科目との関係

関連科目はありません。
国際金融に関する特段の知識を持たない方の受講も歓迎します。

授業の方法

講義は全て日本語によって行われます。学生のレベルとその時々必要性に応じながらディスカッション、ネゴシエーション、プレゼンテーションなども取り入れていきます。
毎年恒例の法律事務所訪問を通じて、現役の弁護士と交流する機会が設けられています

成績評価

合否判定 Pass or Fail

出席 60%
期末レポート（日本語もしくは英語 A4, 1-2枚） 40%

欠席が一定の日数を超えると不合格になることがあります。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

期末レポート以外は可

教材

毎回教材及び資料を配布しますので特定の教科書購入の必要はありません。教材は国際資本市場における実際の案件のプレスリリースや契約書、目論見書や登録届出書、判例などを使用しますのでそちらを熟読してください。ビデオやスライドによるプレゼンテーションを併用することによって、実務に対する理解を深めていきます。

授業の計画

第1回

イントロダクション

「国際資本市場」とは何かを理解するために、基本的な金融会計の用語や概念について学ぶとともに、本講座の概要、使用教材の読み方について説明していきます。期末レポートと成績評価についても言及します。

第2回

ケーススタディ：グローバルオファリング

次週以降国際資本市場における個々の事例について深く掘り下げていく前段階として、日本企業によるクロスボーダーファイナンスの代表格とも言える、海外での新規株式発行・上場を取り上げることによって、国際資本市場への全体像を把握します。

第3回

米国証券法の基礎 第1回

国際資本市場の中心となっている米国証券法の目的について、米国の経済政策、市場参加者である機関投資家及び個人投資家

についてなど、他多方面から紹介し、米国証券法における「証券」の定義を始めとして、新規株式発行（IPO）や株式交換など実務について基本を学んでいきます。

第4回

弁護士事務所訪問

毎年恒例の米国法律事務所（東京支店）の訪問。現役の国際弁護士と気軽に交流できる楽しい機会、と大好評です。

第5回

米国証券法の基礎 第2回

前回に引き続き、米国証券法について解説します。今回は米国証券法の規制の下での仮想通貨（ビットコインなど）について触れていきます。又、米国の証券取引委員会である U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) と、国際資本市場に於いて米国絡みの案件では必ず要求されるSEC登録についても学びます。

第6回

米国証券法の基礎 第3回

米国証券法の第二回目は国際金融（クロスボーダー）取引に関連して特に重要な項目である 144A とレギュレーション S に焦点を当てて掘り下げていきます。

第7回

米国証券法の基礎 第4回

第2回目に引き続き国際金融（クロスボーダー）取引に関連して特に重要な項目であるルール12g3-2(b) とADR（米国預託証券）に焦点を当てて掘り下げていきます。

第8回

投資ファンドとレバレッジバイアウト（LBO）

投資ファンドはなぜ「ハゲタカ」とよく呼ばれるのでしょうか。この回では基本的なファンドの構造、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、不動産投資ファンド等、それぞれの性質と違いについて学んでいきます。

第9回

クロスボーダーM&A 第1回

M&Aとその取引上課される法規制について理解する為に、M&Aの基本的な仕組みと関連法について解説していきます。米国市場におけるM&A関連法規制で日本企業のM&A及び株式公開買付において特に影響を与えると思われるルール 802、レギュレーション14E、そして米国証券法フォーム4（F-4）による問題（いわゆる"F-4 Problem"）を事例に挙げてわかりやすく解説していきます。時間が許せば、以下第二回に続く個々の案件についてのディスカッションを開始します。

第10回

クロスボーダーM&A 第2回

第1回に続き、実際のM&A契約書類を利用しディスカッションを進め、クロスボーダーM&Aの個々の案件に基づいて掘り下げていきます。

第11回

ケーススタディー：イーロンマスクによるTwitter社買収 1

2022年に話題をさらった有名な敵対的買収案件について主要な法律面から検証します。米国証券法がこの買収劇にどのような影響を与え、どのような結果をもたらしたか、時系列に考察していきます。

第12回

ケーススタディー：イーロンマスクによるTwitter社買収 2

前回に引き続き米国証券法による規制がこのTwitter買収劇にどのような影響を与えたかについても論じます。

第13回

ケーススタディ：ゲームストップと個人投資家

2021年2月、ゲームソフト販売業GameStop社の株価急騰が大きな話題となりました。ヘッジファンドを中心とした大規模投資家勢力が当社の株を空売りしたのに対し、当社を支持する若い個人投資家達がSNSであるRedittを通じて繋がり、当社の株に対し大量買いを入れ、一時的に当社の株が1700%もの上昇率を記録するという前代未聞の事態が起きたのです。この事件がSECを始め経済・金融市場に与えた影響を解説します。

第14回

リーマンショックを代表とする金融危機：不動産証券化、CDOの台頭とその影響

2000年初頭から始まった不動産証券化ブームとCDOの台頭は、2008年のリーマンショックを引き金とした世界金融危機の大きな原因となりました。この回では不動産証券化とCDOの仕組み、それらがどのようにしてバブル経済を産み出し、そしてその崩壊へと導いたかについて検証していきます。

第15回

リーマンショックを代表とする金融危機：不動産証券化、CDOの台頭とその影響 2

前回の続き及び必要に応じて期末レポートに関するアドバイス

第16回

今までの総括と期末レポート提出

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japan — EU Business and Sustainability Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	兼頭 ゆみ子, 櫻井 洋介, 宮下 紘
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01076
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	EU法の「ブリュッセル効果」（市場メカニズムを通じたEU規制の一方的なグローバルな影響力）を念頭に、日本など域外の企業がそれに対してどのように法務戦略的に対応すべきかについて、特にデジタル分野での競争法や個人データ保護、気候変動対策の分野を事例として扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course explores how the European Union (EU) strategically develops and implements economic regulations on sustainability, including climate protection, human rights and environmental due diligence, and digital human rights, in a strategic way globally and how Japanese businesses (including other countries' ones) should respond to them, in light of the Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA). Topics will include (1) the background and the contents of the Japan-EU EPA and Strategic Partnership Agreement (SPA), including sustainability issues, (2) Business and Human Rights, (3) climate protection law, (4) EU AI Act and human rights protection, and (5) global business under geopolitical uncertainty, particularly in the context of the Japan-EU EPA. Course participants will study how businesses should respond to the EU regulations with Japan-EU relations in legal terms as an example.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Miyashita served in the Cabinet Office of Japan, who will introduce international negotiations on data protection in this course.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students should prepare for and review each class based on the lesson scope outlined in the handout for each session.

関連する科目との関係

The focus of this course is related to Area Study of Law (EU-Japan).

授業の方法

The course is primarily lecture and discussion based. Students are free to ask questions at any time during the class.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based on:

- a PowerPoint presentation, by each student of an analytical summary on the contents of this course, carried out in the last class, 70%
- class performance, 30% (attendance 15% and active participation 15%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is, in principle, prohibited, as this course places emphasis on students' own presentation skills. However, limited use, such as for information gathering or language check, may be permitted, on the condition that students always retain full human accountability for their output.

教材

There is no particular textbook for this course. Materials and handouts will be given to students throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction: Japan-EU business and sustainability issues from the point of view of a comparative law and policies, by each of the joint lecturers in her/his study area (20 minutes each).

第2回

EU Data Protection Laws in the Context of Trade

The EU data protection laws, including the GDPR (General Data Protection Regulation), are a prime example of the 'Brussels Effect.' The GDPR's extraterritorial scope and restrictions on international data transfers have had both de facto and de jure effects on third countries. Notably, Japan's Act on the Protection of Personal Information has been influenced by the GDPR, leading to mutual recognition of an adequacy decision in 2019. This session provides an overview of the GDPR and recent landmark judgments by the CJEU, and its impact to the digital trade.

第3回

EU Data Protection Laws and Fundamental Rights in the Context of Trade

The GDPR provides several fundamental rights to individuals. This class focuses in particular on the right to explanation and the protection of trade secrets in the context of trade and digital services. It examines how these rights and interests are balanced in regulatory practice and case law.

第4回

EU Artificial Intelligence Law in the Context of Trade

The EU AI Act entered into effect in August 2024 as the world's first comprehensive AI law. It reflects European values on democracy, human rights, and rule of law by listing the prohibited AI practices. The class explores the legal ground, purpose, scope, the key concepts, and the risk-based framework of the new EU AI Act. It also examines the role of human being in the context of the AI applications and its impact to the trade context.

第5回

EU Digital Omnibus Proposal

The EU Digital Omnibus Law, published in November 2025, may signal a potential shift in European digital philosophy. While the simplification of digital rules is necessary to reduce administrative and business burdens, revisiting the core elements of digital law, such as the definition of personal data, may prove controversial. The class opens discussions on the appropriate balance between regulatory efficiency, fundamental rights protection, and legal certainty in the EU's digital regulatory framework.

第6回

Business and Human Rights (1) Corporate Responsibility to Respect Human Rights

In recent years, companies have increasingly been required to respect human rights and to implement human rights due diligence, against the background of growing attention to the UN Sustainable Development Goals (SDGs) and ESG investment. This session introduces the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, focusing on the concepts of the corporate responsibility to respect human rights and human rights due diligence.

第7回

Business and Human Rights (2): EU Trends regarding Mandatory Due Diligence and Judicial Remedies

This session deals with the international trend toward mandatory human rights and environmental due diligence, with a particular focus on developments in the European Union. As lawsuits concerning human rights issues in supply chains have been brought before courts in EU member states, this session examines the current situation and challenges related to judicial remedies.

第8回

Business and Human Rights (3): The Impact of EU Trends on Japan and Japanese Policy on Business and Human Rights

EU policies on business and human rights, as with other sustainability-related issues, have a significant impact on both the Japanese government and Japanese companies. This session outlines Japan's current situation and policy responses considering recent EU developments.

第9回

Business and Human Rights (4): Corporate Initiatives and Future Prospects

In recent years, corporate initiatives and state policies concerning business and human rights have made significant progress. Nevertheless, many challenges remain in promoting corporate initiatives and ensuring respect for human rights throughout global supply chains. This session examines the current situation, key challenges, and future prospects for business and human rights.

第10回

International Climate Law and the EU/Japan

Climate change is one of the most challenging issues facing today's highly interdependent and energy-consuming international community. This class will introduce the basics of international climate and energy law on which each nation or international entity such as the European Union has established its own climate change countermeasures. In addition to hard law, there has been a movement in recent years to clarify the extent to which states have obligations to address climate change through non-binding advisory opinions. In relation to climate measures, the class will analyze and compare the attitude and tendency of the European Union and Japan.

第11回

Climate Change Litigation 1

In recent years, so-called climate change litigation has been active, ranging from lawsuits against governments for low climate ambitions and/or inadequate and insufficient measures, to lawsuits against private companies with

high emissions. Climate change litigation based on human rights law is one type of such litigation. After an introduction to the current situation of climate change litigation, the lecture will begin with the general relationship between environmental law and human rights law, followed by recent legal developments. The situation in Japan will be discussed for comparison.

第12回

Climate Change Litigation 2

While the European Court of Justice has heard many cases under EU climate change law, almost none have been based on human rights grounds. Instead, the EU has been criticized for failing to fully guarantee access to justice in environmental matters, despite the fact that the EU is a party to the Aarhus Convention, which requires parties to guarantee such access. Focusing on procedural environmental rights, of which access to justice is one, we discuss how the EU has improved its access to justice regimes and consider how this improvement will contribute to climate litigation at the EU level. The situation in Japan is discussed for comparison.

第13回

Energy Charter Treaty and the EU

The Energy Charter Treaty (ECT) is a multilateral agreement with the aim of protecting investments and promote corporate activities in the energy sector. In May 2024, the EU formally decided to withdraw from the ECT. The EU's decision to withdraw stems from two major concerns: growing criticism of the Investor-State Dispute Settlement (ISDS) mechanism under the ECT and the fact that the ECT, established in the 1990s, protects investments in fossil fuels, which is incompatible with the EU's decarbonization policies. In response to criticism from the EU and its member states, there have been attempts to reform the ECT to make it more climate-friendly. This class discusses the implications of the EU's withdrawal from the ECT and the status of ECT reform efforts.

第14回

Guest Lecture (to be confirmed)

第15回

PowerPoint presentations by each student on what they have studied in this course and their own comments.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

医事法 I

担当者名	古川 俊治
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41812
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	先端的医療技術（遺伝子診断・治療、分子標的薬、遺伝子編集、再生医療、A I 医療機器等）の研究開発と、それに関する倫理的・社会的・法的課題について取扱う。
K-Number	GLS-LP-89553-211-88

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成します。各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討します。本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と法的思考方法を習得することであり、特に、医療機関や医学研究機関における医学研究に関する倫理審査委員会等の法律専門家委員として必要な基礎的能力を身につけることを目標とします。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

現在の実務における問題点も解説します。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

講義で扱う公的指針を読むこと

関連する科目との関係

医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難です。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を

修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する受講生を対象とします。

授業の方法

各回にレジュメを配布し、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討します。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

成績については、平常点を60%、期末試レポートを40%として総合評価を行います。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIは自由に使って下さい。

教材

特定の教科書は指定しません。適宜、授業内で指示します。

授業の計画

第1回

生命医療倫理の基本的な考え方について解説します。

第2回

先進医療と臨床研究の規制体系を学びます。

第3回

医薬品・医療機器及び健康食品に関する法制度について学びます。医薬品・医療機器に関する規制や医薬品販売制度、保健機能食品制度と食品表示制度について検討します。

第4回

医薬品・医療機器の臨床研究や治験の規制と問題点を検討します。

第5回

自己決定権の限界に関わる問題として、宗教上の輸血拒否の問題を取り上げます。関連するテーマとして、医療上の意思決定の代行の問題についても検討します。
また、終末期医療をめぐる法的問題点について検討します。

第6回

死の概念及び判定方法、臓器移植の法的論点として脳死移植の要件と手続について検討します。

第7回

胎児の保護・妊娠中絶の規制、及びヒト胚の法的地位・その保護について検討します。

第8回

生殖補助医療について、人工授精・体外受精、及び着床前診断および出生前診断をめぐる法的諸問題を検討します。近年問題となっている受精胚に対する遺伝子改変の規制についても検討します。

第9回

ヒトゲノム・遺伝子解析研究における技術的進歩、それに伴う法的問題を検討します。

第10回

遺伝子治療に関する規制と法的問題点について検討します。

第11回

ヒトに関するクローン技術等の規制について検討します。

第12回

ヒト幹細胞を用いた再生医療の規制について検討します。

第13回

医療における個人情報保護について検討します。

第14回

性同一性障害、性的少数者に関する法的問題点について検討します。

第15回

日本の医療提供体制、健康保険制度など、日本の医療制度の概要について解説します。

2026 年度法曹リカレント
個別科目履修プログラム（秋学期）シラバス

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Legal English for Law Students (J.D.)(J.D.)野村證券未来先導チェアシップ講座

担当者名	宮武 雅子, アレン, ミンディ A.
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32644
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本コースは日常英会話の習得ではなく、法曹実務家が英語の法律専門用語を駆使して議論する対面の交渉力を向上させる方法論を伝授し、日々の習慣として実践できるように行動変容を促すことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法律実務の企業のグローバル化に伴い、法曹のグローバル化が喫緊の課題となっている。しかしながら、交渉の最前線に立つ日本人弁護士が海外の弁護士と互角に国際案件を自在に扱うまでには至っていない。一番の障壁は英語によるコミュニケーション力である。

本コースは日常英会話の習得ではなく、法曹実務家が英語の法律専門用語を駆使して議論する対面の交渉力を向上させる方法論を伝授する入門コースであり、日々の習慣として実践できるように行動変容を促すことを目的とする。各方法論の実践は毎日最低2〜3時間程度の学生の自習に委ねる。具体的には、①英語の法律専門用語（ボキャブラリー）を集中的に習得すること、②発音矯正を行うことで、リスニングとスピーキング能力を飛躍的に伸ばすこと、③リスニングの特訓として欧米の法廷ドラマのビデオの視聴を行うこと、④スピーキングとして毎日30分のオンライン会話を外部のネイティブスピーカーと行ってもらう。

本コースを修了すれば、発音とリスニングの飛躍的な向上とスピーキングに積極性が増すことにより、英語による交渉能力を少しでも前進することを目標とする。

なお、本コースはTOEFLやTOEICの試験対策用ではない。TOEFLやTOEICは別途の方法論で取り組まなければならないことを付言する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

教員は全て法律実務家と発音矯正の専門家であり、法律英語習得の最も効率的な習得方法を提供する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

授業中に適宜指示する。

関連する科目との関係

Negotiation (LLMプログラム秋学期)及び英語で行われるLLMプログラムのコースを平行して取得することを推奨する。

授業の方法

原則としてレクチャー形式で、対面とオンラインのハイブリッドで行う。毎回課題が与えられる。発音矯正の専門家（対面）、法律英語の専門家等（オンライン）を招く。

授業は毎週月曜日の2限に行われる。

履修登録にあたっては、本コースの性格上、大人数の受講者の参加は望めず、一定程度の英語力を身に着けた学生で、約20人の受講生を上限としていく予定である。上記人数を超える可能性がある場合には、TOEFL又はTOEICの試験結果の提示を求める場合もある。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

随時提出される課題の成績（60%）、教室での質疑応答やディスカッションへの参加程度（30%）及び出席（10%）による評価。中間・期末試験は行わない。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

指定なし。各回のクラスで参考資料のコピーを配布する。

授業の計画

第1回

Class 1: Sep. 28

Introduction: Pronunciation, Listening, Speaking, Vocabulary Building and Reading
Japanese

Guest Prof. Miyatake

第2回

Class 2: Oct. 5

Pronunciation
Japanese

Guest Lecturer: Founder of Dr. D, Daiki Tonda and Certified Trainer Karasick Kanako

第3回

Class 3: Oct.12

Pronunciation conducted in Japanese
Japanese

Guest Lecturer: Certified Trainer Kanako Karasick

第4回

Class 4: Oct. 19

Pronunciation
Japanese

Guest Lecturer: Certified Trainer Kanako Karasick

第5回

Class 5: Oct. 26

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking conducted in English
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第6回

Class 6: Nov. 2

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking in English
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第7回

Class 7: Nov. 9

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第8回

Class 8: Nov. 16

Reading & Writing – Legal English WS
English

Co-lecturer Ms. Mindy Allen, Esq.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（私法取引と課税を学ぶ）（学期後半）

担当者名	佐藤 英明
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期後半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	17841
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	わが国の所得税、法人税、相続税、および、消費税を概観するとともに、私法取引に租税がどのように関わるかを議論する。
K-Number	GLS-LP-89643-311-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

この授業では、租税法をまったく知らない受講生に対し、私法取引と租税法とが関わる事例をシナリオ形式でいくつか取り上げて、その「関わり方」を体験してもらうことを目的とする。いわば、事例をつかった「租税法入門」である。

租税は私法取引の「空気抵抗」であり、現実には各種の私法取引を扱う際に決して無視することはできない。このことを受講生に実感してもらうことが、授業の目標である。

「租税法を選択科目にしないが、少しは知っておきたい。」と考える学生には、受講を強く勧めたい。特に、司法試験合格後の、法科大学院修了に向けた幅広い学習の一環として履修を検討してもらいたい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

事前配付するレジュメに事前に目を通しておくことが望ましいが、授業の理解のために必須とまでは言えない。ただし、ミニテストに向けて、一定の復習は必要であろう。

関連する科目との関係

租税法関連科目を履修している必要はない。

受講生が租税法の知識を持たないことを前提として授業を組み立てるので、租税法を勉強したことがない受講生を歓迎す

る。

授業の方法

講義形式で授業を進めながら、受講生の質問に応接する。基本的には、佐藤が作成する教材にそい、シナリオを用いて関連する税制などを解説する。

なお、授業開始日は11月30日（月）であり、授業期間内に1回補講（画像配信の予定）を行なう。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

合理的な理由のない欠席がなく、かつ、授業最終回に行なうミニテストで60%以上の得点をとれば合格とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

佐藤が作成する教材を用いる。

授業の計画

第1回

所得税に関わるシナリオ

第2回

源泉徴収に関わるシナリオ

第3回

法人税に関わるシナリオ

第4回

相続税・贈与税に関わるシナリオ

第5回

消費税に関わるシナリオ

第6回

租税手続法に関わるシナリオ

第7回

第8回

国際課税に関わるシナリオ

ミニテスト

慶應義塾大学 シラバス・時間割

相続税法

担当者名	佐藤 英明
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	06939
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	わが国の相続税法を概観し、その主要な論点を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法律実務家、特に弁護士として個人の事案に関わる者に不可欠な、相続税・贈与税についての、ごく基本的な知識を修得することを目的とする。

相続税法の基本的な内容を、判例と課税実務にてらして理解することが授業の主目的となる。

特に、司法試験合格後の、法科大学院修了に向けた幅広い学習の一環として履修を検討してもらいたい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

毎回、授業で取り上げるケースブック収録判例・裁判例に事前に目を通して置くことが望ましいが、授業の理解のために必須とまでは言えない。ミニテストに向けて、一定の復習は必要であろう。

関連する科目との関係

租税法関連科目を履修している必要はない。受講生が租税法の知識を持たないことを前提として授業を組み立てるので、租税法を勉強したことがない受講生は大歓迎である。

相続法に興味があれば、さらに授業の内容に興味が持てると思われる。

授業の方法

秋学期の前半に、8回の授業を行なう。

授業は、基本的には講義形式を取るつつ、学生の質疑に応接する。

授業では、条文や判例の解説を主とする。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

第8回目の授業後半で20～30分程度の「ミニテスト」を行ない、この「ミニテスト」で60%以上の成績をとれば合格とする。

なお、合理的な理由なく授業を欠席した場合には、不合格とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

金子宏ほか編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）の第4編を用いる。

そのほかに必要な資料は佐藤が作成して、配布（配信）する。

授業の計画

第1回

9月29日

1. 相続税・贈与税の基本構造

第2回

2. 相続税・贈与税の課税財産——みなし相続（贈与）財産を中心として（1）
概説／特別縁故者への財産分与／保険金／低額譲受

第3回

2. 相続税・贈与税の課税財産——みなし相続（贈与）財産を中心として（2）
信託に関する特例／所得税の課税対象との関係

第4回

3. 相続財産とその評価（1）
土地の評価

第5回

3. 相続財産とその評価（2）
株式の評価／相続債務の評価

第6回

4. 税負担の不当な減少の防止（1）
事実認定による対処／解釈による対処
-

第7回

4. 税負担の不当な減少の防止（2）
立法による対処（租税回避否認規定）
-

第8回

5. 確定・徴収手続
ミニテスト

慶應義塾大学 シラバス・時間割

登記実務

担当者名	鈴木 龍介
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B41
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	84916
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	登記の前提となる実体法の理解を深めるとともに、将来の実務において必須である登記の具体的なイメージをつかむことを目指すこととする。また、今後の試験や将来の実務現場において登場する登記に関する知識等を網羅的に整理する。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

司法試験における民法をはじめ会社法、倒産法など民事系の科目では登記の知識が関わってくることも少なくない。

登記の前提となる実体法の理解を深めるとともに、将来の実務において必須である登記の具体的なイメージをつかむことを目指すこととする。また、今後の試験や将来の実務現場において登場する登記に関する知識等を網羅的に整理する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

資格：司法書士

経験年数：3 2 年

M & A 等事業再編、企業再生、株主総会運営を中心とする企業法務案件に携わる傍ら、講演や執筆にも精力的に取り組んでいる。

実務家（司法書士）による授業であることから、具体的かつ実践的な内容とし、将来にわたって利用できる資料等を提供する。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

予習としては教科書の該当部分を確認し（30分程度）、復習としては教科書・レジメ・資料・講義にかかる関連条文等を確認するものとする（30分程度）。

関連する科目との関係

本授業は、登記を民法・会社法・倒産法等の民事に関する科目と紐づけ、それらと並行して学習することにより相乗効果が期待できる。

授業の方法

講義形式を基本としつつ、可能な限り質疑応答や意見交換等による双方向の方式を採用する。

実務家（司法書士）による授業であることから、具体的かつ実践的な内容とし、将来にわたって利用できる資料等を提供する。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点（出席・発言等） 50%

試験（正誤・穴埋め・記述等） 50%

本授業では、試験等を含め、直接的に生成AIを活用する場面は想定していませんが、予習、復習等において積極的に利活用することは推奨します。

ただし、利用にあたっては、以下のルールを守ってください。

- ・AIが生成した内容は必ず自分で検証し、必要に応じて修正すること
- ・他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、試験等を含め、直接的に生成AIを活用する場面は想定していませんが、予習、復習等において積極的に利活用することは推奨します。

ただし、利用にあたっては、以下のルールを守ってください。

- ・AIが生成した内容は必ず自分で検証し、必要に応じて修正すること
- ・他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

教材

『登記法入門－実務の道しるべ』（鈴木龍介編著／商事法務／ISBN:978-4-7857-2869-4）をテキストとし、別途配布する実物サンプル資料集によって授業を進めることとする。

なお、当該テキストは必携とする。

授業の計画

第1回

イントロダクション／登記概論①

- ・登記の意義
- ・登記と種別
- ・法令と登記先例
- ・実務上の位置づけ

第2回

登記概論②

- ・登記に関連する機関・職能
- ・登記に関連する情報等
- ・登記の申請等

第3回

不動産登記概論

- ・不動産登記の効力
 - ・不動産登記と法令等
 - ・不動産登記制度の沿革
 - ・不動産登記簿の編成
 - ・不動産登記の申請人
-

第4回

表示に関する登記

- ・土地に関する表示登記
 - ・建物に関する表示登記
 - ・区分建物に関する表示登記
 - ・表示登記の申請等
 - ・筆界特定制度
-

第5回

不動産権利登記総説／不動産登記各論①：所有権

- ・仮登記
 - ・処分制限の登記
 - ・判決による登記
 - ・所有権保存
 - ・所有権移転
-

第6回

不動産登記各論②：担保権

- ・抵当権
 - ・根抵当権
-

第7回

不動産登記各論③：相続

- ・法定相続
 - ・遺言
 - ・遺産分割
 - ・相続人不存在
 - ・配偶者居住権
-

第8回

不動産登記各論④：用益権・信託

- ・地上権
 - ・地役権
 - ・賃借権
 - ・借地権
 - ・信託
-

第9回

商業・法人登記総論

- ・商業登記の効力
 - ・商業・法人登記と法令等
 - ・商業登記制度の沿革
 - ・登記事項と登記すべき事項
 - ・登記の申請
-

第10回

商業登記各論①：株式会社（その1）

- ・設立

- ・定款変更
 - ・機関・役員
-

第11回

商業登記各論②：株式会社（その2）

- ・募集株式の発行
 - ・資本金の額の減少
 - ・組織再編
 - ・解散・清算
-

第12回

商業登記各論③：その他の会社

- ・特例有限会社
 - ・持分会社
 - ・外国会社
-

第13回

各種法人登記等

- ・一般社団・財団法人
 - ・医療法人
 - ・N P O法人
 - ・有限責任事業組合（L L P）
-

第14回

動産・債権譲渡登記

- ・登記の管轄
 - ・登記の申請
 - ・登記の編成
 - ・登記の証明書
-

第15回

その他の登記

- ・成年後見登記
 - ・財団登記
 - ・特殊な登記
-

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

青少年と法

担当者名	加藤 学
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B35
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	45602
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目刑事系
科目概要	本授業では、「子どもの権利」「子どもの最善の利益」「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の関係を探ることを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89523-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

非行を犯した少年に対する司法による処遇の現状を踏まえ、その目的、法的仕組み、実務における工夫を理解し、今後のより良き実践の基盤とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

裁判官として37年間、うち少年事件を16年間担当した。その経験を活かし、実践的な法解釈及びノウハウを伝えたい。

能動的学修形式 [説明](#)

グループワーク

準備学修（予習・復習等）

各回、事前に課題を提出し、講義においてその回答を口頭で求める予定である。準備・復習には各1～2時間程度を要する

関連する科目との関係

我が国における少年法は刑事司法と福祉が交錯する分野を対象としている。そのため、刑事手続に対する理解が前提となるが、刑事手続と異なる少年の手続を学ぶことにより、刑事手続をより深く理解することができるようになる。また、より人間についての理解を深めることができる。

授業の方法

対面

成績評価

期末試験70%、出席並びに事前課題及び演習への取り組みを内容とする平常点30%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

暗記でなく思考することを求めるので、原則としてAIの使用は禁止する。

教材

教科書はない。

参考書として、

- ・講義内容と同方向の編集方針を有しているもの

河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件 -実務の技-』(青林書院、2017年)ISBN:978-4-417-01714-1※2026年1月現在版元で残部僅少であり、入手は早い者勝ちとなる

- ・体系書

川出敏裕『少年法』(第2版、有斐閣、2022年) ISBN 978-4-641-13958-9

平場安治『少年法』(新版、有斐閣、1987年)ISBN 4-641-90175-9

- ・論点ごとの学習の入口

田宮裕＝廣瀬健二編集『注釈少年法』(第5版、有斐閣、2024年)ISBN 978-4-641-13966-4

守屋克彦＝斉藤豊治代表編集『コンメンタール少年法』(現代人文社、2012年)ISBN 978-4-877-98538-7※第2版がまもなく出る

川出敏裕編『少年法判例百選』(第2版、有斐閣、2024年)ISBN 978-4-641-21341-8

- ・実務上の論点を考えるもの

加藤学編著『裁判所における少年事件の実務』(日本加除出版、2025年)ISBN 978-4-8178-5032-4

授業の計画

第1回

少年司法概説

我が国における非行を犯した少年に対する司法的処遇の仕組みの概況、現状（統計）を学ぶ。

第2回

保護処分における処遇

少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察といった少年に対する処遇の内容、家庭裁判所はどのような点を考慮して処遇を決めているのかについて学ぶ

第3回

審判に付すべき少年①

少年法が対象とする年齢、少年の種類等を学ぶ

第4回

審判に付すべき少年②

引き続き少年法が対象とする少年の種類を学ぶ

第5回

家庭裁判所に係属する過程

審判に付すべき少年を、どのような機関がどのように取り扱い、家庭裁判所に係属させるかを学ぶ

第6回

家庭裁判所での手続の関与者並びに観護措置①

家庭裁判所の調査及び審判に関与するのはどのような者であるか、それらの役割、権限及び義務について学ぶ。

また、家庭裁判所による少年の身柄の保全措置である観護措置の要件、手続、効果について学ぶ。

第7回

観護措置②

引き続き家庭裁判所による少年の身柄の保全措置である観護措置の要件、手続、効果について学ぶ

第8回

調査

家庭裁判所の調査とは何か、調査を担当するのはどのような機関で、どのように行なうのかについて学ぶ

第9回

審判①

審判手続の基本原則、適正手続の保障、黙秘権の保障、伝聞法則の適否、証拠調べの範囲等について学ぶ

第10回

審判②

非行事実及び要保護性の認定に必要な証明の程度、余罪考慮の可否、非行事実の認定替え等について学ぶ

第11回

処遇選択及び少年法の基本原理

第2回講義で触れていない審判不開始、不処分、検察官送致、児童相談所長送致という処遇の内容及び第2回講義で触れた保護処分を含めて処遇選択のあり方を学び、さらに試験観察について学ぶ。そして、これまでの講義を振り返り、少年法の基本原理について考える。

第12回

処遇選択演習

模擬記録を使用して、対象となる少年について最適な保護処分を選択するにはどうすべきかを学ぶ

第13回

抗告及び保護処分の取消し

少年事件における抗告及び保護処分の取り消しについて学ぶ

第14回

少年の刑事事件

検察官送致決定後の刑事手続の特則について学ぶ

第15回

少年事件の報道及び補償

少年事件の報道についての規整と非行なし決定が出た場合の補償について学ぶ

第16回

総括・期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際租税法

担当者名	山田 雄介
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月3
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42421
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	国際租税法の基本的制度や基本概念を説明のうえ、具体的法律問題等を題材にして課題を設定する。課題の解決を図るケーススタディーを通して、国際租税法の専門的知識を深めて、国際租税法の問題解決能力を養う。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法と会社法の知識を総動員して国際取引とM&A Dealに伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。

国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し、その課題の解決を図るケーススタディーを通して、国際租税法の専門的知識の深化、総合化を図るとともに、人の経済行動全般を見通し、租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。

講義は、生徒の希望に応じて、日本語又は英語で行う。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

外国法人の対内取引（人的役務の提供、知的財産）について、日本における課税関係の確認を依頼されるが、日本における進出形態（拠点なし、支店、子会社）と取引類型に応じて変わってくる点が、第1回から第7回、及び第15回の授業内容に関係する。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート
PBL（問題解決学習）

準備学修（予習・復習等）

授業の内容が難しいとの評価であっても、1時間以内でも予習・復習をしていると教員の説明も理解しやすいとの評価です。短時間でも予習・復習をするとよいと考えます。

関連する科目との関係

本授業を受講する前提として、「租税実体法Ⅰ（所得税）」又は「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」は必修であり、両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも、国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するヨーロッパの法制度を理解しておくことが重要であるため、ヨーロッパ法関係の授業を履修することが役に立つ。

授業の方法

想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し、全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか、あるいは、それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより、問題解決能力を養う。もちろん、部分的に、国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが、本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点（質疑応答における発言の質など）をもとに、合格か不合格で評価する。

本授業では、学生自身の思考力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。授業内のディスカッションにおいて、生成AIの使用は認められません。使用が発覚した場合は、不正行為とみなす場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。授業内のディスカッションにおいて、生成AIの使用は認められません。使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

- ・「租税法 第24版 法律学講座双書」（金子宏／著、弘文堂、2021/11）
- ・「ケースブック租税法 第6版 弘文堂ケースブックシリーズ」（金子宏／編著 佐藤英明／編著 増井良啓／編著 渋谷雅弘／編著、弘文堂、2023/9）

授業の計画

第1回

居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール

居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考えを解説する。そして、具体的事例に基づき、どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを分けるか、その基準(residence rule)を検討する。

第2回

国際的二重課税（1）

居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し、どのような課税がなされるのかを検討することにより、国際的二重課税発生メカニズムを解明するとともに、国際的二重課税排除の制度として、国外所得免除方式、外国税額控除方式、外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。

第3回

国際的二重課税（2）

国際的二重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式と、外国子会社からの配当金の益金不算入制度を中心に説明する。

第4回

非居住者・外国人に対する課税

所得税法161条及び法人税法138条に定める国内源泉所得の範囲を説明する。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し、日本のsource ruleを検討しつつ、P.E. 帰属所得に対する日本の課税制度まで分析する。

第5回

租税条約（1）

日本が締結している租税条約、OECDモデル租税条約、国連モデル租税条約を比較検討し、居住者の範囲、個別source rule、無差別条項、相互協議について、それぞれの特徴を明らかにする。

第6回

租税条約（2）

事業所得における「恒久的施設(P.E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに、恒久的施設概念につきOECDモデル租税条約、国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また、P.E. 帰属所得の算定の基準である独立企業原則の分析を行う。

第7回

租税条約（3）

租税条約の濫用(treaty shopping)及びtreaty overrideの具体的事例を扱い、現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに、それに対し、各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。

第8回

税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクト

G20/OECDが推進している「税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクト」といった国際的取り組みを踏まえた措置について説明する。令和5年度税制改正で新たに導入された国際最低課税額制度（グローバル・ミニマム課税制度）についても説明する。

第9回

移転価格税制（1）

国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し、それに対処する制度である移転価格税制において、独立企業間価格を算定する方法としての独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法及び第4の方法(profit split等)の利害得失を論議するとともに、独立企業間価格を算定するために最も適切な方法を事案に応じて選択することとされた平成23年度税制改正について説明する。

第10回

移転価格税制（2）

移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて、対応的調整、二次的調整、推定課税、移転価格調査、更正等にかかる除斥期間の延長、事前確認、相互協議、仲裁制度等の具体的問題についての解説を加える。

第11回

過少資本税制および過大支払利子税制

所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して、課税所得を減額する過少資本および過大利子支払という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに、その対処制度である過少資本税制および過大支払利子税制を説明する。

第12回

タックスヘイブン対策税制

タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し、日本の現行タックスヘイブン税制につき、ペーパーカンパニー等、経済活動基準、基準所得金額、適用対象金額、課税対象金額等につきその問題点を論じる。

第13回

M&Aにかかる国際課税問題（1）

国際企業買収の具体的事例を設定し、次の概念を説明する：三角合併(triangular merger)、debt push down、買収コストの割り付け(purchase price allocation)、営業権の認識(goodwill recognition)

第14回

M&Aにかかる国際課税問題 (2)

売手と買手の利害の衝突の調整(managing conflicts of interest between seller and purchaser) と M&A契約における税金に関する条項(tax clauses in M&A contracts)を説明する。

第15回

電子商取引にかかる国際課税問題

これまでの授業で獲得した知識を総動員して,電子商取引の場合,所得の分類,恒久的施設概念,消費税の保税地域などの問題を検討し,電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅲ（小泉）

担当者名	小泉 直樹
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月3
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42087
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	商標法の基礎について概説する（科目担当者が異なれば、同一名称科目の複数履修が可能）
K-Number	GLS-LP-89513-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

商標法・意匠法・不正競争防止法の基礎について概説する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

とくになし

関連する科目との関係

知的財産法Ⅰでは特許法、知的財産法Ⅱでは著作権法を概説する。知的財産法Ⅲの履修について、ⅠⅡの履修を条件とはしない。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業内試験による。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

可

教材

茶園ほか編「商標・意匠・不正競争判例百選第2版」（2020年）

授業の計画

第1回

不正競争防止法1

百選65～114（全6回）

第2回

2

第3回

3

第4回

4

第5回

5

第6回

6

第7回

商標法1 百選1～49（全6回）

第8回

2

第9回

3

第10回

4

第11回

第12回

6

第13回

意匠法 百選50～64

第14回

パブリシティ権 百選117～119

第15回

授業内試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際ビジネス法務

担当者名	山本 雅道
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月4
キャンパス	三田
教室	2B41
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	05181
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目国際系
科目概要	本授業では、将来国際的なビジネスに関わりたいと考えている方、渉外系事務所で働くことを目指している方、又は、志望は決めていないが国際的なビジネスと法の関わりについて全体像を掴みたい方などが、国際的な売買契約・M&A・ファイナンス・法執行などのテーマに関する実践的な知識を学ぶことができます。
K-Number	GLS-LP-89543-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業は、将来法律事務所や企業で国際的なビジネスに関わりたいと考えている方、渉外事務所や外資系事務所で働くことを目指している方、又は、まだ志望は決めていないが国際的なビジネスと法の関わりについて全体像を掴みたい方などに向け、2021年度から開講されている授業です。

国際ビジネス法務の実務経験を豊富に有する担当者が、実際のケースや資料を題材として、国際的なビジネス法に関する実務について解説します。もっとも、ビジネス法務に含まれる分野は幅広いため、細かな専門知識を身につけることよりも、国際ビジネスの場における法律と法律家の機能を俯瞰的に理解し、将来実務で求められる見方・考え方を身につけることを最重要の目標とします。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当者はニューヨーク州弁護士として、日米企業、日米弁護士事務所、官庁等で25年以上の国際ビジネス法務経験を有しています。

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

事前にアップロードされるパワーポイント及び参考資料を通読してください。パワーポイントには、授業中のディスカッションポイントがあらかじめ記載されています。

関連する科目との関係

会社法や国際私法の理解は本授業の理解を助けると考えますが、当該科目の受講は必須ではなく、未受講であるとの前提で授業を行います。そのため各トピックについては基礎的なレベルから講義を始めることを想定していますが、もし受講者全員が一定の知識を既に有していると判断した場合には、講義のレベルを調整します。

授業の方法

全て日本語で行います。講義形式を中心としますが、トピックに応じて受講者同士のディスカッションを実施したり、担当者以外の実務家をゲスト講師として招いたり、バラエティに富んだ内容にしたいと思います。また、匿名で回答可能な択一練習問題を使って理解度の確認を適宜行います（この回答は成績評価の対象外です）。
なお、国際的なトピックを扱うことから、日本語を理解する留学生の受講も歓迎します。
対面を原則としますが、Zoomによる授業を行う場合があります。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点 60%

期末レポート 40%（授業内で扱うトピックに関連するテーマで、A4で1-2枚程度を想定しています）

法科大学院の規則に従い、一定以上の欠席があった場合には不合格になります。

本授業では、生成AIの利用を認めています。ただし使用にあたっては以下のルールを守ってください。

- AIが生成した内容は必ず自分で検証し、必要に応じて修正すること
- 使用したAIツールの名称と使用目的を明記すること
- 他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・ アイデア出しや構想段階での補助
- ・ 課題の構成案の検討
- ・ 調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・ AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・ AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。

教材

オリジナルのレジюмеを作成し配布します。参考資料として英文の契約書サンプルや事例を配布する場合がありますが、その頻度及び量は受講者の英語力に応じて調整します。

授業の計画

第1回

イントロダクション

授業の進め方・次回以降のトピックの概要・評価方法等について説明します。また、国際的なビジネスにおける法律と法律家の役割についても概観します。

第2回

国際ビジネス法の枠組み

国際公法・国際私法・準拠法の考え方・法の域外適用など、国際ビジネスを規律する法的枠組みについて学びます。国際ビジネスに大きな影響を与えているアメリカ法の基礎についても言及します。

第3回

国際契約①：国際売買契約の構造

ビジネスの典型例として外国会社との物品売買を想定し、契約の成立・主要条件の決定・支払い手段・保険の役割などについて学びます。

第4回

国際契約②：国際契約におけるトラブル対処法

国際売買契約に関連して想定される、契約履行や製品の品質にまつわるトラブルなどの対処法について検討します。

第5回

国際契約③：英文契約のお作法

シンプルな英文契約のフォームを使って、主要条項の意義やドラフティングの基礎について学びます。

第6回

クロスボーダーM&A①：基礎の基礎

M&Aの基礎的な構造や法的枠組みについて、国内M&Aと国際M&Aの差異にも触れながら解説します。

第7回

クロスボーダーM&A②：渉外弁護士の視点から

大規模渉外事務所を経て現在はM&A特化型の法律事務所で数多くのクロスボーダーM&Aに携わっているゲスト講師をお招きし、日本企業が海外企業を買収する際の弁護士の役割や法的ポイントについて講義いただきます。

第8回

国際的法執行①：国際的法執行と企業法務の役割

海外でビジネスを展開している企業のコンプライアンスにまつわる諸問題について、企業と法執行機関の両方の視点から検討します。

第9回

国際的法執行②：国際的法執行の実際

米国法律事務所の訴訟部門の日本人元パートナーをゲスト講師としてお招きし、米国司法省による捜査・訴訟等において数多くの多国籍企業や幹部を代理してきた経験について講義いただきます。

第10回

クロスボーダーファイナンス①：基礎の基礎

国境を越えるファイナンス取引の仕組みと契約について、国内契約との差異にも触れながら解説します。

第11回

クロスボーダーファイナンス②：ファンドとレバレッジ

様々なファンドの仕組みや規制に加えて、ファンドが高収益を上げる理由をレバレッジやリスクヘッジの手法を中心に学びます。

第12回

クロスボーダーファイナンス③：プロジェクトファイナンス

海外大規模プロジェクトの典型的手法であるプロジェクトファイナンスを取り上げ、多くの海外当事者が参加する場合の問題点やリスク管理について学びます。

第13回

国際弁護士の実務とキャリア論

日本の大学を卒業後、米国ロースクール（JD課程）を経て、米国法律事務所勤務と米国企業法務部への出向を経験し、現在は世界有数のファンドで投資業務に従事している米国弁護士の方をゲスト講師としてお招きし、国際弁護士としての実務とキャリア形成について学びます。

第14回

企業内法務の実際

近年の企業の法務部においては、多くの日本・国際弁護士が活躍しています。ロースクール卒業後、企業内法務部員からキャリアをスタートさせて現在は法律事務所に勤務している弁護士をゲスト講師として招き、国際的な企業で働く法律家の実際や、法科大学院卒業後のキャリア形成について学びます。

第15回

総まとめ

第16回

レポート提出

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Competition Law
(J.D.) (J.D.)

担当者名	山田 弘
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89463
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この講義では、事業活動を行う上での基本的なルールである日本の独占禁止法及び競争政策について、海外法制にも触れつつ、歴史的背景、基本理念及び目的、主要な規制内容などの基礎的な事項について解説を行う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

この講義は、実務家、研究者のいずれを目指すかを問わず、日本におけるビジネス活動に不可欠な日本の競争法に関する基礎的な知識の習得を目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

このコースでは、30年以上にわたり日本の競争法執行機関（公正取引委員会）に勤務した講師が、自身の専門的経験に基づき、法的観点と実務的観点の両面から、日本の競争法（独占禁止法）とその執行政策について解説を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

履修者には、授業に先立ってK-LMSにアップロードされる資料を読み、それに基づいて授業の準備をすることが推奨される。予習に必要な時間は、通常、30-60分程度である。

授業ごとに提出を求められる出席レポートを作成する際に履修した内容について振り返ることは、授業内容の理解を深める上で有益である。

関連する科目との関係

直接関連する科目はないが、行政手続、司法手続、会社組織、消費者保護に関する法制度のほか現代日本史に関する知識を有していると、講義内容についての理解が深まる可能性がある。

授業の方法

講義は対面方式によって行われる。

講師は、講義資料を自ら用意し、それに沿って講義を行う。

履修者は、講義中、講師から質問を受けることがある。また、講義中、質問をしたり自らの考えを述べたりすることも可能である。

事例研究の際は、原則としてロールプレイ方式によって行われる。各グループ内での議論及びグループ間でのディベートでは、積極的に参加することが期待される。

また、出席状況を確認するため、講義のたびに出席レポートの提出を求められるが、そこには、質問やコメントを記載することも可能である。講師は、可能な限りそれらに返答する用意がある。

出席レポートのほかにも、講義の理解度を測るため課題が課されることがある。。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

この講義では試験は行わない。

履修者は学習意欲（60％）と授業への貢献度（40％）に基づいて評価される。

履修者の学習意欲は、主に出席状況と課題の提出状況に基づいて評価される。

授業中や出席報告において、質問や意見を述べるなど、講師との積極的なコミュニケーションをとることも、意欲的な授業参加の証拠とみなされる。

授業への貢献度は、履修者の参加が授業の質をどれだけ向上させたかに基づいて評価される。

授業のレベルを高める質問や、授業内容に関する建設的なフィードバックは、授業への貢献度として評価される。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

この講義では、生成型AIの使用を部分的に許可している。具体的には、履修者は以下の場面で生成AIを使用することが可能である。

- 事例研究のディスカッションにおけるブレインストーミングやアイデア創出のためのツールとしての利用
- 課題構成の草稿作成
- 調査の補助（ただし、情報の正確性は履修者自身で確認する必要がある。）。

ただし、以下の点に注意すること。

- AIを使用する場合は、提出物にその旨を明記すること（例：「構成はGeminiを使用して草稿作成した」、「このレポートはLucyの支援を受けて作成した」など。）。
- AI生成テキストを出典を明記せずにコピーしたり、出典を検証していないものを使用したりすることは、学術上の不正行為とみなされる場合がある。
- レポートや課題を最終化するに当たっては作成者の主体的な思考が求められるため、この局面において生成AIを使用することは禁止される。

教材

この講義では教科書は使用しない。各授業で用いられる教材はすべて事前にK-LMSにアップロードされる。

授業の計画

第1回

【第1章】総論

(1) 日本の競争政策の歴史

第2回

【第 1 章】総論
(2) 独占禁止法の目的、構造及び用語

第3回

【第 2 章】不当な取引制限
(1) 法解釈

第4回

【第 2 章】不当な取引制限
(2) 事例研究

第5回

【第 3 章】私的独占
(1) 法解釈

第6回

【第 3 章】私的独占
(2) 事例研究

第7回

【第 4 章】不公正な取引方法
(1) 法解釈①

第8回

【第 4 章】不公正な取引方法
(2) 法解釈②

第9回

【第 4 章】不公正な取引方法
(3) 事例研究

第10回

【第 5 章】企業結合規制
(1) 法解釈及び手続

第11回

【第 5 章】企業結合規制
(2) 分析手法①

第12回

【第 5 章】企業結合規制
(3) 分析手法②及び事例研究

第13回

【第 6 章】独占禁止法の執行手続

第14回

【第 7 章】競争法の国際的執行

第15回

【総括】講義の振り返り（競争政策上の最近の課題を含む）

第16回

【参考】 上述の講義に加えて、ゲストスピーカーによる講演が行われる可能性がある（未定）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

法医学

担当者名	内ヶ崎 西作
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42527
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目刑事系
科目概要	法科大学院生にとって重要な医学分野の一つである法医学の知識と考え方への理解を深める。
K-Number	GLS-LP-89523-211-58

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

- ・ 法的問題に関連する医学的知識を習得する

実務経験のある教員による授業科目

該当する

医科系大学の法医学教員、及び東京都監察医務院監察医として法医解剖、身体的虐待の診断等に従事している。また、大学病院医療安全管理室長としての実務経験もある。

能動的学修形式 [i 説明](#)

実験、実技、実習
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

予習：配付資料を事前に目を通してくること。
復習：講義内容を確認し、疑問点をピックアップして、必要があれば次回講義の開始時に質問すること。講義によっては課題を出すので、それを次回提出する。

関連する科目との関係

刑事訴訟法、死体解剖保存法、死因身元調査法、児童虐待防止法、脳死臓器移植法に関連する実務の一部が法医学である。

授業の方法

各回のテーマについて講義を行う。板書はせず、パワーポイントを用いて説明や写真等を示す。パワーポイントのハンドアウトを配付資料とする。また、テーマによってはその中で実習やグループワークを行う。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

- ・選択問題・記述問題 によるペーパー試験（60点以上が合格）
- ・レポート（提出すれば加点 内容についても評価）
- ・学習態度（不適切な行動等はマイナス評価）

これらを総合して評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポート作成時に、生成AIを用いて一般的意見を導くのは可とするが、その一般的意見に関しては必ず個人の見解を述べ、自分なりの意見を導き出すこと。またレポート中のAIから引用した部分を明確にし、AIに求めた内容を必ず明記すること。

教材

- ・標準法医学（医学書院）、Newエッセンシャル法医学（医歯薬出版） などの法医学教科書（いずれでも良い）
- ・ポケットチューター 体表からわかる人体解剖学（南江堂）

授業の計画

第1回

医学・法医学 総論

第2回

生と死・小児期の突然死

第3回

解剖の種類・死因究明制度とその歴史

第4回

損傷1（総論・鋭器損傷・鈍器損傷・銃器損傷）

第5回

損傷2（頭部損傷・臓器損傷・交通損傷）
損傷に関する実習・グループワーク

第6回

窒息1（総論・各論1）

第7回

窒息2（各論2）

第8回

異常温度

第9回

中毒・アルコール

第10回

自殺と他殺

第11回

DNA型・個人識別

第12回

大規模災害と法医学

第13回

臨床法医学1（総論・虐待総論）

第14回

臨床法医学2（虐待各論）

第15回

死亡診断書の問題点

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（速修独占禁止法）

担当者名	石岡 克俊
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期後半)
曜日時限	月6
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	23643
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	昨今、企業法務において一領域を形成している独占禁止法の体系・理論・実践についてそのエッセンスを講義する。主として、司法試験の選択科目として経済法を選択しながら者を対象に、企業法務の実践に役立つトピックを取り上げ説明していく。具体的な内容としては、（１）独占禁止法の規制体系とエンフォースメント、（２）ガイドラインなどに現れた公正取引委員会の考え方、（３）下請法や景品表示法ほか、特殊指定などがあげられるだろう。
K-Number	GLS-LP-89643-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心に、実務において重要なこれと関連する法制度（具体的には中小受託取引適正化法（旧下請代金支払遅延等防止法）や景品表示法等）について、その基本的な考え方と概要を学ぶ。選択科目として経済法を履修した者にとっては独占禁止法に関する理論の整理とこれら補助立法への展開を理解し、選択科目として他の科目を履修した者にとっては企業法務の重要な一角をなす独占禁止法の発想を短期間で身につけることを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

授業担当者ないしゲストスピーカーが事前に提供する講義資料に目を通しておく。

授業の方法

授業担当者が独占禁止法の概要を講義する回と、公正取引委員会の担当官や実務家をゲストスピーカーとして招き、受講者とディスカッションしながら理解を深めていく回とで構成していく。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点（出席および授業におけるディスカッションにおける貢献度）により評価を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

授業は、講師が事前に公開・配布する講義資料にもとづいて行う。独占禁止法については、以下の文献がある。管久修一（編）・品川武・伊永大輔・鈴木健太『独占禁止法』（商事法務、第5版、2024年）4,620円、金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄『独占禁止法』（弘文堂、第6版、2018年）5,060円、泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年）6,600円を上げておく。

授業の計画

第1回

【イントロダクション】

- ・講義の目標や、授業の方法等について説明する。

第2回

【独占禁止法の目的とその規制内容】

- ・独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。

第3回

【独占禁止法のエンフォースメント】

- ・排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限について解説する。

第4回

【スマホソフトウェア競争促進法の概要】

- ・施行を間近に控えた「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（令和6年法律第58号）について説明する。

第5回

【デジタルプラットフォーム取引透明化法の概要と実務：経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室室長補佐（法令専門官）川原健司氏】

- ・「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号）について説明する。

第6回

【景品表示法の概要と実務】

- ・「不当景品類及び不当表示防止法」について説明する。

第7回

【中小受託取引適正化法の概要と実務】

- ・「中小受託取引適正化法（旧・下請代金支払遅延等防止法）」について説明する。

第8回

【フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要と実務：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室】

- ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）について説明する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Introduction to American Business Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R., ウィタカ, ブランドン
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日・時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01353
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、アメリカのビジネス法における特定の重要なトピックを紹介する。この授業は、1人または複数のアメリカ人当事者が関与するビジネス取引において頻繁に発生する問題について基本的な理解を得ることを目的としている。コース終了時には、受講生はコース開始時よりもアメリカの当事者が関与するビジネス案件に取り組む準備が整っているはずである。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will provide an introduction to certain key topics in American business law. The course aims to provide students with a basic understanding of issues that arise frequently in business transactions involving one or more United States parties. By the end of the course, students should be better prepared to work as practicing lawyers on business matters involving American parties. Reading materials will include practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Both instructors are New York-qualified attorneys with over 10 years of practice experience.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and analyze practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

関連する科目との関係

This course offers background for other classes that include a significant U.S. business law component such as: Comparative Contract Law; Comparative Corporate Law; and Start-Up Company and Venture Capital Law.

授業の方法

Lecture and discussion

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a final practical exercise.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Reading materials will include practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

授業の計画

第1回

Introduction and Overview of General American Business Law Topics

第2回

Business Entities

第3回

Business Financing in the United States

第4回

Commercial Transactions Under American Law

第5回

Key Employment Law Issues for American Businesses

第6回

American Corporate Transaction Basics

第7回

第8回

Practical Exercises

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Negotiation (J.D.) (J.D.)(10:40~12:30)×11 classes

担当者名	宮武 雅子, 神谷 智彦
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B11, 2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89922
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	法律実務基礎科目（選択）
科目概要	裁判及び裁判外の紛争解決制度の中で交渉の価値、交渉の基本原則と交渉スキルを学び、模擬交渉を経験することでスキルを身に付けていく。
K-Number	GLS-LP-89213-312-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course, a joint program with University of Tokyo, provides students with practical experience in negotiating and drafting the terms and conditions of an international commercial contract.

The aim of this course is to help students to master a fundamental skill set for negotiation and understand how laws and rules related to international commercial activities may be best used in negotiating and drafting terms and conditions of an international commercial contract.

On successful completion of this course, students will be expected to be able to:

1. Knowledge and understanding:

- demonstrate a knowledge of the structure of typical international business transactions and laws and rules applicable to them.
- interpret and apply laws and rules appropriately to negotiation for drafting an international transactional contract.

2. Skills:

- address complex problems in contractual negotiation scenario in an effective way
- analyze and synthesize complex factual data to identify issues and potential solutions in relation to contractual negotiations.
- show an ability to use set of negotiation skills effectively.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

All faculty members are legal practitioners who bring empirical insights from commercial negotiation practice to the development of students' negotiation skills.

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

This course requires a good command of English, particularly in speaking and listening, with a TOEFL iBT score above 90 or an IELTS score of at least 6.5.

関連する科目との関係

The basic knowledge of civil and commercial law in your own jurisdiction is essential for this course. Sound knowledge or parallel study of private international law and/or international business law is desirable though not a prerequisite.

授業の方法

This course is composed of two modules; (i) a series of lectures, and (ii) a series of negotiations which will be conducted online with University of Tokyo students.

(i) Lectures: This module includes basic negotiation theory and set of skills for negotiation and fundamentals of international commercial contracts.

(ii) Negotiations: Students will participate in a series of negotiations with students at the University of Tokyo to negotiate the terms and conditions of a hypothetical international contract. Students will play the role of lawyers representing hypothetical clients, who will be played by instructors. The negotiations will begin with an initial meeting with the client to brainstorm policies and work toward an agreement on the contract's terms and conditions.

Enrollment is limited to approximately 12 students due to the role-playing nature of this course. If the number of registrants exceeds the maximum capacity, enrollment will be determined through a lottery, which will be conducted in Class 1. Individuals unable to attend the first class will not be accepted.

The course will be held in a hybrid format, including both in person and online sessions from 10:40 am to 12:30 pm on every Tuesday for 11 weeks.

The use of generative AI is prohibited.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be assessed through (i) class contribution and (ii) final paper. Class contribution consists of active participation in interactive discussion and negotiations and attendance in each class.

Assessment Weighting;

- (i) Class contribution: 90%; and
- (ii) Final paper : 10%.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

There are no specific text books. Materials will be distributed in the class.

Reference books include:

Roger Fisher, etc., Getting to Yes: Negotiating Agreement Without Giving In; and
Susan Blake, etc., A Practical Approach to A International Dispute Resolution (Oxford).

授業の計画

第1回

Class 1: Sep. 29, 10:40-12:30 (in person)

1. Course guidance
2. Self-introduction of instructors
3. Lecture: Negotiation theory and skills Part 1

第2回

Class 2: Oct. 6, 10:40-12:30 (in person)

Lecture: Negotiation theory and skills Part 2

第3回

Class 3: Oct. 13, 10:40-12:30 (In person)

1. Lecture: Negotiation theory and skills Part 3
2. Mock Negotiation

第4回

Class 4: Oct. 20, 10:40-12:30 (In person and online)

Lecture:

1. Lecture: International Negotiation Practice
2. Lecture: Fundamentals of international commercial contract

第5回

Class 5: Oct. 27, 10:40-12:30 (In person and online)

1. The assignment of a roleplaying simulation and client interview
2. A brainstorming session within each team

第6回

Class 6: Nov. 3, 10:40-12:30 (In person and online)

Negotiation Session 1 with University of Tokyo on Zoom

第7回

Class 7: Nov. 10, 10:40-12:30 (In person and online)

Negotiation Session 2 with University of Tokyo on Zoom

第8回

Class 8: Nov. 17, 10:40-12:30 (In person and online)

Negotiation Session 3 with University of Tokyo on Zoom

第9回

Class 9: Nov. 24, 10:40-12:30 (online only)

Negotiation Session 4 with University of Tokyo on Zoom

第10回

Class 10: Dec. 1, 10:40-12:30 (In person and online)

Negotiation Session 5 with University of Tokyo on Zoom

第11回

Class 11: Dec. 8, 10:40 -12: 30 (In person and online)

1. Negotiation Session 6 (TBD)
2. Wrap-up all-hands meeting with University of Tokyo on Zoom

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Globalization and International Criminal Law (J.D.)(JD)

担当者名	オステン, フィリップ
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B25
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89349
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本授業では、国際刑事法の基礎を扱う。その際、国際刑事法に関する基本的な法概念と、国際刑事裁判所（ICC）の創設に至るまでの歴史的展開を理解することに焦点を当てる。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to the fundamentals of international criminal law. The focus will be on understanding the basic legal concepts underlying this field of law and their historical development, up to the creation of the International Criminal Court (ICC).

Students will study historical and present-day cases and deepen their comprehension of legal doctrines, institutions and practice of the international criminal justice system. A special focus will be put on the ICC and other international tribunals and their function in the global system of combatting the most serious international crimes.

Recent developments and situations such as the Russian invasion of Ukraine or the Israel-Hamas war shall also be reflected.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

For preparation and revision, students are encouraged to read through the materials handed out in class, including the references indicated therein ('recommended reading').

関連する科目との関係

There is no prerequisite for this course. However, a basic knowledge of closely related fields of law, i.e. courses in Criminal Law, Public International Law and International Human Rights Law will aid and deepen the understanding of this course's contents.

授業の方法

The course is primarily lecture/presentation and discussion based. Students will be required to participate actively and deliver a presentation (based on a term paper) on topics to be assigned at the outset of the course. In addition, guest speakers will present practice-oriented insights.

※This class begins end of September and will continue (on a weekly basis) until mid-November (detailed class schedule TBA).

成績評価

5段階評価 Grading Curve

The evaluation (grading) of the students will take into account the degree of active contribution to the course discussions (40%) and the presentation (term paper) rendered in class (60%). There will be no examination.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Use of generative AI for presentations and papers is not recommended.

教材

Course materials will be announced and/or handed out at the first class and throughout the course (also utilizing keio.jp and/or Canvas).

Reference books will be introduced at the first class, including inter alia Antonio Cassese et al., *International Criminal Law: Cases and Commentary*, Oxford University Press, Oxford, 2011; Gerhard Werle, Florian Jessberger, *Principles of International Criminal Law* (4th edition), Oxford University Press, Oxford, 2020; Philipp Osten et al. (eds.), *The Tokyo Tribunal: Perspectives on Law, History and Memory*, Torkel Opsahl Academic EPublisher, Brussels, 2020.

授業の計画

第1回

Introductory session: overview of the course contents and materials
Assignment of presentation topics (term paper)

第2回

Basic notions and principles of international criminal law; sources of law

第3回

Historical origins of international criminal law (1): from Versailles to the Nuremberg and Tokyo war crimes trials

第4回

Historical origins of international criminal law (2): developments in the Cold War era – Nuremberg principles, Genocide convention etc.

第5回

UN-installed international criminal tribunals and their practice: the tribunals for the former Yugoslavia (ICTY) and Rwanda (ICTR)

第6回

The International Criminal Court (ICC): legal foundation, jurisdiction, core crimes

第7回

Attribution of individual criminal responsibility for international crimes – recent developments in the case law of the ICC etc.

第8回

N/A (Wrap-up session)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Mediation (J.D.) (J.D.)(13:00~15:15 x 10 times)

担当者名	宮武 雅子, 神谷 智彦
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火3,4
キャンパス	三田
教室	2B24, 2B25
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	35639
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	法律実務基礎科目（選択）
科目概要	調停の基本原理、手続きの流れ、調停スキル及び調停を紛争解決の中でどのように生かすかを学び、6回の模擬調停を経験することでスキルをマスターすることを目標とする。
K-Number	GLS-LP-89213-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to provide students with a comprehensive understanding of the principles and practicalities of mediation, mediation process and the mediation skills. The set of skills can be used not only in mediation for commercial disputes but suitable for individuals seeking to improve communication skills, arbitrators/adjudicators looking to broaden their ADR practice, and conflict resolution professionals.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Faculty members are legal practitioners who bring empirical insights from mediation practice to the development of students' mediation skills.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

This course requires a good command of English, particularly in speaking and listening, with a TOEFL iBT score above 90 or an IELTS score of at least 6.5.

関連する科目との関係

Negotiation for JD/LLM (Fall Semester conducted in English) and Theme Research for JD: Organizational Ombudsman, Theory and Practice (Spring Semester conducted in Japanese).

授業の方法

This course consists of lectures, interactive class discussions and role-playing mediation simulations. Class will be conducted once a week a 135 minutes per session, starting at 13:00 and ending at 15:15 for 10 or 11 weeks during the fall semester. It will be held in a hybrid format, including both in person classes and online sessions for the final assessment in the form of role-playing mediation simulations on class 10 and/or 11.

The maximum number of students enrolled in this course is six due to the course objectives stressing role-playing simulations. If the number of registrants exceeds the maximum capacity, enrollment will be determined through a lottery, which will be conducted in Class 1. The individuals unable to attend the first class will not be accepted.

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is prohibited and subject to academic misconduct.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be assessed through:

Class discussion and performance in role-playing simulations during the course (80%); and performance as a mediator in the final assessment in the form of a role-playing simulation to be held on Class 10 (20%). The final assessment will be based on how well students have mastered set of skills presented in the course and how effectively they can demonstrate set of skills in the role-playing simulations.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

I. Essential Reading

- Roberts M. (2014) A-Z of Mediation, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan.

II. Supplementary Reading

- Robert A Baruch Bush and Joseph P Folger, "The Promise of Mediation: The Transformative Approach to Conflict", (2004) Jossey Bass Publishers, ISBN 978 0787974831
- Roger Fisher, William Ury and Bruce Patton, "Getting to Yes", (2012) Random House Business, ISBN 978 1905211081
- Morton Deutsch & Peter T. Colman, "The Handbook of Conflict Resolution: Theory and Practice", (2000) ISBN 9780787980580
- Bruce Patton, Douglas Stone and Sheila Heen, "Difficult Conversations: How to Discuss What Matters Most", (2011) Viking, ISBN 97800670921348

授業の計画

第1回

Class 1: Sep. 29 at 13:00-15:15

1. The nature of conflict
2. Wide variety of ways people to respond to conflict

3. Overview of dispute resolution processes: Negotiation, Mediation, Adjudication, Arbitration, State Court Litigation
- Know the various forms of dispute resolution available
 - Be able to explain and describe the characteristics of each option
 - Be able to assess the suitability of a dispute resolution process for a given situation
 - Know the advantage and disadvantage of mediation compared to other dispute resolutions
4. Mediation Practice: commercial, community, peer, restorative justice, family and etc.
5. Essentials of mediation
- Confidentiality under common law and civil law
 - Neutrality
 - Fairness
6. Various Types of Mediation Models:
- Evaluative approach
 - Facilitative approach
 - Transformative approach
-

第2回

Class 2: Oct. 6 at 13:00-15:15

1. The Mediation Process: Overview
 2. Preparation Stage
 - Getting Appointed
 - Curriculum Vitae or Profile
 - Fees
 - Dates
 - Assistant mediator
 - Confirming the appointment
 - Summaries and supporting documents
 - Venue and facilities
 - Pre-mediation contact
 - Who should attend?
 - Role of parties, lawyers, and experts and others
 - Site visit
 - On the day
 - Challenges and dilemmas
 3. Opening Stage
 - First private meeting
 - First Open (or joint) session
 - Practicalities
 - Setting the scene
 - Opening statements
 - Separating
 - Challenges and dilemmas
-

第3回

Class 3: Oct. 13 at 13:00-15:15

1. The Core Skills Part I
 - Active Listening
 - Questioning Technique
 - Building rapport
 - Empathy
 - Identifying a party's interests beneath its positions
 - Silence
 2. Role-playing Simulation I for Opening Stage
 - Opening Statement
 3. Feedback of Role-playing Simulation I
-

第4回

Class 4: Oct. 20 at 13:00-15:15

1. Identifying Issues and Creating Options Stage

- Purpose
 - Private (Caucus) session
 - Relationship v Problem solving
2. Role-playing Simulation II for Identifying Issues and Creating Options Stage
- Using the Core Skills Part I
 - Gathering information, identifying parties' underlying interests/needs, clarifying issues and acknowledging feelings
3. Feedback of Role-playing Simulation II
-

第5回

Class 5: Oct. 27 at 13:00-15:15

1. Role-playing Simulation III for Identifying Issues and Creating Options Stage
- Using the Core Skills of Part I
 - Gathering information, identifying parties' underlying interests/needs, clarifying issues and acknowledging feelings
2. Feedback of Role-playing Simulation III
-

第6回

Class 6: Nov. 3. at 13:00-15:15

1. Identifying Issues and Creating Options Stage
- Setting up an agenda
 - Exploring Options & Shaping the deal
 - Negotiation styles, techniques and strategies
 - Coaching
 - Identifying Blockage
 - Overcoming impasse
 - Challenges and dilemmas
2. The Core Skills Part II
- Mediator as a negotiator
 - BATNA
 - Strategic use of information
 - Ideal visioning (from past to future)
 - Identifying proposals
 - Reality check
 - Use of emotion
 - Coffee break, food
-

第7回

Class 7: Nov. 10. at 13:00-15:15

1. Role-playing Simulation IV for Identifying Issues and Creating Options Stage
- Using the Core Skills Part II
 - Setting up an agenda, exploring options to solve problems and evaluation of options, alternatives to a negotiated agreement
2. Feedback of Roleplaying Simulation IV
-

第8回

Class 8: Nov. 17. at 13:00-15:15

1. Role-playing Simulation V for Identifying Issues and Creating Options Stage
- Using the Core Skills Part II
 - Setting up an agenda, exploring options to solve problems and evaluation of options, alternatives to a negotiated agreement
2. Feedback of Role-playing Simulation V
3. Concluding Stage
- Getting the deal
 - Deals with dignity
 - Challenges and dilemmas

第9回

Class 9: Dec. 1 at 13:00-15:15

1. Role-playing Simulation VI for Concluding Stage

- Helping parties make choices
- Breaking impasse
- Confirming agreement
- Drafting agreement
- Closing the session
- Aftercare: If no agreement, reviewing parties' issues and interest and discussion of other dispute resolution options and next steps

2. Feedback of Roleplaying Simulation VI

3. What is the Key to Success in Mediation? What about International Commercial Mediation Context?

4. Setting up a Mediation Practice

5. Confidentiality in Mediation in Comparison between that in Common Law Jurisdiction and Civil Law Jurisdiction.

第10回

Class 10: Dec. 8 at 13:00-15:15 (subject to adjustment)

Final Assessment in the form of role-playing mediation simulation

第11回

Class 11: Dec. 15 at 13:00-15:15 (subject to adjustment)

Final Assessment in the form of role-playing mediation simulation

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Start-up Company and Venture Capital Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R. , マークス, エリック, ルナ, アンソニー
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	火4
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89918
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、スタートアップ企業やVC投資家が頻繁に直面する法律問題について、実践的なアプローチをとる。主に「シリコンバレーモデル」に焦点を当てるが、日本法の様々な問題も取り上げる。ベンチャーファイナンス、従業員の株式報酬、知的財産、データ保護などに関する法的・ビジネス的な問題を検討する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will take a practical approach to legal issues frequently encountered by startups/venture-backed companies and venture capital investors. Although the primary focus will be the “Silicon Valley model,” various Japanese law issues will also be addressed. Through a series of lectures and practical exercises, the students will consider legal and business issues related to venture financing, employee equity compensation, intellectual property, data protection and similar topics. The primary goal of the course is to deepen students’ practical understanding of startup and venture-related legal issues in an international context.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

All instructors of the course are law firm partners with startup and venture practice experience.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and analyze various materials, including guides for practicing lawyers, example agreements, and other relevant instructional documents.

関連する科目との関係

This course offers background for other classes that discuss certain topics in more detail, such as: Law of the Internet, Global Intellectual Property Management, Comparative Corporate Law, Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions, and Comparative Corporate Finance and Law.

授業の方法

Lecture, discussion, and practical exercises

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon preparation and participation during lecture and discussion classes and 30% upon performance in practical exercises.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Materials will be distributed electronically and will include guidance for practicing lawyers, example agreements, and other relevant instructional documents.

授業の計画

第1回

Starting Up: Lecture and Discussion (Part 1)

第2回

Starting Up: Lecture and Discussion (Part 2)

第3回

Starting Up: Practical Exercises

第4回

Seed Financing: Lecture and Discussion

第5回

Seed Financing: Practical Exercises

第6回

Series A Financing: Lecture and Discussion (Part 1)

第7回

Series A Financing: Lecture and Discussion (Part 2)

第8回

Series A Financing: Practical Exercises

第9回

Venture Financing from the VC's Perspective: Lecture and Discussion

第10回

AI, Data Privacy, Cloud Computing and Other Current Topics: Lecture and Discussion

第11回

AI, Data Privacy, Cloud Computing and Other Current Topics: Practical Exercises

第12回

Corporate Venture Capital: Lecture and Discussion

第13回

Exits: Lecture and Discussion

第14回

Exits: Practical Exercises

第15回

Review and Wrap-up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際刑事法ワークショップ・プログラム

担当者名	オステン, フィリップ, 久保田 隆
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	火5
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43614
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	本授業の目的と到達目標は、国際刑事法に関する基礎的な知識を深め、刑事法の国際化に対応する上で必要な知見を獲得することにある。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業の目的と到達目標は、国際刑事法に関する基礎的な知識を深め、刑事法の国際化に対応する上で必要な知見を獲得することにあります。

そのため、主に、常設の国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）について、その歴史的沿革、組織・制度、対象犯罪（例えば、ジェノサイド、戦争犯罪など）や関与形式などに関する重要な裁判例の検討を行うほか、今般のロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル＝パレスチナ紛争などを中心に、現在世界各地で発生している武力紛争や重大な人権侵害についても法的な見地から考察します。

また、刑法の場所的適用範囲、国際刑事司法共助（例えば、犯罪人引渡し、捜査共助など）をめぐる諸問題に関しても、実践的な検討を行うことを予定しています。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

配付資料や参考文献等に基づいて各自適宜予習・復習されたい。

関連する科目との関係

刑法、国際法の授業などを履修済みであることが望ましいですが、国際刑事法に興味・関心がある方であれば、どなたでも大いに歓迎します。

授業の方法

演習形式です。履修者の積極的な参加（発表・ディスカッションなど）が求められます。

また、国内外を問わず、適宜ゲストスピーカー（国際刑事司法に携わる実務家、研究者など）の招聘も予定しています。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業態度・授業への参加度、口頭発表（配付資料を含む）を中心に総合的に評価する予定です。

口頭発表は、原則、1人1回してもらう予定です。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、口頭発表の準備等において、受講者自身の主体的な思考力・表現力が求められるため、生成AIの使用は原則として認められません。

教材

授業内でレジュメ、資料プリントを配布するほか、それぞれのテーマに応じた教科書、文献、資料などを適宜紹介します。

授業の計画

第1回

イントロダクション

※ 全体のコンセプト・進め方について説明・打ち合わせを行い、受講生の担当テーマを設定します。

※※ なお、第2回以降における本授業の内容・順番は、授業の進度・展開、受講者の希望、ゲストスピーカーの都合などに応じて若干変更されることがあります。

第2回

広義の国際刑事法（概説）①

国際刑事裁判構想の胎動、ニュルンベルク裁判・東京裁判・ICTY・ICTRの組織・制度など

第3回

広義の国際刑事法（概説）②

ICCの歴史的な沿革、組織・制度など

第4回

狭義の国際刑事法（概説）

刑法の場所的適用範囲、国際刑事司法共助など

第5回

ICCの対象犯罪（1）

集団殺害犯罪（ジェノサイド） — ICC規程6条

第6回

ICCの対象犯罪（2）

人道に対する犯罪 — ICC規程7条

第7回

ICCの対象犯罪（3）

戦争犯罪 — ICC規程8条

第8回

ICCの対象犯罪（4）

侵略犯罪 — ICC規程8条の2

第9回

ゲストスピーカー講演、質疑応答

第10回

国際刑事法における関与形式

正犯・共犯、上官責任の法理など — ICC規程25条3項、同28条

第11回

ロシア＝ウクライナ戦争と国際刑事法

ICCによる逮捕状発付、ICC規程締約国による非協力の問題、侵略犯罪に関する特別法廷の設立など

第12回

イスラエル＝パレスチナ紛争と国際刑事法

ICCによる逮捕状発付、武力紛争の性質など

第13回

ゲストスピーカー講演、質疑応答

第14回

ICC対象犯罪とその国内法化

日本の法整備（いわゆるICC協力法と将来の実体法的側面に関する立法）、諸外国の立法例・適用事例など

第15回

総括

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Arbitration (J.D.) (J.D.)(16:30~18:45)×10 times

担当者名	宮武 雅子, シペル, ハラルド, 寺村 信道, フリーマン, ダグラス K.
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火5,6
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89171
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	法律実務基礎科目（選択）
科目概要	本コースでは、模擬仲裁事件を使って国際商事仲裁における主張、立証活動を実際に体験する。模擬仲裁事件はVis MootのProblemsを利用し、国際商事仲裁に係る書面の書き方、プレゼンテーションの仕方等を向上させることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89213-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course provides students with the practical training for international commercial arbitration, focusing on how to improve advocacy skills through drafting the winning documents of arbitration and practicing presentation skills of their arguments in oral hearings for maximum impact.

On successful completion of this course, students are expected to be able to:

1. Knowledge and understanding:
 - demonstrate a knowledge of the rules of arbitration proceedings, including appropriate familiarity with the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration and the UNCITRAL Arbitration Rules. Please note that the Rules of a specific institution are always applicable except for those of the PCA.
 - interpret and apply those laws and rules appropriately within the types of scenario that might arise in the proceedings of international commercial dispute resolutions.
2. Skills:
 - address complex issues in commercial arbitration scenarios in an effective way
 - analyze and synthesize complex factual data and/or research material to and professional way
3. Values and attitudes:
 - work as a representative for disputing parties with other students.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

No prerequisite.

関連する科目との関係

The basic knowledge of civil and commercial law and civil procedural rules in your own jurisdiction is essential for this course.

For students who have little knowledge or experience of arbitration, it is advisable to complete either 'International Commercial Arbitration I' or 'International Commercial Arbitration II' before or in parallel with this course.

授業の方法

The first four classes are lectures for fundamentals of international commercial arbitration, followed by lectures on drafting a memorandum and delivering a presentation, and analysis of the most current VIS Moot Problem.

Lectures will include overview of commercial arbitration, principles of arbitration, applicable laws, specific arbitration proceedings, how to write persuasive documents of arbitration collaborated by evidence and how to present them before arbitral tribunal, focusing on what considerations a lawyer should have in mind, and what options may be available. Students will be given a list of advanced readings for discussion in class as necessary. Materials for documents to be drafted and oral presentation shall be based on hypothetical disputes on Vis Moot.

Students will be expected to fully engage in interactive class discussion on the analysis of Problems set for consideration and persuasive oral presentations advocating for hypothetical clients.

The classes will be held by the hybrid format, combining both online and in-person session from 16:30 to 18:45 on every Tuesday for 10 weeks.

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Thus, the use of generative AI is prohibited and subject to academic misconduct.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be assessed through (i) their class contribution, (ii) a brief for an assigned Problem and (iii) oral presentation. Class contribution consists of enthusiastic participation in interactive discussion and attendance in each class.

Assessment Weighting;

- (i) Class contribution: 40%;
- (ii) Assigned brief drafting : 40%; and
- (iii) Oral presentation: 20%.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

Reference books include:

Nigel Blackaby KC, Constantine Partasides KC, Alan Redfern, "Redfern and Hunter on International Arbitration: Student Version"(Oxford)

Stuart Dutton, etc., "International Arbitration A Practical Guide" (Globe Law and Business)

Susan Blake, etc., "A Practical Approach to A International Dispute Resolution" (Oxford)

Margaret L Moses, "The Principles and Practice of International Commercial Arbitration" (Cambridge)

授業の計画

第1回

Class 1: Sep. 29, 16:30-18:45

1. Course guidance
2. Self-introduction of instructors
3. Lecture: Fundamentals of arbitration Part 1

第2回

Class 2: Oct. 6, 16:30-18:45

Lecture: Fundamentals of arbitration Part 2

第3回

Class 3: Oct. 13, 16:30-18:45

Lecture: Fundamentals of arbitration Part 3

第4回

Class 4: Oct. 20, 16:30-18:45

Lecture: Fundamentals of arbitration Part 4

第5回

Class 5: Oct. 27, 16:30-18:45

Lecture: Fundamentals of arbitration Part 5

第6回

Class 6: Nov. 3, 16:30-18:45

- Lecture and discussion: How to write a winning memorandum and deliver a killer presentation
- Assignment of the 34th VIS Moot Problem

第7回

Class 7: Nov. 10, 16:30-18:45

Lecture and discussion: Analysis of the 34th Vis Moot Problem, Part 1

第8回

Class 8: Nov. 17, 16:30-18:45

Lecture and discussion: Analysis of the 34th Vis Moot Problem, Part 2

第9回

Class 9: Dec. 1, 16:30-18:45

Oral presentation of the documents prepared by students, Part 1

第10回

Class 10: Dec. 8, 16:30-18:45

Oral presentation of the documents prepared by students, Part 2

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（商法（運送法・航空法）特論）

担当者名	菅原 貴与志
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B33
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	17220
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	商法・運送法、航空法（モントリオール条約、シカゴ条約）、宇宙法への展開等を取り扱い、講義・要件事実演習・判例研究・原典講読によって各法分野の理解を深める。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

商法は、運送（人流・物流）取引当事者間の私的利益を合理的に調整するため「運送法」の規定を設け、平成30年改正では航空運送や複合運送にも適用されるようになりました。

航空法とは、航空機の利用に伴って生じる様々な社会的現象を対象とする法分野です。いまや航空機は旅客・貨物にとって不可欠な運送手段ですが、経済のグローバル化の進展や民間航空事業の変革の加速化に伴い、航空機利用に関連して生起する法律問題はますます複雑多様化しています。

したがって、今後とも運送法・航空法を学ぶ意義は大きいものと確信します。

本授業では、主として運送法と航空法の分野を対象として、研究会（ゼミ）方式で進行し、前半は①運送法・航空法特論（講義形式）、後半では②要件事実演習、③判例研究などにより、運送法・航空法の重要論点や最新動向を踏まえた議論を深めることを目的とします。特に要件事実演習では、事例問題を即日検討することにより、商法のみならず、私法全般に通じる要件事実の理解を深めてもらいたいと考えています。

また、航空会社企画担当や損害保険会社航空宇宙保険担当を特別講師として招聘し、企業法務の実務や航空保険・宇宙保険の最先端を学ぶ機会も設けたいと思っています。

授業方法の具体的内容とその詳細は、第1回（イントロダクション）時に履修者の皆さんと相談して決めたいと思います。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

【実務家による実践教育】

担当教員は、前記のとおり、約30年の実務経験をもつ現役の弁護士です。これまで塾大学院法務研究科（法科大学院）教授として、長年、実践的教育にも携わってきました。

現職としては、東京弁護士会 会社法部 部長、日本商工会議所 経済法規委員会 学識委員、日本空法学会理事です。

また、法制審議会の委員を務め、商法の改正作業にも関与しています。

さらに、経済人としては、大手航空会社の法務部長や法務・リスクマネジメント担当役員を歴任し、現在も経済同友会の幹事を務めています。
こうした裁判実務の観点を活かし、事例をできるだけ紹介しながら、講義を行う予定です。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

配付教材の予習。

授業の方法

本授業は、前記1.のとおり、研究会（ゼミ）方式で進行します。

前半は①運送法・航空法特論（講義形式）、後半では②要件事実演習、③判例研究を行う予定です。

特に要件事実演習（②）では、事例問題の即日検討により、民事訴訟の攻防を模擬体験し、商法のみならず私法全般に通じる要件事実の理解を深めてもらいたいと考えています（演習では、必修科目の勉強に忙しいLS生に過大な負担とならないよう、予習・復習を要しない「即日起案」を想定しています）。

担当教員は、現在、東京弁護士会 会社法部 部長、日本商工会議所 経済法規委員会 学識委員、日本空法学会理事の職にあり、大手企業の法務部長や法務・リスクマネジメント担当役員を歴任、法制審議会の委員として商法改正作業にも関与しました。また、本講座では、航空会社実務経験者や損害保険会社の航空宇宙保険担当も特別講師として招聘し、企業法務の実務や航空保険・宇宙保険の最先端を学ぶ機会を設けます。

したがって、ビジネス法務やインハウス弁護士を志望するLS生には有益な授業になるものと思います。

その詳細は下記「授業の計画」のとおりですが、授業の進行により、順序や内容の変更があり得ることをご了承ください。授業の具体的方法は、第1回（イントロダクション）時に履修者の皆さんと相談して決めたいと思います。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末の従業員試験またはレポート評価（60％）に重点を置きつつ、これに授業における平常点（40％）も加味して、総合的に判断します。

【生成AIの利用方針】

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成 AI の使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成 AI の使用は認められません。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成 AI の使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成 AI の使用は認められません。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。

教材

教科書として、『航空法学』 中谷和弘・菅原貴与志編著 信山社 2025年 ISBN 9784797256802

参考書として、次の文献を挙げておきます。

『商法Ⅰ-総則・商行為〔第6版〕』 落合誠一=大塚龍児=山下友信著 有斐閣 2019年 ISBN:978-4-641-15952-5

『商取引法〔第9版〕』 江頭憲治郎著 弘文堂 2022年 ISBN:978-4-335-31557-2

『注釈 モントリオール条約』 藤田勝利＝落合誠一＝山下友信編・菅原貴与志ほか著 有斐閣 2020年 ISBN:978-4-641-01848-8

『企業法務入門20講』 菅原貴与志 勁草書房 2021年 ISBN:978-4-326-40386-8

授業の計画

第1回

イントロダクション

運送法・航空法の全体像を概観する。

第2回

航空法特論Ⅰ：国際航空公法①

国際航空法の俯瞰と史的展開（パリ条約、ワルソー条約等）について検討する。

第3回

航空法特論Ⅱ：国際航空公法②

1944年シカゴ条約における国際機関の設立と民間航空規制、また、航空協定と航空輸送の自由化について検討する。

第4回

航空法特論Ⅲ：航空運送法①

1999年モントリオール条約の適用範囲と排他性について検討する。

第5回

航空法特論Ⅳ：航空運送法②

航空運送人の旅客運送に関する責任原則について検討する。

第6回

航空法特論Ⅴ：航空運送法③

航空運送人の貨物・手荷物運送に関する責任原則を検討する。

第7回

航空法特論Ⅵ：航空運送法④

モントリオール条約における遅延問題、条約の効力および裁判管轄権、出訴期限に関する規制を検討する。

第8回

運送法特論

運送法総則、物品運送、旅客運送についての商法規定を解釈する。

第9回

要件事実演習

商法575・579・590条、モントリオール条約17・18・35条等の要件事実について演習を行う。

第10回

判例研究

東京高判平成22年3月25日商法判例百選89事件

東京地判平成26年12月2日判タ1414号329頁 等

第11回

航空法実務Ⅰ・特別講義「航空保険・宇宙保険」

大手損害保険会社の航空宇宙保険責任者を招聘し、特別講義を実施する。航空保険（機体保険・損害賠償保険・戦争危険等）

と宇宙保険の仕組みを検討し、併せて現在実務が直面する課題にも言及する。

第12回

航空法実務Ⅱ・特別講義「エアライン・ホスピタリティ」

国際線客室乗務員の経験をもつホスピタリティ・マネジメントの研究者を招聘し、特別講義を実施する。コミュニケーション、ホスピタリティ・デライト、おもてなしの科学、デザイン思考、航空会社の取組実例を紹介する。

第13回

航空法と宇宙法の架橋

領空と宇宙空間、航空機と宇宙機の異同、航空機と人工衛星の国際的管理、さらにはサブオービタル飛行による次世代大陸間輸送の法的課題など、航空法制から宇宙法への展開を検討する。

第14回

>航空法実務Ⅲ：航空と競争法制

航空業界と私的独占、価格カルテル、不公正な取引方法、さらには航空特有の企業結合規制（allianceとATI等）などの諸課題を研究する。

第15回

総括と補足

補講（必要な場合のみ）／オフィスアワー

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業内法務フォーラム・プログラム

担当者名	奥邨 弘司
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B31
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04659
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目フォーラム・プログラム
科目概要	企業内弁護士としてのキャリアに興味のある学生のために、企業内法務の機能やものの見方・考え方を解説する。
K-Number	GLS-LP-89623-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

近年、法曹資格取得後または法科大学院修了後の進路として、企業の法務部門（企業内法務）を選択する者が増えている。日本組織内弁護士協会の調べによれば、いわゆる企業内弁護士として働く者は、2001年にはわずか66人であったところ、2025年6月時点では3,596人となっており、今後も確実に増加するものと思われる。慶應ロースクールでも、企業内法務への就職を志望する者は少なくない。そこで、企業内法務を目指す学生向けの授業を提供している。

本授業は、企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。授業を通じて、企業の法務部門は、単に法律問題を処理するだけではなく、ビジネスをサポートし、かつ、企業を守るという、重要な役割を担っていることを理解してもらいたい。

もっとも、企業内で法務部門が対処する分野は幅広いため、15回という限られた授業時間では、個々の分野に割ける時間は限られる。したがって、細かな専門知識を身につけることよりも、企業内法務の機能を俯瞰的に理解し、将来実務で求められる企業内法務特有の見方・考え方を身につけることを最重要の目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

企業内法務での勤務経験（13年・NY州弁護士登録）を踏まえ、企業内法務の実際のものの見方考え方を、授業に盛り込んで行く。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

講義回は講義内容の見直し
演習回・RP回・GW回は事前準備
ゲスト講義回はミニレポート
（いずれも30分以内想定）

関連する科目との関係

＜本授業は、「企業内リーガルセッションフォーラム・プログラム」が名称変更したものである。そのため、過去に「企業内リーガルセッションフォーラム・プログラム」を受講した者は受講できない。＞

授業の方法

講義と演習を適宜組み合わせる授業を行う。受講者は、指示に応じ、事前に配付された資料を検討した上で、授業に臨むことが求められる。また、受講者に発言の機会が与えられる場合は、積極的な参加が求められる。

本フォーラム・プログラムでは、担当教員による講義の他に、企業法務担当者の全国組織であり会員企業数1000社を超える経営法友会（<http://www.keieihoyukai.jp/>）や慶應ロースクールを修了して企業内弁護士として活躍している先輩達の協力を得て、有名企業の法務部長や部長経験者、現役の企業内弁護士を中心とするゲスト講師を招き、企業内法務の実際について講義してもらうことを特色とする。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業への参加の程度（演習回に課す課題や授業中の発言など）を平常点として30%、期末などのレポートを70%として、総合的に評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

【生成AIの利用について】

- ①原則として、リサーチペーパー、レポートや課題などの提出物の作成に関して、生成AIの利用は認めない。
- ②なお、①にかかわらず利用を認める場合は、別途、文書（CANVASで配布する場合を含む）で明確に指示する（あわせて利用に際して厳守すべき条件も指示する）。
- ③違反した場合は、処分の対象となる場合があるので、十分に留意するように。

教材

担当教員による回は、担当教員作成の資料による。ゲスト講師による回は、ゲスト講師作成の資料による。
参考書は、授業時に適宜紹介する。

授業の計画

第1回

企業内法務総論（1）
企業内法務とは

第2回

企業内法務に求められる人材像

第3回

企業内法務総論（2）
企業内法務の機能（臨床・契約法務）

第4回

臨床（トラブル対応）法務の実際
事例を踏まえた解説

第5回

契約法務の実際
事例を踏まえた解説

第6回

契約法務演習（1）
模擬契約交渉

第7回

契約法務演習（2）
模擬契約交渉続き

第8回

契約法務演習（3）
模擬契約交渉続き

第9回

戦略法務・政策法務の実際
事例を踏まえた解説

第10回

企業内法務総論（3）
企業内法務の機能（組織・政策法務）

第11回

企業内法務総論（4）
企業内法務の機能（予防法務・組織内弁護士）

第12回

予防法務・コンプライアンスの実際
事例を踏まえた解説

第13回

予防法務・コンプライアンス演習
社内啓発資料の作成を体験

第14回

組織内弁護士の実際
事例を踏まえた解説

第15回

総括講義・質疑応答

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Drafting International Agreements (J.D.) (J.D.)

担当者名	細川 兼嗣, 猪原 勇
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水1
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89372
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	クロスボーダー取引関連の契約を理解、分析、作成及び交渉する為の、基本的なスキル及びノウハウを習得することが目的
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The objective of this course is to provide law students with the basic tools to understand, analyze, draft and negotiate international agreements. To achieve this, we will study general principles of contract drafting and review, specific provisions that often become the subject of negotiation in an international context, and certain types of agreements and the issues they raise in cross-border transactions, including general commercial agreements, distribution and license agreements, M&A-related agreements, employment-related agreements and financing agreements. Students will apply their knowledge in a practical context in a series of in-class practical exercises.

The class size is limited to 20 students. If more than 20 students apply for enrollment, students will be selected by lottery.

We welcome exchange students. If any exchange student is required to return home before the end of the semester, that generally should not be a problem, as we plan to have only one class in January 2027, and all drafting exercises will be completed by the last class in December 2026.

Please note that Mondays at 6.10 p.m. are reserved for make-up classes. We will likely use at least one make-up slot to be able to hold 14 classes before the end of the year. In addition, we may hold the final session before the end of the year, depending on student availability and preference.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each professor is a U.S.-qualified lawyer based in Tokyo who has had more than 20 years of cross-border

transactional experience:

Kenji Hosokawa: <https://www.linkedin.com/in/kenjihosokawa/>

Sam Inohara: <https://www.linkedin.com/in/sam-inohara-25a2431/>

能動的学修形式 説明

実験、実技、実習

プレゼンテーション

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Class discussion will be based on the Socratic method, and students will be expected to do assigned reading in advance of class and participate in class discussion.

関連する科目との関係

This class is also offered during Spring Term. Students may take this course during either Fall Term or Spring Term, but not both.

This class is related to International Commercial Transactions; Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions Comparative Contract Law; Comparative Corporate Finance and Law and other business law classes.

授業の方法

Class discussion will be based on the Socratic method, and students will be expected to do assigned reading in advance of class and participate in class discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be evaluated based on class participation (including both preparation and active contribution in class) and practical exercises. Class participation will be worth approximately 70% of the overall grade and practical drafting exercises will be worth approximately 30%. Five drafting exercises will be given throughout the course, and students will participate in those exercises as follows:

- Group Presentation (pick one from #1 to #4): At the beginning of the course, students will be split up into 4 teams, each of which will be assigned to one of the first four drafting exercises (#1 to #4). Each team will make a group presentation of its proposed draft to the assigned drafting exercise.
- Individual Exercise (pick two from #1 to #4): In addition, each student will be assigned two individual drafting exercises.
- Drafting Exercise #5: Each student will have one final drafting exercise toward the end of the semester.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

1. Using AI is prohibited in any initial activity you may undertake on any assigned contract. When you are assigned a contract to read or revise, you must first read it on your own and revise it on your own.

2. After you have completed your initial activity using your own effort, you may use AI to supplement the results of your activity.

3. With respect to a drafting assignment, you should first read the relevant sections on your own, consider on your own whether they are appropriately drafted or not and how you would revise them, and make a genuine effort to draft independently.

4. In the case of drafting exercises, AI may help you to refine your submission, but you must take responsibility if

AI injects “hallucinations”, adds errors to your work, or generally makes mistakes, because, in determining your grade for the class, we will not differentiate between your personal work and any contributions by AI.

Please read the full syllabus for the complete AI policy.

授業の計画

第1回

Overview of International Agreements

第2回

General Commercial Agreements

第3回

Employment & Severance Agreements: Negative Covenants (Non-compete, Non-solicitation and Non-disclosure)

第4回

Drafting Exercise #1: Consulting Agreement

第5回

Shareholders' Agreement

第6回

Drafting Exercise #2: Shareholders' Agreement

第7回

Financing Transactions: VC Documents (Term Sheet)

第8回

M&A Transactions: Merger Agreement, Stock Purchase Agreement, Asset Purchase Agreement (Part I)

第9回

Drafting Exercise #3: Stock Purchase Agreement

第10回

M&A Transactions: Merger Agreement, Stock Purchase Agreement and Asset Purchase Agreement (Part II)

第11回

Financing Transactions: Underwriting Agreement

第12回

Drafting Exercise #4: Grant Agreement

第13回

Distribution/License Agreements

第14回

Drafting Exercise #5: Side Letter; AI and Legaltech

第15回

Guest speakers

慶應義塾大学 シラバス・時間割

法整備支援フォーラム・プログラム

担当者名	松尾 弘
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	14528
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目フォーラム・プログラム
科目概要	法整備支援フォーラム・プログラムは、法整備支援を実施する支援機関とその対象地域という2つの視点から、法整備支援の評価方法、および法整備支援の方法について検討し、法整備支援方法論の可能性を探究する。
K-Number	GLS-LP-89623-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法整備支援フォーラム・プログラム（以下、法整備支援FP）は、法整備支援を実施する支援機関とその対象地域という2つの視点から、法整備支援の評価方法、および法整備支援の方法について検討し、法整備支援方法論の可能性を探究する。

①まず、国際機関、政府、NGO/NPO、法律事務所、大学等によって行われてきた法整備支援の実践例を題材にして、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯・現状・成果・課題等を抽出して分析し、問題点を改善するための具体的提案または方向性を探究する。

②ついで、グローバル化が進む中で各国の法形成プロセスが変容しつつあることを踏まえ、国家の政策と国益との関係から、より戦略的な法整備支援（協力）プログラムの策定方法およびそれと密接に関わる評価方法を検討する。

③それを踏まえ、法整備支援のプロセス、多様な主体間の協力等を含む、法整備支援の方法論を模索する。

④最後に、法整備支援の究極目標と本質を再確認し、法整備支援論の可能性について考える。

このうち、①法整備支援プロジェクトの実践例の分析では、(a)支援機関として、国際協力機構(JICA)、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、アジア経済研究所、名古屋大学・法政国際教育協力研究センター(CALE)など、(b)対象地域として、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、モンゴル、ネパール、ウズベキスタン等に焦点を当て、法整備支援の経験者、関係者ないし被支援国民などから直接に情報提供を受ける機会も設ける。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

テキスト、補助教材、参考文献等の関連部分に目を通し、授業での解説や議論の後に、自らの見解を整理し、レポートに反映することが望ましい。

関連する科目との関係

「開発法学」（春学期）を理論編とすれば、法整備支援FPはその実践編として位置づけられるので、両者を併せて履修することが望ましい。しかし、それを必要要件とはしない。また、履修の順序としても、法整備支援FPを最初に履修し、翌年度「開発法学」を履修することも妨げない。

「アジア法」、「中国法」、「東アジアの法と開発」（国際センター設置科目）をはじめとする法整備支援（協力）の対象国であるアジア諸国の法制度についての知識、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの比較法的知識、社会と法との関係を理論的・哲学的に探求する「法社会学」、「法哲学」も非常に有用である。

なお、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、知的財産法、競争法など、法整備支援の対象として要請ないし想定されることの多い実定法分野について、日頃から興味をもって基礎知識を深めることが有益である。

授業の方法

①法整備支援プロジェクトをはじめ、法と開発の実践例の現状分析を進める。具体的には、様々な報告書、資料分析のほか、これまで法整備支援等に関与してきた経験者（裁判官、検事、弁護士、その他の法律家、公務員、国際協力関係の内外の機関、企業、NPO、研究者など）から、それぞれの経験を踏まえた情報提供や問題提起を得る機会を設ける。

②現在進行中の法整備支援プロジェクト等の現状分析、課題、今後の対応策を議論し、模索する。

③グローバル化の中での各国の法形成プロセスの変容を踏まえた法整備支援の共通目標、国家の基本政策・国益との関係から、法整備支援の基本政策を検討し、それに照らして、将来の法整備支援の展開方法を模索する。

④将来、法整備支援が、法律家の仕事として、どのような形で可能になるのか、また、法整備支援のほかに、法と開発の実践としてどのような形態が考えられるのか、それにはどのような意味があるのかを模索する。

なお、各回の授業内容（下記の「細目」）は、過年度に実施したもののから選んで掲載しているが、その順序、回数、内容等については、担当者の事情等によって変更される可能性がある。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

①授業への参加度（30%）、②学期末に提出してもらうレポート（70%）によって総合評価する。

レポートは、一例として、受講者各人が興味をもった国（地域）または法整備支援機関を取り上げ、法整備支援の具体的なプロジェクトまたはプログラムの特色、方法、成果、課題等を分析し、改革提案を試みるものなどが考えられる。また、将来、法曹として法整備支援に継続的かつ計画的に携わってゆくためにはどのような関わり方が考えられるか、それが仕事としてどのような潜在的可能性をもっているか、それを引き出すためにはどのような制度改革や視点の転換が必要かということも重要な問題になりうる。

【生成AIの使用について】

本授業では、受講者自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

（１）以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポートの作成
- ・授業内のディスカッション

使用が発覚した場合は、評価対象外とすることや、不正行為として処分の対象とすることがあります。疑問がある場合は、事前に担当者に相談してください。

（２）例外的に、外国語資料の翻訳については、生成AIの使用を認めます。

- ・その場合、翻訳の正確さについては、自ら検証し、必要な修正をして用いること
- ・翻訳に使用した場合、その旨を提出物の最初のページにその旨を明記すること（例：「Chat GPTを用いて、〇〇を翻訳」など）

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、以下の場面で、生成AIの利用を一部認めています。

・関連する文献や情報の翻訳、および授業の予習、ディスカッション等に際しての、特定の情報収集のための補助的利用（情報の正確性は、自分自身で検証すること）

ただし、AIを使用した場合は、ディスカッション等に際して、どのように用いたか、必ずその旨を教えてください（例：「ChatGPTを用い、〇〇という質問をして、回答を得た」など）。

- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート作成に際しては、受講生の独自の考察を重視することから、レポート課題そのものをAIに質問し、レポートを作成することは、禁止します。

教材

【テキスト】松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』（日本評論社，2009）第Ⅰ章・第Ⅱ章（1-124頁）
テキストは現在絶版になっているため，適宜，補助資料（授業時に配布）および補助教材（下記）を用いる。

【補助教材】

リレー連載「法整備支援の新たな地平(1)～(9・完)」法学セミナー699号～707号（2013）

浅沼信爾＝橋本敬市＝松尾弘「鼎談・法整備支援は途上国の発展に寄与しうるか？」法学セミナー709号（2014）

特集「法整備支援の現在」法律時報82巻1号（2010）

国際協力機構(JICA)編『世界を変える日本式「法づくり」——途上国とともに歩む法整備支援』（文芸春秋，2018）

松尾弘「法整備支援と開発法学——『法の世界』を求めて(1)～(6・完)」664号～669号（有斐閣，2019～2020）

松尾弘『開発法学の基礎理論——良い統治のための法学』（勁草書房，2012），とくに第Ⅵ章（239-291頁）

「開発法学フォーラム」（慶應法学5号，6号，8号，13号）に掲載の記事

【参考文献】

鮎京正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会，2011）

香川孝三＝金子由芳編著『法整備支援論——制度構築の国際協力入門』（ミネルヴァ書房，2007）

松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法——法は政治・経済のために何ができるか』（日本評論社，2016）

鮎京正則＝島田弦＝桑原尚子編著『アジア法整備支援叢書・多様な法世界における法整備支援』（旬報社，2021）

授業の計画

第1回

ガイダンス

授業の概要，準備，学期末レポートのテーマ，その他

Ⅰ 法整備支援とは何か（その1）

「法整備支援」を法整備のための国際協力と暫定的に定義し，「先進国から途上国への支援」といえるかを考える。

【テキスト】1-30頁

第2回

Ⅰ 法整備支援とは何か（その2）

法整備支援の歴史的コンテクストを確認し，なぜ法整備支援を行うか，それにどのような意義があるかについて，様々な観点から検討する。

【テキスト】30-38頁

第3回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その1）

国際機関による法整備支援への取り組み

国連機関，国際金融機関等による法整備支援への取り組みについて，その特色，存在意義，実績，課題などについて，多角的に分析する。とくに，政府，NGOによる法整備支援と比較した場合の特色，独自性，あるいは三者間の協力体制のあり方について，従来の経験を踏まえて検討する。

【テキスト】39-74頁

第4回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その2）

国際協力機構(JICA)による法整備支援への取り組み

日本政府による法整備支援の実施母体である国際協力機構(JICA)（国際協力銀行(JBIC)との統合後は新JICA）の活動につき，日本の援助政策における法整備支援の位置づけ，法整備支援の実施方法，直面した様々な問題点，その解決や模索について検討する。

【テキスト】96-111頁

第5回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その3）

国際協力機構(JICA)とともに，日本政府による法整備支援の実施主体である法務省法務総合研究所国際協力部の活動につき，活動内容，実績，方法の特色，これまでの経験から得られた様々な知見につき，具体例を踏まえて検討する。

【テキスト】96-111頁

第6回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その4）

外国政府による法整備支援への取り組み】

アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、スウェーデン等の外国政府による法整備支援への取り組みについて、その特色、存在意義、実績、課題などについて、多角的に分析する。とくに、法整備支援が国家戦略としてどのように捉えられているか、国益との関連性がどのように理解されているかについて、比較検討する。

【テキスト】75-95頁

第7回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その5）】

民間による法整備支援について、法律事務所が法律サービス提供業務の一環として行う法整備支援に焦点を当て、政府が行うその特色、長所、課題を検討する。

【テキスト】111-113頁

第8回

Ⅱ 法整備支援の実践と課題（その6）

NGOによる法整備支援への取り組み】

日本弁護士連合会が行ってきた法整備支援の実績、基本方針、方法の特色、これまでの成果に対する評価、今後の活動方針などについて検討する。また、法整備支援に関与する弁護士へのサポート体制、継続的な支援のための諸方策についても、現状と課題を検討する。

また、日弁連以外の様々なNGOによる法整備支援への取り組みについて、その特色、存在意義、実績、課題などについて、多角的に分析する。とくに、政府による法整備支援と比較した場合の特色、独自性、あるいは両者の協力体制のあり方について、従来の経験を踏まえて検討する。

【テキスト】111-116頁

第9回

Ⅲ 法整備支援の評価（その1）

法務省行政事業レビューにおける法制度整備支援の評価を題材にして、法整備支援の評価の方法と課題を検討する。

法整備支援はなぜ評価が難しいか、その理由を考える。

【テキスト】121-124頁

第10回

Ⅲ 法整備支援の評価（その2）】

法整備支援の評価方法を改善するための前提として、法制度整備支援の戦略性をどのように高めることができるか、法整備支援の究極目標は何かについて検討する。

【テキスト】121-124頁

第11回

Ⅳ 法整備支援の方法（その1）

法整備支援のより良い方法を考えるために、国づくり支援の一環としての法整備支援について、ネパールに対する法整備支援を題材にして検討する。とりわけ、王制から共和制への転換後におけるネパールの経済・政治・社会の現状に照らして、どのような法制度改革が求められ、それがどのような形で実施されているか、それに対する外国からの支援がどのように行われているかを分析する。

【テキスト】9-13頁

第12回

Ⅳ 法整備支援の方法（その2）

法整備支援のより良い方法を考えるために、プロセス志向の法整備支援の方法について、ラオスに対する法整備支援を題材にして検討する。

【テキスト】121-122頁

第13回

Ⅳ 法整備支援の方法（その3）

法整備支援のより良い方法を考えるために、法整備支援における協力体制の構築方法について、ラオス、東ティモールに対

する法整備支援等を題材にして検討する。

【テキスト】33-34頁, 37-38頁, 117-121頁

第14回

Ⅳ 法整備支援の方法（その4）

法整備支援の不可欠のメニューとしての法学教育支援のあり方について、法学教育の教材、法曹資格試験の出題内容、法曹養成機関の研修教材等を題材にして、法学教育のあり方、その内容の改善方法を検討する。

【テキスト】36-37頁

第15回

Ⅴ 持続可能な法整備協力に向けて

これまでの講義および議論を踏まえ、法整備支援の究極目標を確認したうえで、法整備支援を法整備協力として再定義する。その際には、「法の支配ユビキタス世界」の構築が法整備支援の究極目標たりうるかについて検討する。

そして、法整備支援の究極目標を法の支配ユビキタス世界の構築に置く場合、その達成手段としての法整備の担い手および受益者の包摂性の拡大が、新しい法律学の形成に通じる可能性について検討する。

【テキスト】117-124頁, 282-287頁

第16回

授業で取り扱ったトピックおよび議論を参考にして、レポートのテーマを決定し、作成の準備を行う。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法務ワークショップ・プログラム（小泉・大野）

担当者名	小泉 直樹, 大野 聖二
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B31
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42565
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	知的財産法に関する発展的な事例を議論形式で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

展開・選択科目として、特許法・著作権法を中心とし、事例分析を通じて知的財産法における事案分析力・事案解決力・表現力・ディスカッション力の習得を目的とする科目である。

本授業では、完全に演習形式で行い、将来の法曹としての基礎的な能力の習得を目標とする。事例分析においては、「民法」「民事訴訟法」「行政法」等の主要科目の展開・応用を目指す。事例分析を中心に行うので、答えを出すことや単なる知識の取得を目的とするものではないことを理解し、講義に参加することが肝要である。

授業は20名程度の少人数の演習クラスとし、個々人を徹底的にトレーニングすることを主眼とするので、授業に積極的に参加する意欲のある学生のみが選択することが望まれる。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士としての知見を講義に活かす予定

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

あらかじめ与えられた課題について検討しておくこと

関連する科目との関係

事例の選択に当たっては、近時の実務上の問題点を取り入れ、学生の関心をさらに他の知的財産法選択科目等へ誘うよう心掛ける。

授業の方法

事例演習形式で行う。

あらかじめ事案と課題を提示し、その課題に関してレポートする受講生グループによる発表と、その他の受講生グループとの質疑応答を中心に講義を行う。

少人数クラスによる徹底したトレーニングを行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点による。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

可

教材

こちらから指定することはしないが、事案・課題を基に、受講生が積極的に参考資料等を検討することが望まれる。

授業の計画

第1回

イントロダクション

今後取り扱う事案・課題の照会・講義の進め方に関して、概説する。

第2回

特許事例研究（１）

「クレーム解釈」に関する事案の検討を行う。

第3回

特許事例研究（２）

特許事例研究（１）の整理を行う。

第4回

特許事例研究（３）

「特殊クレームの解釈」に関する事案の検討を行う。

第5回

特許事例研究（４）

特許事例研究（３）の整理を行う。

第6回

特許事例研究（５）

「均等論」に関する事案の検討を行う。

第7回

特許事例研究（６）

特許事例研究（５）の整理を行う。

第8回

特許事例研究（７）

「損害論」に関する事案の検討を行う。

第9回

特許事例研究（８）

特許事例研究（７）の整理を行う。

第10回

著作権事例研究（１）

「著作物性」に関する事案の検討を行う。

第11回

著作権事例研究（２）

著作権事例研究（１）の整理を行う。

第12回

著作権事例研究（３）

「著作者人格権」に関する事案の検討を行う。

第13回

著作権事例研究（４）

著作権事例研究（３）の整理を行う。

第14回

著作権事例研究（５）

「複製権・翻案権」に関する事案の検討を行う。

第15回

総括

慶應義塾大学 シラバス・時間割

ジェンダーと法

担当者名	伊藤 和子
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42713
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科学国際系
科目概要	本授業では、ジェンダーの視点から法を見直すこと、つまりこれまでとは異なる「ジェンダーのレンズ」を獲得し、その精度を高めていくことで、中立・公正であるべき法のジェンダーに関する偏り（バイアス）を問題とし、法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業では、ジェンダーの視点から私たちの目の前にある法を分析・検討し、法律家として、日本の人口の過半を占める女性や性的マイノリティなど、排除されがちな人々のニーズや権利を擁護するための法実践の素養を培うことを目的とする。法律は、一見すると、誰にでも平等・中立に規定されているように見えるが、現実には異性愛者の男性を想定した制度設計・運用がなされ、女性や性的マイノリティの人々を等閑視し、排除してきたことが多くの研究によって明らかにされている。社会における様々な差別を是正して、誰もが生きやすい社会を実現するためには、既存の法を所与のものとせず、人権・ジェンダーの視点から見直すことが求められる。日常的に繰り返される女性蔑視発言や、性暴力を巡る報道は避けられない社会の宿命ではなく、法制度や実務運用を見直すことで改善できる可能性がある。実際、諸外国ではたゆまぬ制度見直しや法実践の結果、ジェンダー平等が格段に進み、日本でも先達による努力が積み重ねられてきた。

本授業では、ジェンダーの視点から、法の制定、解釈・運用を分析し、続いて、国際的な人権基準をはじめとする国際社会の趨勢を学んだうえで、各論で、判例や実務を紹介しつつ、問題意識を深めてもらい、実務を通じて課題解決にどのように対応・貢献できるかを議論していく。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本授業では、判例・法律を所与の前提として分析・理解するだけではなく、法律実務家が実際のケースをどう扱い、問題を解決しうなのか、について実務体験を紹介しつつ時間を割いて議論することを通じて、法律家として実際に法を活用して何ができるのか、能動的に学ぶ機会を提供する。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

第1回授業の前に女性差別撤廃条約の条文に目を通しておくこと。各授業の前に、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んでくること。

授業後にフィードバックを毎回送ること。

予習・復習それぞれ原則として1時間程度。

発表担当者はこれに加えて指定された判例等を十分に検討すること。

関連する科目との関係

憲法、民法、労働法、刑事法、ビジネス法、国際法等。

ジェンダーに関連して法律家が扱う法領域は拡大し、結婚・離婚などに関わる民法・家族関連法、労働法、性暴力等の刑事法のみならず、性的マイノリティに関連する法領域、さらに、国連ビジネスと人権に関する指導原則の普及を経て、ビジネス法務においても欠かせない分野となっており、法律家としての専門領域を確立するために重要性が増している。本授業では、各分野を時間の許す限り網羅的に取り上げていく。

授業の方法

授業は、総論と各論に分かれ、総論では「ジェンダー」概念および国際社会におけるジェンダー主流化の動向や国際人権基準を学び、各論では分野ごとに法の現状をジェンダーの視点から分析し、是正のための課題や方策を考える。

授業は、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んだうえで、問題点を議論する対話方式とし、グループワークやディベートの方式を取り入れる。学生は、指定された制度・規範や判例の発表を行い、関心領域についてプレゼンテーションを行う。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

試験 55%

プレゼンテーション 30%

授業への参加・貢献 15%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIを課題、試験、発表で用いることは禁止する。ただし、授業のトピックに関するブレインストーミングなどの事前学習に利用することは許可する。利用にあたっては、AIが生成する情報には誤りが含まれていることやバイアスなどを十分理解し、事実に関しては必ず第一次資料等の信頼できる資料を確認すること、また法的評価と検討その他全般にわたり、文献、判例等照らし合わせて利用すること。

教材

【教科書】 三成美保、笹沼朋子、立石直子、谷田川知恵著「ジェンダー入門」（法律文化社 2022年）

【参考文献】 伊藤和子「なぜそれが無罪なのか 性被害を軽視する日本の司法」（ディスカヴァー・トゥエンティワン 2019年）、伊藤和子「ビジネスと人権一人を大切にしない社会を変える」（岩波書店 2025年）

また各回ごとに、判例、法令、論文などを指定する。

授業の計画

第1回

「ジェンダーと法」入門

法を分析するための概念としての「ジェンダー」について学ぶとともに、ジェンダー法学の形成と発展について理解する。

学生から、ジェンダーに関わる関心領域や疑問を提起してもらう。

第2回

女性の権利と女性差別撤廃条約

女性の人権に関する国際人権基準である女性差別撤廃条約について学び、条約上の権利と現状のギャップを把握する。2024年の女性差別撤廃委員会の勧告について概観する。学生による発表を予定する。

第3回

国際社会におけるジェンダー主流化の取り組み

女性差別撤廃条約以外にも国際社会はジェンダー主流化に向けて取り組みを発展させてきた。女性に対する暴力撤廃宣言、北京女性会議行動綱領、SDGsなどを参照し、国際社会のジェンダー主流化の動向を動的に把握する。

第4回

「ビジネスと人権」を取り巻く動きとジェンダー

2011年に国連人権理事会が採択した、ビジネスと人権に関する指導原則の概要を把握し、この原則を女性や性的マイノリティの人権保障、性暴力被害の防止と救済のためにいかに活用できるかを議論する。

エンターテインメント業界で広範に広がった性加害について、関連企業が隠蔽に加担したことが国際社会から批判された。企業がバリューチェーンを通していかなる責任を担っているのかを学ぶことで、課題解決の道筋を整理する。

第5回

男女共同参画、ポジティブ・アクション、DEI

世界経済フォーラムが公表する日本のジェンダーギャップ指数は110～120位台を推移しており、国際社会との乖離が著しい。男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法などの日本のジェンダー平等施策の進展と現状を学ぶとともに、諸外国との決定的な差はどこから生じるかを把握する。

ポジティブ・アクションに関する女性差別撤廃委員会の見解、諸外国の事例から、日本の制度改革を展望する。ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）の潮流についても紹介する。

第6回

結婚とジェンダー

婚姻制度をめぐるジェンダーの視点から問題となることが多い。

法形式的には婚姻当事者は対等で平等とされるが、夫婦間の実質的平等は多くの場合実現していない。

憲法24条を確認したうえで、これと相反する家父長制が婚姻制度や法にどのように反映しているかを学び、選択的夫婦別姓を巡る判例・立法の動向を分析・討議する。学生による判例の発表を予定する。

第7回

離婚とDV

実務家として多く扱うことになる、離婚をめぐる法制度と手続、離婚給付について解説する。DVや児童虐待、モラルハラスメント等、家庭における人権侵害に関する被害実態を理解したうえで、DV防止法等法改正の動向を確認し、実務家としてどのように離婚事件を取り扱い、家庭内の被害者を救済できるかを学ぶ。

第8回

性的マイノリティの権利

性的マイノリティの人々への差別や偏見の克服は、現代社会の重要な課題である。この分野では判例の展開も目覚ましい。

授業では、当事者の方々が直面する様々な困難やバックラッシュを人権の視点からとらえ、同性婚訴訟などの近年の判例や立法動向を学ぶ。

学生による判例の発表を予定する。

第9回

労働とジェンダー

労働基準法、男女雇用機会均等法などの現行法制度は、雇用における性差別を禁止する諸規定を導入しているが、雇用における男女の賃金格差は依然として大きい。その背景には雇用の流動化と、非正規雇用の拡大がある。

雇用における性差別禁止に関する基本的な条項を押さえるとともに、均等待遇を何が阻んでいるのかを討議する。

第10回

ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントを中心に、ハラスメントの種類、具体的事例、背景、法制度の基本構造を理解する。あわせてILO190号条約を学び、日本の法制度と国際水準とのギャップを確認する。同時に、雇用の現場に解消されないアカデミックハラスメントや、議員へのハラスメント等の事例と問題点についても学ぶ。学生による発表を予定する。

第11回

ジェンダーと性暴力（1） 性暴力と刑法改正

日本における性暴力の現状と課題を取り上げる。性暴力被害の実相をまず共有したうえで、性犯罪無罪事例をもとに、司法におけるジェンダー・バイアスについて学ぶ。学生による発表を予定する。

第12回

ジェンダーと性暴力（2） 刑法性犯罪規定の改正

性暴力被害者の実態から乖離した刑法性犯罪規定は、諸外国において性行為の「同意」を基礎とする法改正が進み、日本においても2023年の刑法性犯罪規定の改正が実現した。諸外国の法改正の動向と、日本の法改正の意義、残された課題を学ぶ。あわせて、ジェンダーの視点に立ったロビイングや政策提言に法律家の果たす役割についても紹介する。

第13回

ポルノグラフィ・デジタル性暴力

ポルノグラフィティはしばしば表現の自由との関連で語られてきたが、「負」の側面として、性暴力の映像化や、映像の拡散による「デジタル性暴力」の深刻な被害、さらにレイプ・カルチャーを奨励するといった問題がある。児童ポルノ、AVなどの製造過程における人権侵害にも注目し、現在の法制度を批判的に考察する。

第14回

メディア・デジタルテクノロジーとジェンダー

女性差別撤廃条約および北京行動綱領は、ジェンダー・ステレオタイプとの戦いをジェンダー平等の重要な課題と位置付けている。

ところが、日本ではこの視点が欠落し、ビジネスやメディアにおいて、ジェンダー・ステレオタイプが浸透し、差別的なマーケティング、差別的な広告が生み出され、それが社会におけるジェンダー・ステレオタイプを強化する悪循環を生み出している。日本におけるジェンダー・ステレオタイプの浸透の構造を把握し、国際社会の取り組みとの乖離を学ぶ。

また、デジタルテクノロジーやソーシャルメディアの発展、AI技術に進展によって深刻化する女性に対する負の影響を考察し、これを是正しようとする法制度や実務の対応を学ぶ。

第15回

学生の発表

学生が関心を寄せる法とジェンダーに関するテーマで発表を行う。

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法総合

担当者名	森戸 英幸
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42216
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	労働法Ⅰ～Ⅲで学んだ知識を踏まえ、複数の論点にまたがる問題や先端的な問題、実務的に重要な問題を扱う。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義では、労働紛争処理の理論と実務を学ぶとともに、労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細かつ総合的な検討を行う。

本講義の履修により、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての基礎的能力を身につけることが到達目標である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当教員は、東京都労働委員会・中央労働委員会公益委員、東京紛争調整委員会あっせん員として、また弁護士として、労働紛争処理の実務に関与した経験を有する。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

予め指定された教材の予習

関連する科目との関係

労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ」が基本科目を構成しているが、本講義は、これらの科目で十分に取り上げられない労働紛争処理の実務や、他の法分野にもまたがる最先端の事項を取り扱う発展的科目である。そのため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ・Ⅱの知識が前提となり、これらの科目を履修済みであることが望ましい。

授業の方法

講義に加え、発展的な判例や事例を素材に、受講者との質疑応答や受講者相互の議論を行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業内試験（5割）と平常点（5割）をあわせて総合的に評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

毎回筋書を提示し、その他に判例や事例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も随時配布する。

授業の計画

第1回

労働紛争解決の制度と運用／裁判所による紛争解決(1)

わが国における労働紛争解決システムの全体像やそこでの課題を明らかにしたうえで、裁判所による労働紛争の処理のうち、通常訴訟手続について概観し、そこでの問題点や課題を紹介する。

第2回

裁判所による紛争解決(2)

裁判所による労働紛争の処理のうち、第1回に引き続き通常訴訟手続について、さらに労働審判手続と仮処分手続についても概観し、そこでの問題点や課題を紹介する。

第3回

企業内等での紛争解決／行政機関による紛争解決(1)

企業内における労働紛争解決・予防システムの実情や課題について概観したうえで、仲裁や調停による労働紛争の解決についても検討を行う。また、個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労政事務所等を含めた行政機関における労働紛争の処理について、その実態と法的問題点を考察する。

第4回

行政機関による紛争解決(2)

労働委員会による集団紛争の解決システムのうち、不当労働行為救済手続に焦点を当て、審査手続及び取消訴訟における問題を中心に検討する。

第5回

ゲスト講義

第6回

「ジョブ型雇用」と解雇規制

近年話題となっているいわゆる「ジョブ型雇用」に関する議論を整理した上で、その法的意義を検討する。また、解雇規制緩和や金銭解決制度の導入など、近年活発な解雇規制のあり方を問い直す議論について検討する。

第7回

差別禁止法の新展開

人種差別、性差別などの「伝統的な」差別の禁止から、障害、年齢、性的指向、雇用形態などの「新しい」差別の禁止へと、現代の差別禁止法は拡大傾向にある。それに伴う様々な解釈論上、立法論上の問題について検討を行う。

第8回

副業・兼業の法的論点

副業・兼業をめぐる労働法上の問題を整理し、解釈論上・立法論上の解決策を考える。

第9回

「ビジネスと人権」と労働法／AIと労働法

政府による行動計画が策定されるなどして近年注目される「ビジネスと人権」をめぐる最新動向を概観し、その動きが労働法に与える影響を考える。また、AI技術の進展が職場や働き方に与える影響を概観した上で、その労働法上の意義を議論する。

第10回

フリーランスの保護と労働者概念の再検討

新たに成立したフリーランス保護法の内容と意義を概観した上で、このような動きが労働者概念や労働法制に与える影響について検討を行う。

第11回

労働法と他の法分野(1)——独占禁止法、倒産法

独禁法と労働法の適用領域をめぐる伝統的な整理、及び近年のその境界線を問い直す動きについて検討する。また、各種倒産手続時における労働法規の適用や労働債権の取扱いをめぐる問題についても概観する。

第12回

労働法と他の法分野(2)——知的財産法、国際的労働関係

職務発明・職務著作などの知的財産権法と労働法との交錯をめぐる問題、及び労働事件における裁判管轄や適用法規の決定、及び外国人労働者をめぐる問題について概観する。

第13回

労働法における要件事実(1) ※ゲスト講義：明治大学教授・山川隆一先生（補講時限利用の可能性あり）

労働法における要件事実の意義と限界についての概略を理解したうえ、解雇の効力を争う訴訟や賃金の支払いを請求する訴訟等における要件事実を具体的に検討する。

第14回

労働法における要件事実(2) ※ゲスト講義：明治大学教授・山川隆一先生（補講時限利用の可能性あり）

就業規則の不利益変更の効力を争う訴訟や時間外割増賃金等を請求する訴訟等における要件事実を具体的に検討する。

第15回

授業内試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法基礎

担当者名	森戸 英幸
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期後半)
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31102
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	司法試験の選択科目で労働法を選択しなかった者を主な対象に、労働法の基礎を講義する。今後司法修習を経て実務に出るにあたり、労働法を専門分野としないとしても、最低限この程度は知っておくべきであろう、というレベルの知識を身に付けることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目は、司法試験の選択科目として労働法以外の科目を選択した労働法初学者を対象に、今後実務法曹として活躍するために最低限必要な労働法の基礎を講義するものである。

いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、その基本的規律の概要を理解することを到達目標とする。

なお、司法試験選択科目で労働法を選択して受験した者など、労働法既修者については履修を認めない。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当教員は東京紛争調整委員会あっせん員、東京都労働委員会・中央労働委員会公益委員として、また弁護士として、労働紛争処理の実務に関与した経験を有する。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

毎回指定された教材等の予習

関連する科目との関係

労働法科目は他にも多数存在するが、3年次生のみ履修可能な労働法初学者向け講義は本科目のみである。

授業の方法

当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、予習教材の判例等を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）も一部取り入れた授業を行う。

なお、授業開始は12月2日（水）とし、授業期間内に1回補講を予定する。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業内試験の結果（70%）及び平常点（30%）で評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

『ブレップ労働法』第7版 森戸英幸著 弘文堂 2023年
『労働判例百選』第10版 村中・荒木編 有斐閣 2022年
その他参考書は授業開始時に紹介する。

授業の計画

第1回

イントロダクション／労働法の全体像と法源／日本的雇用慣行

第2回

解雇と労働条件の変更

第3回

人事

第4回

非正規雇用

第5回

労働基準法

第6回

男女雇用機会均等法、育児介護休業法

第7回

労働組合法

第8回

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Labor and Employment) (J.D.) (J.D.)

担当者名	森戸 英幸, 亀田 康次, 両角 道代
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89679
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本の労働法について英語で講義を行う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The purpose of this course is to present Japanese labor and employment law from a comparative law perspective. Through lectures and discussions students are expected to understand the main features and current problems of contemporary labor and employment law in Japan and find valuable suggestions to laws and policies of labor and employment in Japan as well as in their own countries in the future.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each lecturer has experience in the practical handling of labor disputes as a public interest member of labor relations Commission, a mediator of dispute adjustment commission, or an attorney.

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

Preparation of pre-assigned materials

関連する科目との関係

The course will consider issues that are generally addressed in other courses within the LL.M. curriculum.

授業の方法

The course is primarily lecture and discussion based. Students will be encouraged to present current legal situations of their origin countries in order to develop comparative sensibility.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Essay(60%) and class contribution (40%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited. Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures.

教材

There is no textbook for this course. Hand-outs will be given to students throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction:

Overview of Japanese Labor and Employment Law and the Long-Term Employment Practice

第2回

Commencement and Termination of Employment:

Simultaneous Hiring of New Graduates and Strict Restriction on Dismissal

第3回

Transfer of Employees:

Job Rotation and Relocation Rule

第4回

Equal treatment:

Overview of anti-discrimination law in Japan. EEO Law (the Law of Equal Employment Opportunity between Men and Women) and some court cases. Recent developments of regulations to decrease the gap between regular/non-regular employees.

第5回

Working hours:

Development of legal policy and its background. The problem of "Karou-shi" and some court cases.

第6回

"Graying Japan":

Employment of Older Persons and Retirement Benefits

第7回

Collective Labor Law:
Labor Union, Collective Bargaining, Collective Action

第8回

Guest speaker:
TBA

慶應義塾大学 シラバス・時間割

金融法実務

担当者名	尾崎 達夫
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42163
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	この講座では、現実の金融取引における重要かつ基本的な問題について詳細かつ様々な観点から考察することにより理解を深める。それによって実務法曹としての法的思考力を鍛えることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

金融実務で問題となる基礎的な話題を中心に、それを理解することともに、実務法曹としての思考力を強化することを目指す。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

実務経験で得た知見も講義で活用する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

民法財産編、特に総則と債権総論を十分に理解していることを前提とする。また、民事訴訟法及び要件事実論の基礎的事項も把握していることを前提とする。

関連する科目との関係

民法、民訴法、民事執行法、民事保全法との関わりが強い。

授業の方法

講義形式で進むが、事前に幾つかの裁判例を読んでもらうこともある。質問は大歓迎である。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

レポート9割、平常点1割の合計による相対評価である。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの利用は禁止とする。

教材

なし

授業の計画

第1回

序 はじめに

第1部 金融法実務の入門 I 経済、II 歴史

序：講座の紹介や注意点を説明する。

I：金融に関する初歩的な経済論の幾つかを押さえる。

II：金融に関する欧州及び日本の歴史の初歩的な幾つかを押さえる。

第2回

II 歴史、III 業法

III：金融に関する業法の実務上の問題点の幾つかを考える。

第3回

III 業法、IV 善管注意義務

IV：融資判断に関する銀行の取締役の善管注意義務違反の可否に関する或る最高裁判決を中心に、この問題を広く考える。

第4回

第2部 金融法実務の初歩 V 預金

V：講座全般に関わる基礎知識を復習補充するとともに、預金に関する初歩的な事項を学ぶ。

第5回

V 預金

第6回

VI 為替、VII 与信

VI：為替の基本を学ぶ。

VII：与信の基本を学ぶ。

第7回

VII 与信 第3部金融法実務の基礎 VIII 払戻

VIII：普通預金の窓口での不正な出金を基本に払戻に関する基本的な事項を学び、それ以外の取引形態の場合について学ぶ。

第8回

Ⅷ払戻、Ⅸ預金者

Ⅸ：預金者の判断基準に関する判例の展開と学説を整理しこの点を深く考える。

第9回

Ⅸ預金者　Ⅹ回収

Ⅹ：回収に関する基本的事項を学ぶ。

第10回

Ⅹ回収、Ⅹ補足

Ⅹ：第3部までに出て来た話題に関連する幾つかの話題について触れる。例えば、相続預金の預金者や普通預金払戻請求訴訟の請求原因事実等である。

第11回

Ⅹ補足　第4部　金融法実務の発展

第4部は、以下の話題から時間と受講生の希望を勘案して幾つかを扱う。

ⅩⅠ保証否認（：主に二段の推定についてその実際上の意味と構造を学ぶ。）、ⅩⅡ相殺制限（：主に破産法71条2項の解釈論とそれにまつわる幾つかの事項を学ぶ。）、ⅩⅢ将来債権譲渡担保（：将来債権譲渡担保の基本的な構成とその法的問題点を学ぶ。）、ⅩⅣ一括支払システム（：このシステムの基本を押さえた上で、その法的問題点を学ぶ。）、ⅩⅤ振込（：誤振込に関する基本判例を押さえるとともに、その他の問題点について学ぶ。）、ⅩⅥ守秘義務（：守秘義務と開示義務の関係を中心に学ぶ。）、ⅩⅦデリバティブ（：デリバティブの基本を押さえる。）、ⅩⅧ証券化（：証券化の基本を押さえる。）、ⅩⅨ説明義務（：この話題の基本を押さえる。）、ⅩⅩ真正売買（：この話題の基本を押さえる。）

第12回

第4部　同上

第13回

第4部　同上

第14回

第4部　同上

第15回

第4部　同上

第16回

第4部　同上

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（日米欧比較労働法）

担当者名	森戸 英幸, 両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	35328
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	米国及びEUの労働判例や文献を教材に、日本法との比較を踏まえて議論する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

日本にもアメリカにもヨーロッパにも、労働者、使用者、労働組合が存在し、またそれぞれの関係を規律するルールとして労働法が存在する。しかしながら、そこで用いられる規制手法やその基盤となる発想は国によって大きく異なっている。この講義は、労働法上の基本的な論点における日米欧のアプローチの違いを演習の方式により明らかにし、各国の労働法についての理解を深めることを目的とする。

本科目の履修を通じて、日米欧比較の観点から労働法上の基本論点を扱うことより、労働法分野についての高度の専門性ととともに国際性をも備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。外国法と比較することで、日本の労働法についての理解もより深めることができるであろう。なお、教材としては英語の文献も用いるが、授業は日本語で行う（授業内容や順番は、必要に応じて変更する場合があり得る）。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

予め指定された教材の予習

関連する科目との関係

本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、日米欧比較の観点から労働法上の重要論点をさらに掘り下げて検討する発展的科目として位置づけられ、また、演習の方式をとるため、本科目の履修にあたっては、少なくとも労働法Ⅰを履修済みであることが望ましい（労働法Ⅱは並行履修でよいが、テキストを早めに読み終えること）。

授業の方法

演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする教材について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。なお演習の進行自体は日本語で行うが、教材は主として英文のものをを用いるため、受講者には一定レベル以上の英語読解力が要求される。なお、下記の授業内容や順番は変更することがありうる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

各受講者の報告及びそれに基づくレポートにより評価する（平常点100%）。なお、発言等による授業への貢献度も加点事由として評価することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

中窪裕也『アメリカ労働法（第2版）』（弘文堂、2010）
その他の教材については授業開始時及び進行中に適宜指示する。

授業の計画

第1回

総論―日米欧比較の手法・報告割当決定

第2回

非正規雇用

第3回

ワークライフバランス

第4回

雇用平等①（人種）

第5回

雇用平等②（性別）

第6回

雇用平等③（年齢）

第7回

雇用平等④（障害）

第8回

労働者の人権

第9回

労働時間

第10回

退職金・企業年金

第11回

競争禁止義務

第12回

企業組織再編

第13回

解雇

第14回

労働組合・団体交渉

第15回

不当労働行為

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Property Law) (J.D.) (J.D.)

担当者名	松尾 弘
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	19476
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座は、日本における財産法を概観し、不動産・動産の取引に関連する諸問題について判例・学説を分析することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to provide an overview of the distinctive principles of property law in Japan and analyze the precedents and doctrines on the relevant issues in the management and transactions of immovable and movable property.

After following the development of property law in Japan, this course will treat the concept of ownership and other types of property rights in immovable and movable property, the protection of property rights against infringement, the various types of acquisition of immovable and movable property, and the secured transactions of immovable and movable property.

It will give the basic framework of comparative study of property law.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course is part of a series of classes on Japanese law.

授業の方法

The lecturer will provide basic information and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course materials and related information will be distributed through the Canvas LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on the class contribution (30%) and the final essay of approximately 3,000 words (70%).

[On the Use of Generative AI]

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

(1) The use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports
- Preparing for in-class discussions

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

(2) Exceptionally, the use of AI is allowed to translate materials written in foreign languages.

- In this case, the accuracy of the translation must be examined and necessary corrections must be made by yourself.
- If you use AI for translation, you must clearly indicate this in your submission (e.g., "Translation of [the name of material] using Chat GPT").

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, collecting particular information or material when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.
- When you write a term-end essay, asking AI questions about the report topic itself is prohibited, because your own insights are crucial.

教材

There are no specific textbooks. However, materials will be distributed in the class.

Reference book:

- Matsuo, Hiroshi, Property and Trust Law in Japan, Wolters Kluwer, 2021.

授業の計画

第1回

1. Introductory guide to this course including explanation of the required preparation and method of evaluation for this course, the use of materials, and other matters as appropriate and relevant.

Historical development of property law in Japan

第2回

2. The concept of immovable property and ownership in immovable property

第3回

3. Remedies to protect property rights against infringement

第4回

4. Property rights other than ownership in immovable property (1): superficies, land lease right, usufruct, emphyteusis, and servitude

第5回

5. Property rights other than ownership in immovable property (2): right to commons, and joint ownership

第6回

6. The concept of movable property and ownership of movable property, and property rights other than ownership of movable property

第7回

7. Transfer of property rights in immovable property inter vivos

第8回

8. Transfer of property rights in movable property inter vivos

第9回

9. Transfer of property rights by death

第10回

10. The concept of possession, the acquisition of the right of possession and its effects

第11回

11. The acquisition of ownership by appropriation, accession and processing

第12回

12. The expropriation of property and the just compensation for public takings

第13回

13. The abandonment of ownership in movable and immovable property

第14回

14. Secured transactions of immovable property

第15回

15. Secured transactions of movable property
16. Summary

第16回

Preparation for writing the term-end essay.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

金融法務ワークショップ・プログラム（M&Aの法とファイナンス）（谷川）

担当者名	谷川 達也, 内間 裕, 錦織 康高
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42254
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	M&A取引において生じる実務上の法的問題を、会社法・金融商品取引法を中心に広く取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

本科目はコーポレート・ロイヤーにとって必須の業務分野であるM&Aに関する理論と実務の基礎を習得させることを目的とするものである。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目を担当する教員は、いずれも長年にわたりM&Aの実務に携わっており、そうした実務経験を踏まえた問題提起及び解決手段を議論する。

能動的学修形式 [説明](#)

反転授業

準備学修（予習・復習等）

事前に配布するレジュメに目を通し、準備・検討を進める。所要時間：約30分ほど。

関連する科目との関係

会社法の基礎知識を有することを前提に授業を進める。

授業の方法

事前に配布する事例問題の分析を中心に授業を進める。
授業で使用する資料は適宜配付。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点10点、期末レポート90点として総合評価。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本科目では、生成AIの利用を一部認めている。具体的には、以下の場面での使用が可能。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用(ただし情報の正確性は自身で確認すること)

* 留意点 *

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記すること(例：「Geminiを用いて構成案を作成」など)。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があること。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止する。

授業の計画

第1回

導入 M&Aの動機とメリット

第2回

新株発行

第3回

M&Aの法と経済学（企業価値算定を含む）

第4回

株式譲渡・公開買付け(1)

第5回

株式譲渡・公開買付け(2)

第6回

M&Aのプロセスとデューディリジェンス

第7回

M&A契約

第8回

M&Aと取締役の義務

第9回

組織再編取引

第10回

会社分割と戦略的提携

第11回

M&Aと課税

第12回

Leveraged Buy OutとSelf Tender Offer

第13回

M&Aの資金調達

第14回

敵対的買収

第15回

総括（上場会社の買収時の検討手法）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

フランス法（私法）Ⅰ（隔年）

担当者名	須田 洋平
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	40290
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目外国法基礎系
科目概要	フランス法のうち、物権法、債権法、消費者法、労働法、会社法及び民事訴訟法といった基本的な法制度について概観することを目的とする。フランス私法の基礎を理解し、日本法との対比をできるようにすることが目標である。
K-Number	GLS-LP-89563-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

フランス法のうち、物権法、債権法、消費者法、労働法、会社法及び民事訴訟法といった基本的な法制度について概観することを目的とする。フランス私法の基礎を理解し、日本法との対比をできるようになることが目標である。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

必須ではないが、フランス語が読める場合には、フランス法の関連する法典について条文に目を通しておくことが望ましい。

関連する科目との関係

家族法及び相続法については、フランス法（私法）IIにて詳しく解説する予定である。

授業の方法

パワーポイントを使った講義を行う。講義中に質疑応答を行うので、積極的な参加が望ましい。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業への積極的参加姿勢（20％）とレポート（80％）で行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

ただし、フランス語ができない学生のため、翻訳目的に限り、生成AIの使用を認める。

教材

特になし。

授業の計画

第1回

物権法（1） 所有権に関する議論を中心に

第2回

物権法（2） 所有権以外の物権概観

第3回

債権法（1） 近年の債権法改正概観

第4回

債権法（2） 契約の成立

第5回

債権法（3） 債務不履行

第6回

債権法（4） 各種契約概観

第7回

債権法（5） 不法行為を中心に

第8回

消費者法（1） 消費者保護のための制度、消費者契約の成立

第9回

消費者法（2） 消費者取引における保証、紛争解決

第10回

労働法（1） 雇用契約の種類、解雇

第11回

労働法 (2) 労働時間規制、つながらない権利

第12回

会社法 (1) 会社の種類、設立、株式

第13回

会社法 (2) 機関

第14回

民事訴訟法 (1) 訴訟手続外観

第15回

民事訴訟法 (2) 訴訟以外の手続外観

第16回

試験 (レポート試験を予定)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Corporate Finance and Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	ピレス, カール, オートン, クリスティアン, マークス, エリック
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89152
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義では、コーポレートファイナンスやM&Aに関する法律や実務について、実務家の視点から概観する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業は、コーポレート・ファイナンスおよびM&Aの法制度と実務の主要要素を扱います。実務家の視点から、受講者は、エクイティおよびデット・ファイナンス、転換型の株式・社債、バンク・ファイナンス、資本市場における証券化スキーム、ベンチャー・キャピタルによる資金調達を含む、標準的なコーポレート・ファイナンス取引の基本概念、法原則、ならびにストラクチャーを学びます。あわせて、M&Aの主要なストラクチャー（資産譲渡・株式譲渡、合併、ジョイント・ベンチャー）と、グローバルM&A実務における最近のトピックについても検討します。

受講終了時まで、受講者は次のことができるようになります。

- 銀行ファイナンス、ベンチャー・ファイナンス、証券発行、証券化において見られる中核的な資金調達ストラクチャー、主要なドキュメンテーション、ならびに主要な法的論点を説明し、比較できる。
- M&Aにおける取引ストラクチャーを特定・分析し、資産譲渡と株式譲渡および合併に関する戦略的・法的検討事項を明確化し、一般的な交渉論点と市場動向を評価できる。
- 法的概念を実務的な取引シナリオに適用し、分析結果を文書および口頭の双方で明確に伝達できる。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

カール・ピレス（Karl Pires）－ 弁護士としての経験26年（2000年にカナダ・ブリティッシュコロンビア州で弁護士登録、2020年にニューヨーク州で弁護士登録、2009年に日本で外国法事務弁護士として登録）

エリック・マークス（Eric Marcks）－ 弁護士としての経験26年（2000年にカリフォルニア州で弁護士登録、2008年に日本

で外国法事務弁護士として登録)

クリスチャン・オートン (Christian Orton) — 弁護士としての経験13年 (2013年にカナダ・オンタリオ州で弁護士登録、2022年にイングランド及びウェールズで弁護士登録、2019年に日本で外国法事務弁護士として登録)

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修 (予習・復習等)

学生は、各回の授業でタームシート、契約書、ストラクチャーに関する議論に積極的に参加できるよう、事前に指定の読書・教材の予習を行い、授業後にはノートを復習して学習内容を定着させることが期待されています。

- 事前準備：各回につき約1～2時間。スライドや教材を確認し、ディスカッション用の設問について熟考する。
- 復習：各回につき約1時間。主要な学びを要約し、次のトピックに備える。

関連する科目との関係

本授業は、取引ストラクチャー、市場慣行、ドキュメンテーションに焦点を当てることで、会社法およびファイナンスの基礎科目を実務家の視点から補完します。単独の実践的トレーニングとしても適しています。M&Aやファイナンス実務に強い関心を持つ学生にとって、上級セミナーに向けた準備として有益です。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業内最終レポート

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、ブレインストーミング、構成設計、および授業ノートの要約を支援する目的に限り、生成AIの限定的な利用を認めます。学生は、いかなる情報についても正確性を必ず検証し、自律的に思考しなければなりません。生成AIが作成した文章を自分のものとして転用したり、未検証の情報源に依拠したりする行為は、学術的不正行為に該当する可能性があります。授業内試験の解答作成に生成AIを使用することは認められません。

教材

なし

授業の計画

第1回

導入／ファイナンス1：銀行からの借入 (マンドレーターおよびタームシート) — 担当講師：クリスチャン・オートン (Christian Orton)

第2回

会社設立、初期資金調達、ベンチャーキャピタルのタームシート — 担当講師：エリック・マークス (Eric Marcks)

第3回

ベンチャーキャピタル・ファイナンス：優先株による資金調達 — 担当講師：エリック・マークス (Eric Marcks)

第4回

M&Aによる事業拡大：買収、投資、ジョイントベンチャー — 担当講師：カール・ピレス (Karl Pires)

第5回

M&Aにおけるファイナンシャル投資家とストラテジック投資家 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第6回

ファイナンス2：ローン契約 — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第7回

ファイナンス3：担保（セキュリティ） — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第8回

事業（資産）譲渡契約と交渉 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第9回

株式譲渡／合併契約と交渉 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第10回

M&Aエグジット：主要論点／最近の動向 — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第11回

ファイナンス4：デット以外の選択肢（社債、証券化） — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第12回

M&Aエグジット：入札手続きと表明保証保険 — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第13回

新規株式公開（IPO） — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第14回

レビュー — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）、エリック・マークス（Eric Marcks）、クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第15回

授業内最終レポート — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）／エリック・マークス（Eric Marcks）／クリスチャン・オートン（Christian Orton）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

スポーツ法

担当者名	高松 政裕, 石原 遥平
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水6
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89573
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	法律実務家として求められる法的思考方法を基礎に、スポーツに適用されるルール、スポーツ特有の制度、政策及び慣行並びに国際スポーツの現状と課題等を学ぶ。具体的には、ガバナンス、インテグリティ、スポーツ事故、アンチ・ドーピング等多岐にわたり、最新の事例並びに裁判及び仲裁判断例についても紹介する。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05
▼ 詳細	

授業の目的と到達目標

2025年、MLBにおいて3名の日本人選手が活躍したロサンゼルス・ドジャースがワールドシリーズ二連覇を達成したことなどもあり、ここ数年、海外メディア等による日本のスポーツ界への注目度が高まっている。

また、2024年には、パリオリンピック・パラリンピックが開催された。同大会は、既存のインフラを最大限に活用し、地域住民が本当に必要とする施設だけを建設するなど、共有とサステナビリティを念頭に置いた革新的で思いやりのある大会にすることを目指し、これを実現したと言われている。

このように、昨今、国際的に注目されるスポーツイベントは毎年のように開催され、また、日本人アスリートの競技レベルが向上していることに伴って、日本人アスリートに関係するルール・レギュレーション、さらには巻き込まれるトラブルの種類・件数は増加の一途を辿っており、スポーツに関する世界標準のルールや紛争解決に関する正確な知識・経験が日本の法律実務家にも求められる現状がある。

日本国内のスポーツ法制に関して言えば、2025年6月、スポーツ基本法が初めて改正された。このスポーツ基本法は2011年に議員立法により成立し、同年8月24日より施行されたものである。元々は1961年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本事項を定めるものである。

スポーツ界ではスポーツ基本法の制定を契機に、より一層、法の支配の理念を浸透させ、競技団体によるグッドガバナンスの実現が強く求められており、これらに寄与できる知識と経験を有する法律家の関与が不可欠となりつつある。

また、スポーツ事故、代表選考に関するスポーツ仲裁、アンチ・ドーピング、プロスポーツ選手の代理人等法律実務家の活躍が求められる場面は枚挙に暇がない。

もっとも、スポーツを巡る制度、ルール、政策、慣行及び紛争解決方法等にはスポーツ特有な面があり、単なる法的知識や経験だけでは対応できないところが多く、スポーツ分野における法律実務家の養成が喫緊の課題である。

そこで、本授業では、法律実務家として求められる法的知識及び法的思考方法を基礎に、スポーツ分野特有の制度、ルール、政策及び慣行等を学ぶことで、受講者がスポーツ分野における法的エキスパートとして活躍するための素養を習得することが到達目標である。

オリンピックやサッカーワールドカップ等国际大会の普及により、今やスポーツは世界的関心事となっている。スポーツに適用される法についてもアンチ・ドーピングのルールを始め、国際法的な枠組みが形成されつつある。そのため、国際スポー

ツの現状と課題について学ぶことも不可欠であると考える。
なお、最新の事例並びに裁判及び仲裁判断例についても紹介する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士登録19年と15年の実務家教員が担当します。
いずれもスポーツ法に関する実務経験が豊富で、スポーツ仲裁、アンチ・ドーピングに関する案件、競技団体のガバナンス対応、スポーツ事故の代理人等の経験を有しています。
本授業では、2名の実務家教員の幅広い知見を活かし、日々新しいテーマが発生するスポーツ法の分野において最新の情報を提供することを使命とし、充実した授業を展開できるように努める所存です。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

特に予習は求めないが、事前に資料を共有し、各自の事前準備は歓迎する。

関連する科目との関係

民法や刑法といった基本的な法律は勿論のこと、知的財産法、独占禁止法、労働法等の知識が求められることが多いので、経済法関連、知的財産法関連、労働法関連及び現代契約実務等の科目と関連する。
また、EU法の知識があると国際サッカーのルールの理解に役立つことからEU法に関する科目の履修も望ましい。

授業の方法

講義形式を基本としつつも、随時、質疑応答を行いながら双方向型の授業を実施する予定である。できるだけ多く、受講者に考える機会を与えるつもりである。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における貢献度や質疑応答の状況といった平常点と期末試験から評価する。具体的には、授業への貢献度及び参加度40%、期末試験60%として総合評価を行う。

本授業では、生成AIの利用を一部認める。具体的には、以下の場面での使用を可能とする。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- 課題の構成案の検討

- 調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意すること。●AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記すること（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。●AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合がある。●レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

基本的には授業内で配布資料を使用するため、特に指定はしないが、以下の文献が参考になる。

- ・日本スポーツ法学会監修「標準テキスト スポーツ法学〔第3版〕」エイデル研究所
- ・菅原哲朗他監修「スポーツの法律相談」青林書院
- ・石堂典秀・建石真公子編「スポーツ法へのファーストステップ」法律文化社
- ・道垣内正人・早川吉尚編著「スポーツ法への招待」ミネルヴァ書房
- ・日弁連スポーツ・エンターテインメント法促進PT編著「スポーツ事故の法務～裁判例からみる安全配慮義務と責任論～」創耕舎
- ・日本スポーツ法学会編「詳解スポーツ基本法」成文堂
- ・小笠原正監修「導入対話によるスポーツ法学〔第2版〕」不磨書房
- ・伊藤堯編著「ケーススタディ スポーツアクシデント」（改訂第5版）体育施設出版
- ・早川吉尚編「オリンピック・パラリンピックから考えるスポーツと法」有斐閣
- ・早川吉尚編「アンチ・ドーピングの手續とルール」商事法務

授業の計画

第1回

「日本のスポーツ界における法規制」

導入として、日本の高校スポーツの特徴である野球の甲子園大会を例に、高校スポーツと部活動の現状、日本の競技団体の現状、国内競技団体と国際競技団体の関係等を説明し、日本のスポーツ団体やスポーツ選手はどのような法やルールによって規制されているのかを学ぶ。

第2回

「学生スポーツにおける不祥事とその対応」

独自のルールにより運用されている高校野球を例に、学生野球憲章の内容を紹介し、具体例を前提に対応策を学ぶとともに、中学・高校の部活動全般に関する問題点及び日本版NCAAとして注目を浴びる大学スポーツ協会(UNIVAS)についても触れる。

第3回

「スポーツのインテグリティと暴力問題」

インテグリティというのは完全性、高潔性という意味であり、スポーツ法の分野では、スポーツの価値を喪失させるような行為を排除するという意味で使われる。暴力問題、差別問題、八百長問題、ドーピング問題などがスポーツのインテグリティに対する脅威となる。日本国内でも、高校部活動での暴力事件や女子柔道の日本代表チームにおける事件等、スポーツ指導の場面において指導者等による暴力が顕在化する事例が後を断たない。またアスリートに対する差別や八百長といった問題も存在している。

そこで、スポーツのインテグリティを確保するための法的仕組みについて検討する。なお、ドーピングの問題については、第6回及び第7回で扱うことを予定している。

第4回

「スポーツ団体における不祥事とガバナンス～現状とグッドガバナンスの実現～」

スポーツ団体におけるガバナンスの意義を考え、スポーツ団体においてグッドガバナンスを実現させるには法律家として何をすべきか、その方策を検討する。その過程で、最近の国内スポーツ団体内における不祥事事件とその後の対応例を紹介し、スポーツ団体に法の支配を浸透させること及びガバナンス確立の重要性を学ぶ。

また、スポーツ団体においてグッドガバナンスを実現させるには法律家として何をすべきか、その方策を検討する。

第5回

「スポーツ界における紛争解決」

スポーツ界での紛争には、代表選考を巡る争いなど一般的に法律上の争訟性が認められず、司法判断の対象となり得ない類型が多い。このような類型の紛争に対応する第三者機関として、国内では日本スポーツ仲裁機構がある。そこで、日本スポーツ仲裁機構による仲裁判断例を中心に紛争事例を紹介し、法律実務家として適切な紛争解決方法を選択できるスキルを習得する。

第6回

「日本におけるアンチ・ドーピング活動の現状」

ドーピングをめぐる問題は国際的な課題であり、世界共通のアンチ・ドーピングルールの実施は各国競技団体等関係機関の責務である。

そこで、日本におけるアンチ・ドーピング活動の担い手である日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の活動を紹介するとともに、アンチ・ドーピングルール of の仕組み、内容、運用、法的問題点等を学ぶ。

第7回

「ドーピング違反の処分を巡る紛争」

国内の競技大会でドーピング違反が発覚した場合の紛争解決方法や実際に問題となることが多い規定等を紹介し、具体的な事例を検討する。

第8回

「スポーツ事故に関する裁判例」

スポーツ事故が発生した場合、損害賠償請求等の裁判に発展することが多く、国内でも多くの裁判例の集積がある。スポーツ事故による損害賠償請求では不法行為、安全配慮義務、使用者責任、国家賠償責任等基本的な法的責任論に加え損害論が争点になるが、特に重要なのは、注意義務、安全配慮義務の内容の理解と具体的検討である。そこで、基本的な法的素養を前提にスポーツ事故に関する裁判例（サッカー落雷事故、熱中症事故、プロ野球観戦中のファウルボール事故等）を分析する。

第9回

「スポーツ事故の予防と対策」

スポーツを安全かつ楽しく行うためには、スポーツ事故を未然に防ぐことが肝要である。事故防止のための取り組みは、欧米では、Health&Safetyとして特に昨今議論が盛んなテーマである。そこで、スポーツ事故の予防策をいかに講じるか、どのようなルールを策定していくかは、法律実務家にとっても非常に最も重要なテーマといえることから、柔道、ラグビー、水泳の頭頸部外傷、野球におけるオーバーユース、脳震盪等を取り上げ、法的観点からどのような仕組みを構築できるか検討する。

第10回

「障がい者スポーツ」

パラリンピックの普及により、障がい者スポーツへの注目が高まっている。

他方、障がい者スポーツでは、その実施運営にあたり、クラス分けの方法、ドーピング、使用器具等の点で、健常者のスポーツとは異なる法的問題点がある。そこで、障がい者スポーツをめぐる現在の法的課題を理解し、その改善策を検討する。

第11回

「プロスポーツの実務～プロスポーツ界を巡る法律関係～」

プロスポーツ選手契約について、労働法や独禁法との関係、スポーツ選手のパブリシティ権に関する競技団体の規制の現状等、国内及び海外のプロスポーツにおける事例を取り上げつつ、検討する。

第12回

「国際スポーツの法体系～Lex Sportiva～」

スポーツは、国際的に共通の競技規則に基づいて行われ、スポーツ選手は国の枠を超えて活躍することから、法的規制も国際的に統一された制度により運用されることが望ましい。

そこで、国際スポーツのルールについて現状と課題を紹介するとともに、国際的なスポーツ紛争機関であるスポーツ仲裁裁判所（CAS）の事例を取り上げ、CASの判断の実効性についても検討する。

第13回

「サステナブルな大会実現とレガシー～スポーツ法の観点から～」

ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、世界陸上といったメガ・スポーツイベントが日本で開催されたことの意味を考えるとともに、レガシーとして何を伝え、残していくべきか、メガ・スポーツイベントは将来的にどのような形で開催されるべきなのか、皆で検討する機会を設ける予定である。

第14回

「スポーツと人権」

昨今アスリートがスポーツイベントの場で人種差別反対等の政治的な意見表明をする様子が多く見られるようになっている。このようなアスリートによる政治的意見表明はアスリート・アクティヴィズムと呼ばれるようになっているが、他方で、

スポーツはそもそも政治的に中立であるべきとの価値観があり、この基本理念を定めたオリンピック憲章Rule50の解釈について、議論が巻き起こっている。

そこで、アスリート・アクティヴィズムとスポーツの政治的中立性との関係について、スポーツが元来有する影響力をどのように考えるのかの観点から、検討する予定である。

また、ウクライナ侵攻によるロシア・ベラルーシ選手の大会参加拒否の問題や、昨今特に大きな問題となっているスポーツとジェンダーに関する問題について特にDSDsアスリートやトランスジェンダーアスリートの競技参加の問題をも取り上げ、その解決策を議論する。

第15回

試験又はレポート

慶應義塾大学 シラバス・時間割

アートと法

担当者名	山辺 哲識
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水6
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	85248
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科学国際系
科目概要	美術品の売買、貸借、輸出入、展示、商品化、盗品取戻し、芸術家の権利保護などに必要な民商法、著作権法その他の法律を、日英米の判例研究を通じて比較法的に検討する。学生はグループに分かれて、日本及び英米の判例に基づくケーススタディを行い、その成果発表を通じて、法律知識を実務に応用するための基礎能力を養う。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法律家の視点に基づいてアート業界の慣習およびアート業界に関連する法律、事例、社会問題等を分析し、アート業界の理解を深める。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、弁護士としてアーティスト、ディーラー等のアート業界のプレイヤーをサポートする経験を有する。また、非営利団体Arts and Lawのメンバーとして、表現・創作活動とその担い手の人々へ向けた正確な専門知識の普及や無料相談の提供などを実践している。

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

必要ない

関連する科目との関係

日本の民法、商法等の基本科目を理解していることが受講の前提となる。著作権法等の知的財産権法の知識は本授業の理解を深めるために役立つが、これらの科目の履修は必須ではない。

なお、本授業では、国内外のアート業界について横断的に学習するため、必要な範囲で海外の法制度との比較を行う。国際私法などの知識は本授業の理解を深めるために役立つが、これらの授業の履修は必須ではない。

授業の方法

各回の授業テーマに沿った資料および事例課題を事前配布し、授業前半は講義を行う。授業後半は、学生はグループに分かれて事例課題に取り組み、授業内でその成果を発表する。授業は日本語で進行するが、配布する資料、判例には英文書類が含まれる。

なお、事例課題の代わりに、ゲストによるプレゼンテーション、Q&Aなどが行われる場合がある。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

合否判定 Pass or Fail

授業中に実施する中間レポート、ワークショップの成果発表、ディスカッションに積極的に貢献したか否か等の平常点、及び最終レポートの結果を合算して判断する。平常点と最終レポートの評価比率は60対40とする。

（AIの使用について）

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

利用可能

教材

「アート・ロー入門」（慶應義塾大学出版会、2021）

授業の計画

第1回

1. アート法入門
 - （1）アート法とは何か？
 - （2）アートと社会の関係

第2回

2. アートに関する著作権
 - （1）各種のアートに関する著作権
 - （2）著作権は誰に帰属するか
 - （3）著作権の登録にはどのような意味があるか
 - （4）外国で創作されたアートの著作権の場合は？

第3回

3. 芸術家と著作権・著作者人格権
- (1) 著作者人格権とは何か
 - (2) 著作者人格権の帰属・内容
 - (3) 著作者人格権の制限
 - (4) 美術品再販売における芸術家の権利
-

第4回

4. 博物館と展覧会
- (1) 展覧会の企画・実施
 - (2) 借入美術品と差押え禁止法
 - (3) 借入美術品と保険、国家損害補償制度
 - (4) 借入美術品に関する責任
-

第5回

5. 文化財の法的保護
- (1) 文化財保護の仕組み
 - (2) 私人と文化財保護
-

第6回

6. 盗難美術品、デュー・デリジェンス
- (1) 美術品の盗難
 - (2) 盗難対策とデューデリジェンス
 - (3) 関連条約、法律
-

第7回

7. 盗難・略奪美術品の取戻し
- (1) 準拠法
 - (2) 出訴制限・時効
 - (3) ナチス略奪品と倫理上の要請
-

第8回

8. 贋作美術品をめぐる法律問題
- (1) 贋作とは
 - (2) 真贋鑑定と裁判
 - (3) 贋作売買と売主の責任
-

第9回

9. 美術品取引とオークション
- (1) 美術商と美術品取引
 - (2) 美術商の買主に対する権利義務
 - (3) 委託取引における美術商の委託者に対する義務
-

第10回

10. オークション
- (1) オークションとその仕組み
 - (2) オークションハウスの出品者に対する義務
 - (3) オークション規約、真跡保証と責任制限
-

第11回

11. アートの商品化とライセンス契約
- (1) 商品化権ライセンスとは何か
 - (2) ライセンス契約の基本構造

第12回

12. パロディと著作権

- (1) パロディとは何か
- (2) 英米著作権法とパロディ
- (3) パロディと著作権 (日本)

第13回

13. マイノリティ

- (1) LGBTQ
- (2) 人種差別
- (3) 先住民・略奪文化財

第14回

14. アートとテクノロジー

- (1) ブロックチェーン
- (2) NFTアート
- (3) 新アートビジネス
- (4) 生成AI

第15回

最終レポート作成

第16回

フィードバック、質疑応答

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Moot Court (J.D.) (J.D.)

担当者名	李 中雨
単位	2
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日・時限	金4,5
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	93735
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	赤十字国際委員会（ICRC）が毎年実施している国際人道法模擬裁判の過去の問題を用いて、国際人道法や国際刑事法の基礎に加え、主張書面の作成、口頭弁論の技法を英語で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

授業の目的:

本講義は、国際法の解釈と適用について、集中的かつ実践的な学修経験を提供することを目的とします。Moot Court (模擬裁判)演習を通じて、履修者は国際法上の紛争の複雑性を反映した体系的な問題解決に取り組みます。特に、履修者は国際法に関する批判的理解、すなわち、国際法が実際にどのように機能するのか、また国際裁判所において法的紛争がいかに扱われるのかについて理解を深めることが期待されます。本講義では、国際法の学術研究および実務において必要とされる法的推論力、書面による主張構成力、口頭弁論技術を強化する手段として、経験学習を重視します。

到達目標:

本講義の修了時には、履修者は明確で構造的に整理された説得力のある法的主張を、書面および口頭の両形式で組み立てることができるようになります。特に、特定の国際法上の問題について、国際法の法源を適切に用いながら、高度な分析能力と表現の正確性を示す、首尾一貫した論理的な準備書面を起草できるようになります。

本講義は集中講義形式で、2026年10月2日から毎週金曜日の4・5時限(2コマ連続)で実施します。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

本講義は、国際法の学習が初めての学生から、学部レベルで基礎的な国際法を履修済みで、さらに理解を深めたい学生まで、幅広い履修者を対象としています。

履修者には、すべての授業への出席、各回に指定された事前課題への取り組み、および各トピックに関する論点についての議論への積極的な参加が求められます。また、各回で扱う関連判例、条約、その他指定された文献についても、必ず事前に読んでおいてください。

なお、各回の予習・復習には、合わせて1.5時間以上の学習時間を確保することを推奨します。

関連する科目との関係

本講義は、国際法の基本原則について一定の理解があることを前提とした、実践的な演習科目です。Moot Court (模擬裁判) における具体的な問題解決を通じて、既習の知識を実際の法的文脈において応用する力を養います。

授業の方法

本講義は、学期を通じた継続的な取り組みを必要とする、対話型の実践的な科目です。履修者は、事実関係の分析、法的論争の特定、関連判例および学術文献の調査、書面(メモリアル)の起草など、模擬裁判の各段階に取り組みます。着実な進捗を支援するため、履修者には授業中に作業状況について定期的に報告することが求められます。これらの報告を基に的確な指導と建設的なフィードバックを行い、学期を通じて法的推論力と主張構成力の向上を目指します。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業参加と進捗報告: 30%

(事前準備、継続的な進捗、授業での積極性を評価)

書面作成: 40%

(争点整理: 5%; 準備書面(メモリアル): 35%)

口頭弁論: 30%

(論理構成、法的推論、質疑応答、弁論技術を評価)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの使用を禁止しませんが、使用する場合はアイデアの発想や文章の校正にとどめてください。自立した思考と研究能力を養うため、AIが生成した文章をそのまま使用したり、裏付けのない情報源に依拠してレポートやmemorial (準備書面)を作成したりすることは、学術的不正行為とみなされ、成績評価上の不利益を受けることがあります。

教材

本講義では、特定の教科書は指定しません。履修者は、扱うテーマに関連する様々な学術文献に各自で取り組むことが期待されます。必要に応じて、担当教員から追加の文献を推薦することも可能です。

授業の計画

第1回

[10月2日 4限] 授業紹介

第2回

[10月2日 5限] 判例・文献の調査方法

第3回

[10月9日 4限] 模擬裁判の問題理解: 事実関係の読解と整理

第4回

[10月9日 5限] 法的争点の特定と整理

第5回

[10月16日 4限] 国際法の分析I:基本規範の確認

第6回

[10月16日 5限] 国際法の分析II:管轄権、受理可能性、手続上の論点

第7回

[10月23日 4限] 国際法の分析 III:条約法、慣習国際法、判例の適用

第8回

[10月23日 5限] 国際法の分析 IV:主張の精緻化と反論への対応

第9回

[10月30日 4限] 書面作成I:メモリアル構成

第10回

[10月30日 5限] 書面作成II:申立国側と被申立国側の主張

第11回

[11月6日 4限] 書面作成III:反論への対応と論理の強化

第12回

[11月6日 5限] 書面作成IV:最終仕上げ

第13回

[11月13日 4限] 口頭弁論I:弁論の基本

第14回

[11月13日 5限] 口頭弁論II:実践とフィードバック

第15回

まとめ

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業法務ワークショップ・プログラム

担当者名	恵木 大輔, 尾本 太郎, 久保田 安彦, 福井 琢, 邊 英基, 矢嶋 雅子
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	21200
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	企業法務の領域のうち、主にコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、および、M&Aの分野を取り上げ、具体的な設例に基づいて、会社法・資本市場規制に関する諸問題をゼミ形式で検討する。
K-Number	GLS-LP-89613-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

企業法務の領域のうち、主にコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、および、M&Aの分野を取り上げ、具体的な設例に基づいて、会社法・資本市場規制に関する諸問題をゼミ形式で検討する。それによって、それらの分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任する講師を筆頭に、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

報告担当者は事前に十分な報告準備することが求められる。また、その他の者も、報告後の討論に備えて、十分な予習をすることが求められる。

関連する科目との関係

会社法に関する基本的な知識と理解を有していることが必要である。また、企業法務BPを履修済みであることが望ましい。

なお、仮に履修希望者数が定員数（25名）を大幅に超えた場合は、2クラス制（定員50名）とするが、さらに履修希望者数が50名をも超える場合は、企業法務BP履修済みである者に、本科目の履修登録を優先的に認めることを予定している。

授業の方法

全15回のうち、3回は企業法務の最先端で活躍するゲストスピーカーによる講義形式で授業を行う。

他方、その他の回（計12回）については、9月中旬頃にKLMSを通じて配布される事例問題について、1名または複数の受講者がレポートをした後（レポーターの人数は本講義の受講者数との関係で決まる）、受講者全員で議論するという形式（いわゆるゼミ形式）で進める。

なお、レポーターの割当ては、教員側で行ったうえで、9月中旬頃に（教材とともに）Canvasに掲示する。このような掲示の確認を怠り、割当てられたレポートを指定された期限までに提出しなかった場合、本科目の単位を認めないこともあるので十分に注意されたい。

また、各回のレポーター（講義開始前に、教員側で各回のレポーターを指定する）は、担当回の1週間前を目処に、レジュメをアップしなければならないものとする（レジュメのアップ方法については、履修者の数等に鑑みて、別途、指示する）。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

5段階評価（S～D）とし、①各自が担当したレポート（報告）の内容・討論の質、②授業における平常点（授業への参加度・貢献度、発言・議論の質）に基づいて総合的に判断する。

評価の目安は、①各自が担当する報告（レポート）の内容及び討論の質を60パーセント、②授業における平常点を40パーセントとする。

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

以下の活動において、生成AIの使用は認められない。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

以下の活動において、生成AIの使用は認められない。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談されたい。

教材

前記「授業の方法」に記載したように、事前にKLMSを通じて配布される事例問題（ゲストスピーカーの回は除く）を教材として用いる。

授業の計画

第1回

※下記第1回～第15回の授業計画については、一部内容の変更や順番の入替え等の可能性があることに留意して欲しい。

第1回

コーポレートガバナンス総論

第2回

監視義務と内部統制システム構築義務

第3回

グループ会社の管理・コンプライアンス

第4回

取締役・監査役等の義務と責任

第5回

監査役、監査委員、会計監査人の実務と三様監査

第6回

株主の権利

第7回

株主総会の準備と運営（ゲストスピーカーによる講義）

第8回

上場会社のエクイティファイナンス

第9回

非上場会社の資金調達

第10回

新株発行の実務（ゲストスピーカーによる講義）

第11回

自己株式の取得・保有

第12回

M&Aの手法と会社法上の規制

第13回

M&Aの実務

第14回

M&Aと上場会社に固有の論点

第15回

M&Aの諸問題（ゲストスピーカーによる講義）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

数理法務入門Ⅱ

担当者名	谷川 達也, 松尾 拓也
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04300
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	法律家に必要な思考力を伸ばすための、財務諸表分析・ミクロ経済学・ファイナンス理論・法の経済分析を取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

現代社会に生起する様々な法事象に対して法律家が説得力ある議論を展開し、健全な意見を述べるためには、伝統的な法律論だけでは不十分であり、ゲーム理論、ファイナンス理論、統計学、会計学、経済学等に代表される数理的知識の助けが必要である。このような認識のもと、本科目では、受講者が数理的技法を用いた法的分析を行える法律家に育つために必要な基礎知識を授けることを目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

両教員とも、企業法務に20年以上の期間携わり、M&Aをはじめとする各種コーポレート案件に、精緻な理論を駆使して対応している。そうした実務経験を踏まえ、従来の伝統的な法律論に止まらない、実務で用いられる分析的な法的思考を紹介していく。

能動的学修形式 説明

反転授業

準備学修（予習・復習等）

事前に配布するレジュメに目を通し、準備・検討を進める。
所要時間：約30分ほど。

関連する科目との関係

本科目をとるにあたり、ゲーム理論、ファイナンス理論、統計学、会計学、経済学等の知識を有していることは必要でない。なお、本科目と数理法務入門Ⅰの関係をここで説明しておこう。数理法務とは法事象を数理的技法を用いて分析する学問分野であり、全体を「法の行動分析」、「法の統計分析」、「法の財務分析」、「法の経済分析」の4つの分野に大別できる。数理法務入門Ⅰはこのうちの最初の2分野を扱っており、数理法務入門Ⅱは最後の2分野を扱っている。

授業の方法

本科目は、毎回教科書の指定部分を参照しつつ、事前に配布する演習問題を中心に授業を進める。
参考図書：草野耕一(2016)『数理法務のすすめ』(有斐閣)

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点10点、期末試験90点として総合評価。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本科目では、生成AIの利用を一部認めている。具体的には、以下の場面での使用が可能。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用(ただし情報の正確性は自身で確認すること)

* 留意点 *

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記すること(例：「Geminiを用いて構成案を作成」など)。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があること。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止する。

教材

教科書：神田秀樹・草野耕一訳(2014)『数理法務概論』(有斐閣)

授業の計画

第1回

財務諸表分析(1)—財務諸表の基礎①

第2回

財務諸表分析(2)—財務諸表の基礎②

第3回

財務諸表分析(3)—様々な指標を用いた財務状況の評価方法

第4回

ミクロ経済学(1)—競争市場の理論①

第5回

ミクロ経済学(2)—競争市場の理論②

第6回

ミクロ経済学(3)—独占をめぐる諸問題

第7回

ミクロ経済学(4)—外部性と公共財

第8回

ファイナンス理論(1)—貨幣の時間的価値

第9回

ファイナンス理論(2)—コーポレート・ファイナンスの重要概念

第10回

ファイナンス理論(3)—資産の価格算定

第11回

法の経済分析(1)—不法行為法

第12回

法の経済分析(2)—財産法と契約法①

第13回

法の経済分析(3)—財産法と契約法②

第14回

法の経済分析(4)—民事訴訟法と刑事政策

第15回

総括

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

国際法務フォーラム・プログラム

担当者名	小栗 寛史
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木6
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	13555
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目フォーラム・プログラム
科目概要	涉外事件を扱う国際民事実務とは区別される国際公法を用いる実務（「国際法務」）について、それがどのような営為であり、それを生業とするためにはいかなる条件を備えるべきなのかということを探求する。
K-Number	GLS-LP-89623-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

涉外事件を扱う国際民事実務とは異なり、国際法を用いる実務（「国際法務」）は、日本の法曹の従来の仕事像としては必ずしもメジャーではない。このプログラムは、国際法を実務で用いるということがどのような営為であり、それを生業とするためにはいかなる条件を備えるべきなのかということを考える場を提供するものである。この一環として、最前線で活躍する国際法実務家をゲストスピーカーとして招聘し、国際法務という仕事像をより明確にすることを目指す（受講生の希望を考慮しながら、合計3名を招聘する予定）。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

フィールドワーク
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

担当教員が事前に指定する予習課題に取り組むこと。授業後には、授業内容を振り返ることで学習した内容の定着を図ること。予習・復習で合計3時間程度が必要となる。

関連する科目との関係

この授業は、**国際関係法I**及び**国際関係法II**で学習した知識をいかに実務で用いるかという点を検討するものである。そのため、両科目を履修済であることが望ましいが、必須ではない。

授業の方法

事前に提示された予習課題を中心に、授業中は受講生とのディスカッションを通じて、国際法務という営為についての理解を深める。この授業では、受講生の希望も調査しながら、合計で3名の国際法実務家をゲストスピーカーとして招聘する。国際法実務家という職業の具体的な仕事内容をより深く理解することを目的として、ゲスト講演会の前後の授業では、関連文献の調査や読解などの講演会のための準備や講演会の振り返りを行う。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業への積極的な参加（50%）

期末レポート（50%）

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成 AI の利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- アイデア出しや構想段階での補助
 - 課題の構成案の検討
 - 調査の補助的な活用(ただし情報の正確性は自身で確認すること)
- ただし、以下の点に留意してください。
- AI を使用した場合は、提出物にその旨を明記してください(例:「Gemini を用いて構成案を作成」など)。
 - AI による文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
 - レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AI の使用を禁止します。

教材

特に指定しない。

授業の計画

第1回

イントロダクション：国際法務・国際法実務家とは

第2回

国際法の基礎知識（1）

第3回

国際法の基礎知識（2）

第4回

ゲスト講演会（1）のための準備

第5回

ゲスト講演会（1）

第6回

ゲスト講演会（1）の振り返り

第7回

ゲスト講演会（2）のための準備

第8回

ゲスト講演会（2）

第9回

ゲスト講演会（2）の振り返り

第10回

ゲスト講演会（3）のための準備

第11回

ゲスト講演会（3）

第12回

ゲスト講演会（3）の振り返り

第13回

模擬国連

第14回

模擬裁判

第15回

全体の振り返り

第16回

期末レポート

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業会計法

担当者名	原口 昌之
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	木6
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	45325
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	本講義では、会計に関し初学者であること前提に、法律実務家の視点から必要と思われる企業会計の基礎的な知識（決算書の見方を含む。）を習得することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

昨今、会計が絡む企業不祥事がしばしば報道され、中には有名企業の事件もある。本授業では、会計に関し初学者であること前提に、法律実務家の視点から必要と思われる企業会計の基礎的な知識（決算書の見方を含む。）を習得するとともに、会社法および金融商品取引法における会計（会社の計算）に関する規整、ディスクロージャー制度、会計監査を含む決算手続きや虚偽記載等があった場合の関係者の責任などについて理解していただく。法律実務の中ではしばしば会計が関わる事件や法律問題に遭遇し、特に企業法務を行う上では、企業会計の知識が要求される場面が極めて多いところ、これらに対応するための基礎を習得することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

企業会計に関する公表されいてる生の資料も利用し、実務を踏まえた実践的かつ実感を伴う授業にする予定である。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

本授業は、法律とは異なる学問分野も内容とするので、予習による準備を前提とはしない内容とする予定であるが、復習を行い、知識の修得に務めていただきたい。

関連する科目との関係

会社法上、会社の計算は、株主および債権者に対する情報提供、分配規制、資本制度、関係者の責任などと密接に関連し、これらの基礎となるものである。また、主に上場会社に関わる金融商品取引法ないし金融商品取引所におけるディスクロージャー制度（有価証券報告書や決算短信など）において、会計の知識は必須であり、さらに、法人税法の理解や企業倒産実務（特に会社更生法や民事再生法）においても、会計の理解が極めて重要である。その意味で、本講義は、商法系科目、倒産法系科目ならびに法人税法および金融商品取引法に関する科目において、会計関連部分の理解の基礎となる。

授業の方法

基本的に講義形式で行うが、適宜質問を受け付け、双方向的な授業となることを心がけるつもりである。実際に開示されている生の計算書類等の資料を用い、できるだけ実務的で現実感のある授業内容を志向している。また、テーマを決めてグループ報告をしていただく。問題把握、文献調査、グループでの議論、表現を通じ、実務家に必要な実践的スキルを身に付けていただくことを狙うものである。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点、グループ報告、個人レポート(グループ報告に関連したレポートを考えている。)により、総合的な評価を行う。評価の割合は下記の通りとする。

平常点20%

グループ報告40%

個人レポート40%

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・提出するレポートの書面及びグループ発表時の書面の作成は、独力で行うこととし、AIの使用を禁止します。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

調査等において生成AIを利用することは差し支えないが、提出するレジュメやレポート自体を生成AIにより作成することは不可とする。

教材

随時、簡単なレジュメを配布する。
必要に応じ、参考資料を配布する。

授業の計画

第1回

イントロダクション

実際の開示書類を用いて、企業が開示する貸借対照表、損益計算書その他財務書類を概観し、併せて、会社法、金融商品取引法および金融商品取引所におけるディスクロージャー制度を鳥瞰する。

第2回

会社法、金融商品取引法における企業会計の位置づけ、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に関する議論など、企業会計の規範性について概説する。また、租税における会計との関連にも言及する。

第3回

複式簿記の仕組みや会計原則の基本的な考え方など企業会計の基本について概説する。
第12回以降に予定するグループ報告の班分けを行う。

第4回

貸借対照表上の各資産項目のうち、主に、棚卸資産、減価償却資産を含む固定資産、繰延資産などの意味、内容を説明し、資産への計上や消滅の認識基準、減損会計にも触れる予定である。

第5回

貸借対照表上の負債項目を概観する。貸倒引当金その他の引当金にも言及する。

第6回

貸借対照表上の純資産の部の各項目を概観する。資本制度や分配可能額、各資本項目の変動、株主資本等変動計算書などを説明する。新株予約権やストックオプションにも触れる予定である。

第7回

貸借対照表上の項目のうち、主に、有価証券、貸付債権など金融資産・負債等に関する会計を説明し、時価会計が一部取り入れられた「金融商品に係る会計基準」に言及する予定である。

第8回

損益計算書の各項目を概観し、営業損益、経常損益、当期純損益などの利益概念や収益認識基準等売上の計上基準を説明する。関連する項目として、税効果会計に触れる予定である。

第9回

連結会計の基本的な考え方を説明し、会社法上の連結計算書類制度および金融商品取引上の連結財務諸表制度について、相違点などを踏まえ概観する。

第10回

開示書類に関する虚偽記載等があった場合の会社、取締役、監査役、会計監査人その他関係者当事者の責任や罰則を概観する。損害賠償請求事件等においてしばしば争いになる損害論にも触れる。

第11回

公認会計士による監査を含む会計監査制度を概説するとともに、継続的企業の前提に関する注記、財務報告に係る内部統制の監査など関連する事項について説明する。

第12回

第1回グループ報告

不正融資行った会社の役員に対する損害賠償請求事件であるフタバ産業事件（名古屋地岡崎支部判平成29・2・10）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）

第13回

第2回グループ報告

S P Cを用いた資産の流動化スキームの会計処理に関する有価証券

報告書虚偽記載を理由とする役員に対する損害賠償請求事件である

ビックカメラ事件（東京高判平成26・4・24）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）

第14回

第3回グループ報告

特定の会計処理の違法性及び違法な会計処理による影響額の重要性が争われた東芝事件（東京高判令和7・3・19）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）

第15回

復習的な意味合いで、簿記的な側面も含んだ会計の原理や構造を説明し、キャッシュ・フロー計算書を含む財務書類に対する基礎的理解を深めるとともに、財務分析の基礎を解説する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

裁判外紛争解決

担当者名	三木 浩一
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木6
キャンパス	三田
教室	2B41
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	51695
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	この授業では、裁判以外の紛争解決手続として、調停、仲裁、ODR、その他の新しいADRなどを学習する。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

裁判外紛争解決（ADR）の基本的な知識を通して、紛争解決の多様な手段および技法を習得するとともに、訴訟を含む紛争解決のトータルシステムおよび紛争解決の本質の理解を目的とする科目である。本授業のミニマムの到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決の基本的な理解を得ることにあるが、それのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を考察することにより、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことも目指している。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

講師が配布したレジュメ・資料・参考資料を使って予習・復習を行う。

関連する科目との関係

本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。

授業の方法

講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、基本的には講師が重要概念や具体的事例などの説明を講義形式で行うとともに、学生とのやり取りもある程度交えてより深い理解の到達を目指す。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業への参加状況を基にして合否判定を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、授業の予習や復習の目的のための生成AIの利用を認めています。ただし、生成AIによって得られた情報の真偽の確認等は、自己責任で行なってください。

教材

講師が用意した多様な資料を事前配布する。

本授業では、授業の予習や復習のための調査における生成AIの補助的な活用を認めています。ただし、情報の正確性は自身で確認し、自己責任において利用してください。

授業の計画

第1回

ガイダンス

授業全体の構成を説明してガイダンスを行うとともに、紛争処理システム全体におけるADRの位置づけおよびADRの基礎知識を学ぶ。

第2回

ADRの基礎理論（1）

ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状など、ADR法学の基礎理論を学ぶ。

第3回

ADRの基礎理論（2）

ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状など、ADR法学の基礎理論を学ぶ。

第4回

ADRの機能と選択

具体的な事例の検討を通じて、ADRの機能を理解し、紛争の種類に応じたADRを選択する際の基準を学ぶ。

第5回

調停1（基礎理論を中心に）

ADRの中核の1つである調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停のタイプ、世界的な潮流、わが国の現状など。

第6回

調停2（テクニックを中心に）

調停の研修用ビデオを用いて、最新の調停テクニックを学ぶ。

第7回

調停の実務（ゲストスピーカーによる講演）

ゲスト・スピーカーを招いて、調停に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。

第8回

新しいADR

新しいタイプのADRについて学ぶ。具体的な項目としては、ミニトリアル、早期中立評価、ODR（オンラインADR）、オリンピック仲裁、野球式仲裁など。

第9回

新しいADRの実務（ゲスト・スピーカーによる講演）

ゲスト・スピーカーを招いて、ODR（オンラインADR）に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。

第10回

仲裁の基礎理論

仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の意義、常設仲裁機関、仲裁法の特徴、UNCITRALモデル法、ニューヨーク条約、仲裁手続の特色など。

第11回

仲裁法(1)

仲裁法の根幹を理解するため、仲裁法の本質および仲裁合意の基礎を学ぶとともに、コンペテンス・コンペテンスや仲裁合意の分離可能性などを理解する。

第12回

仲裁法(2)

仲裁法上の論点のうち、仲裁適格、仲裁人、忌避、仲裁地などを理解する。

第13回

仲裁法(3)

仲裁法上の論点のうち、暫定的保全措置、審理手続、和解、仲裁判断の効力、仲裁判断の取消し、仲裁判断の執行などを理解する。

第14回

仲裁の実務（ゲスト・スピーカーによる講演）

ゲストを招いて、仲裁に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。

第15回

ゲーム理論とADR

ゲーム理論を用いてADRの意義や機能を分析し、あわせて裁判を含む紛争解決の本質を探る。

第16回

なし

慶應義塾大学 シラバス・時間割

コーポレートガバナンス・企業倫理の理論と実務

担当者名	逸見 佳代, 福井 琢
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B33
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31026
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	本講義は、企業法務の領域のうち、特に、コーポレート・ガバナンス（企業倫理を含む）にテーマを絞り、実務上必要となる知識や実務の実際の運用についての知見を基礎から体系的に学ぶことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義は、企業法務の領域のうち、特に、コーポレート・ガバナンス（企業倫理を含む）にテーマを絞り、実務上必要となる知識や実務の実際の運用についての知見を基礎から体系的に学ぶことを目的とする。

担当する教員は、いずれも実務家として社外役員や企業不祥事をめぐる不正調査、第三者委員会に積極的に関与する経験を有しており、現場の知見を踏まえた実務と学理の架橋を意識して講義を展開する。また、会計監査、内部監査などに従事する経験者をゲスト・スピーカーとして招聘することにより、内容をイメージしやすいように工夫して講義を展開する。

本講義は、すでに弁護士登録を済ませた実務家やコーポレート・ガバナンスに携わっている企業の役職員にむけて、企業法務やコーポレート・ガバナンスの基礎を体系的に修得する有用な機会を提供することができるようリカレント科目としても位置付けている。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

■福井琢 弁護士（1987年弁護士登録）

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任しており、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

■逸見佳代 元検事・弁護士（2002年検事任官、2016年弁護士登録）

検事として約14年、弁護士として約10年のキャリアを有し、不祥事調査や公益通報窓口、各種訴訟等、コンプライアンス関係を中心とした法律実務に携わるとともに、社外取締役としても活動しており、それらの現場経験を踏まえて講義を行う。

■その他、公認会計士や弁護士、企業内での実務経験豊富な方をゲストスピーカーとして招致する。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

特になし

関連する科目との関係

会社法の基礎知識があることが望まれるが、特定の科目の履修を求めるものではない（2年からの履修も可能とする）。

授業の方法

担当教員が作成したパワーポイントやレジュメを利用して講義を展開し基礎的な知識や実務の運用を説明する。そのうえで、教員から受講生に対する発問を通じて、参加者が活発に意見を出し合うことで、コーポレート・ガバナンスの本質を知り、実務での問題点を修得し、将来（または現在）の実務家としての基礎を涵養する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

講義への参加、発言などの平常点を3割、参加した学生が講義を通じて学んだテーマについてレポート（A4版用紙、10.5ポイント、行内文字数40、1ページの行数36で5枚以内）の提出を求め、これを7割として総合評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。
レポートの作成において、生成AIの使用は認めない。
使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。
疑問がある場合は、事前に担当教員に相談すること。

教材

特に指定しない。教員が作成したパワーポイントないしレジュメを使用する。

なお、参考までにコーポレート・ガバナンスを意識した日本の会社法の現状を踏まえた書籍として、「新・日本の会社法〔第2版〕」河本一郎・川口恭弘（商事法務）、「コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方〔第3版〕」（中村直人／倉橋雄作・商事法務）、「内部統制の実務 第2版（箱田順哉ほか・中央経済社）」、日本的経営の視点などからコーポレートガバナンスの基礎を説くものとして、「日本企業のためのコーポレートガバナンス講座」（藤田勉・東洋経済新報社）、内部統制との関係に重点をおいたものとして「コーポレート・ガバナンスと内部統制～信頼される経営のために～」（経済産業省企業行動課経編）、近時の企業不祥事と企業倫理について「企業不祥事とビジネス倫理」（井上泉・文眞堂）などがある。

授業の計画

第1回

2026年度の授業日程、授業内容、担当者等については確定していないため、以下においては、2025年度のスケジュールを掲載する。なお、一部担当者が変更する以外、大きな変更はない予定である。

9/25 担当 福井

第1回 コーポレート・ガバナンスとは

- ・ガイダンス
- ・コーポレート・ガバナンスの意義
- ・コーポレート・ガバナンスの議論の歴史（米国など海外、日本）
- ・コーポレートガバナンス・コードの概要
- ・その他の重要なコード、ガイドライン

第2回

10/2 担当 逸見

第2回 内部統制システムの構築と運用

- ・内部統制の議論の経緯
 - ・会社法、金融商品取引法上の位置付け
 - ・COSO内部統制フレームワーク
 - ・事業部門、管理部門（総務、経理、人事、法務など）、内部監査部門による監査・監督
-

第3回

10/9 担当 岡

第3回 取締役・監査役等の任務懈怠責任

- ・監視義務違反
 - ・善管注意義務違反
 - ・内部統制構築義務違反
-

第4回

10/16 担当 福井

第4回 取締役会の運営、評価

- ・我が国における伝統的な運営の実態
 - ・取締役会の構成、議長の属性の変化
 - ・事務局（主管部門、主な業務内容、事前準備、年間開催スケジュールの立案）
 - ・運営（開催回数、所要時間、議案数、資料の提供等）
 - ・取締役会での審議テーマの選択
 - ・議事録
 - ・取締役会の評価（主体、手法、実施後の対応など）
-

第5回

10/23 担当 岡

第5回 企業倫理と社外役員としての弁護士の役割

- ・企業倫理
 - ・社外取締役の役割
 - ・社外監査役の役割
 - ・会社は誰のモノかという問い
 - ・株主価値最大化原則
 - ・公益資本主義という考え方
-

第6回

10/30 担当 福井

第6回 監査総論、監査役等の監査の実務並びに三様監査（コミュニケーション）

- ・監査の意義、種類等
 - ・会社法監査と金商法監査
 - ・会社監査人監査及び内部監査の概要
 - ・監査役、監査等委員、監査委員の監査の実務
（選任方法、業務遂行時間、報酬、監査内容と手法、監査役監査基準等、監査活動の実態）
 - ・適法性監査と妥当性監査
 - ・3ラインモデルと三様監査
-

第7回

11/6 担当 ゲストスピーカー（陪席：福井、逸見）

第7回 会計監査人の監査の実務（GS）

EY新日本有限責任監査法人

パートナー・公認会計士 北村康行 先生

第8回

111/13 担当 ゲストスピーカー（陪席：逸見）
第8回 内部監査人の監査の実務（GS）
花王株式会社
元常勤監査役 川島貞直 様

第9回

11/27 担当 福井
第9回 取締役会の現在の課題（1）
・米国における取締役会の役割の変化
・Board 3.0の内容と問題点
・Board 3.0以外の提案
・T社の2022年6月開催の株主総会をめぐる出来事

第10回

12/4 担当 ゲストスピーカー（陪席：岡、逸見）
第10回 法務部門からみたコーポレート・ガバナンス（GS）
含）コーポレート・ガバナンスと開示
花王株式会社
執行役員法務部門統括 長谷川亜希子 様

第11回

12/11 担当 福井
第11回 M & Aと公正性担保措置
・スクイズアウトの一般的手法
・金融商品取引法における公開買付規制の概要
・公正なM&Aの在り方に関する指針（MBO及び支配株主による従属会社の買収）
・企業買収における行動指針
・第三者委員会の役割
・取締役会における情報共有、審議のあり方

第12回

12/18 担当 逸見
第12回 企業不祥事における会社の対応
・企業不祥事の具体的な事案
・調査の主体（第三者委員会等）
・調査の端緒（内部通報制度等）、調査の手法

第13回

12/25 担当 ゲストスピーカー（陪席：逸見）
第13回 欧米における取締役会による執行の監査（GS）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・カリフォルニア州弁護士 野崎真一 先生

第14回

1/8 担当 岡
第14回 取締役会の現在の課題（2）
・会社法上の取締役会の権限とガバナンスコード
・取締役会と執行役員制度
・委員会設置会社と監査役会設置会社
・任意の委員会の意義と役割（指名・報酬諮問委員会）
・役員報酬、経営トップの後継者

第15回

1/15 担当 岡
第15回 グループガバナンス

- ・国内、海外の子会社の管理
- ・グループガイドライン
- ・親会社役員の責任
- ・親子上場をめぐる問題点

慶應義塾大学 シラバス・時間割

E U 法 II（E U ビジネス法）

担当者名	佐藤 真紀
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	83063
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目外国法基礎系
科目概要	EU法の制度的な基礎を学習し、単一市場(域内市場)法および競争法を中心とするEU実体法を扱う。
K-Number	GLS-LP-89563-211-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

トランプ関税にはじまり、何故、関税がこんなにも国際問題となるのでしょうか。それはこれまでの歴史においても繰り返してきた大きな火種となってきたものです。そのような反省の中で、大いなる実験をしているともいえるEUは、何を目指してきたのか。まさにその目的を学ぶことが本授業の目的です。卒業後は、グローバルに活躍したいと考えている人にとっては必須といえます。

日本はEUとの間で日EU経済連携協定を締結し、ビジネスの面でも法的側面でも、ますます緊密化しています。またEUという約5億人の巨大市場で適用される共通ルールとしてのEU法は、GDPRや環境規制のように事実上のグローバルスタンダードを形成し、また競争法の適用は、各国の競争法の執行に影響を与えるものです。ドメスティックな日本企業でさえ、グローバルなサプライチェーンとして、企業の姿勢が問われる現代において、国際的なルールを牽引するEU及びEU法の動向を無視することはできません。しかしながら、EU法に精通した実務家は極めて少なく、日本企業において、十分に対応できているとはいいがたく、「EU法ギャップ」が存在します。本授業では、これまでEU法を学んだことがないか又は理解が不十分な者を対象として、特にビジネスにかかるEU法について基礎的理解を習得させることを目的とします。受講者が将来、実務上EU法に直面した際、的確な調査、判断、助言を行うための応用能力の基礎を提供することが到達目標です。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

企業法務の第一線で20年以上実務を経験し、現在は日本のメーカーの最高法務責任者（CLO）として、グローバルなビジネスのモノの見方、EUの規制が企業活動に与える影響について熟知している。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前にテキストの該当ページに目を通すこと。

関連する科目との関係

E U 法 I （E U 憲法）

授業の方法

講義形式をとりつつも、事前課題を通じて自身で考え、質疑応答を行いながら、双方向型の授業を実施する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

最終の課題提出及びそのプレゼンを中心に評価するが、授業ごとの確認課題の提出及び授業における質疑応答等を平常点として加味して判断する。

課題70%、平常点（授業への参加度）30%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

- ① 庄司克宏著『新EU法 政策篇』岩波書店、2014年
- ② 庄司克宏著『はじめてのEU法』有斐閣、2015年

授業の計画

第1回

イントロダクション

- ・EU法の全体像をつかもう。
- ・EU法の概観
- ・「域内市場」（共同市場、単一市場）とは何か。
- ・自由貿易協定（FTA）とはどのように異なるか。

第2回

物の自由移動（1）

「物の自由移動」とは、誰が作る、どのような障壁の撤廃を意味するか。
関税および「同等の効果を有する課徴金」の禁止とは、何を意味するか。
差別的国内税の禁止とは何を意味するか

第3回

物の自由移動（2）

- ・差別的国内税の禁止とは何を意味するか。
 - ・輸入に対する「数量制限と同等の効果を有する措置」（MEEs）はどのように定義されているか。
 - ・差別の種類を踏まえるならば、MEEsの禁止に対する
 - ・適用除外（例外）はどのような場合に認められているか
-

第4回

物の自由移動（3）

- ・差別の種類を踏まえるならば、「数量制限と同等の効果を有する措置」（MEEs）の禁止に対する適用除外（例外）はどのような場合に認められているか。
 - ・輸出に対するMEEsの禁止はどの範囲まで及ぶか。輸入に対するMEEsの禁止の範囲とはどのように異なるか。
 - ・輸入に対するMEEsの禁止の文脈において、Keck判決はどのような意義を有するか。
-

第5回

物の自由移動（4）

- ・遠隔度テストとは何か。
 - ・Trailers判決における市場アクセス・アプローチとは何か。
 - ・物の自由移動 事例演習
-

第6回

物の自由移動（4）

- ・遠隔度テストとは何か。
 - ・Trailers判決における市場アクセス・アプローチとは何か。
 - ・物の自由移動 事例演習
-

第7回

人とサービスの自由移動（1）

- ・労働者、開業、サービスに関連する基本概念にはどのようなものがあるか。
 - ・人・サービスの自由移動を妨げる措置はどの範囲に及ぶか。
-

第8回

人・サービスの自由移動（2）

- ・事例検討
-

第9回

資本の自由移動

- ・他の自由移動との相違や適用範囲及び適用除外について
 - ・事例検討
-

第10回

EU競争法（1）イントロダクション

- ・EU競争法と域内市場法との関係
- ・EU競争法とは何か

第11回

EU競争法（2）

- ・ EU競争法第101条（カルテル）
- ・ 事例検討

第12回

EU競争法（3）

- ・ EU競争法102条（支配的地位の濫用）
- ・ 合併規制
- ・ 事例検討

第13回

EU競争法（4）

- ・ 事例検討
- ・ 演習（まとめ）

第14回

- ・ ゲストスピーカー

第15回

とりまとめ

- ・ 課題プレゼン

慶應義塾大学 シラバス・時間割

医事法Ⅱ

担当者名	古川 俊治, 吉岡 正豊
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41827
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	医療過誤訴訟の理論と実例について取扱う。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とします。

医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得します。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げます。

本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることです。

生成AIは、近い将来、法律実務でも活用が一般化すると考えられるため、本授業では、生成AIの利用を全面的に認めます。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

現在の実務上の問題点についても解説します。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

レジュメに目を通し、設例についてを考えた上で講義に臨んで下さい。

関連する科目との関係

医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難です。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を

修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する受講生を対象とします。

授業の方法

まず、講義により基本論点を解説し、具体的設例に関して受講生と検討します。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点と期末レポートで評価します。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIは自由に用いて結構です。

教材

各回にレジュメを配布します。

授業の計画

第1回

医療事故の法的解決手続の概要

医療事故に関する法的解決の概要について解説します。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討します。

第2回

説明義務（１）インフォームド・コンセント

説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点です。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討します。

第3回

説明義務（２）療養指導

近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討します。

第4回

説明義務（３）—特殊なケースに関する説明義務

医療上の意思決定の代行の問題、癌の告知、臨床研究における説明義務の問題を扱います。癌告知に関しても、国民意識の変化を受け、近年の判例の論旨には変化がうかがえます。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討します。また、研究的医療における説明義務については、検討します。

第5回

医療水準論

未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきましたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになっていきます。現在のevidence-based medicineの議論との関連において、現在の医療水準の状況と問題点について検討します。

第6回

転医義務

医療機関には大学病院、地域の基幹病院、中小一般病院、開業医と様々な規模や専門性があります。患者の病態や疾患によって、医師に高次医療機関への転医を勧めるべき義務が生じる場合について検討します。

第7回

医薬品・医療機器による健康被害

医薬品・医療機器による健康被害は、医療事故の半数近くを占めます。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品・医療機器企業の責任について、医薬品・医療機器等法、医薬品副作用救済制度を含めて解説します。

第8回

救急医療における問題点

救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要とされる領域であるといえます。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討します。

第9回

医療過誤訴訟における証明

医療関連訴訟においては、科学的知見に基づく訴訟上の証明が最も重要な問題となる場合があります。科学的知見の取扱いの問題、鑑定をめぐる実務上の問題点などについて検討します。

第10回

医療過誤訴訟における因果関係と損害

医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合があります。医療過誤訴訟における因果関係に関する最高裁判例について検討します。また、医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと治癒が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となります。延命利益や期待権などの判例理論についても検討します。

第11回

看護師その他の医療従事者

看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されません。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もあります。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討します。

第12回

刑事医療過誤

医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪、虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案があります。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討します。また、平成27年10月より開始された医療事故調査制度との関連性についても検討する。

第13回

医事紛争解決の実務

医事紛争の実務での解決過程について、医師会の医療事故処理委員会や保険会社の機能、東京地方裁判所専門部の訴訟手続運用、弁護士会による医療ADRなどについて検討します。

第14回

医療法制に関する諸問題

医療保険制度、医療法人制度の概要と、近年の動向について検討します。また、規制改革で議論になってきた混合診療、株式会社の医療への参入等の問題についても検討します。

第15回

医療におけるリスクマネジメント

医療事故防止のための医療安全対策活動について検討します。

第16回

試験に代わるレポート作成

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Area Studies of Law (South East Asia) (J.D.)

担当者名	松尾 弘, 深沢 瞳
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	土2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	21396
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースでは、東南アジア諸国における法改正と経済・政治・社会発展の関係に焦点を当てる。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will focus on the relationship between legal reform and economic, political and social development in Southeast Asian countries. It will analyze in detail the role of legal reform programs which these countries undertook in order to promote economic activities. Then it will ask how the differences in political systems and the manner in which democracy has been promoted have influenced, and have been influenced by, economic development as well as by legal reform in the particular circumstances of each country.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course aims to engage in more advanced research on the law and development of particular countries. An introductory guide to law and society in Asian countries will be provided by "Law, Culture and Development in

Asia" (Spring Semester).

In addition, the following courses are also related with this course:

Introduction to Asian Law;

Area Studies of Law(China);

Area Studies of Law(Korea);

Area Studies of Law(Singapore);

Seminar (Legal Issues in China, India and ASEAN)

授業の方法

The lecturer will provide the basic review and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course material and related information will be distributed through the Canvas K-LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on an class contribution (30%) and the term end essay (around 3000 words) (70%). The essay topic can be a country report on the legal, economic, political and social development in Southeast Asian countries.

[On the Use of Generative AI]

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

(1) The use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports
- Preparing for in-class discussions

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

(2) Exceptionally, the use of AI is allowed to translate materials written in foreign languages.

- In this case, the accuracy of the translation must be examined and necessary corrections must be made by yourself.
- If you use AI for translation, you must clearly indicate this in your submission (e.g., "Translation of [the name of material] using Chat GPT").

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this class the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, and supplementary use for gathering particular information when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.
- When you write a term-end essay, asking AI questions generally about the report topic itself is prohibited, because your own insights are crucial.

教材

There are no specific textbooks. However, materials will be distributed in the first class as well as uploaded on website of this class. Reference books (alphabetical order by author's name, to be cited by the author's name and the year of publication) include:

- Antons, Christopher (ed.), Law and Development in East and Southeast Asia, Routledge Curzon, 2003.
- Dam, Kenneth, The Law-Growth Nexus: The Rule of Law and Economic Development, Brookings Institution Press, 2006.
- Jayasuriya, Kanishka (ed.), Law, Capitalism and Power in Asia: The rule of law and legal institutions, Routledge, 1999.
- Matsuo, Hiroshi, Politics, Economy and Law in Developing Asia, Keio University Press, 2021.
- Peerenboom, Randall (ed.), Asian Discourses of Rule of Law: Theories and implementation of the rule of law in twelve Asian countries, France and the U.S., Routledge Curzon, 2004.
- Pistor, K. and P. A. Wellons et al., The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-

1995, Oxford University Press, 1999.

- Studwell, Joe, How Asia Works: Success and Failure in the World's Most Dynamic Region, Grove Press, 2013.

授業の計画

第1回

1. Introduction

Introductory guide to this course including the course plan, preparation for each week, related materials, evaluation method, and other matters as necessary and relevant.

Features of the Southeast Asian countries(SEAC):

- 1) Dynamic and continued economic development
- 2) Diversity of nations (various ethnic groups), religions (Hinayana Buddhism, Mahayana Buddhism, Islam, Hinduism, Christianity, etc.), political systems (monarchy, republic, etc.), economic systems (capitalist countries, socialist countries, etc.), and legal systems (common law system, civil law system, socialist law system, etc.)

Analytical framework:

- 1) The relationship between economic development and legal reform in the SEAC
 - 2) The relationship between democratization and economic development in the SEAC
 - 3) The influence of informal institutions on economic, political and legal development in the SEAC
 - 4) The continuity of institutional change in the SEAC
-

第2回

2. Law and Development in Thailand

The relation between law and politics and its influence on the economic development

第3回

3. Law and Development in Myanmar

The influence of institutions developed under colonization by the U.K., and development policies after independence: with special attention to the influence of socialist and military regimes on economic growth and democracy promotion

第4回

4. Law and Development in Singapore

The influence of institutions developed before and after colonization by the U.K., and development of law and policies after independence: with special attention to the role of political leaders and developmental laws for economic growth and democracy promotion

第5回

5. Law and Development in Vietnam

The introduction of the socialist legal system and its relation with the concept of law, economic development, and democracy promotion in Vietnam

第6回

6. Law and Development in Laos

The introduction of the socialist legal system and its relation with the concept of law, economic development, and democracy promotion in Lao P.D.R.

第7回

7. Law and Development in Indonesia

The influence of institutions developed under colonization by Netherland and development policies after the World War II

第8回

8. Summary and Discussions

Major points of discussion:

- 1) The role of legal reform in the process of economic development in Southeast Asian countries
- 2) The significance of political conditions for the legal and economic development
- 3) The influence of informal institutions on the economic, political and legal development
- 4) The continuity of institutional change in Southeast Asian countries

慶應義塾大学 シラバス・時間割

EUグローバル法務ワークショップ・プログラム

担当者名	庄司 克宏, 高橋 里枝, 平野 正弥
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	土2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31117
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	日EUビジネス法務に密接に関わる法律問題のうち、デジタル市場、競争法、人権に関わる最新の立法および判例を扱う。具体的には、EUのデジタル市場法、デジタル・サービス法、人権・環境デューディリジェンス法などが、日系企業に及ぼす影響と対策を論じる。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

EUの規制は、ブリュッセル効果と呼ばれる高度な対外的波及力を有し、アメリカ、中国、日本を含む世界中の企業および国々にEU規制への同化圧力を市場メカニズムを通じて及ぼしています。他方で、EU、アメリカおよび中国は、デジタル規制をめぐってグローバルな覇権をめぐる熾烈な競争を展開しています。

そこで本授業では、EU域内市場におけるEU法規制に特化したテーマではなく、企業合併、国際租税法、デジタル規制（AI法、個人情報保護法（GDPR）を含む）など、内容的にグローバルな法律実務の文脈でEU法が（も）関わる事案を取り上げ、日EU関係を含むグローバルな文脈でEU法を比較法的に検討することにより、履修者がトランスナショナルな思考力を有する法曹となることを目的とします。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

平野正弥

日本国およびNY州弁護士資格保有。27年間、ビジネスロイヤーとして、企業法務案件や国際取引案件に携わってきた経験を基に、ロースクール教育と実務法曹に求められるスキルとの橋渡しを行う。

高橋里枝

税理士資格保有。税理士業務として、国際税務に係る税務相談等に携わる。本講義の内容が、実務においてどのように位置づけられるのか、また実務における実例も解説する。

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

毎回のハンドアウトの授業で予習・復習なしで学修できるよう双方向授業を行い、質疑の時間も設ける。

関連する科目との関係

直接の関連科目は、「EU法Ⅰ（EU憲法）」および「EU法Ⅱ（EUビジネス法）」です。なお、それらを履修していない場合でも、本授業の履修は可能です。

授業の方法

授業は、担当教員代表（庄司）の司会の下、以下の手順で行われます。

- ①担当教員による双方向授業（講義・演習）。パワーポイント使用。パワポ教材は授業の前日までに配布されます。
- ②担当教員同士のコメントとディスカッション（必要と時間に応じて）
- ③履修者との質疑

教員は関連文献（英語を含む）を参考に授業を行います。履修者がそれらに目を通す必要はありません。

企業法務に対応することを念頭に置きつつ、有意義で楽しい授業にしたいと思います。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

最終回の授業において実施する授業内期末試験（各回の授業内容およびパワーポイント教材の全体から基本的内容について出題する：持込可）70%、平常点15%、授業への参加度15%として総合評価を行います。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AI（例：Gemini, NotebookLM等）の活用を積極的に奨励します。AIを活用することで、情報収集、構成案の検討、文章の改善などが可能となり、学習効果の向上が期待されます。

使用にあたっては以下のルールを守ってください。

- ・AIが生成した内容は必ず自分で検証し、必要に応じて修正すること
- ・使用したAIツールの名称と使用目的を明記すること
- ・他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

教材

とくに予定していませんが、EU法については、基本書である庄司克宏著『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013年および同『新EU法 政策篇』岩波書店、2014年を適宜参照下さい。

授業の計画

第1回

第1回 EUグローバル法務WP授業の目的と概要の説明

EU法の市場メカニズムに基づく対外的影響力を示す「ブリュッセル効果」を踏まえて、各担当者の授業内容の予告編的紹介を行います。

- （1）庄司克宏 慶應義塾大学名誉教授（前・法科大学院教授：EU法）

EUからEU法研究の権威であることを示す特別な称号 Jean Monnet Chair ad personam を授与されている立場から「EU」と「グローバル」を結び付ける形で日本法、アメリカ法などの比較法的視点を取り込む講義が展開されるよう、共同担当教員の各授業でコーディネーターおよびモデレーターの役割を果たします。また、個別のテーマの授業も担当します。

- （2）平野正弥 弁護士（TMI総合法律事務所）

国際取引案件を日常的に手掛ける実務家の観点から、主として海外から日本へのインバウンド投資案件において、欧米と日本の法制度の類似性や相違点に関して、講師が実務上日常的に直面し又は過去に接した興味深い題材を中心に、楽しく議論し理解を深める場としたい。講師は、本学法学部法律学科を卒業し、弁護士登録後、米国の大学でLL.M.の学位を取得し、司法試験審査委員（商法）の経験もあり、ビジネスロイヤーとして、実務の最前線で、諸外国の弁護士やクライアントと、日々連携し渡り合っている。その経験を踏まえ、欧米を中心とする世界の動向が、我が国のビジネス環境にどのような影響を与えているのか、ビジネスロイヤーが日々どのようなことを考え対応しているのか、また、日々の国際ニュースをどのように読んでいるのか、といったことに触れる。民法や商法（会社法）の理解が立体的に深まり、ビジネスロイヤーの日常の一端を垣間見ることができ、将来の法曹像を具体的に思い描く契機となることを目指したい。受講生の過度の負担とならないよう、授業は時間内で完結し、日々の学習に意欲と刺激を与え又は息抜きとなり、法曹となった後にアドバンテージとなるような授業とした

い。

(3) 高橋里枝 武蔵野大学経営学部准教授 (国際租税法)

グローバル化が進む現代社会において、企業活動や人の移動は国境を越えて行われています。このような国際取引において生じる問題には法的・税務的な問題がある。この分野では、契約法や会社法といった基礎的な法分野に加え、租税法、租税条約、国際課税ルールなど、複数の法領域を横断的な知識が必要となる。国際的な視点と論理的思考力を基盤に、企業や社会の持続的な活動を法の側面から支える重要な役割を担っている。

本講義は個々の制度や条文の暗記を目的とするものではなく、どのような場面で国際租税法が問題となり、法律家がどのような視点でこれを考えるのかを理解することを目標とする。国際取引や国際ビジネスに関心を有する学生が、租税法と国際法が交差する領域の全体像を知るための導入的科目として位置づける。

第2回

第2回 国際取引案件とビジネスロイヤー (1) イントロダクション

講師の経歴、執務の具体例、利用している各種リソースや日々の心がけなどの紹介を通じて、国際取引案件を扱うビジネスロイヤーが、どのようなキャリアを歩み、日々どのようなことを意識し、考え、悩み、実務に取り組んでいるのか、ビジネスロイヤーを取り巻く環境の変化やグローバルな覇権をめぐる国際競争、さらにはchat GPTなどの生成AIがどのように実務に影響を与えているのか、具体的に伝えと共に、各授業内容の予告編的紹介を行う。

第3回

第3回 国際取引案件とビジネスロイヤー (2) 形態選択・機関設計・ガバナンス

現時点では、基本的には以下を題材に、可能であれば受講生との質疑や議論を楽しみたいと考えるが、実務におけるアップデートや、より興味深いテーマに接した場合、受講生からの要望がある場合には、柔軟に対応したい (以下、各回につき同じ)。この回では、日本進出に際して検討されることの多い、法人の形態選択 (株式会社と合同会社の違い)、機関設計 (取締役会設置と非設置の違い)、ガバナンス設計 (代表取締役・取締役・執行役員・従業員の違い) を題材として取り上げ、欧米を中心とする諸外国の法制度が日本に与える影響なども適宜考察することで、事業の入れものとなる「会社」や、その経営を担う「取締役」等の会社法上の基本的な概念について、より深く理解する契機とする。

第4回

第4回 国際取引案件とビジネスロイヤー (3) 種類株式・新株予約権

この回では、事業資金の調達方法として、会社法上の種類株式や新株予約権という資金調達手法が、何を目的として、どのように使われるのか、について取り上げる。特に、種類株式については、シリコンバレーのベンチャー投資における残余財産分配の概念が、また、新株予約権については、同じくシリコンバレーで開発されたSAFEやKISSといった投資形態が、日本の既存の法制度を活用してどのように「移植」されたのか、またその限界やヨーロッパでの展開、について取り上げることで、ファイナンスというビジネスの共通言語が、日本におけるビジネスローに与える影響について検討する。

第5回

第5回 国際取引案件とビジネスロイヤー (4) M&A・アライアンス・ジョイントベンチャー

この回では、調達した事業資金による経営資源の拡充の方法として、国際取引におけるM&A・アライアンス・ジョイントベンチャーにおける基本的論点を取り上げ、米国やヨーロッパでの実務の違いなどを踏まえつつ、国際取引においてビジネスロイヤーがどのようなテーマを巡って交渉を行うかについて取り上げることで、ビジネスローにおける多くのテーマが基本的に交渉事 (お金の問題) であること、交渉における創造性 (ギブアンドテークの問題)、交渉と法制度の関係 (強行法規や執行力の問題)、について検討する。

第6回

第6回 国際取引案件とビジネスロイヤー (5) 各種規制や海外の法制度・技術の進歩が実務に与える影響

この回では、国際通商・安全保障やサプライチェーン等の国際的な課題、ESG投資、SDGs、人権デューディリジェンス (DD)、新しい人権といった話題を取り上げ、国際ニュースの背景を考えると共に、激しさを日々増している米国・EU・中国・インドなどグローバルでの覇権争いや今後のビジネスロイヤーに期待される役割について検討する。

第7回

第7回 国際取引のグローバル化と国際租税法 (1) イントロダクション

① 国際租税法の基本的事項について確認する

② わが国税法の適用関係について確認するー海外進出、国内投資における規制となる租税 制度

税法もビジネス法の一部を成し、法律家もその大枠を捉えておく必要がある。とくに、あらゆる分野でグローバル化・デジタル化が進む時代において、「租税」についても国境を越えるレベルで検討できる知識も求められるだろう

第8回

第8回 国際取引のグローバル化と国際租税法（2） 国境を越えて行われる租税回避とその対抗策

- ① 多国籍企業による租税回避スキームを確認する
- ② 租税回避行為に対するOECDおよび日本の取組みを検討する
- ③ EU法の枠組みにおける租税回避行為に対するEUおよびその加盟国の取組みを理解する
- ④ 租税回避行為に対する対抗策の効果、その問題および企業への影響を検討する

経済のグローバル化に伴い、租税分野における国家間協力、とくに国際的租税回避・脱税対策における協力の進展は著しい。OECDを中心として進められた「税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）」プロジェクトへの参加などがあげられる。

第9回

第9回 国際取引のグローバル化と国際租税法（3） 有害な租税競争とEU国家援助規制

- ① OECDにおける有害な租税競争およびその対抗策を整理する
- ② EUにおける有害な租税競争およびその対抗策（国家援助規範）を整理する
- ③ 有害な租税競争に対して国家援助規制が適用された事件のEU司法裁判所判決を検討する
- ④ EUにおける取組みが企業に与える影響を検討する

国家間の租税競争は、そのすべてが有害とされるものではなく、経済活動に歪みを生じさせる税制や脱税・マネーロンダリングをもたらす税制などが「有害な租税競争」として問題視されている。1990年代後半からOECD・EUで対策が講じられてきた。EUにおいては、拘束力のある国家援助禁止原則を適用している。

第10回

第10回 国際取引のグローバル化と国際租税法（4） EUにおける税制調和

- ① 域内市場原則に照らし、付加価値税の調和およびその問題を検討する
- ② 直接税の調和への取組みおよびその問題を検討する
- ③ EU司法裁判所判決がもたらす加盟国税制への影響を確認する

一般に、租税はEU域内市場の障壁となる。付加価値税については付加価値税指令により調和がなされている。直接税については、部分的にEU機能条約115条に基づいて調和立法措置が講じられているものの、全面的な調和には至っていない。一方、EU司法裁判所は、「加盟国はEU法を遵守した上でその課税権を行使しなければならない」と判示しており、加盟国の国内裁判所はEU法に抵触する国内法の適用は排除しなければならない。このように加盟国の税制は、EU立法およびEU司法裁判所判決により影響を受けている。

第11回

第11回 国際取引のグローバル化と国際租税法（5） 最近のトピック：デジタル課税、納税者の権利、環境税など国際租税法における最近のトピックを取り上げる。

① デジタル課税

経済のデジタル化に伴い、「どこで課税するか」という問題が注目されるようになった。これまでの「経済的価値が創出された場所（国）において課税する」という国際課税ルールとの枠組みでは対応できない問題である。

② 納税者の権利

国境を越えて行われる租税回避行為の対応策として情報交換制度がある。この情報交換制度の対象となるデータには脱税・租税回避に関するデータだけでなく、日常的な取引に関するデータの報告義務をも生じさせるとして懸念されている。この点について、EUにおいてはEU一般データ保護規則（GDPR）との抵触が問題となる。

③ 環境税

気候変動対策の重要性が高まる中、炭素税や排出量取引制度などの環境税・環境関連課税は、各国で導入・拡充が進んでいる。これらは単なる税制ではなく、企業行動や国際競争に大きな影響を及ぼす政策手段である。環境税をめぐる、課税の公平性、国際的な二重課税の回避、炭素国境調整措置（CBAM）との関係など、複雑な法的問題が生じる。とりわけ国際取引を行う企業にとっては、国内法だけでなく、国際ルールや各国制度を踏まえた対応が不可欠である。

第12回

第12回 EU規制と「ブリュッセル効果」（1）

「ブリュッセル効果」を有するEU規制の事例研究①として、AI法（EU規則 2024/1689）をとりあげる。

第13回

第13回 EU規制とグローバルな影響力（2）

「ブリュッセル効果」を有するEU規制の事例研究②として、データ・サービス法（DSA）（EU規則2022/2065）をとりあげる。

第14回

第14回 EU規制とグローバルな影響力（3）

「ブリュッセル効果」を有するEU規制の事例研究③として、炭素国境調整措置（CBAM）（EU規則2023/956）を取りあげる。

第15回

第15回 全体総括と授業内最終試験

全体総括を行った後、授業内試験を持込可で行います（配布資料、ノート[コピー可]）。最後に講評を行います。

第16回

定期試験期間中に試験を行いません。「成績評価」項目を参照下さい。

2026 年度法曹リカレント
専門法曹養成プログラム（専修）シラバス

慶應義塾大学 シラバス・時間割

租税法 I

担当者名	佐藤 英明
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42364
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	個人所得税の基礎理論、および、日本の所得税法における所得税額算出構造を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

わが国の所得税について、所得の概念から所得税額計算過程まで、一通りの基本的な事項を学ぶ。力点は、所得税法の規定と関連する主要判例の理解に置く。司法試験の選択科目「租税法」の中心的な部分は、この「租税法I」で扱う。

「固有の到達目標」のうち、2－1、2－2、2－3、2－4の内容に相当する。

ただし、租税法は法律実務家の避けて通れない事柄であり、この授業では所得税法の学習を通じて租税法の基本的な考え方も学べる内容とするため、司法試験とは関係なく、多くの学生に学んで欲しい。

誤解されがちな点であるが、租税法を学ぶために、簿記や会計の知識を有する必要はない。また、数理に明るい必要もない。ふつうに法律と法律学が好きな学生であれば、ぜひ、「喰わず嫌い」はやめて、租税法科目を履修してほしい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

テキスト、サブテキストの指定する箇所を予習すること。

関連する科目との関係

司法試験の選択科目である「租税法」の中心的な出題領域は、「租税法I」および「租税法II」の2科目で、ほぼカバーされる。

このほか、重要な裁判例と事例問題を取り上げる「テーマ演習（租税法判例演習）」、設例問題について検討を行なう「租税法総合I」の3科目も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である。特に、「テーマ

演習（租税法判例演習）」は、時間の制約から「租税法I」および「租税法II」で丁寧に取り上げることができない重要判例を取り上げたり、これらの授業で扱った知識を確認したりする内容であって、司法試験の選択科目で「租税法」を選択することを選択肢に加えている場合には、ぜひ履修してもらいたい。

本法科大学院においては、以上にあげた科目に加え、国際課税を扱う「国際租税法」、相続税法を扱う「相続税法」が開講されており、実務的に重要な科目なので、自分の履修計画に応じて履修を試みることを勧める。

授業の方法

基本的には講義形式を取るが、判決文の読み取りや主として復習に関わる事項については、理解度の確認などの目的で、受講者と質疑応答を行なう。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

中間試験に代えるレポートを20%、期末試験を80%として成績評価を行なう。

ただし、受講者数に応じて、上記内容を変更することがある。変更する場合には、第1回目の授業でその内容を明らかにする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）を用い、副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法第4版』（弘文堂）を用いる。

このほかに、租税法規が収録された法令集が必要であるが、詳細は第1回目の授業で指示する。

授業の計画

第1回

所得の概念

到達目標 2－1－1

第2回

納税義務者と課税単位

到達目標 2－2－2

所得税額計算の基本構造

到達目標 2－4－1

譲渡所得(1)-意義と範囲

到達目標 2－2－2

第3回

譲渡所得(2)-計算方法①

到達目標 2－2－2

第4回

譲渡所得(3)-計算方法②

到達目標 2 - 2 - 2

第5回

給与所得(1)-意義と範囲

到達目標 2 - 2 - 3

第6回

給与所得(2)-追加的給付と課税

到達目標 2 - 2 - 3

第7回

給与所得(3)-課税方法

退職所得

到達目標 2 - 2 - 3

第8回

不動産所得

事業所得

一時所得

雑所得

到達目標 2 - 2 - 4

第9回

所得の年度帰属

到達目標 2 - 3 - 1

収入金額

到達目標 2 - 3 - 2

第10回

必要経費

到達目標 2 - 3 - 2

第11回

総収入金額と必要経費の特則

到達目標 2 - 3 - 2

第12回

所得の人的帰属

到達目標 2 - 3 - 3

第13回

所得額の計算(1)-損失の扱い

到達目標 2 - 4 - 2

人的控除

到達目標 2 - 4 - 3

第14回

所得額の計算(2)-所得控除

所得税額の計算

2 - 4 - 3

第15回

利子所得・配当所得

到達目標 2 - 2 - 1

慶應義塾大学 シラバス・時間割

租税法Ⅱ

担当者名	佐藤 英明
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	月1
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42049
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	わが国における法人税、租税手続法、および、租税法総論の重要課題を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

「租税法I」に引き続き、法人税法の最も基本的な部分である「各事業年度の所得に対する法人税」、「租税手続法」、および、「租税法総論の重要事項」について、ごく基礎的な部分を学ぶ。司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、必ず受講する必要がある。

「固有の到達目標」のうち、第3章、第7章、第1章の内容に相当する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

教材、副教材の指定する箇所を予習すること。

関連する科目との関係

「租税法I」を履修済みであることを前提とする。もし未履修の場合は、対応する自習が必要であるので、担当者に相談すること。

また、司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、重要な裁判例と簡単な事例問題を取り上げる「テーマ演習（租税法判例演習）」、設例問題について検討を行なう「租税法総合I」も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である。特に、「テーマ演習（租税法判例演習）」は、時間の制約から「租税法I」および「租税法II」で丁寧に取り上げることができない重要判例を取り上げたり、これらの授業で扱った知識を確

認したりする内容であって、司法試験の選択科目で「租税法」を選択することを選択肢に加えている場合には、ぜひ履修してもらいたい。

授業の方法

基本的には講義形式を取りつつ、受講生の理解を確認するために質疑応答を用いる。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

中間試験に代えるレポートを20%、期末試験を80%として成績評価を行なう。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）を用いる。

副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法第4版』（弘文堂）、増井良啓『租税法入門第3版』（有斐閣）、渡辺徹也『スタンダード法人税法第3版』（弘文堂）があるとよい。また、岡村忠生ほか『租税法第4版』（有斐閣）、谷口勢津夫『税法基本講義第7版』（弘文堂）の2冊は、復習の際に有益である。

このほかに、補充用教材と、必要な租税法令を配布する。

授業の計画

第1回

法人税(1)

法人税の基礎

到達目標 3 - 1 - 1

法人所得計算の基礎①

到達目標 3 - 1 - 2

第2回

法人税(2)

法人所得計算の基礎②

到達目標 3 - 2 - 1、3 - 2 - 2

第3回

法人税(3)

損金の意義①-22条3項各号

到達目標 3 - 4 - 1

第4回

法人税(4)

損金の意義②-特段の定め（役員給与）

第5回

法人税(5)

損金の意義③-特段の定め（寄附金と交際費）

到達目標 3 - 4 - 2

第6回

法人税(6)

無償取引と法人税

到達目標 3 - 3 - 1、3 - 3 - 2

第7回

法人税(7)

法人税額の計算

同族会社の特例

到達目標第3章第5節

第8回

租税手続法(1)

申告納税制度

通常の更正の請求

到達目標 7 - 1 - 1

第9回

租税手続法(2)

後発的理由による更正の請求

到達目標 7 - 1 - 1

税務調査と犯則調査

到達目標 7 - 1 - 2

第10回

租税手続法(3)

推計課税

青色申告と課税処分

到達目標 7 - 1 - 2

源泉徴収

到達目標第7章第2節

第11回

租税法総論(1)

租税法律主義

到達目標 1 - 1 - 1

第12回

租税法総論(2)

租税公平主義

到達目標 1 - 1 - 2

合法性の原則の制約要素

到達目標 1 - 1 - 1、1 - 1 - 2

第13回

租税法総論(3)

租税法の解釈手法

到達目標 1－2－1、1－2－2

第14回

租税法総論(4)

租税回避とその否認①

到達目標 1－2－3

第15回

租税法総論(5)

租税回避とその否認②

到達目標 1－2－3

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

相続税法

担当者名	佐藤 英明
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	06939
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	わが国の相続税法を概観し、その主要な論点を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法律実務家、特に弁護士として個人の事案に関わる者に不可欠な、相続税・贈与税についての、ごく基本的な知識を修得することを目的とする。

相続税法の基本的な内容を、判例と課税実務にてらして理解することが授業の主目的となる。

特に、司法試験合格後の、法科大学院修了に向けた幅広い学習の一環として履修を検討してもらいたい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

毎回、授業で取り上げるケースブック収録判例・裁判例に事前に目を通して置くことが望ましいが、授業の理解のために必須とまでは言えない。ミニテストに向けて、一定の復習は必要であろう。

関連する科目との関係

租税法関連科目を履修している必要はない。受講生が租税法の知識を持たないことを前提として授業を組み立てるので、租税法を勉強したことがない受講生は大歓迎である。

相続法に興味があれば、さらに授業の内容に興味が持てると思われる。

授業の方法

秋学期の前半に、8回の授業を行なう。

授業は、基本的には講義形式を取るつつ、学生の質疑に応接する。

授業では、条文や判例の解説を主とする。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

第8回目の授業後半で20～30分程度の「ミニテスト」を行ない、この「ミニテスト」で60%以上の成績をとれば合格とする。

なお、合理的な理由なく授業を欠席した場合には、不合格とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

金子宏ほか編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）の第4編を用いる。

そのほかに必要な資料は佐藤が作成して、配布（配信）する。

授業の計画

第1回

9月29日

1. 相続税・贈与税の基本構造

第2回

2. 相続税・贈与税の課税財産——みなし相続（贈与）財産を中心として（1）
概説／特別縁故者への財産分与／保険金／低額譲受

第3回

2. 相続税・贈与税の課税財産——みなし相続（贈与）財産を中心として（2）
信託に関する特例／所得税の課税対象との関係

第4回

3. 相続財産とその評価（1）
土地の評価

第5回

3. 相続財産とその評価（2）
株式の評価／相続債務の評価

第6回

4. 税負担の不当な減少の防止（1）
事実認定による対処／解釈による対処
-

第7回

4. 税負担の不当な減少の防止（2）
立法による対処（租税回避否認規定）
-

第8回

5. 確定・徴収手続
ミニテスト

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（私法取引と課税を学ぶ）（学期後半）

担当者名	佐藤 英明
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期後半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	17841
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	わが国の所得税、法人税、相続税、および、消費税を概観するとともに、私法取引に租税がどのように関わるかを議論する。
K-Number	GLS-LP-89643-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

この授業では、租税法をまったく知らない受講生に対し、私法取引と租税法とが関わる事例をシナリオ形式でいくつか取り上げて、その「関わり方」を体験してもらうことを目的とする。いわば、事例をつかった「租税法入門」である。

租税は私法取引の「空気抵抗」であり、現実には各種の私法取引を扱う際に決して無視することはできない。このことを受講生に実感してもらうことが、授業の目標である。

「租税法を選択科目にしないが、少しは知っておきたい。」と考える学生には、受講を強く勧めたい。特に、司法試験合格後の、法科大学院修了に向けた幅広い学習の一環として履修を検討してもらいたい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

事前配付するレジюмеに事前に目を通しておくことが望ましいが、授業の理解のために必須とまでは言えない。ただし、ミニテストに向けて、一定の復習は必要であろう。

関連する科目との関係

租税法関連科目を履修している必要はない。

受講生が租税法の知識を持たないことを前提として授業を組み立てるので、租税法を勉強したことがない受講生を歓迎す

る。

授業の方法

講義形式で授業を進めながら、受講生の質問に応接する。基本的には、佐藤が作成する教材にそい、シナリオを用いて関連する税制などを解説する。

なお、授業開始日は11月30日（月）であり、授業期間内に1回補講（画像配信の予定）を行なう。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

合理的な理由のない欠席がなく、かつ、授業最終回に行なうミニテストで60%以上の得点をとれば合格とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

佐藤が作成する教材を用いる。

授業の計画

第1回

所得税に関わるシナリオ

第2回

源泉徴収に関わるシナリオ

第3回

法人税に関わるシナリオ

第4回

相続税・贈与税に関わるシナリオ

第5回

消費税に関わるシナリオ

第6回

租税手続法に関わるシナリオ

第7回

第8回

国際課税に関わるシナリオ

ミニテスト

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法Ⅰ（木3）

担当者名	両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B42
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42531
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	労働法のうち、主に個別的労働関係に関する法（労働契約法、労働基準法など）について取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目は、「労働法Ⅱ」とあわせて、労働法の全体を把握することを目的とする。労働法は、労働関係を規律する法の総体であるが、本科目では、まず労働法の総論をなす基本的事項を学んだ上で、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法（雇用関係法）のうち総則的な部分と各論の一部を理解することをめざす。

「労働法Ⅰ・Ⅱ」を履修することにより、労働法の基本的内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。

固有の到達目標（労働法）では、第1章、第2章、第3章第1節・第3節・第4節・第5節・第9節・第10節に対応する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前にレジュメを配布し、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求める。講義が中心となるが、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を適宜取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

関連する科目との関係

労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分および雇用関係法の総則的部分と各論の一部を取扱う。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法各論の残りの部分および集団的労働関

係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。

また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、「労働法総合」及び「労働法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行うとともに、失業の救済策としての雇用保険制度及び退職後の所得保障システムを考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。

授業の方法

当該分野の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、クラスの規模を平準化するため、他に履修したい科目があるなど特段の事情がない場合は、A・B組は火曜4限、C・D・E組は木曜3限の授業を履修することが望ましい。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験により評価するが、授業における積極的な参加を平常点として考慮することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

禁止

教材

毎回の授業につき、レジュメををあらかじめ提示する。

授業ではテキストとして、神吉知郁子・皆川宏之編著『労働法ケースブック』（有斐閣、2024）を用いる。また法令集として、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）を必ず購入し、授業に持参すること。

労働法の教科書としては、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第4版）』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法（第10版）』（有斐閣）、荒木尚志『労働法（第5版）』（有斐閣）等がある（初回の授業で教科書の簡単な紹介・説明を行うので、その後で購入しても良い）。また判例集として『別冊ジュリスト労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022）がある。

なお上記のテキストや教材は4月までに改訂版が出る場合がある。必ず最新版を入手すること。

授業の計画

第1回

労働法の全体像

イントロダクションとして、授業の進め方や教科書・参考書についての簡単な説明を行う。

労働法の存在理由、歴史、法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。

第2回

労働法の当事者(1)——労働者

労働関係における重要な当事者である「労働者」の概念につき、労働基準法や労働契約法、労働組合等の定義を念頭に置いて検討を行う。あわせて、具体的事例を素材として、労働者概念をめぐる現代的課題について理解を深める。

第3回

労働法の当事者(2)——使用者

労働関係における重要な当事者である「使用者」の概念につき、労働基準法・労働契約法の定義や労働組合法等の規定を念頭に置いて検討を行う。あわせて、具体的事例を素材として、使用者の概念をめぐる現代的課題について理解を深める。

第4回

労働法の法源(1)——労働契約・労働法規

労働法の重要な法源である労働契約と労働法規の基本を理解する。また、労働契約の核となる労働義務の特徴的な性格について考察するとともに、配慮義務や誠実義務などの付随的義務をめぐる法的問題についても検討を加える。

第5回

労働法の法源(2)——就業規則・労働協約・労使慣行・労使協定

労働法の重要な法源である就業規則、労働協約、労使慣行の基本を理解し、労働契約・労働法規も含め各法源間の相互関係を把握する。とくに、日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則について、法令上の位置づけ、その法的性質や効力等についての理論状況や判例を理解する。あわせて労使協定の意義についても考察する。

第6回

採用・採用内定・試用

労働契約の成立をめぐる生じる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消し、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。

第7回

人事（1）

職能資格制度や人事考課制度など基本的理解を深めた上で、昇進昇格や降格をめぐる論点について考察する。また、日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行う。

第8回

人事(2)

日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている出向・転籍の実態とそこでの法的問題について解説し、最近重要性を増している休職をめぐる法的問題についても検討を行う。

第9回

労働条件の変更

労働条件変更の手法について概観したのち、実務上・理論上重要な問題である就業規則の不利益変更につき、労働契約法の規定の解釈論を検討するとともに、従来の判例における問題解決のあり方を具体的に把握する。

第10回

懲戒

労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐる、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。

第11回

労働契約の終了(1)

労働契約の終了事由として最も重要な解雇につき、判例法により発展してきた解雇権濫用法理について解説し、個別的解雇・整理解雇をめぐる論点について具体的に検討する。

第12回

労働契約の終了（2）

解雇以外の終了事由のうち、合意解約、辞職、定年について考察する。高年法に基づく定年後の再雇用制度にも言及する。

第13回

非正規社員の労働契約（1）

有期労働契約の雇止めや無期転換請求権について説明し、考察を加える。

第14回

非正規社員の労働契約（2）

パート有期法に基づくパート・有期雇用労働者の均衡待遇・均等待遇について解説し、学説や判例法理の展開を踏まえて考察を行う。

第15回

非正規社員の労働契約（3）

労働者派遣の仕組みを説明し、偽装請負などの問題について判例法理を踏まえ検討を加える。

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法Ⅰ（木3）

担当者名	両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B42
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42531
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	労働法のうち、主に個別的労働関係に関する法（労働契約法、労働基準法など）について取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目は、「労働法Ⅱ」とあわせて、労働法の全体を把握することを目的とする。労働法は、労働関係を規律する法の総体であるが、本科目では、まず労働法の総論をなす基本的事項を学んだ上で、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法（雇用関係法）のうち総則的な部分と各論の一部を理解することをめざす。

「労働法Ⅰ・Ⅱ」を履修することにより、労働法の基本的内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。

固有の到達目標（労働法）では、第1章・第2章・第3章第1節・第3節・第4節・第5節・第9節・第10節に対応する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前にレジュメを配布し、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求める。講義が中心となるが、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を適宜取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

関連する科目との関係

労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分および雇用関係法の総則的部分と各論の一部を取扱う。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法各論の残りの部分および集団的労働関

係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。

また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、「労働法総合」及び「労働法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行うとともに、失業の救済策としての雇用保険制度及び退職後の所得保障システムを考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。

授業の方法

当該分野の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、クラスの規模を平準化するため、他に履修したい科目があるなど特段の事情がない場合は、A・B組は火曜4限、C・D・E組は木曜3限の授業を履修することが望ましい。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験により評価するが、授業における積極的な参加を平常点として考慮することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

禁止

教材

毎回の授業につき、レジュメををあらかじめ提示する。

授業ではテキストとして、神吉知郁子・皆川宏之編著『労働法ケースブック』（有斐閣、2024）を用いる。また法令集として、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）を必ず購入し、授業に持参すること。

労働法の教科書としては、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第4版）』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法（第10版）』（有斐閣）、荒木尚志『労働法（第5版）』（有斐閣）等がある（初回の授業で教科書の簡単な紹介・説明を行うので、その後で購入しても良い）。また判例集として『別冊ジュリスト労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022）がある。なお上記のテキストや教材は4月までに改訂版が出る場合がある。必ず最新版を入手すること。

授業の計画

第1回

労働法の全体像

イントロダクションとして、授業の進め方や教科書・参考書についての簡単な説明を行う。

労働法の存在理由、歴史、法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。

第2回

労働法の当事者(1)——労働者

労働関係における重要な当事者である「労働者」の概念につき、労働基準法や労働契約法、労働組合等の定義を念頭に置いて検討を行う。あわせて、具体的事例を素材として、労働者概念をめぐる現代的課題について理解を深める。

第3回

労働法の当事者(2)——使用者

労働関係における重要な当事者である「使用者」の概念につき、労働基準法・労働契約法の定義や労働組合法等の規定を念頭に置いて検討を行う。あわせて、具体的事例を素材として、使用者の概念をめぐる現代的課題について理解を深める。

第4回

労働法の法源(1)——労働契約・労働法規

労働法の重要な法源である労働契約と労働法規の基本を理解する。また、労働契約の核となる労働義務の特徴的な性格について考察するとともに、配慮義務や誠実義務などの付随的義務をめぐる法的問題についても検討を加える。

第5回

労働法の法源(2)——就業規則・労働協約・労使慣行・労使協定

労働法の重要な法源である就業規則、労働協約、労使慣行の基本を理解し、労働契約・労働法規も含め各法源間の相互関係を把握する。とくに、日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則について、法令上の位置づけ、その法的性質や効力等についての理論状況や判例を理解する。あわせて労使協定の意義についても考察する。

第6回

採用・採用内定・試用

労働契約の成立をめぐる生じる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消し、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。

第7回

人事（1）

職能資格制度や人事考課制度など基本的理解を深めた上で、昇進昇格や降格をめぐる論点について考察する。また、日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行う。

第8回

人事(2)

日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている出向・転籍の実態とそこでの法的問題について解説し、最近重要性を増している休職をめぐる法的問題についても検討を行う。

第9回

労働条件の変更

労働条件変更の手法について概観したのち、実務上・理論上重要な問題である就業規則の不利益変更につき、労働契約法の規定の解釈論を検討するとともに、従来の判例における問題解決のあり方を具体的に把握する。

第10回

懲戒

労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐる、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。

第11回

労働契約の終了(1)

労働契約の終了事由として最も重要な解雇につき、判例法により発展してきた解雇権濫用法理について解説し、個別的解雇・整理解雇をめぐる論点について具体的に検討する。

第12回

労働契約の終了（2）

解雇以外の終了事由のうち、合意解約、辞職、定年について考察する。高年法に基づく定年後の再雇用制度にも言及する。

第13回

非正規社員の労働契約（1）

有期労働契約の雇止めや無期転換請求権について説明し、考察を加える。

第14回

非正規社員の労働契約（2）

パート有期法に基づくパート・有期雇用労働者の均衡待遇・均等待遇について解説し、学説や判例法理の展開を踏まえて考察を行う。

第15回

非正規社員の労働契約（3）

労働者派遣の仕組みを説明し、偽装請負などの問題について判例法理を踏まえ検討を加える。

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法Ⅱ（木3）

担当者名	両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42546
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	労働法のうち、個別的労働関係に関する法（労働契約法、労働基準法など）、及び集团的労使関係に関する法（労働組合法など）について取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目は、「労働法Ⅰ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とする。労働法は労働関係を規律する法の総体であるが、本科目では、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法（雇用関係法）のうち主に各論的な部分と、労働組合と使用者との労使関係をめぐる法（集团的労使関係法）を理解することを目的としている。

「労働法Ⅰ」と合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することをめざす。

固有の到達目標（労働法）では、第3章第2節・第6節・第7節・第10節・第11節および第4章に対応する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前にレジュメを配布し、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求める。講義が中心となるが、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を適宜取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

関連する科目との関係

労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」がある。本科目は「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修済みであることが望ましい。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して「労働法総合」及び「労働

法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行う。

授業の方法

当該分野の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験により評価するが、授業への積極的参加を平常点として考慮することがある。。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

禁止

教材

毎回の授業につき、レジュメををあらかじめ提示する。

授業ではテキストとして、神吉知郁子・皆川宏之編著『労働法ケースブック』（有斐閣、2024）を用いる。また法令集として、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）を必ず購入し、授業に持参すること。

労働法の教科書としては、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第4版）』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法（第10版）』（有斐閣）、荒木尚志『労働法（第5版）』（有斐閣）等がある（初回の授業で教科書の簡単な紹介・説明を行うので、その後で購入しても良い）。また判例集として『別冊ジュリスト労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022）がある。なおテキストや教科書は必ず最新版を入手すること。

授業の計画

第1回

労働者の人格的利益の保護

労基法上の保護規定（賠償予定の禁止等）の現代的意義を検討する。職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する使用者の法的責任について理解する。

第2回

雇用平等

国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。男女雇用機会均等法における差別禁止規定や障害者差別など新しい差別禁止法も取り上げる。また、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐる、育児介護休業法を概観する。

第3回

賃金

最も重要な労働条件である賃金の法的意義を理解する。賃金に関する労基法上の規制について、判例を踏まえつつ検討する。

第4回

労働時間(1)

労働時間制度をめぐる最近の法改正の動向を前提として、労働時間・休憩・休日に関する労基法上の諸原則を説明したうえ、その例外である事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度、フレックスタイム制や変形労働時間制、適用除外規定にも言及する。また、実務上しばしば争いの対象となる労働時間の概念について、具体例を踏まえた検討を行う。

第5回

労働時間(2)

時間外労働・休日労働を適法に行うための要件について学ぶ。また、時間外・休日労働に対する割増賃金の計算方法について、最近の判例の傾向を踏まえつつ検討する。

第6回

年次有給休暇

労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。

第7回

ワークライフバランス

少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法政策の発展を、育児介護休業法を中心に概観する。妊娠・出産や育児介護休業の取得を理由とする不利益取扱いに対する法規制について、判例法理を踏まえつつ検討する。

第8回

安全衛生・労働災害

職場における労働者の安全・健康を確保するための労安衛法の規制と、労働災害が生じた場合に補償を行う労災保険制度の仕組みを理解する。安全配慮義務に基づく使用者の賠償責任（労災民訴）について、判例法理を踏まえつつ検討を加える。

第9回

労働組合と団体交渉

日本の労使関係の特徴を理解した上、労使関係法の当事者である労働組合の定義、その組織や運営（チェックオフ、ユニオンショップ等）について検討する。労使関係法の中心に位置づけられる団体交渉の法的枠組みを理解する。

第10回

労働協約

労使合意に基づいて締結される労働協約の意義と法的効力（規範的効力、債務的効力）、労働協約の拡張適用について理解し、協約による労働条件の不利益変更について検討する。

第11回

団体行動（1）

団体行動権に基づく争議行為の意義と法的仕組みを理解し、争議行為の正当性の判断基準について検討する。

第12回

団体行動（2）

団体行動権に基づく組合活動の意義と法的仕組みを理解し、組合活動の正当性の判断基準について検討する。

第13回

不当労働行為（1）

不当労働行為救済制度の仕組みを理解したうえ、不利益取扱い（労組法7条1号）の成立要件について検討する。

第14回

不当労働行為（2）

団交拒否および誠実交渉義務違反（労組法7条2号）と支配介入（同3号）の成立要件を、判例法理を踏まえつつ検討する。

第15回

不当労働行為（3）

不当労働行為救済命令に関する労働委員会の裁量の範囲について検討する。

第16回

慶應義塾大学 シラバス・時間割

労働法Ⅱ（木3）

担当者名	両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42546
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	労働法のうち、個別的労働関係に関する法（労働契約法、労働基準法など）、及び集团的労使関係に関する法（労働組合法など）について取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目は、「労働法Ⅰ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とする。労働法は労働関係を規律する法の総体であるが、本科目では、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法（雇用関係法）のうち主に各論的な部分と、労働組合と使用者との労使関係をめぐる法（集团的労使関係法）を理解することを目的としている。

「労働法Ⅰ」と合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することをめざす。

固有の到達目標（労働法）では、第3章第2節・第6節・第7節・第10節・第11節および第4章に対応する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前にレジュメを配布し、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求める。講義が中心となるが、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を適宜取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

関連する科目との関係

労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」がある。本科目は「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修済みであることが望ましい。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して「労働法総合」及び「労働

法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行う。

授業の方法

当該分野の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を取り入れることにより、双方向的な授業を行う。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験により評価するが、授業への積極的参加を平常点として考慮することがある。。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

禁止

教材

毎回の授業につき、レジュメををあらかじめ提示する。

授業ではテキストとして、神吉知郁子・皆川宏之編著『労働法ケースブック』（有斐閣、2024）を用いる。また法令集として、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）を必ず購入し、授業に持参すること。

労働法の教科書としては、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第4版）』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法（第10版）』（有斐閣）、荒木尚志『労働法（第5版）』（有斐閣）等がある（初回の授業で教科書の簡単な紹介・説明を行うので、その後で購入しても良い）。また判例集として『別冊ジュリスト労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022）がある。なおテキストや教科書は必ず最新版を入手すること。

授業の計画

第1回

労働者の人格的利益の保護

労基法上の保護規定（賠償予定の禁止等）の現代的意義を検討する。職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する使用者の法的責任について理解する。

第2回

雇用平等

国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。男女雇用機会均等法における差別禁止規定や障害者差別など新しい差別禁止法も取り上げる。また、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐる、育児介護休業法を概観する。

第3回

賃金

最も重要な労働条件である賃金の法的意義を理解する。賃金に関する労基法上の規制について、判例を踏まえつつ検討する。

第4回

労働時間(1)

労働時間制度をめぐる最近の法改正の動向を前提として、労働時間・休憩・休日に関する労基法上の諸原則を説明したうえ、その例外である事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度、フレックスタイム制や変形労働時間制、適用除外規定にも言及する。また、実務上しばしば争いの対象となる労働時間の概念について、具体例を踏まえた検討を行う。

第5回

労働時間(2)

時間外労働・休日労働を適法に行うための要件について学ぶ。また、時間外・休日労働に対する割増賃金の計算方法について、最近の判例の傾向を踏まえつつ検討する。

第6回

年次有給休暇

労基法上の年次有給休暇制度をめぐる、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。

第7回

ワークライフバランス

少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法政策の発展を、育児介護休業法を中心に概観する。妊娠・出産や育児介護休業の取得を理由とする不利益取扱いに対する法規制について、判例法理を踏まえつつ検討する。

第8回

安全衛生・労働災害

職場における労働者の安全・健康を確保するための労安衛法の規制と、労働災害が生じた場合に補償を行う労災保険制度の仕組みを理解する。安全配慮義務に基づく使用者の賠償責任（労災民訴）について、判例法理を踏まえつつ検討を加える。

第9回

労働組合と団体交渉

日本の労使関係の特徴を理解した上、労使関係法の当事者である労働組合の定義、その組織や運営（チェックオフ、ユニオンショップ等）について検討する。労使関係法の中心に位置づけられる団体交渉の法的枠組みを理解する。

第10回

労働協約

労使合意に基づいて締結される労働協約の意義と法的効力（規範的効力、債務的効力）、労働協約の拡張適用について理解し、協約による労働条件の不利益変更について検討する。

第11回

団体行動（1）

団体行動権に基づく争議行為の意義と法的仕組みを理解し、争議行為の正当性の判断基準について検討する。

第12回

団体行動（2）

団体行動権に基づく組合活動の意義と法的仕組みを理解し、組合活動の正当性の判断基準について検討する。

第13回

不当労働行為（1）

不当労働行為救済制度の仕組みを理解したうえ、不利益取扱い（労組法7条1号）の成立要件について検討する。

第14回

不当労働行為（2）

団交拒否および誠実交渉義務違反（労組法7条2号）と支配介入（同3号）の成立要件を、判例法理を踏まえつつ検討する。

第15回

不当労働行為（3）

不当労働行為救済命令に関する労働委員会の裁量の範囲について検討する。

第16回

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（労働法最新判例研究）

担当者名	森戸 英幸, 両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	99441
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	最新の労働判例について議論する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

労働事件の判例のうち、労働法分野の基本科目では取り上げられなかった最新のもの、及び応用的な論点を含むものを中心に、演習の方式により検討を行い、労働判例についての理解を深めることを目的とする。
本科目の履修を通じて、労働判例の読み方をさらに究めることにより、労働法分野についての高度な専門性を備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当教員は、労働委員会公益委員、紛争調整委員会あっせん員、あるいは弁護士として、労働紛争処理の実務に関与した経験を有する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

指定された裁判例の予習

関連する科目との関係

本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、講義で十分に取り上げられなかった判例を中心に検討する発展的科目であるため、労働法Ⅰ・Ⅱを履修済みであるか、労働法Ⅰを並行履修中であることが望ましい。

授業の方法

演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする判例について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。このほかゲストスピーカーによる講演も予定している。また、在学中に司法試験を受験する履修者がある場合には、6月下旬～7月上旬に予定されている授業の実施について一定の配慮を行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

各受講者の報告及びそれに基づくレポートにより評価する（平常点100%）。なお、発言等による授業への貢献度も加点事由として評価することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

検討対象となる裁判例の他、授業開始時及び進行中に適宜指示する。

授業の計画

第1回

総論—労働判例の分析方法・報告割当決定

第2回

労働関係の当事者をめぐる裁判例

第3回

就業規則をめぐる裁判例

第4回

雇用平等をめぐる裁判例

第5回

雇用関係の成立をめぐる裁判例

第6回

人事異動をめぐる裁判例

第7回

賃金をめぐる裁判例

第8回

ゲストスピーカーによる講演

第9回

労働時間をめぐる裁判例

第10回

労災補償をめぐる裁判例

第11回

懲戒処分をめぐる裁判例

第12回

解雇をめぐる裁判例

第13回

非典型雇用をめぐる裁判例

第14回

労働組合・労働協約をめぐる裁判例

第15回

不当労働行為をめぐる裁判例

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅰ

担当者名	奥邨 弘司
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B41
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	80394
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	特許法の基礎について概説する。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

特許法の基礎について概説する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

テキストのシラバス該当箇所にあらかじめ目を通してから講義に臨むことを期待する。

関連する科目との関係

知的財産法Ⅱでは、著作権法について概説する。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

学期末試験による。なお、5回以上欠席の場合、学期末試験の結果いかんによらず不合格とする（履修案内参照）。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

【生成AIの利用について】

- ①原則として、リサーチペーパー、レポートや課題などの提出物の作成に関して、生成AIの利用は認めない。
- ②なお、①にかかわらず利用を認める場合は、別途、文書（CANVASで配布する場合を含む）で明確に指示する（あわせて利用に際して厳守すべき条件も指示する）。
- ③違反した場合は、処分の対象となる場合があるので、十分に留意するように。

教材

【教科書】小泉直樹「知的財産法 第2版」(弘文堂)・「特許判例百選 第6版」・小泉＝駒田編「知的財産法演習ノート 第5版」(弘文堂)

【参考書】小泉直樹「特許法・著作権法 第4版」(有斐閣)

授業の計画

第1回

特許の要件(1)：発明・産業上の利用可能性
〔到達目標〕 1-1, 1-2, 1-3, 2-1

第2回

特許の要件(2)：新規性・進歩性など
2-2, 2-3

第3回

特許を受ける権利
3-1, 3-2, 3-3

第4回

発明者・職務発明
4-1, 4-2, 4-3, 4-4

第5回

出願・審査・審判・特許異議
5-1, 5-2

第6回

審決取消訴訟
5-3, 5-4, 5-5

第7回

特許権の効力
6-1, 6-2, 6-3

第8回

特許権の侵害等(1) : 技術的範囲・均等
8-1, 8-2, 8-3, 9-1

第9回

特許権の侵害等(2) : 間接侵害
10-1, 10-2, 10-3

第10回

特許権の侵害等(3) : 抗弁等
11-1, 11-2, 11-3

第11回

侵害に対する救済
12-1, 12-2

第12回

特許権の経済的利用
7-1, 7-2, 7-3, 7-4

第13回

事例形式のまとめ

第14回

事例形式のまとめ

第15回

事例形式のまとめ

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅱ（奥邨）

担当者名	奥邨 弘司
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B41
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	19022
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	著作権法の基礎について概説する。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

著作権法の基礎について概説する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

テキストのシラバス該当箇所にあらかじめ目を通してから講義に臨むことを期待する。

関連する科目との関係

知的財産法Ⅰでは、特許法について概説する。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

学期末試験による。なお、5回以上欠席の場合、学期末試験の結果いかんによらず不合格とする（履修案内参照）。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

【生成AIの利用について】

- ①原則として、リサーチペーパー、レポートや課題などの提出物の作成に関して、生成AIの利用は認めない。
- ②なお、①にかかわらず利用を認める場合は、別途、文書（CANVASで配布する場合を含む）で明確に指示する（あわせて利用に際して厳守すべき条件も指示する）。
- ③違反した場合は、処分の対象となる場合があるので、十分に留意するように。

教材

【教科書】小泉直樹「知的財産法 第2版」（弘文堂）・「著作権判例百選 第7版」・小泉＝駒田編「知的財産法演習ノート 第5版」（弘文堂）

【参考書】小泉直樹「特許法・著作権法 第4版」（有斐閣）・小泉直樹他「条解著作権法」（弘文堂）

授業の計画

第1回

総論・著作物の定義・著作物の例示(1)

〔到達目標〕 1-1, 1-2, 2-3

第2回

著作物の例示(2)・二次的著作物・編集著作物・データベースの著作物

2-1, 2-2, 2-3

第3回

著作者

7-1, 7-2, 7-3, 7-4

第4回

著作者人格権

9-1, 9-2, 9-3

第5回

著作権(1)

5-1, 5-2

第6回

著作権(2)

5-3, 5-4

第7回

著作権の制限(1)

6-1

第8回

著作権の制限(2)

6-2

第9回

権利の取引・保護期間

8-1, 8-2, 6-4

第10回

著作隣接権

第11回

権利侵害

10-1, 10-2, 10-3, 10-4, 4-1, 4-2

第12回

利用主体論など

第13回

事例形式のまとめ

第14回

事例形式のまとめ

第15回

事例形式のまとめ

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅱ（五十嵐）

担当者名	五十嵐 敦
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月4
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	53239
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	著作権法の基礎について概説する。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

知的財産法のうち著作権法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。

著作権法の基本的な制度、重要・最新判例および主要な学説に関する知識および思考方法を、教科書や参考書には掲載されていない多くの著作物（画像・映像コンテンツ、音楽、ゲーム、マンガ、書籍、絵画等）の実物の映像等に触れながら習得し、あわせて実際の事案解決及び司法試験に対応可能な力を養うことを目標とする。裁判の対象となった多くの素材を授業中に参照しつつ、実務的な観点から、主張・立証（証拠収集方法）の方法について検討・議論する。エンターテインメント業界（映画・音楽・ゲーム・スポーツ等）の仕組み・ルールについても言及する。

別途公表されている「固有の到達目標」知的財産法（著作権法）の1から10が該当項目である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として著作権案件を日常的に担当しており、その経験に基づき授業を行う。

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

レジュメの内容の事前確認を推奨する。また、復習として、授業で学んだ内容に関するレジュメの確認、判例百選解説の確認を推奨する。

関連する科目との関係

講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばAIやSNS上での著作権侵害、NFTなどのWeb3.0ビジネス）や、映画、音楽、演劇、放送、広告、スポーツ等のエンタテインメント・ビジネスに関する法律問題や契約実務・慣行についても取り上げる。

特許法については、知的財産法Ⅰ・意匠法・商標法・不正競争防止法は、知的財産法Ⅲで扱う。

※過年度に単位取得済みの科目も含め、同一名称科目の履修は不可

授業の方法

講義形式。実際に裁判で問題となった素材等（小説、絵画、写真、音楽、広告、地図、アニメ、映画等の実物）を用いて当事者によるどのような主張反論が可能かを、教室内で検討・議論する機会を多く設ける。

詳細レジメを毎回事前配布し、レジメに沿って授業を進める。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

試験80%、授業への参加状況を含む平常点20%として総合評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用は自由。ただし、情報の正確性は自身で確認すること。また、授業内でのディカッションは自ら考えて行うこと。

教材

- （1）判例集（授業内で使用、必須）：「別冊ジュリスト・著作権判例百選（第7版）」（有斐閣）
- （2）参考書（推薦）：『著作権法』第4版 中山信弘著 有斐閣 2023年 ISBN-13：978-4641243682、 『特許法・著作権法』第4版 小泉直樹著 2024年 ISBN-13：978-4641243781
- （3）詳細な講義レジメを都度配布。適宜参考資料も配布する。

授業の計画

第1回

イントロダクション（著作権法の基礎・全体構造の理解）

著作権法の全体像を説明し、著作物、著作者、著作権、著作者人格権、侵害、権利制限といった著作権法の全体像を理解することを目指す。同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約について概説し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。

到達目標1から10

第2回

著作物（1）

著作権法の基礎概念である「著作物」概念、著作物の種類について学習する。

到達目標1－1、1－2

第3回

著作物（2）

編集著作物、二次的著作物等、特別に考慮すべき著作物とその保護範囲について学習する。

到達目標2－1、2－2、2－3、2－4

第4回

著作者（1）

著作権の主体概念である「著作者」について学習する。職務上作成する著作物（15条）、複数の主体が共同して創作した

著作物（６４条、６５条）についても学習する。

到達目標 ７－１、７－２

第5回

著作者（２）

著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する１６条（映画の著作者）と２９条（映画の著作権の帰属）の関係等について学習する。その他著作者に関係する問題点について学習する。

到達目標 ７－３、７－４

第6回

著作権

著作物の著作者に付与される「著作権」の種類と内容および関連する重要な個別テーマについて学習する。

到達目標 ５－１、５－２、５－３、５－４

第7回

著作者人格権

公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権の個別の問題およびこれらに関する判例について学習する。

到達目標 ９－１、９－２、９－３

第8回

著作権侵害（１）

著作権訴訟における要件事実について学習する。著作権侵害の判断基準についての判例・学説に言及し、依拠の立証手段や類似性の判断方法等を学習する。

到達目標 ３－１、３－２

第9回

著作権侵害（２）

著作物の種類及び支分権の種類ごとに、個別の著作権侵害事例を学習する。

到達目標 ３－１、３－２

第10回

著作権侵害（３）

まねきＴＶ事件、ロクラクⅡ事件等、著作権侵害の主体論・間接侵害論について、近時の裁判例を題材に学習する。インターネットと著作権法に関する問題点についても学習する。

到達目標 ４－１、４－２

第11回

著作権の制限

私的複製（３０条）、引用（３２条１項）、非営利目的上演等（３８条）など、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合について、その趣旨、内容について学習する。

到達目標 ６－１、６－２

第12回

著作権侵害の救済手段

差止請求や損害賠償請求等の要件、損害額の算定方法等について学習する。

到達目標 １０－１、１０－２、１０－３、１０－４

第13回

著作権の取引

著作権の譲渡及び利用許諾（ライセンス）並びに著作権契約の解釈について学習する。

到達目標 ８－１

著作権の保護期間及び国際的保護

第14回

著作隣接権

著作権ビジネス、エンタテインメント・ビジネスにおいて重要な、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者・有線放送事業者の権利といった著作隣接権について学習する。併せて著作権等管理事業法についても説明する。

第15回

著作権事件の総合的分析及び検討

これまで学習した知識と理解をもとに、判例の事件や事例問題を分析し、論点を抽出し、法的に整理・報告することを学習する。

到達目標 1 から 1 0

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅲ（佐藤）

担当者名	佐藤 力哉
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金3
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	44204
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	商標法の基礎について概説する（科目担当者が異なれば、同一名称科目の複数履修が可能）
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

ブランド・デザイン、そして、近時はファッションローと呼ばれる分野等について、商標法、意匠法、不正競争防止法等といった知的財産法の基礎を踏まえながら、概説する。

到達目標は、商標法、意匠法および不正競争防止法等を中心とする知的財産法についての基礎的知識・理解を踏まえたブランドおよびデザインの保護に関する基本的な法的思考の習得とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士経験20年以上

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

個別指示のある場合に、講義資料等に目を通しておくことが望ましい。

関連する科目との関係

特許法や著作権法等の他の知的財産法科目となっている知的財産についても触れることがあるが、それらの科目の履修を前提とするものではない。

授業の方法

講義形式を中心とするが、質問に対する回答を求められることがあり、また、事前に一定の課題を与える場合もある。

成績評価

合否判定 **Pass or Fail**

平常点70点、レポート30点

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポートにおいては、生成AIの利用は原則禁止する予定です。

教材

担当者作成の講義資料、参考資料を基本とし、必要に応じて随時参考教材等を提示する。

授業の計画

第1回

イントロダクション

ブランドおよびデザイン保護の概略

ファッションローとは何か

第2回

商標法（1）

商標法の目的・機能、商標制度の概要等

第3回

商標法（2）

商標権の効力・侵害訴訟等①

第4回

商標法（3）

商標権の効力・侵害訴訟等②

第5回

商標法（4）

商標権の効力・侵害訴訟等③

第6回

商標法（5）

商標ライセンス、並行輸入等その他

第7回

意匠法（1）

意匠法の目的・機能、意匠制度の概要等

第8回

意匠法（２）

意匠権の効力・侵害訴訟等①

第9回

意匠法（３）

侵害訴訟等②、その他

第10回

不正競争防止法（１）

概論、商品等表示関係（周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為・ドメイン名不正取得等行為）①

第11回

不正競争防止法（２）

商品等表示関係（周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為・ドメイン名不正取得等行為）②、デッドコピー（形態模倣行為）

第12回

不正競争防止法（３）

営業秘密と限定提供データ

第13回

不正競争防止法（４）

品質等誤認表示、信用毀損表示、技術的手段回避行為等

第14回

パブリシティ権その他

芸能人等の肖像等の商業的利用等に関する法的保護その他について

第15回

総括（１）

ブランド・デザイン保護・ファッション・ロー等についての理論と実務に関する総括的概説・討論

第16回

総括（２）

ブランド・デザイン保護・ファッション・ロー等についての理論と実務に関する総括的概説・討論

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法Ⅲ（小泉）

担当者名	小泉 直樹
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月3
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42087
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	商標法の基礎について概説する（科目担当者が異なれば、同一名称科目の複数履修が可能）
K-Number	GLS-LP-89513-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

商標法・意匠法・不正競争防止法の基礎について概説する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

とくになし

関連する科目との関係

知的財産法Ⅰでは特許法、知的財産法Ⅱでは著作権法を概説する。知的財産法Ⅲの履修について、ⅠⅡの履修を条件とはしない。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業内試験による。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

可

教材

茶園ほか編「商標・意匠・不正競争判例百選第2版」（2020年）

授業の計画

第1回

不正競争防止法1

百選65～114（全6回）

第2回

2

第3回

3

第4回

4

第5回

5

第6回

6

第7回

商標法1 百選1～49（全6回）

第8回

2

第9回

3

第10回

4

第11回

第12回

6

第13回

意匠法 百選50～64

第14回

パブリシティ権 百選117～119

第15回

授業内試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法 I

担当者名	石岡 克俊
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	17162
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	本講義は、現在わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力を習得することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義では、「固有の到達目標」にもあるように、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。

受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力の涵養・醸成が期待される。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

事前に公表されたハンドアウトや資料の読み込み

関連する科目との関係

経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理

解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせることとなろう。

このように経済法はさまざまな法分野の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。

本講義以外に、経済法の科目として「経済法II」等が設置され、本講義を前提に展開されることになっている。その他「知的財産法」、「消費者法」及び「国際経済法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、会社法、労働関係法および金融関係法も近時重要な関連科目となってきた。

また、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい資源配分や社会的厚生の実現に関する学—経済学とりわけミクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など—にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。

授業の方法

事前に公開・配布する講義資料に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。

なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

講義最終回に実施される期末試験80%と平常点（具体的には授業において展開される議論への寄与度）20%で評価を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

授業は、講師が事前に公開・配布する講義資料にもとづいて行う。予・復習には、管久修一（編）・品川武・伊永大輔・鈴木健太『独占禁止法』（商事法務、第5版、2024年）4,620円、金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄『独占禁止法』（弘文堂、第6版、2018年）5,060円、泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年）6,600円、根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣、第5版、2015年）4,400円を上げておく。なお、詳細は初回講義で触れる。川濱昇=武田邦宣=和久井理子編『経済法判例・審決百選（第3版）』（2024年）3,300円があれば今後有用便宜である。

授業の計画

第1回

イントロダクション：講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして慶應義塾における経済法研究の知的伝統と、現代経済における独占禁止法の意義について講義する。

第2回

目的と構成：独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。

第3回

エンフォースメント：排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限についての解説する。

第4回

規制の対象・手法及び分析の枠組み：独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。

第5回

不公正な取引方法の禁止（１）：不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。

第6回

不公正な取引方法の禁止（２）：非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。

第7回

不公正な取引方法の禁止（３）：競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当廉売規制について説明する。

第8回

不公正な取引方法の禁止（４）：不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。

第9回

私的独占の禁止：私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。

第10回

企業集中行為の規制：合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。

第11回

不当な取引制限の禁止（１）：共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討を行う。

第12回

不当な取引制限の禁止（２）：諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。

第13回

事業者団体に対する活動規制：事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。

第14回

過度経済力の集中・高度寡占対策：いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。

第15回

まとめ：現代における競争法・独占禁止法の課題

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法Ⅱ

担当者名	石岡 克俊
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	17177
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目社会法系
科目概要	本講義は、現在わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実には生じた／生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。
K-Number	GLS-LP-89533-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義は、「固有の到達目標」にもあるように、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実には生じた／生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。

受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力を獲得していくことが期待される。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション

準備学修（予習・復習等）

事前に配布された報告資料の読み込み

担当を割り当てられた場合は指示されたテーマの報告資料の作成

関連する科目との関係

経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはでき

ない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせることとなろう。

このように経済法はさまざまな法分野の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。

本講義以外に、経済法の科目として「経済法I」等が設置されているが、本講義は少なくとも「経済法I」の理解を前提として展開される。その他「知的財産法」、「消費者法」及び「国際経済法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、労働関係法及び金融関係法も近時重要な関連科目となってきている。

また、市場や経済の秩序ないし制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい資源配分や社会的厚生の実現に関する学---経済学とりわけミクロ経済学（とくにその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など---にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。

授業の方法

本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討して行く。

「経済法I」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。

各回、担当者を決め、30-40分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

担当した報告の内容（30%）、授業における積極性・寄与度（20%）、最終講義回前後に提示される課題レポート（50%）によって評価を行う。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

詳細は初回講義にて触れる。

授業の計画

第1回

イントロダクションと報告担当者の割当て

第2回

流通・取引慣行GLの検討（パート1）

○テーマ：垂直的制限に関する考え方と違法性の判断基準（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」はじめに・第1部（1～3）〔pp.1-8〕）

第3回

流通・取引慣行GLの検討（パート2）

○テーマ：再販売価格維持行為（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第1〔pp.9-13〕）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）71事件「再販売価格の「拘束」と公正競争阻害性」〔第一次育児用粉ミルク（和光堂）事件〕

- ・（第3版）72事件「再販売価格の拘束と「正当な理由」」〔ハマナカ毛糸事件〕
- ・（第3版）73事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕

第4回

流通・取引慣行GLの検討（パート3）

- テーマ：非価格制限行為（パート1）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2（1～3）〔pp.14-18〕）
- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
 - ・（第3版）74事件「専売店制の公正競争阻害性」〔東洋精米機製作所事件〕
 - ・（第3版）76事件「農協による系統外出荷制限が不当な拘束条件とされた事例」〔土佐あき農協事件〕
 - ・（第3版）77事件「農協による直売用農産物の出荷先制限」〔大分大山町農業協同組合事件〕

第5回

流通・取引慣行GLの検討（パート4）

- テーマ：非価格制限行為（パート2）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2（4～6）〔pp.18-22〕）
- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
 - ・（第3版）75事件「広告における価格表示の制限」〔ジョンソン・エンド・ジョンソン事件〕
 - ・（第3版）78事件「対面販売義務の公正競争阻害性」〔①資生堂東京販売事件，②花王化粧品販売事件〕
 - ・（第3版）79事件「横流し禁止・中古品取扱制限の公正競争阻害性」〔ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）事件〕
 - ・（第3版）80事件「デジタルプラットフォームと同等性条項」〔ブッキング・ドット・コム同等性条件事件〕

第6回

流通・取引慣行GLの検討（パート5）

- テーマ：取引拒絶（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第2部第2及び第3〔pp.30-36〕）
- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
 - ・（第3版）57事件「原盤権の利用許諾拒否と共同の取引拒絶の共同性」〔着うた事件〕
 - ・（第3版）58事件「特定工法からの排除と共同の取引拒絶」〔ロックマン工法施工業者事件〕
 - ・（第3版）59事件「低額運賃を抑制する共同の取引拒絶」〔新潟タクシー事件〕
 - ・（第3版）60事件「安売り業者に対する間接の取引拒絶」〔松下電器産業事件〕

第7回

流通・取引慣行GLの検討（パート6）

- テーマ：並行輸入の不当阻害（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第3部第2〔pp.40-43〕）
- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
 - ・（第3版）91事件「輸入総代理店による並行輸入阻害」〔星商事事件〕

第8回

排除型私的独占GLの検討（パート1）

- テーマ：私的独占の排除行為（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」はじめに、第1、第2（「排他的取引」および「供給拒絶・差別的取扱い」）〔pp.1-7,pp.11-17,pp.21-26〕）
- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
 - ・（第3版）7事件「排除型私的独占の要件」〔NTT東日本事件〕
 - ・（第3版）8事件「排除効果と人為性」〔JASRAC事件〕
 - ・（第3版）10事件「共同のライセンス拒絶による競争者排除」〔ばちんこ機製造特許プール事件〕
 - ・（第3版）12事件「全量購入契約による競争者排除」〔エム・ディー・エス・ノーディオン事件〕
 - ・（第3版）13事件「競合事業者との取引制限による競争者排除」〔マイナミ空港サービス事件〕
 - ・（第3版）14事件「リポート提供の排除行為該当性」〔インテル事件〕
 - ・（第3版）15事件「競合する輸入品と輸入に係る事業活動の排除」〔ニプロ事件〕
 - ・（第3版）16事件「乳業メーカーによる競争者の集乳活動の排除」〔雪印乳業・農林中金事件〕

第9回

不当廉売GLの検討

- テーマ：不当廉売（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」〔全〕、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「商品を生産しなければ発生しない費用を下回る対価設定」）〔pp.7-11〕）

- 検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より
- ・（第3版）11事件「差別的廉売による競争者排除」〔有線ブロードネットワークス事件〕
 - ・（第3版）64事件「原価割れ料金と『正当な理由がないのに』の判断」〔都営芝浦と畜場事件〕
 - ・（第3版）65事件「業務提携関係がある場合の原価の算定」〔中部読売新聞社事件〕
 - ・（第3版）66事件「供給に要する費用を著しく下回る対価」〔①シンエネコーポレーション事件、②東日本宇佐美事件〕
 - ・（第3版）67事件「不当廉売における原価の基準」〔ヤマト運輸郵政公社事件〕
-

第10回

排除型私的独占GLの検討（パート2）

○テーマ：抱き合わせ（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「抱き合わせ」）〔pp.11-21〕、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2（7）〔pp.22-23〕）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）68事件「表計算ソフトと他のソフトの抱合せ」〔日本マイクロソフト抱合せ事件〕
 - ・（第3版）69事件「アフターマーケットにおける抱合せ」〔東芝昇降機サービス事件〕
 - ・（第3版）70事件「本体商品の設計変更による補完的商品の抱き合わせ」〔ブラザー（インクカートリッジ）事件〕
-

第11回

企業結合GLの検討（パート1）

○テーマ：企業集中（企業結合）（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）47事件「結合関係の認定」〔広島電鉄事件〕
-

第12回

排除型私的独占GL（パート3）および企業結合GLの検討（パート2）

○テーマ：市場支配力の形成・維持・強化（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：第1公正取引委員会の執行指針および第3一定の取引分野における競争の実質的制限および「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2～第6）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）2事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（1）」〔多摩談合（新井組）事件〕
 - ・（第3版）3事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（2）」〔東宝スバル事件〕
 - ・（第3版）48事件「製鉄会社間の企業結合と問題解消措置（1）」〔新日鉄合併事件〕
 - ・（第3版）49事件「製鉄会社間の企業結合と問題解消措置（2）」〔新日鐵・住金合併事例〕
 - ・（第3版）50事件「航空会社間の企業結合と協調的行動による競争の実質的制限」〔JAL・JAS事業統合事件〕
 - ・（第3版）51事件「出資関係の変動と協調インセンティブの発生」〔出光・昭和シェル=JX・東燃ゼネラル株式取得事例〕
 - ・（第3版）52事件「垂直型企業結合の問題解消措置」〔ASML・サイマー経営統合事例〕
 - ・（第3版）53事件「垂直型・混合型企業結合と問題解消措置」〔エムスリー・日本アルトマーク株式取得事例〕
 - ・（第3版）54事件「デジタルプラットフォーム事業者間の企業結合事例」〔Zホールディング・LINE経営統合事例〕
 - ・（第3版）55事件「地方銀行間の企業結合事例」〔ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得〕
 - ・（第3版）56事件「企業結合規制における経済分析の利用方法」〔ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例〕
-

第13回

前回のつづき

第14回

優越的地位の濫用GLの検討

○テーマ：優越的地位の濫用（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）81事件「納入業者に対する利益提供要請」〔ラルズ事件〕
 - ・（第3版）82事件「融資先に対する金融商品の購入強制」〔三井住友銀行事件〕
 - ・（第3版）83事件「全農による取引拒絶および廉売の資金を提供させる行為」〔全国農業協同組合連合会連合会事件〕
 - ・（第3版）84事件「プラットフォームによる納入業者に対する利益提供強制」〔アマゾン〔確約〕事件〕
 - ・（第3版）85事件「フランチャイズ加盟店に対する見切り販売の制限」〔セブン-イレブン・ジャパン事件〕
 - ・（第3版）86事件「飲食ポータルにおけるランキング・アルゴリズムの不利益変更」〔食べログ事件〕
-

第15回

事業者団体GLの検討

○テーマ：事業者団体の禁止行為（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第1および第2-1～第2-11）

○検討事例：『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号（2024年8月）より

- ・（第3版）38事件「団体の行為と共同行為の区別」〔石油価格協定刑事事件〕
- ・（第3版）39事件「事業者団体への入会制限と事業者の数の制限」〔神奈川県LPガス協会事件〕
- ・（第3版）40事件「製造設備の買上げ等による事業者の数の制限」〔滋賀県生コン工業組合事件〕
- ・（第3版）41事件「医師会による医療機関の開設・診療科目等の制限」〔観音寺三豊郡医師会事件〕
- ・（第3版）42事件「届出料金の引上げと実勢料金への影響」〔日本冷蔵倉庫協会事件〕
- ・（第3版）43事件「資格者団体による広告活動・顧客獲得活動の制限」〔三重県社会保険労務士会事件〕
- ・（第3版）44事件「品質・規格等の制限」〔教科書協会事件〕
- ・（第3版）45事件「手形交換所の取引停止処分」〔東京手形交換所事件〕
- ・（第3版）46事件「事業者団体と共同ボイコット」〔日本遊戯銃協同組合事件〕

第16回

試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法ベーシック・プログラム

担当者名	石岡 克俊, 小川 聖史, 大東 泰雄
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43341
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ベーシック・プログラム
科目概要	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89603-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目の担当者3名のうち、2名は競争法をはじめとして企業関連の法律実務の経験を有する弁護士である。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前に指定された問題について、割り当てられたレポーターは、事前にレポートを提出。他の履修者は、各自検討の上、授業に臨むこと。

関連する科目との関係

「経済法I」および「経済法II」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等を通して基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プロ

グラムのみの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決およびガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。

授業の方法

各回のテーマについて、受講者の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーに招き、質疑応答、討論を行う場合もある。講義内容は、本年度の予定が確定していないため、昨年度の表題と実施内容を掲示する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における報告、質疑応答及び学期末に実施する即日起案によって、受講生の到達度を総合的に評価する。評価の目安は、授業における報告40パーセント、質疑応答20パーセント、総合事例演習40パーセントとする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定しましたは配付する。

授業の計画

第1回

【イントロダクションとテーマ設定】

今年度の経済法ベーシック・プログラムの内容の紹介、授業の進め方、テーマの確定と各回のレポーターの決定などを行う。

第2回

【私的独占の主要事例と解釈論（1）：排除型私的独占の検討】

「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月28日）の概要を理解したうえで、報告者には、NTT東日本事件（百選（第3版）7事件および135事件、判例時報2261号122頁）の事案の概要および判旨を整理したうえで、結論に対する自身の意見を報告してもらう。なお、報告においては、他の排除型私的独占の判審決例についても簡単に紹介してもらいたい。

第3回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（1）：ハードコアカルテルと非ハードコアカルテル】

不当な取引制限の文脈において、価格協定や入札談合等は「ハードコアカルテル」、業務提携等は「非ハードコアカルテル」と呼ばれることがあり、独禁法上の検討方法も相当異なる。ここでは、これらに対する基本的な検討方法を確認した上で、公取委「独占禁止法に関する相談事例集」のうち近時の事例をいくつかピックアップし、報告者には、公取委「グリーンガイドライン」（グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方）や「業務提携に関する検討会」報告書を踏まえて、非ハードコアカルテル・各種の業務提携に対する分析方法を検討してもらいたい。

第4回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（1）：「流通・取引慣行ガイドライン」における違法性判断基準】

不公正な取引方法として禁止される行為は、「公正な競争を阻害するおそれ」のある行為である。したがって、不公正な取

引方法の違法性判断の手がかりは「公正競争阻害性」ということになる。この意義については一定の学説の展開を踏まえていわゆる3条件説が通説となっており、これから派生する具体的な違法性判断基準が示されているところだが、ここでは、それらと「流通・取引慣行ガイドライン」等の記述や審判決例との整合性について検討を試みることにする。

第5回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（2）：抱合せ販売の検討】

不公正な取引方法のうち、取引強制の一類型である抱き合わせ販売と優越的地位の濫用とは、かなり似通った内容を有する規制となっている。ここでは、両者の類似性と差異に着目して検討をしていくことにしたい。①藤田屋事件（百選（初版）69事件）、②日本マイクロソフト抱き合せ事件（百選（第3版）68事件）および③ASPJAPAN事件（公取委令和6年7月26日排除措置命令、令和6年（措）第9号、公取委web）について、抱き合わせ販売と優越的地位の濫用の両禁止規定の適用を考えてみたい。なお、あわせて「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）と「流通・取引慣行ガイドライン」の該当箇所も併せて参照のこと。

第6回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（3）：排他条件付取引・拘束条件付取引の検討】

排他条件付取引及び拘束条件付取引の適法性・違法性判断に係る考え方について、流通・取引慣行ガイドラインを基本に、公正競争阻害性の内容や他の違反行為類型との関係を意識しつつ検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

第7回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（4）：取引拒絶・差別的取扱いの検討】

不公正な取引方法の中に、取引拒絶や差別的取扱いに関する規定が幾つか存在する。ここでは、各規定の内容や適用対象等を整理した上で、主に、①北海道電力戻り需要事件（公取委公表平成29年6月30日公取委Web）、②大分県農業組合事件（公取委命令平成30年2月23日、平成30年（措）第7号、公取委Web）を取り上げて、取引拒絶・差別的取扱い系の事件についての理解を深めたい。

第8回

【企業結合：「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の検討とその適用】

企業結合に対する独禁法上の分析・公取委の審査実務においては、公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）が非常に有用である。ここでは、企業結合ガイドラインの主要な内容を解説した上で、公取委「主要な企業結合事例」のうち近時の事例を1、2例程度ピックアップし、報告者には、実際の事例における企業結合ガイドラインの適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。

第9回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（5）：取引妨害の検討】

競争者に対する取引妨害の適用場面及び公正競争阻害性について理解を深めることを目的とする。報告者には、競争者に対する取引妨害が他の行為類型との関係において補完的位置づけを与えられていることを踏まえ、取引妨害の公正競争阻害性を検証するとともに、主として、①東芝昇降機サービス事件判決（百選（第3版）69事件）、②ディー・エヌ・エー事件（同92事件）、③MCデータプラス事件（公取委令和6年12月24日排除措置命令、令和6年（措）第20号、公取委web）を取り上げ、それぞれの事件に固有の論点について検討してもらいたい。なお、①事件は不当な取引妨害と不当な抱き合わせ行為の両者が適用されており、これらの関係についても検討が必要である。

第10回

【総合事例演習（1）】

即日起案

第11回

【総合事例演習（2）】

即日起案

第12回

【総合事例演習（3）】

即日起案

第13回

【総合事例演習（４）】

総合事例演習（１）～（３）で実施した演習問題の解説

第14回

【私的独占の主要事例と解釈論（２）：支配型私的独占の検討】

私的独占の禁止に係る主要事例のうち支配型私的独占について検討する。①野田醤油事件（百選（初版）18事件）、②東洋製罐事件（百選（第3版）16事件）および③福井県経済農業協同組合連合会事件（百選（第3版）17事件）とは、「支配」行為のとらえ方についてそれぞれ異なった理解を示している。報告者には、②事件における「支配」行為を踏まえ、③事件の妥当性の検討と④事件の射程について考えてもらいたい。

第15回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（２）：情報交換活動と「共同性」】

競争事業者間、販売先企業経由、事業者団体経由で行われる様々な情報交換活動に関して、不当な取引制限に関する判審決（特に東芝ケミカル事件（百選（第3版）21事件））及び「事業者団体ガイドライン」を踏まえて検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法ワークショップ・プログラム

担当者名	石岡 克俊, 小川 聖史, 大東 泰雄
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43356
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが目的である。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目の担当者3名のうち、2名は競争法をはじめとして企業関連の法律実務の経験を有する弁護士である。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前に指定された問題について、割り当てられたレポーターは、事前にレポートを提出。他の履修者は、各自検討の上、授業に臨むこと。

関連する科目との関係

「経済法I」および「経済法II」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等をとおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ベーシックプログラムと連動している。

授業の方法

各回のテーマについて、受講生の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う場合もある。

講義内容については、本年度の予定が確定していないため、令和7年度の実施内容を提示する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における報告、質疑応答及び学期末に実施する総合事例演習によって、受講生の到達度を総合的に評価する。評価の目安は、授業における報告40パーセント、平常点20パーセント（ゲストの回の簡潔なレポートを含む）、総合事例演習40パーセントとする。

なお、本授業では、生成AIの利用を一部認める。具体的には、以下の場面での使用が可能である。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- 課題の構成案の検討
- 調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意すること。

- AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記すること（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合がある。
- 報告資料における出典や注は、適切に確認の上、作成すること。
- レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

各回で用いる教材（論文等）を、事前に指定または配付する。

授業の計画

第1回

【講演】「スマホソフトウェア競争促進法について」（公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）付デジタル調査官（主査）田部井靖典（たべいやすのり）氏）

【ガイダンス】テーマの設定と報告担当者の割振り

第2回

【「正当化事由」論の現在】

「正当化事由」をめぐる議論の現段階について理論的な整理をしたい。もともと公益要件や対市場効果要件と関係づけ、「実質的違法性」として議論されてきたが、近年ではこうした要件と関連させずに「正当化事由（正当化理由）」と整理される傾向にある。こうした傾向には、いかなる背景や理由があるのか？近年における独占禁止法の法適用や、適用除外・他の事業法令などの立法動向を踏まえ、考えてみたい。関連事例やガイドラインとしては、石油価格協定刑事事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕4事件）、ハmanaカ毛糸事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕5事件）、東京手形交換所事件（経済法判

例・審決百選〔第3版〕45事件）、日本遊戯銃協同組合事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕46事件）、大阪バス協会事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕36事件）、「排除型私的独占ガイドライン」および「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（令和5年3月31日策定、令和6年4月24日最終改定）などをあげることができるだろう。

第3回

【不公正な取引方法：再販売価格維持行為】

再販売価格維持行為をめぐる主要論点について検討する。報告者は、例えば流通・取引慣行ガイドライン、和光堂事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕71事件）、日産化学工業事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕67事件）、ハマナカ毛糸事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕72事件）、ナイキジャパン事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕73事件）、資生堂再販事件（経済法判例・審決百選〔第1版〕74事件）を題材に報告を行い、全員で討議する。

第4回

【事業者団体規制】

ここでは、事業者団体規制を扱う。特に、事業者団体規制の趣旨や存在意義、構成事業者に対する規制との峻別、独禁法8条各号の要件論、公取委の運用方針等を確認した上で、関連する著名な先例を題材として、事業者団体規制のあり方について議論をしたい。最初に教員から、事業者団体規制についての短時間の講義を実施した後、報告者から関連先例の報告をしてもらい、議論を深めることとしたい。（どの事例を報告対象とするかは、事前に教員と相談されたい。）

第5回

【不公正な取引方法：不当廉売・差別対価】

不当廉売には、法定不当廉売と一般指定としての不当廉売がある。また、差別対価には、不当廉売型と取引拒絶型があると指摘されることがある。これを踏まえ、不当廉売規制及び差別対価規制の意義や公正競争阻害性について議論し、排除型私的独占との関係を含めた横断的な理解を得ることを目指したい。報告者には、不当廉売及び差別対価の概要のほか、シンエネコーポレーション事件・東日本宇佐美事件（百選〔第3版〕66事件）、LPガス事件（同61事件）のほか、排除型私的独占が適用された有線ブロードネットワークス事件（同11事件）も取り上げ、上記各事例の概要、判断の要旨及び各事例における公正競争阻害性の捉え方等を報告してもらう。不当廉売、差別対価と排除型私的独占との重なり合いについても意識してもらいたい。

第6回

【共同保険の組成と不当な取引制限】

大手損害保険会社4社が企業向け保険の保険料率をあらかじめ調整していたとの疑いで、金融庁が保険業法128条1項にもとづく報告徴求命令を発出したことを契機とする一連の事件に関する主要な論点を取り扱う。報告にあたっては、遠藤光＝池田卓郎＝岩淵権「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」公正取引890号（2024年12月）87頁、松永博彬「損害保険会社らに対する排除措置命令等と共同保険組成の留意点」ジュリスト1607号（2025年3月号）6頁、河谷清文「競争関係にない事業者を不当な取引制限の違反行為者とした事例」TKCローライブラリー新・判例解説Watch経済法No.100文献番号z18817009-00-121002594（2025年5月16日掲載）、石岡克俊「共同保険の組成と不当な取引制限」ジュリスト1613号（2025年8月号）117頁を参照してほしい。

第7回

【アフターマーケットを巡る独禁法上の諸問題】

高価な機器や耐久財が購入された場合において、当該機器等に関連した消耗品や保守サービスなどにおける市場は、アフターマーケットと呼ばれ、独禁法に関する紛争が生じやすい領域といえる。エレベーターとその点検サービス・部品や、プリンターとカートリッジなどが典型例であるが、古典的には、カミソリと替え刃も例として挙げられる。また、アフターマーケットは、市場画定や適用法条・弊害要件、正当化事由など、独禁法上の多くの議論に関連する、理論的・実務的にも面白い領域ともいえ、しばしば競争政策的な観点も含めて議論される。ここでは、最初に教員から、アフターマーケットを巡る独禁法上の議論を概観する講義を実施した上で、報告者から近時の事例の報告をしてもらい、議論を深めることとしたい。報告対象としては、エレコム対ブラザー工業事件（東京地判令和3年9月30日・審決集68巻243頁）を取り上げたい。

第8回

【欧州競争法研究：使用済み車輛（廃車）カルテル事件】

2000年10月発効の欧州廃車指令を契機として、自動車メーカーらは、（1）廃車解体業者への不払協定、そして（2）新車購入者に対してリサイクル比率等で販促活動をしないという非宣伝協定を行った。2025年4月、欧州委と英国競争局（CMA）は自動車メーカーらに制裁金を課した。本事件を通じて、EU及び英国競争法におけるカルテルの取扱い、域外適用、親会社責任などを検討し再確認したい。（ゲストスピーカー：経営コンサルティング事務所北極星顧問（元株式会社ブリヂストン法務・海外部門）北 博行氏）

第9回

【企業結合規制①】

企業結合に対する独禁法上の分析・公取委の審査実務においては、公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）が非常に有用である。ここでは、まず教員から、企業結合ガイドラインの主要な内容及び報告対象事例に関する論点を一般論として概説した上で、報告者には、実際の事例における企業結合ガイドラインの適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。報告対象としては、Zホールディングス及びLINEの経営統合（令和2年度主要な企業結合事例10）を取り上げたい。

第10回

【不公正な取引方法：優越的地位の濫用】

優越的地位の濫用規制における公正競争阻害性について把握した上で、優越的地位と濫用行為に係る考え方について、優越的地位濫用ガイドライン及びラルズ事件判決（東京高判令和3年3月3日）を題材に検討する。

第11回

【企業結合規制②】

第9回に引き続き、企業結合規制を取り上げ、理解を深めたい。最初に教員から、企業結合規制の手続的な諸論点を概説し（公取委「企業結合審査の手続に関する対応方針」（手続対応方針）を事前に参照されたい）、その後、報告者には、第9回と同様、主要な先例につき、企業結合ガイドライン（や手続対応方針）の適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。報告対象としては、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得（平成30年度主要な企業結合事例10）を取り上げたい（なお、いわゆる独禁法特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律）も時間の許す限り取り上げたい）。

第12回

【エンフォースメント】

履修者が公取委における手続の実態をイメージできるよう、担当教員の実務経験に基づき作成した仮想事例を用いながら、公取委が立入検査を行い排除措置命令・課徴金納付命令を発出するまでの審査手続について説明する。また、企業における違反行為発見時の社内調査、課徴金減免申請の実務、確約手続等の実務についても説明する。

第13回

【独占禁止法違反行為における主観的要素（意図・目的）について】

ここでは、独占禁止法違反の評価・判断における主観的要素の重視傾向について考えてみることにしたい。従来、独占禁止法違反の評価における主観的要素は、もっぱら不当な取引制限の共同性（「意思の連絡」）の認定において加味されるのみであった。しかし、最近では、私的独占において「不当な排除」を根拠づけるものとして（不正の）意図・目的がしばしば問題とされる。独占禁止法が事業者による競争制限ないし競争阻害行為を排除し、従前の競争状態を回復するためのものであるとすれば、そもそも行為の意図・目的とした主観的要素は法違反の成立に本来関係のないものではないのか。近時の法違反の認定における実務における主観的要素の偏重の現状をとらえ、その問題点について検討を行う。関連事例やガイドラインとしては、都営芝浦と畜場事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕1および59事件）、東京スター銀行事件（同54事件）、着うた事件（同104事件）、マイナミ航空サービス事件（マイナミ航空サービス事件東京地裁判決（東京地裁令和4年2月10日、令和3年（行ウ）第4号／令和3年（行ウ）第124号、審決取消請求事件〔私的独占〕））や「排除型私的独占ガイドライン」をあげることができるだろう。

第14回

【即日起案】

第15回

【即日起案】講評・演習

慶應義塾大学 シラバス・時間割

環境法 I

担当者名	町野 静
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42455
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	国内の環境法につき、環境法生成の歴史、環境基本法における基本原則などの総論と、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等の個別法の基本的事項について学習する
K-Number	GLS-LP-89553-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象とする。授業の目的は、固有の到達目標第1章から第7章記載の環境法の基本事項、環境政策の手法及び各法律の基本的事項を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することである。

本授業の到達目標は、環境法の基本的知識を着実に身につけることにより、環境法分野の実務的な問題を解決するために必要となる法律や政省令の正確な理解し、的確な活用をすることができるための基礎的な力をつけることにある。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として環境法令に関する助言を行うほか、省庁や自治体の審議会の委員を務めており、企業実務と環境法令の関わり、法令の課題や法改正の動向について説明することが可能

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

指定の教科書で該当箇所を予習

関連する科目との関係

環境法務ワークショッププログラム 環境政策を深く学ぶ(春学期 2・3年次)
環境法Ⅱ 環境判例を一通り学ぶ(秋学期 2・3年次)
テーマ演習(条文を踏まえて環境リスクを理解する) リスクの観点から環境法を学ぶ(秋学期 2年次)
テーマ研究(環境裁判例の検討) 環境判例を深く学ぶ(春学期 3年次)
テーマ演習(環境紛争の解決手続) 環境法を環境紛争の観点から深く学ぶ(秋学期 3年次)

授業の方法

基本的には講義方式で行う。事前に受講者に資料を配布し、予習に基づいた教員との対話(ソクラテスメソッド)、受講者同士の議論も取り入れながらすすめる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

第1回文章作成演習40%、第2回文章作成演習60%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

自宅での予習復習における利用は自由
授業内文書作成では利用不可

教材

大塚直「環境法Basic[第3版]」(有斐閣)
環境六法
配布プリント(パワーポイント)

授業の計画

第1回

環境法とは何か
環境法の生成過程
① 公害対策基本法
② 公害国会
③ 環境基本法

第2回

環境基本法
① 目的
② 背景
③ 基本理念
④ 各主体の責務

第3回

環境法の基本原則
① 持続可能な発展
② 未然防止原則・予防原則
③ 汚染者負担原則・原因者負担原則
④ 環境権
⑤ 景観の利益

第4回

環境政策の手法(1)

- ① 手法
 - ② 環境基本計画
 - ③ 環境影響評価法
-

第5回

環境政策と法(2)

- ① 規制的手法
 - ② 大気汚染防止法
 - ③ 水質汚濁防止
-

第6回

環境政策と法(3) 土壌汚染対策法

第7回

環境政策と法 (4)

- ① 市場メカニズムを利用する手法
 - ② 情報の影響力を利用する手法
 - ③ 合意の効果を利用する手法
 - ④ ISO14001シリーズ
-

第8回

第1回文章作成演習 80分

第9回

第1回文章作成演習講評

循環型社会の形成(1)

廃棄物処理法 I

- ① 廃棄物の定義
 - ② 廃棄物処理の手続
-

第10回

循環型社会の形成(2)

廃棄物処理法 II

- ① 適正な廃棄物処理
 - ② 法改正の歴史
-

第11回

循環型社会の形成(3)

- ① 循環型社会形成推進基本法
 - ② 日本のリサイクル法制の概要
 - ③ 容器包装リサイクル法
 - ④ プラスチック資源循環促進法
-

第12回

生物多様性の確保

- ① 生物多様性基本法
- ② 自然公園法その他の実施法

気候変動への対策

- ① 気候変動枠組条約
- ② 京都議定書、パリ協定
- ③ 地球温暖化対策の推進に関する法律

第13回

公害・環境紛争解決制度

化学物質の管理政策と環境リスク

原子力と環境

海洋プラスチック問題

第14回

第2回文章作成演習 80分

第15回

第2回文章作成演習講評、自由討論

慶應義塾大学 シラバス・時間割

環境法Ⅱ

担当者名	町野 静
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	40998
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目学際系
科目概要	環境法Iで学んだ基本知識を前提として、環境法分野における重要判例を考察する。
K-Number	GLS-LP-89553-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

本授業は、環境法の裁判例の学習を通じて、固有の到達目標第7章から第10章までの事項を学習し、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。

本授業の到達目標は、次のとおりである。

- (1) 受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶことにより的確な対応をすることができる能力を身につける。
- (2) 紛争と環境政策・環境立法との関係について理解を深める。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士としての訴訟実務経験に基づき判例の解説をいたします。

能動的学修形式 [説明](#)

実験、実技、実習

準備学修（予習・復習等）

担当回の裁判例のまとめ資料の準備

関連する科目との関係

「環境法Ⅱ」に関連する科目として、「環境法Ⅰ」「環境法務ワークショッププログラム」が設置されている。「環境法Ⅱ」の対象は、「環境法Ⅰ」の受講者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者である。

環境法Ⅰを受講していなくとも、環境法Ⅱを受講しながら、環境法Ⅰの部分を自主的に学ぶことは可能である。

授業の方法

履修者が割り当てられた判例について研究発表をする。発表者は事前にレジュメを作成する。授業では、発表のあと、その内容について議論をする。初回授業で履修者が担当する裁判例を決めるので、履修予定者は、事前に裁判例を選択できるよう検討しておくこと。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点（授業への貢献度）30%、試験70%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

資料作成に利用は可能だが、利用の際はその旨明記すること。
授業内文章作成での利用は不可。

教材

別冊ジュリスト240号「環境法判例百選第3版」有斐閣2018年。
6.授業内容の【】内の番号は、上記百選の番号に対応している。

授業の計画

第1回

国立高層マンション事件【62】

夏休みにできるだけ国立のマンション(JR中央線国立駅南約1.5km)をみておいて下さい。

第2回以降に検討する判例について、担当する履修者を決める。

（参考裁判例）

梶の浦世界遺産訴訟 広島地判平成21年10月1日【64】

第2回

水俣病関西訴訟上告審判決【84】

水俣病認定申請棄却処分取消訴訟上告審判決【85】

第3回

国道43号線事件【25】

（参考判例）

大阪国際空港事件最高裁判決【19】、【20】

第4回

小田急高架化事業認可取消請求事件 原告適格【28】、同本案【29】

（参考裁判例）

大阪サテライト事件【100】

第5回

【百選未搭載】キンキクリーン事件最判（令和7年7月14日 第一小法廷判決）

（参考裁判例）

委託処理基準刑事事件【35】

第6回

第1回文章作成（授業なし）

第7回

文章作成講評

第8回

日光太郎杉事件【77】
（参考裁判例）
伊場遺跡事件【78】
二風谷ダム事件【79】

第9回

伊方原発事件－科学問題の司法審査【89】

第10回

【百選未搭載】最判令和3年5月17日（最高裁第一小法廷平成30年（受）第1447号、平成30年（受）第1448号、平成30年（受）第1449号）

第11回

紀伊長島町水道水源条例事件【53】
（参考裁判例）
宗像市焼却炉設置計画廃止勧告処分無効事件【52】

第12回

川崎市土壤汚染事件【31】
（参考裁判例）
土壤汚染国家賠償請求事件【32】

第13回

シロクマ事件【98】

第14回

第2回文章作成（授業なし）

第15回

文章作成講評、自由討論

慶應義塾大学 シラバス・時間割

環境法務ワークショップ・プログラム

担当者名	滝口 直樹
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	金4
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	46647
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	気候変動、公害、廃棄物、生物多様性などに取り組む環境法について、その取り組む環境の状況、制度の概要・進展、今後の課題を具体的事件、事業に基づいて検討し、環境保全や持続可能な開発に向けての様々な主体の取組を明らかにする。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

環境法は、公害、自然破壊、気候変動問題等、1970年代以降、次々と立ち現れてきた課題に対処するべく整備され、今も進化を続けている。2030アジェンダ・SDGsを受けた取り組みの展開、2050年カーボンニュートラルやプラスチック使用削減に向けた法整備の進展も著しい。環境法の理解のためには、その対処する課題や、政策的対応の進展、直近の現状を理解することが大切である。

本授業は、環境課題に対し、立法（法律）、司法（裁判）、行政（政策）、国際社会（条約）がどのように対処してきたか、主要な課題ごとに、実務的な観点からそれぞれの科学的・社会的背景を踏まえ概観し、環境法の発展過程とその特質について理解することを目指す。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、環境省に勤務し、環境関連法の立案、施行に長年携わってきた。その経験を踏まえ、授業を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

環境に関わる世の中の中の様々な動きに関心を持ち、それらについて法的な観点から考察してみる。

関連する科目との関係

環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」が開講されており、これらの授業との連携について配慮する。本科目は、環境省等での行政実務の経験者により、行政実務の状況を踏まえた授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景にある問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程も含めて検討を行う点が特徴である。

授業の方法

講義形式で行うが、受講者自ら考え、発言することも重要であるので、質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込む予定である。

また、環境法政策実務の最近の動きを知るため、環境省等で政策立案に関わる担当者等をゲストスピーカーとして招き、話を聞くことも検討している。

なお講義の順序、内容については、受講者の関心に応じて変更することもありうる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

中間レポート30%、期末レポート50%、授業への参加度20%により、合否判定を行う。全体を総合し、環境法務についての理解が水準に達していれば合格とする。レポートの内容、提出期限等については講義において説明する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポート作成に当たっては、生成AIは利用しないこと。

生成AIの利用方法の選択、生成された結果の評価が的確にできるようになるためには、生成AIの「外」で思考し、評価する経験、力が必要である。その能力を身につけることをめざしている。

教材

各回の講義において関連する資料を配付する。また、主要な参考図書については第1回の講義において説明する。

授業の計画

第1回

イントロダクション、環境基本法 4/3開講

環境問題は「人」と「環境」との関わりから生じるものであり、人と人の関係に関わる他の法律問題とは異なる特色をいくつか有している。また、環境に関わる法律の制定、運用には、裁判、社会的な事件、国際条約・交渉、市民運動、省庁や地方公共団体、企業・事業者の取組などが多面的に関わっていることも大きな特色である。こうした特色を持つ環境法の制定、運用過程について、環境基本法の内容も紹介しながら、見取り図的に概説する。

第2回

被害補償

環境問題において、健康被害の発生は最も深刻な事態といえることができる。その救済に法制度の果たす役割は大きい。健康被害がなぜ発生し、政府や立法府、司法、企業、市民、科学者がどうに対応したかについて、大気汚染健康被害、水俣病、石綿健康被害を中心に概観する。

第3回

政府と市民 - 行政法の役割と市民参加

政府は、環境問題への取組に大きな役割を果たし、規制法/行政法が多く適用される。その際、情報公開、参加、救済手続きといった行政と市民との関係が重要になる。リオ宣言で示された「関係者が参画することにより、効果的に取り組むことができる」との原則（リオ第10原則）が、その後、情報公開、市民参加などの形でどう展開してきたか、環境アセスメント制度なども関わらせながら議論する。

第4回

汚染対策総論・大気汚染対策

環境汚染防止の基本である排出規制についてその枠組を紹介する。大気汚染に関わる規制について、工場などの固定発生源の

排出規制や自動車排ガス規制等について、制度と運用、課題を概観する。

第5回

水質汚濁対策

水質汚濁対策は排出規制が中心となるが、比較的小規模な事業場も規制対象となる。また、閉鎖性水域など影響を受ける水域に応じて、規制が強化されている。こうした水質汚濁防止特有の問題も含め、制度やその運用を概観する。

第6回

土壌汚染、地下水汚染

土壌汚染、地下水汚染は有害な化学物質が地下に浸透することで引き起こされる。地下に浸透するルートは様々であり、従来の排出口対策では対処できない。地下水水質規制から土壌汚染対策へ、という政策・制度の深化について概観する。

第7回

国際法と環境法

環境法は、気候変動枠組条約やリオ宣言、SDGsなど、国際条約や国際宣言に促されるように発展してきた。EUの制度が、日本の取組に強い影響を与えることも多い。こうした国際的な法規範と国内法制との関わりを考察する。

第8回

温暖化対策、エネルギー政策

気候変動に取り組むには、各国が国内対策を進めなければならない。二酸化炭素排出抑制はエネルギー使用に深く関わり、エネルギー政策の取組も重要である。日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、地球温暖化対策法等で取り組んでいる。その背景、取組について、特徴、課題を概観する。

第9回

放射性物質汚染対策、原子力安全規制

福島第一原子力発電所事故を契機に、放射性物質汚染対策は、環境行政の課題の一つとなった。放射性物質汚染の除去（除染）、除染廃棄物の処理、原子力安全規制について、制度と課題を概観する。

第10回

循環型社会形成基本法、廃棄物処理法

都市の環境問題はごみ問題から始まった。ごみ問題は、衛生問題からスタートし、その後、不法投棄問題への取組、循環型社会の構築、物質・資源の利用制御へと深化してきた。こうした政策の深化を振り返るとともに、廃棄物管理規制の内容、現状、課題を概観する。

第11回

プラスチックをめぐる問題とリサイクル制度

プラスチック廃棄物問題については、プラスチック資源循環法が制定され、取組が新たな段階に入った。国際条約づくりの交渉も始まっている。政策の今後の展開について議論する。

第12回

生物多様性の保全 自然公園等の保護区制度

人は、生物多様性、生きものと共存してきており、そこにも法が役割を果たしている。生物多様性条約、自然公園制度は、優れた自然環境を保全し、適切に利用する枠組みとして発展を遂げてきた。生物多様性保全の制度、自然公園制度を中心とした保護区制度の現状と課題について概観する。

第13回

野生生物、飼育動物など「生きもの」との関わり

種の保存法や鳥獣保護法等による野生生物保護、動物愛護法によるコンパニオンアニマル、ペットの扱いに等ついて概観する。

第14回

化学物質

化学物質は私たちの生活の中で利用され、公害規制法の対象になっている物質以外にも有害なものが存在する。こうした化学物質のリスク管理について、制度や実態を議論する。

第15回

経済と環境対策 ESG投資・グリーンファイナンス

短期的に高利益をあげる企業ではなく、環境問題や社会問題に取り組み、健全なガバナンスの下、長期的に持続的な経営を行う企業が、市場で評価されるようになりつつある。その最近の動きについて、議論する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

倒産法 I

担当者名	高田 賢治
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41501
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	倒産法の理論について講義する。倒産法の実在意義、種類、および破産法の前半を扱う。破産法の前半の内容は、破産原因、破産管財人、破産財団、破産債権、双方未履行の双務契約、否認権などである。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義は、倒産法の基本法というべき破産法の主要な部分について体系的に講義することを目的としている。本講義においては、倒産法の総論的な部分および破産手続の開始から終了までを扱う。ただし、相続財産破産・信託財産破産、個人破産・免責については、倒産法IIの講義で扱われる。

本講義の到達目標は、倒産法の実在意義や種類をふまえて、破産法を体系的に理解することで、「倒産法II」、「倒産法総合」、「倒産法WP」を受講する上で必要な知識と考え方を修得することにある。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

予習として、参考書、事例問題、事前に配布する資料を読んでおくこと。復習として事例問題の解説に取り組むこと。合計1時間程度

関連する科目との関係

「倒産法II」、「倒産法総合」、「倒産法WP」を受講するための前提知識を提供する科目として位置づけられる。また、民法、民事訴訟法、民事執行・保全法などと関連する。

授業の方法

講義形式で授業を行う。ただし、適宜、参加者に質問するなどして双方向的な授業を実施する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

成績評価は、期末試験 80%、授業への積極的な貢献など平常点 20% で評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

重要概念の定義の辞書的な調査を除き、生成AIの利用は禁止する。

教材

事前に配布するレジュメを用いる。

予習教材として、倉部真由美ほか『倒産法〔第2版〕』（有斐閣・2025年）。復習教材として、松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2021年）。

参考書として、杉本和士ほか『倒産法』（有斐閣、2024年）。

授業の計画

第1回

倒産法の意義、必要性、種類、法的整理と私的整理

到達目標 1-1、1-2、1-3、3-1、3-2

第2回

破産手続開始の申立て、破産能力、破産原因、保全措置

到達目標 3-3、3-4、3-5、3-6、3-7

破産手続開始決定とその効果

到達目標 2-9、3-8、3-9

第3回

手続機関

破産管財人、債権者集会

到達目標 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7

第4回

破産財団の範囲、財団債権

到達目標 4-1、4-2、6-1、6-2、6-3、6-4

第5回

破産債権の要件と順位、手続開始時現存額主義

到達目標 2-8、5-1、5-2、5-3、5-4

破産債権の届出・調査・確定

到達目標 5-5

第6回

破産手続開始後の破産者の行為

双方未履行の双務契約の処理（1）

一方のみ未履行の双務契約の処理

到達目標 7-1、7-2

第7回

双方未履行 of 双務契約 of 処理（2）

継続的供給契約、賃貸借契約

到達目標 7-3-1、7-3-2、7-3-3

第8回

双方未履行 of 双務契約 of 処理（3）

請負契約、その他の契約

到達目標 7-3-4、7-3-5、7-3-6、7-3-7、7-3-8、7-3-9、7-3-10、7-3-11、7-3-12、7-4

第9回

係属中の訴訟・執行との関係

到達目標 7-5

取戻権

（取戻権の意義・種類、一般の取戻権、特別の取戻権）

到達目標 9-3

第10回

別除権（1）

（別除権の意義、別除権の行使方法、別除権者の破産債権行使）

到達目標 9-1

第11回

別除権（2）

（担保目的財産の任意売却、担保権消滅制度

各種の担保権の扱い）

到達目標 9-1

第12回

相殺権（1）

（相殺権の機能、適用範囲、要件の緩和、破産管財人による相殺）

到達目標 9-2-1、9-2-2、9-2-5

第13回

相殺権（2）

相殺禁止

到達目標 9-2-3、9-2-4

第14回

破産財団の管理・換価と法人の役員に対する責任追及

到達目標 10-1、10-2、8-2

配当による破産手続の終了

到達目標 10-3-1

第15回

破産手続の廃止

到達目標 10-3-2、11-4

管財事件と同時廃止事件の振り分け基準、異時廃止の特徴、同時廃止の特徴。少額管財。

第16回

慶應義塾大学 シラバス・時間割

倒産法Ⅱ

担当者名	工藤 敏隆
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木4
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	41516
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	破産法の後半部分（相殺権、別除権、配当等）、および民事再生法を扱う。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義は、もっぱら司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭において、清算型倒産処理手続である破産手続のうち、「倒産法I」で扱えなかった部分について学習するとともに、再建型倒産処理手続である民事再生法について学習することを目的としている。

本講義の到達目標は、「倒産法I」の講義と相まって、受講生が倒産法制の全体像を把握し、かつ、「倒産法総合」などを受講する上での基礎知識を習得することである（別途公表されている本研究科到達目標の該当科目を参照）。到達目標の8、11～12、14～25が該当項目である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士としての実務経験により得た知見も踏まえた講義を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

反転授業

準備学修（予習・復習等）

予習としては入門書及び事前配布資料を読むこと。復習としては該当部分の事例問題を解くこと。

関連する科目との関係

本講義は、「倒産法総合」「倒産法WP」等を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法などを理解していることが望ましい。

授業の方法

授業の方法は、講義が基本となるが、適宜講師からの質問や議論を交え、受講生の理解を確認しながら進める。
講義資料の配信など詳細は、KLMSで告知する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末試験80%、平常点20%の割合による総合評価とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

授業ではスライドを使用する。六法を持参すること。

予習に役立つ入門書として、倉部真由美ほか『倒産法』（有斐閣、第2版、2025年）が、復習に役立つ判例解説として、松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選』（有斐閣、第6版、2021年）がある。

参考書として、杉本和士ほか『倒産法』（有斐閣、2024年）、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第6版、2025年）がある。

授業の計画

第1回

否認権（１） 到達目標8-1、8-2、8-3-1

否認の意義と種類、否認の一般的要件、詐害行為否認を扱う

第2回

否認権（２） 到達目標8-3-2、8-4

偏頗行為否認、対抗要件否認を扱う

第3回

否認権（３） 到達目標8-4、8-5、8-6、8-7

執行行為の否認、否認権行使の方法、否認の効果を扱う。

第4回

個人債務者の破産・免責手続 到達目標11

相続財産破産・信託財産破産 到達目標12

個人破産の特徴、免責の理念、免責手続、免責の効果などを扱う。

第5回

民事再生法の沿革と特徴・再生手続の開始、再生手続の機関 到達目標14、15

民事再生法の沿革と特徴を概観した上で、再生手続の流れを確認する。さらに、再生手続の開始原因、申立権者、申立てから手続開始決定までの間の保全措置を検討する。再生債務者の地位、裁判所、監督委員、管財人について扱う。

第6回

再生債務者財産と再生債権等の扱い 到達目標16、17

再生債務者財産および再生債権、共益債権、一般優先債権、開始後債権について扱う。

第7回

再生手続の進行 到達目標21-1、21-2

再生債権の届出・調査・確定、財産評定など再生債務者財産の管理に係る手続、事業譲渡について扱う。

第8回

再生手続における法律関係の処理 到達目標18-1、18-2、18-3

双方未履行の双務契約の処理、賃貸借契約に関する特則、その他の各種契約の処理に関する特則について扱う。

第9回

再生債務者をめぐる財産関係の処理、取戻権、相殺権 到達目標18-4、19-1、19-3

再生手続開始後の手続関係の処理、取戻権、相殺権について扱う。

第10回

再生手続における担保権 到達目標19-2

担保権実行中止命令、別除権協定、担保権消滅許可制度について扱う。

第11回

再生債務者財産の法律的文変動 到達目標20

再生計画の意義および内容 到達目標22-1

否認権、役員責任査定手続、再生計画の絶対的必要的記載事項、相対的必要的記載事項、任意的記載事項について扱う。

第12回

再生計画案の作成・提出と再生計画の成立 到達目標22-2、22-3、22-4

再生計画案の作成・提出、再生計画案の決議と再生計画の不認可事由について扱う。

第13回

再生計画の遂行・変更および再生手続の終了 到達目標23

再生計画の遂行、再生計画の変更、再生手続の終了、破産手続への移行に伴う措置について検討する。

第14回

個人再生手続の特徴・小規模個人再生手続 到達目標24、25-1、25-2

通常再生手続および破産免責と比較した個人再生手続の特徴を解説する。さらに、小規模個人再生の特徴を検討する。

第15回

給与所得者等再生・住宅資金貸付債権に関する特則 到達目標25-3、25-4

小規模個人再生と比較した給与所得者等再生の特徴を解説する。さらに、住宅資金貸付債権に関する特則について検討する。

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

倒産法ワークショップ・プログラム

担当者名	高田 賢治, 工藤 敏隆, 濱田 芳貴
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	11074
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	倒産法に関する、最近注目される理論上および実務上の論点を扱うオムニバス授業。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

- ① 倒産法分野ですでに学習した理論をもとに実務の運用を理解し、理論と実務の架橋を目的とする。
- ② 判例百選に掲載された判例等を素材として、具体的な事案をもとに判例理論や実務上の運用を学習する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士または裁判官としての実務経験のあるゲストスピーカーとして招く。どのような事業再生、破産手続の運用を行ってきたか、その背景事情は何かについて講義することで倒産実務の理解を促す。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

毎回のテーマに関する教科書の復習および事前配布資料を読むこと（1時間程度）。

関連する科目との関係

倒産事件では、民法等の実体法の修正の局面等が顕在化するため、民法を含めた実体法の基礎知識が求められる。また、本講義では倒産法の基本的理解を前提に講義を進めるため、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、倒産法総合を履修していることが望ましい。

授業の方法

判例・実務等を素材にして事例演習形式で授業を進める。以下では、過去に取り扱ったテーマを授業内容として参考までに紹介する（順不同）。

今年度の各回で取り扱うテーマについては、初回までにK-LMSを通じて連絡する。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業への貢献度を含む平常点40%、レポート評価60%。

評価方法は合否（P/F）の判定とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの利用を一部認めています。

具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- レポートの構成案の検討、構想発表の準備。
- 文献調査のための補助的な活用（情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- レポートの執筆に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。
- 使用したAIツールの名称と使用目的を明記すること。
例：「Geminiを用いて構成案を作成」など。
- 他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

教材

K-LMSを通じて事前に配布する資料を用いる。

授業の計画

第1回

破産法における理論上の諸問題（1） 到達目標8-1, 8-2, 8-3

無償行為否認

保証・物上保証は、無償行為否認の要件としての無償行為に該当するかや、債務超過は無償行為否認の要件であるかについて、最判昭和62年7月3日民集41巻5号1068頁および最判平成29年11月16日民集71巻9号1745頁を素材に検討する。

第2回

破産法における理論上の諸問題（2） 到達目標2-4

破産管財人

破産管財人の法的地位について、管理機構人格説、受託者説など学説の見解を検討する。また、破産管財人の善管注意義務に関する問題を扱う。

第3回

民事再生法における理論上の諸問題（1） 到達目標14-5, 19-2

担保権実行の中止命令と別除権協定

非典型担保に対する担保権実行中止命令をめぐる諸問題を検討する。また、別除権協定の解除・失効とその効果について、最判平成26年6月5日民集68巻5号403頁や学説を題材に検討する。

第4回

破産法における理論上の諸問題（3） 到達目標3-4

支払停止と支払不能

破産原因、相殺禁止、否認権において重要な概念となる支払不能について検討する。また、支払停止についての判例を検討する。

第5回

ゲストスピーカー（1）

倒産実務に深く精通する実務家（元裁判官・現弁護士）による倒産法・倒産実務の歴史的展開をテーマとする講演を踏まえて、議論・考察する。

第6回

破産事件をめぐる実務上の諸問題（1） 到達目標14-5

事業再生や事業譲渡における「事業」の意義など、倒産処理の前提知識の理解を問う。

第7回

破産法をめぐる理論上の諸問題（4）到達目標9-2, 19-3

合理的相殺期待とは何か

請負人の支払停止前に締結された請負契約に基づく注文者の違約金債権の取得が、破産法72条2項2号の「前に生じた原因」に該当し、別の請負契約に基づく報酬債権との相殺が許されるかについて判断した最判令和2年9月8日民集74巻6号1643頁などの判例を題材に、「相殺の担保的機能に対する合理的期待」の適用場面や考慮要素について検討する。

第8回

ゲストスピーカー（2）

倒産法理論と倒産実務に深く精通する研究者（弁護士でもある）による倒産分野で理論的、実務的に関心の高い事項に関する講演を踏まえて、議論・考察する。

第9回

破産法をめぐる理論上の諸問題（5）到達目標3-3

破産申立代理人

近時、議論の多い申立代理人の義務と責任に関する裁判例を検討する。

第10回

民事再生事件をめぐる実務上の諸問題（2）到達目標15-1, 15-5

事業譲渡の要件などを検討する。監督委員や裁判所の役割も解説する。

第11回

民事再生法をめぐる理論上の諸問題（2）到達目標22-1

事業再生と事業譲渡

再生手続における事業譲渡の際に実務上問題となる点について、解説する。

第12回

ゲストスピーカー（3）

事業再生分野の実務に深く精通する実務家（弁護士）による倒産分野で実務上関心の高い事項に関する講演を踏まえて、議論・考察する。

第13回

倒産法をめぐる近時の重要判例

倒産法に関する近時の重要判例を紹介し、どのような事案において、どのような点が問題となったのかを検討する。これまでの判例との関係を整理、検討し、議論する。

第14回

民事再生法における理論上の諸問題（3） 到達目標15-1, 22-3-2

再生債務者の公平誠実義務と清算価値保証原則

議論の多い再生債務者の地位、公平誠実義務の内容について、清算価値保障原則の観点から検討する。

第15回

民事再生事件をめぐる実務上の諸問題 到達目標 22-1-4, 15-8

事業再生と事業譲渡

事業の継続や譲渡による再生について、実践的観点から、手続進行の各段階において締結され実行される事業譲渡を想定し、その適用法令や利害調整などにつき、幅広く考察する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業法務ベーシック・プログラム

担当者名	矢嶋 雅子, 恵木 大輔, 福井 琢
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B33, 2B34
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42986
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ベーシック・プログラム
科目概要	本科目は、架空の事案に基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法に加えて、独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他を学習し、企業法務についての基本的な理解を得ることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89603-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

★履修上の注意事項（必読）★

本講義は履修申告について抽選となることが多いため、履修をキャンセルするなどの行為は、抽選で履修できなかった人たちが、他の履修者に大変迷惑をかけることになるので、くれぐれも避けてほしい。

かつては授業は延長することがあるとして、6時限に別の講義を履修しないようお願いしていたが、2026年度は、6時限に別の講義を履修してもらって構わない。

★以上を確認のうえ、履修してください★

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任する講師を筆頭に、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

オリジナルの「ケースブック」に沿って、あらかじめ用意された「問題」を事前に検討し、予習することが求められる。

関連する科目との関係

会社法に関する基本的な知識と理解を有していることが望ましい（ただし、これまでの経験上、本研究科の一般的な2年生・3年生であれば、この点は問題ないと思われる）。

本科目では、会社法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野を広く学習するが、会社法以外についての基本的な知識や理解は有していなくても、本科目の履修には差し支えない。

なお、本科目は、秋学期に開講される「企業法務ワークショップ・プログラム（WP）」の基礎的科目と位置づけられる。

授業の方法

オリジナルの「ケースブック」に沿って、あらかじめ用意された「問題」を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答および講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また、適宜、小テストを実施する（成績評価欄参照）。

なお、受け入れ人数は50名（上限）とする。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

小テストの評価、授業における平常点に基づいて総合的に判断する。評価の目安は小テスト70パーセント、授業における平常点30パーセントとする。

履修者が常に緊張感をもって授業に参加するよう、小テストをいつ実施するかは事前に公表しない（抜き打ちで行う）ものとする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

上記「授業の方法」で述べた教材（「ケースブック」および「問題」）を用いる。

授業の計画

第1回

※授業計画は確定していないため、参考までに、以下第1回～第15回について、過年度の授業計画を掲げる。なお、確定した授業計画は、3月中旬における教材（「ケースブック」および「問題」）の配布時に示すことにしたい。

●企業法務全般のガイダンスおよび株式

企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンド・プレーヤーと専門分化など、全般的な講義を行った後（ガイダンス）、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する（株式）。

第2回

- 取引先との契約

製品の販売や資材の購入に伴う契約書に何を規定すべきかを考え、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。

第3回

- 独占禁止法の遵守

企業活動に伴って、独占禁止法が関係する典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて検討する。

第4回

- グローバル事業の展開（ゲストスピーカー）

企業規模の拡大に伴う海外当事者との取引等や紛争対応について検討する。

第5回

- 企業再編（1）

親会社が子会社を吸収合併、あるいは、子会社の事業を親会社にすべて譲渡するという想定のもとに、会社法上の企業再編について検討する。

第6回

- 債権回収

取引先が倒産しそうな状況のもとで、倒産危機への対応および債権の回収方法について検討する。

第7回

- 労務

不振の事業部門の整理と人員削減を行うとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを検討する。

第8回

- 取締役の責任（1）

利益相反取引と取締役の責任、利益相反取引の効力について検討する。

第9回

- 株式の公開（ゲストスピーカー）

企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることにしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について検討する。

第10回

- 取締役の責任（2）

取締役の1名が競業行為を行っており、その上会社の取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。

第11回

- 新株の発行等

会社の買収場面を想定し、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達的手段として、新株の発行について検討する。

第12回

- 企業再編（2）

不振部門を切り離すとの想定のもとに、会社分割に関する諸問題について検討する。

第13回

- 内紛（1）

代表取締役の解職および取締役会の運営の諸問題について検討する。

第14回

- 内紛（2）

株主総会が紛糾する状況における法的諸問題について検討する。

第15回

- 倒産

倒産制度と企業実務での用いられ方について検討する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

企業法務ワークショップ・プログラム

担当者名	恵木 大輔, 尾本 太郎, 久保田 安彦, 福井 琢, 邊 英基, 矢嶋 雅子
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	21200
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	企業法務の領域のうち、主にコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、および、M&Aの分野を取り上げ、具体的な設例に基づいて、会社法・資本市場規制に関する諸問題をゼミ形式で検討する。
K-Number	GLS-LP-89613-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

企業法務の領域のうち、主にコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、および、M&Aの分野を取り上げ、具体的な設例に基づいて、会社法・資本市場規制に関する諸問題をゼミ形式で検討する。それによって、それらの分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任する講師を筆頭に、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

報告担当者は事前に十分な報告準備することが求められる。また、その他の者も、報告後の討論に備えて、十分な予習をすることが求められる。

関連する科目との関係

会社法に関する基本的な知識と理解を有していることが必要である。また、企業法務BPを履修済みであることが望ましい。

なお、仮に履修希望者数が定員数（25名）を大幅に超えた場合は、2クラス制（定員50名）とするが、さらに履修希望者数が50名をも超える場合は、企業法務BP履修済みである者に、本科目の履修登録を優先的に認めることを予定している。

授業の方法

全15回のうち、3回は企業法務の最先端で活躍するゲストスピーカーによる講義形式で授業を行う。

他方、その他の回（計12回）については、9月中旬頃にKLMSを通じて配布される事例問題について、1名または複数の受講者がレポートをした後（レポーターの人数は本講義の受講者数との関係で決まる）、受講者全員で議論するという形式（いわゆるゼミ形式）で進める。

なお、レポーターの割当ては、教員側で行ったうえで、9月中旬頃に（教材とともに）Canvasに掲示する。このような掲示の確認を怠り、割当てられたレポートを指定された期限までに提出しなかった場合、本科目の単位を認めないこともあるので十分に注意されたい。

また、各回のレポーター（講義開始前に、教員側で各回のレポーターを指定する）は、担当回の1週間前を目処に、レジュメをアップしなければならないものとする（レジュメのアップ方法については、履修者の数等に鑑みて、別途、指示する）。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

5段階評価（S～D）とし、①各自が担当したレポート（報告）の内容・討論の質、②授業における平常点（授業への参加度・貢献度、発言・議論の質）に基づいて総合的に判断する。

評価の目安は、①各自が担当する報告（レポート）の内容及び討論の質を60パーセント、②授業における平常点を40パーセントとする。

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

以下の活動において、生成AIの使用は認められない。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。

以下の活動において、生成AIの使用は認められない。

- レポート・課題の作成
- 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談されたい。

教材

前記「授業の方法」に記載したように、事前にKLMSを通じて配布される事例問題（ゲストスピーカーの回は除く）を教材として用いる。

授業の計画

第1回

※下記第1回～第15回の授業計画については、一部内容の変更や順番の入替え等の可能性があることに留意して欲しい。

第1回

コーポレートガバナンス総論

第2回

監視義務と内部統制システム構築義務

第3回

グループ会社の管理・コンプライアンス

第4回

取締役・監査役等の義務と責任

第5回

監査役、監査委員、会計監査人の実務と三様監査

第6回

株主の権利

第7回

株主総会の準備と運営（ゲストスピーカーによる講義）

第8回

上場会社のエクイティファイナンス

第9回

非上場会社の資金調達

第10回

新株発行の実務（ゲストスピーカーによる講義）

第11回

自己株式の取得・保有

第12回

M&Aの手法と会社法上の規制

第13回

M&Aの実務

第14回

M&Aと上場会社に固有の論点

第15回

M&Aの諸問題（ゲストスピーカーによる講義）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

コーポレートガバナンス・企業倫理の理論と実務

担当者名	逸見 佳代, 福井 琢
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B33
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31026
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目民事系
科目概要	本講義は、企業法務の領域のうち、特に、コーポレート・ガバナンス（企業倫理を含む）にテーマを絞り、実務上必要となる知識や実務の実際の運用についての知見を基礎から体系的に学ぶことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89513-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本講義は、企業法務の領域のうち、特に、コーポレート・ガバナンス（企業倫理を含む）にテーマを絞り、実務上必要となる知識や実務の実際の運用についての知見を基礎から体系的に学ぶことを目的とする。

担当する教員は、いずれも実務家として社外役員や企業不祥事をめぐる不正調査、第三者委員会に積極的に関与する経験を有しており、現場の知見を踏まえた実務と学理の架橋を意識して講義を展開する。また、会計監査、内部監査などに従事する経験者をゲスト・スピーカーとして招聘することにより、内容をイメージしやすいように工夫して講義を展開する。

本講義は、すでに弁護士登録を済ませた実務家やコーポレート・ガバナンスに携わっている企業の役職員にむけて、企業法務やコーポレート・ガバナンスの基礎を体系的に修得する有用な機会を提供することができるようリカレント科目としても位置付けている。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

■福井琢 弁護士（1987年弁護士登録）

弁護士として約40年にわたるキャリアを有し、会社法、独占禁止法その他企業法務全般、民商事訴訟・国際商事仲裁等、多岐にわたる法律実務に携わるとともに、上場企業の社外取締役、社外監査役のほか、コンプライアンス関係の各種委員等を歴任しており、豊富な実務経験を踏まえた講義を展開する。

■逸見佳代 元検事・弁護士（2002年検事任官、2016年弁護士登録）

検事として約14年、弁護士として約10年のキャリアを有し、不祥事調査や公益通報窓口、各種訴訟等、コンプライアンス関係を中心とした法律実務に携わるとともに、社外取締役としても活動しており、それらの現場経験を踏まえて講義を行う。

■その他、公認会計士や弁護士、企業内での実務経験豊富な方をゲストスピーカーとして招致する。

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

特になし

関連する科目との関係

会社法の基礎知識があることが望まれるが、特定の科目の履修を求めるものではない（2年からの履修も可能とする）。

授業の方法

担当教員が作成したパワーポイントやレジュメを利用して講義を展開し基礎的な知識や実務の運用を説明する。そのうえで、教員から受講生に対する発問を通じて、参加者が活発に意見を出し合うことで、コーポレート・ガバナンスの本質を知り、実務での問題点を修得し、将来（または現在）の実務家としての基礎を涵養する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

講義への参加、発言などの平常点を3割、参加した学生が講義を通じて学んだテーマについてレポート（A4版用紙、10.5ポイント、行内文字数40、1ページの行数36で5枚以内）の提出を求め、これを7割として総合評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止する。
レポートの作成において、生成AIの使用は認めない。
使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合がある。
疑問がある場合は、事前に担当教員に相談すること。

教材

特に指定しない。教員が作成したパワーポイントないしレジュメを使用する。

なお、参考までにコーポレート・ガバナンスを意識した日本の会社法の現状を踏まえた書籍として、「新・日本の会社法〔第2版〕」（河本一郎・川口恭弘（商事法務））、「コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方〔第3版〕」（中村直人／倉橋雄作（商事法務））、「内部統制の実務 第2版（箱田順哉ほか・中央経済社）」、日本的経営の視点などからコーポレートガバナンスの基礎を説くものとして、「日本企業のためのコーポレートガバナンス講座」（藤田勉・東洋経済新報社）、内部統制との関係に重点をおいたものとして「コーポレート・ガバナンスと内部統制～信頼される経営のために～」（経済産業省企業行動課経編）、近時の企業不祥事と企業倫理について「企業不祥事とビジネス倫理」（井上泉・文眞堂）などがある。

授業の計画

第1回

2026年度の授業日程、授業内容、担当者等については確定していないため、以下においては、2025年度のスケジュールを掲載する。なお、一部担当者変更する以外、大きな変更はない予定である。

9/25 担当 福井

第1回 コーポレート・ガバナンスとは

- ・ガイダンス
- ・コーポレート・ガバナンスの意義
- ・コーポレート・ガバナンスの議論の歴史（米国など海外、日本）
- ・コーポレートガバナンス・コードの概要
- ・その他の重要なコード、ガイドライン

第2回

10/2 担当 逸見

第2回 内部統制システムの構築と運用

- ・内部統制の議論の経緯
 - ・会社法、金融商品取引法上の位置付け
 - ・COSO内部統制フレームワーク
 - ・事業部門、管理部門（総務、経理、人事、法務など）、内部監査部門による監査・監督
-

第3回

10/9 担当 岡

第3回 取締役・監査役等の任務懈怠責任

- ・監視義務違反
 - ・善管注意義務違反
 - ・内部統制構築義務違反
-

第4回

10/16 担当 福井

第4回 取締役会の運営、評価

- ・我が国における伝統的な運営の実態
 - ・取締役会の構成、議長の属性の変化
 - ・事務局（主管部門、主な業務内容、事前準備、年間開催スケジュールの立案）
 - ・運営（開催回数、所要時間、議案数、資料の提供等）
 - ・取締役会での審議テーマの選択
 - ・議事録
 - ・取締役会の評価（主体、手法、実施後の対応など）
-

第5回

10/23 担当 岡

第5回 企業倫理と社外役員としての弁護士の役割

- ・企業倫理
 - ・社外取締役の役割
 - ・社外監査役の役割
 - ・会社は誰のモノかという問い
 - ・株主価値最大化原則
 - ・公益資本主義という考え方
-

第6回

10/30 担当 福井

第6回 監査総論、監査役等の監査の実務並びに三様監査（コミュニケーション）

- ・監査の意義、種類等
 - ・会社法監査と金商法監査
 - ・会社監査人監査及び内部監査の概要
 - ・監査役、監査等委員、監査委員の監査の実務
(選任方法、業務遂行時間、報酬、監査内容と手法、監査役監査基準等、監査活動の実態)
 - ・適法性監査と妥当性監査
 - ・3ラインモデルと三様監査
-

第7回

11/6 担当 ゲストスピーカー（陪席：福井、逸見）

第7回 会計監査人の監査の実務（GS）

EY新日本有限責任監査法人

パートナー・公認会計士 北村康行 先生

第8回

111/13 担当 ゲストスピーカー（陪席：逸見）
第8回 内部監査人の監査の実務（GS）
花王株式会社
元常勤監査役 川島貞直 様

第9回

11/27 担当 福井
第9回 取締役会の現在の課題（1）
・米国における取締役会の役割の変化
・Board 3.0の内容と問題点
・Board 3.0以外の提案
・T社の2022年6月開催の株主総会をめぐる出来事

第10回

12/4 担当 ゲストスピーカー（陪席：岡、逸見）
第10回 法務部門からみたコーポレート・ガバナンス（GS）
含）コーポレート・ガバナンスと開示
花王株式会社
執行役員法務部門統括 長谷川亜希子 様

第11回

12/11 担当 福井
第11回 M & Aと公正性担保措置
・スクイズアウトの一般的手法
・金融商品取引法における公開買付規制の概要
・公正なM&Aの在り方に関する指針（MBO及び支配株主による従属会社の買収）
・企業買収における行動指針
・第三者委員会の役割
・取締役会における情報共有、審議のあり方

第12回

12/18 担当 逸見
第12回 企業不祥事における会社の対応
・企業不祥事の具体的な事案
・調査の主体（第三者委員会等）
・調査の端緒（内部通報制度等）、調査の手法

第13回

12/25 担当 ゲストスピーカー（陪席：逸見）
第13回 欧米における取締役会による執行の監査（GS）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・カリフォルニア州弁護士 野崎真一 先生

第14回

1/8 担当 岡
第14回 取締役会の現在の課題（2）
・会社法上の取締役会の権限とガバナンスコード
・取締役会と執行役員制度
・委員会設置会社と監査役会設置会社
・任意の委員会の意義と役割（指名・報酬諮問委員会）
・役員報酬、経営トップの後継者

第15回

1/15 担当 岡
第15回 グループガバナンス

- ・国内、海外の子会社の管理
- ・グループガイドライン
- ・親会社役員の責任
- ・親子上場をめぐる問題点

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Law, Culture and Development in Asia (J.D.) (J.D.)

担当者名	松尾 弘
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水3
キャンパス	三田
教室	2B34
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89459
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座は、アジア諸国の多国間文化を考慮しながら、アジア諸国の発展過程における法改正の役割を明らかにすることを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to reveal the role of legal reform in the development process of Asian countries by taking into consideration their multilateral cultures. It will analyze the process of legal development and promotion of the rule of law including the access to justice in Asian countries. Then it will investigate the relation between legal development and economic, political and social development with special attention to both (1) the strength of informal and indigenous institutions which have originally developed in those countries and (2) the impact of globalization on them.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course is an introduction to the legal system and its relation with the characteristic development in Asian countries. On the basis of this introductory knowledge about Asian law and culture, more advanced studies of Asian law may deepen the analyses of Asian law, such as Area Studies of Law, etc.

授業の方法

The lecturer will provide basic information and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course materials and related information will be distributed through the Canvas LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on the class contribution (30%) and the term end essay (around 3000 words) (70%) . The essay topic may be a country report on the legal, economic, political and social development in Asian countries.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this class the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, and supplementary use for gathering particular information when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.

- When you write a term-end essay, asking AI questions about the report topic itself is prohibited, because your own insights are important.

教材

There are no specific textbooks. Reference books include:

- Acemoglu, Daron and James A. Robinson, Why Nations Fail, Profile Books, 2013.

- Adelman, Sam, Abdul Paliwala(eds.), Beyond Law and Development: Resistance, Empowerment and Social Injustice, Routledge, 2022.

- Antons, Christopher (ed.), Law and Development in East and Southeast Asia, Routledge Curzon, 2003.

- Cao, Lan, Culture in Law and Development: Nurturing Positive Change, Oxford University Press, 2016.

- Dam, Kenneth, The Law-Growth Nexus: The Rule of Law and Economic Development, Brookings Institution Press, 2006.

- Jayasuriya, Kanishka (ed.), Law, Capitalism and Power in Asia: The rule of law and legal institutions, Routledge, 1999.

- Lee, Yong-Shik, Law and Development: Theory and Practice, 2nded., Routledge, 2022.

- Matsuo, Hiroshi, Politics, Economy and Law in Developing Asia: A Reflection on Law and Development, Keio University Press, 2022.

- Peerenboom, Randall (ed.), Asian Discourses of Rule of Law: Theories and implementation of the rule of law in twelve Asian countries, France and the U.S., Routledge Curzon, 2004.

- Pistor, Katharina and Philip A. Wellons (eds.), The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995, Oxford University Press, 1999.

授業の計画

第1回

1. Introductory guide to this course including explanation of the required preparation and method of evaluation for this course, the use of materials, and other matters as appropriate and relevant.

Politics, Economics and Law for Development (1)
How can the legal reform promote economic growth and democratization?

第2回

2-1. Politics, Economics and Law for Development (2)
How can the recurring conflicts between making constitution and coup d'état be overcome?

第3回

2-2. Politics, Economics and Law for Development (3)
Can a model of virtuous cycle among politics, economics and law be found?

第4回

3-1. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (1-1)
Legal reform and political, economic and social development in Japan

第5回

3-1. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (1-2)
Legal reform and political, economic and social development in Japan

第6回

3-2. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (2)
Legal reform and political, economic and social development in Korea

第7回

3-3. The Civil-Law-Type of Legal Reform and Development (3)
Legal reform and political, economic and social development in Taiwan

第8回

4. Legal Reform for Socialist Market Economy
Legal reform and political, economic and social development in China

第9回

5. The Common-Law-Type of Legal Reform and Development
Legal reform and political, economic and social development in Hong Kong SAR

第10回

6. The Tensions between Economic Growth and Democracy Promotion
Legal reform and political, economic and social development in Mongolia

第11回

7. Legal Reform for the Multilateral Society and Its Development
Legal reform and political, economic and social development in Sri Lanka

第12回

8-1. The Religious Tradition and Legal Reform (1)
Legal reform and political, economic and social development in India

第13回

8-2. The Religious Tradition and Legal Reform (2)

Legal reform and political, economic and social development in Pakistan

第14回

8-3. The Religious Tradition and Legal Reform (3)

Legal reform and political, economic and social development in Bangladesh

第15回

9. The Conditions for Facilitating Virtuous Cycle between Political, Economic and Legal Reform

The possibility of the second and extended Asian miracle

第16回

Preparation for writing the final essay.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Introduction to Asian Law
(J.D.) (J.D.)

担当者名	寺村 信道
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木2
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89664
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本との関係が深い地域の一つである東南アジアを取り上げ、主要国の法制度の基本的な構造や特徴について講義する。また、民主化、開発、民族問題などこれら諸国が直面する課題と法の関係についても考察する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course aims to provide students with an overview of the legal systems of selected Asian countries and jurisdictions. Its primary focus is Southeast Asia, but East Asian and Oceanian countries and jurisdictions having close (economic) relationships with Southeast Asia -- Australia, China, Hong Kong, South Korea, Taiwan and Japan -- will also be considered. In addition, the course will offer students opportunities to conduct independent research (and presentation) on a topic or topics of their choice related to Asian law.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to read materials provided in the course and conduct independent research on the topics of their choice.

関連する科目との関係

This course is an introduction to the legal systems of Asian countries and jurisdictions, providing a foundation for advanced courses on Asian law, such as "Law, Culture and Development in Asia" and "Area Studies of Law".

授業の方法

Lecture, discussion and presentation. Unless otherwise announced by the lecturer, each class will proceed as follows: (1) An overview of the legal system(s) of the week (by the lecturer - 40mins), (2) two short research presentations plus discussion (by the students -- 20 mins x two sessions = 40mins) and (3) conclusion (10 mins).

成績評価

5段階評価 Grading Curve

- Class participation (30%)
- Independent research (70% = presentation (20%) and research paper (50%)).
- The word limit of the research paper is 4000 words, including footnotes.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course emphasises students' critical thinking skills and ability to express oneself. As such, the use of generative AI is not permitted. Generative AI may not be used for the activities listed below.

- Reports / Drafting assignments
- In-class discussions
- Preparing presentations (but students may use AI tools for designing PPT slides)

If it is discovered that AI was used for these purposes, the work may receive no credit, and the student may be subject to disciplinary action for academic misconduct.

When in doubt, please consult beforehand with the instructor.

教材

There are no designated textbooks for this course. Reading materials and lecture slides will be provided on Canvas.

授業の計画

第1回

Introduction

第2回

Maritime Southeast Asia 1: Singapore

第3回

Maritime Southeast Asia 2: Brunei Darussalam

第4回

Maritime Southeast Asia 3: Malaysia

第5回

Maritime Southeast Asia 4: Indonesia and East Timor

第6回

第7回

Continental Southeast Asia 1: Vietnam

第8回

Continental Southeast Asia 2: Cambodia

第9回

Continental Southeast Asia 3: Laos

第10回

Continental Southeast Asia 4: Myanmar

第11回

Continental Southeast Asia 5: Thailand

第12回

East Asia 1: Japan and South Korea

第13回

East Asia 2: China, Hong Kong, and Taiwan

第14回

Oceania: Australia

第15回

Wrap-up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Public Law)
(J.D.) (J.D.)

担当者名	渡井 理佳子, 松尾 剛行
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	19457
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本法のうち、公法の領域についての理解を深めるため、憲法・行政法・刑法のそれぞれについて基礎的な知識を身につけることを授業の目的としている。授業では、判例や学説の解説に加えて、最新の事例を取り上げながら、日本の公法の問題を実践的な面からも考えていくこととする。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

日本法のうち、公法の領域についての理解を深めるため、憲法および行政法について基礎的な知識を身につけることを授業の目的としている。授業では、判例や学説の解説に加えて、最新の事例を取り上げながら、日本の公法の問題を実践的な面からも考えていくこととする。

授業の到達目標としては、授業で取り扱う領域における事例を分析する能力を育むことがある。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当者のうち、松尾剛行弁護士は、弁護士・NY弁護士として約20年の実務経験を持ち、公法分野においては、自治体顧問、委員会・審議会等の委員、許認可取得、訴訟、公共政策法務等の豊富な経験を有している。この経験を活かして、単なる理論面ではなく、公法が実務においてどのように活かされるかを説明する。

能動的学修形式 [説明](#)

フィールドワーク
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

授業に先立ち予習用の教材を指示する。

関連する科目との関係

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法

授業の方法

授業では各回のテーマについて概要を説明し、その上で理解を深めるために判例や時事問題を用いて議論を行う。また、授業の一環として、法廷傍聴を予定している。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

期末レポート 70%

授業への貢献度 30%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Principle: No AI Use

Generally, the use of AI tools is prohibited for assignments that require independent student work.

Limited Exception (Linguistic Purposes Only)

Notwithstanding the above, students may use AI solely for linguistic purposes, such as translation, grammar checking, or stylistic refinement. Students must carefully review all AI-generated output and bear full responsibility for the final content of their work.

Declaration of AI Usage

If a student uses any AI tools in the preparation of the final paper, the student must clearly disclose such use in the submitted paper. The specific form and content of the disclosure will be provided through instructions given in class.

教材

教科書は特に定めませんが、予習用の教材を指示する。

授業の計画

第1回

Course Overview

- Key Features of Japanese Public Law

第2回

Constitutional Law

- History and Fundamental Principles

第3回

Administrative Law

- Fundamental Principles

第4回

Administrative Law

- Disposition

第5回

第6回

Administrative Law
• Judicial Review of Administrative Actions

第7回

Administrative Law
• State Redress Act

第8回

Criminal Law: Overview
• What factors contribute to Japan's low crime rate?
• Why does Japan continue to uphold capital punishment?
• Why are 99.98% of defendants found guilty in Japan?
• Why are Japanese suspects held in detention for extended periods?

第9回

Criminal Law: Practice
• Could LegalTech companies face criminal liability for unauthorized practice of law?
• What are the procedures for conducting a criminal defense?
• What rights does a suspect have and how should they exercise these rights?

第10回

Criminal Law: Victims
• Why are victims often overlooked in criminal procedures?
• How can victims protect themselves under Japanese criminal procedure laws?

第11回

Court System: Overview
• What role does the court play in civil cases compared to other stakeholders and non-court procedures?
• What role does the court play in criminal cases compared to other stakeholders and non-court procedures?
• What role does the court play in public law cases compared to other stakeholders and non-court procedures?
• Should courts have greater influence in these scenarios?

第12回

Court System: Civil Practice
• What are the fundamental rules in civil litigation?
• What types of evidence are acceptable in civil cases?
• Can the judge, who will issue the final judgment, lead settlement discussions?
• How can optimal outcomes be achieved in civil litigation?

第13回

Court System: Criminal Practice
• What are the differences between the lay judge system and the professional judge system?
• How is an acquittal judgment achieved?

第14回

Court System: Digitalization and ODR (Online Dispute Resolution)
• To what extent should court procedures be digitalized?
• Are there aspects of court procedures that should remain "analog"?
• Considering a hypothetical case: if you buy a product online for USD 30 and it arrives broken, with the seller

refusing a refund, is it economically feasible to sue the seller?

- How should small claim cases be handled?
 - Could AI potentially replace a judge?
-

第15回

Wrap-up Session

第16回

Field Study

The schedule will be adjusted in consultation with participants.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Property Law)
(J.D.) (J.D.)

担当者名	松尾 弘
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	19476
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座は、日本における財産法を概観し、不動産・動産の取引に関連する諸問題について判例・学説を分析することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to provide an overview of the distinctive principles of property law in Japan and analyze the precedents and doctrines on the relevant issues in the management and transactions of immovable and movable property.

After following the development of property law in Japan, this course will treat the concept of ownership and other types of property rights in immovable and movable property, the protection of property rights against infringement, the various types of acquisition of immovable and movable property, and the secured transactions of immovable and movable property.

It will give the basic framework of comparative study of property law.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course is part of a series of classes on Japanese law.

授業の方法

The lecturer will provide basic information and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course materials and related information will be distributed through the Canvas LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on the class contribution (30%) and the final essay of approximately 3,000 words (70%).

[On the Use of Generative AI]

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

(1) The use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports
- Preparing for in-class discussions

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

(2) Exceptionally, the use of AI is allowed to translate materials written in foreign languages.

- In this case, the accuracy of the translation must be examined and necessary corrections must be made by yourself.
- If you use AI for translation, you must clearly indicate this in your submission (e.g., "Translation of [the name of material] using Chat GPT").

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, collecting particular information or material when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.
- When you write a term-end essay, asking AI questions about the report topic itself is prohibited, because your own insights are crucial.

教材

There are no specific textbooks. However, materials will be distributed in the class.

Reference book:

- Matsuo, Hiroshi, Property and Trust Law in Japan, Wolters Kluwer, 2021.

授業の計画

第1回

1. Introductory guide to this course including explanation of the required preparation and method of evaluation for this course, the use of materials, and other matters as appropriate and relevant.

Historical development of property law in Japan

第2回

2. The concept of immovable property and ownership in immovable property

第3回

3. Remedies to protect property rights against infringement

第4回

4. Property rights other than ownership in immovable property (1): superficies, land lease right, usufruct, emphyteusis, and servitude

第5回

5. Property rights other than ownership in immovable property (2): right to commons, and joint ownership

第6回

6. The concept of movable property and ownership of movable property, and property rights other than ownership of movable property

第7回

7. Transfer of property rights in immovable property inter vivos

第8回

8. Transfer of property rights in movable property inter vivos

第9回

9. Transfer of property rights by death

第10回

10. The concept of possession, the acquisition of the right of possession and its effects

第11回

11. The acquisition of ownership by appropriation, accession and processing

第12回

12. The expropriation of property and the just compensation for public takings

第13回

13. The abandonment of ownership in movable and immovable property

第14回

14. Secured transactions of immovable property

第15回

15. Secured transactions of movable property
16. Summary

第16回

Preparation for writing the term-end essay.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Cross-Border Investment into Japanese Real Estate(J.D.)(J.D.)

担当者名	カーター, ジェリー U.
単位	2
年度・学期	2026 秋集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	23089
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースは、(i) トランザクションロイヤーとしての知識を養うこと、(ii) 不動産およびM&Aの取引用語に精通すること、(iii) 日本に所在する不動産資産のポートフォリオの取得、所有、リース、およびファイナンスに関する主要な特徴および文書を理解すること、(iv) 複雑なクロスボーダーのマルチアセット売買取引、リース取引、およびファイナンス取引における一般的な投資構造および取引上の側面を理解すること、(v) データセンターや統合型リゾートなどの日本における主要なアセットクラスについて学ぶことを目的としています。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to help a student (i) develop the intuition of a transactional attorney; (ii) become familiar with real estate and M&A deal terms; (iii) understand the key features and documents relating to the acquisition, ownership, leasing, and financing of a portfolio of real estate assets located in Japan; (iv) understand the common investment structures and transactional aspects of complex cross-border multi-asset purchase and sale transactions, leasing transactions, and financing transactions; and (v) learn about key assets classes in Japan such as data centers and integrated resorts.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Jerry Carter is a commercial real estate and M&A attorney based in Tokyo.

Jerry advises on complex cross-border multi-asset purchase and sale transactions and financing transactions across all key asset classes. He also advises on complex cross-border M&A transactions, joint ventures, private equity, and real estate fund formation and investment.

Jerry has represented public and private companies, investment banks, financial institutions, private equity funds, insurance companies, and institutional investors across various industries both inbound into Japan and outbound from Japan.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

N/A

関連する科目との関係

N/A

授業の方法

This course will be primarily lecture and discussion in person on the scheduled dates from 9:00 a.m. to 10:30 a.m. Depending on the pandemic situation and individual circumstances, some lectures and discussions may be held online in real time.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

METHOD OF EVALUATION

- 50% for attendance and quality and frequency of participation in class
- 50% for 5 essays and a short presentation on each essay

ESSAYS

- Each student is free to choose the subject of each of the 5 essays, provided that each essay is related to the relevant class topics.
- Essays must be submitted by email to the instructor (to the email address listed in syllabus) by noon (12:00 p.m.) on the business day immediately preceding the day on which the essay topic will be covered in class. Of course, any essay may be submitted early.
- Any student submitting an essay will be required to present the essay at the class covering the relevant topic. Late essays will not receive any credit. Presentations must be completed during the class covering the relevant topic in order to receive credit.
- Each essay should be no longer than 500 words, should be submitted as a double-spaced Word document (in 12-point font), and should include the following items: (i) student's full name, (ii) essay number (based on the number of essays previously submitted), (iii) the date and name of the class during which the essay will be presented, (iv) the date on which the essay is submitted to the instructor, and (v) footnotes citing sources on which the essay is based.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

AI-generated essays (or AI-generated text inserted into essays) will not receive any credit.

教材

The instructor will provide all necessary course materials.

授業の計画

第1回

CLASS 1 – FRIDAY, OCTOBER 2

INTRODUCTION TO CLASS

Developing the Intuition of a Transactional Attorney & Understanding Deal Terms

第2回

CLASS 2 – MONDAY, OCTOBER 5

REAL ESTATE & M&A DEAL TERMS

Overview of Deal Terms

第3回

CLASS 3 – FRIDAY, OCTOBER 9

REAL ESTATE – PURCHASE AND SALE TRANSACTIONS [1]

Types of Acquisitions & Key Asset Classes – Overview

第4回

CLASS 4 – FRIDAY, OCTOBER 16

REAL ESTATE – PURCHASE AND SALE TRANSACTIONS [2]

Purchase Agreements – Introduction

第5回

CLASS 5 – MONDAY, OCTOBER 19

REAL ESTATE – PURCHASE AND SALE TRANSACTIONS [3]

Purchase Agreements – Advanced

第6回

CLASS 6 – FRIDAY, OCTOBER 23

CATCH-UP CLASS & CONTEMPORARY “HOT” TOPICS

Catch-Up Class and Real Estate Hot Topics

第7回

CLASS 7 – MONDAY, OCTOBER 26

REAL ESTATE – LEASING TRANSACTIONS [1]

Types of Leases & Key Asset Classes – Overview

第8回

CLASS 8 – MONDAY, NOVEMBER 2

REAL ESTATE – LEASING TRANSACTIONS [2]

Lease Agreements – Introduction

第9回

CLASS 9 – FRIDAY, NOVEMBER 6

REAL ESTATE – LEASING TRANSACTIONS [3]

Lease Agreements – Advanced

第10回

CLASS 10 – MONDAY, NOVEMBER 9

CATCH-UP CLASS & CONTEMPORARY “HOT” TOPICS

Catch-Up Class and Real Estate Hot Topics

第11回

CLASS 11 – FRIDAY, NOVEMBER 13

REAL ESTATE – FINANCING TRANSACTIONS [1]

Investment Structures – Overview

第12回

CLASS 12 – MONDAY, NOVEMBER 16

REAL ESTATE – FINANCING TRANSACTIONS [2]

Debt Instruments – Introduction

第13回

CLASS 13 – FRIDAY, NOVEMBER 27

REAL ESTATE – FINANCING TRANSACTIONS [3]

Debt Instruments – Advanced

第14回

CLASS 14 – MONDAY, NOVEMBER 30

CATCH-UP CLASS & CONTEMPORARY “HOT” TOPICS

Catch-Up Class and Real Estate Hot Topics

第15回

CLASS 15 – FRIDAY, DECEMBER 4

COURSE WRAP-UP

Final Thoughts on Being a Transactional Attorney & Cross-Border Real Estate Transactions

Course Evaluations

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Criminal Law)
(J.D.) (J.D.)

担当者名	竹川 俊也
単位	1
年度・学期	2026 秋(隔週)
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	30325
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本コースの前半では、日本の刑事司法制度の概要と刑法理論の概要を講義形式で扱う。後半は学生による発表で構成される。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course offers an advanced overview of Japanese criminal law by situating it within a global comparative context. Japanese criminal law is a unique hybrid: while its substantive core is deeply rooted in German legal scholarship (Civil Law), its procedural aspects and contemporary reforms have been significantly influenced by Anglo-American (Common Law) principles.

Due to the limited availability of English resources on Japanese substantive law, this course employs a Triangular Comparative Method. We will use foundational English literature comparing German and Anglo-American doctrines as a "theoretical map." In each session, the instructor explains the Japanese position relative to these two major traditions. Students will then analyze and present how their home jurisdiction aligns with or diverges from these models. This approach allows students to understand Japanese law not in isolation, but as a part of the global legal landscape.

Notes:

- ・Prerequisite: Students must possess a solid understanding of criminal law in their home jurisdiction.
- ・Enrollment: Capped at 14 students to facilitate deep discussion.
- ・Class Schedule: May be subject to change.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

All students must read and understand the materials distributed for each session as preparation.

Students assigned as presenters must additionally prepare their presentation in advance, including any necessary comparative analysis. PowerPoint slides must be submitted to the instructor 2 days prior to the class.

授業の方法

Each session is designed as a collaborative comparative dialogue:

1. Instructor's Comparative Lecture (approx. 40 min):

Explains Japanese legal doctrines and landmark Supreme Court cases. The lecture focuses on how Japan has adopted, modified, or rejected German and Anglo-American models.

2. Student Comparative Presentation (10–15 min per student / 2 students per session):

Presenters summarize the tension between Common Law and German Law (based on the assigned readings) and then analyze their home jurisdiction within that framework, comparing it to the Japanese approach.

3. Synthesis Discussion:

A moderated discussion focusing on the underlying legal philosophies that lead to similarities or radical differences across the jurisdictions.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class Participation (40%): Quality of contributions to discussions and engagement with the comparative framework.

Comparative Presentation (60%): At least one presentation per student starting from Session 2. Assessment focuses on the ability to apply the theoretical framework from the readings to their home jurisdiction.

Note: There is no final examination or term paper.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Use of generative AI tools is strictly limited. Students may use generative AI only for translating foreign law materials (in particular, Japanese law materials) into their native language. Any other use of generative AI—including but not limited to drafting presentation content, analysis, or arguments—is strictly prohibited.

教材

Reading materials for Sessions 2 and onward will be announced and made available via the LMS.

The core theoretical framework will be based on the following resources:

- Kai Ambos, Antony Duff, Julian Roberts, Thomas Weigend, & Alexander Heinze (eds.), *Core Concepts in Criminal Law and Criminal Justice: Volume I - III*.
- Markus D. Dubber (ed.), Tatjana Hörnle (ed.), *Oxford Handbook of Criminal Law*.

For a basic understanding of Japanese law:

- Hiroshi Oda, *Japanese Law* (4th ed.)
- Luis Pedriza, *Lectures on Japanese Law from a Comparative Perspectives*
- John O. Hzaley, Japan, in Kevin Jon Heller & Markus Bubber (eds.) *The Handbook of Comparative Criminal Law*
- Yuichiro Tachi, *Study the Penal Code of Japan in English: General & Special Part*

第1回

Introduction: The Hybrid Nature of Japanese Criminal Justice (Oct. 8)

Topics:

- History of legal transplantation in Japan.
- Overview of the court system.
- Assignment of student presentation topics for subsequent sessions.

Readings: Outline of Criminal Justice in Japan (Supreme Court of Japan).

Note: No student presentations will be held in this session.

第2回

Japanese Criminal Law (1): Omission Liability and Mens Rea (Oct. 22)

Comparative Axis:

- Commission by Omission: "Guarantor status" (German/Japan) vs. Absence of duty to rescue (Common Law).
- General Duty to Rescue: Criminalized in Germany (StGB § 323c) vs. No general duty in Japan (Partial alignment with Common Law "No Duty" rule).
- Mens Rea: Dolus Eventualis (German/Japan) vs. Recklessness (Common Law).

Presentation Theme: Duties to act and the definition of "intent" in the home jurisdiction.

第3回

Japanese Criminal Law (2): Participation and Attempt (Nov. 5)

Comparative Axis:

- Attempt: "Commencement of Execution" (German/Japan) vs. "Substantial Step" (Common Law).
- Nuance: While sharing the same formula, German law often affirms attempt earlier (Subjective "Impression Theory") than Japanese law (Strict Objective Proximity).
- Participation: Distinction between Principals and Accomplices (German/Japan) vs. Unified/Accessory models.

Presentation Theme: Thresholds for attempt and degrees of participation in the home jurisdiction.

第4回

Justification: Self-Defense and Victim Consent (Nov. 26)

Comparative Axis:

- Self-Defense: "Rights-based" approach / Principle of Self-Protection (German) vs. "Reasonableness/Proportionality" (Common Law).
- Victim Consent: Paternalism vs. Autonomy (German/Japanese perspectives on "socially acceptable" conduct).

Topics:

- Requirements and limits of self-defense.
- Denial of Imminence: Evolution from subjective "Active Intent to Harm" (1977 SC Case) to objective "Abuse of Right" criteria (2017 SC Case on anticipated attacks).
- The validity and limits of victim consent in Japanese law (e.g., euthanasia, bodily harm).

Presentation Theme: Self-defense doctrines and the legal status of victim consent in the home jurisdiction.

第5回

Excuse: Criminal Responsibility and Insanity (Dec. 10)

Comparative Axis:

- Insanity Test: Cognitive & Volitional Capacities (German/Japan) vs. Strict Cognitive Test (M'Naghten Rules).

·Diminished Responsibility: General mitigation (Mandatory in Japan / Discretionary in Germany) vs. Limited partial defense (e.g., Homicide only) or sentencing factor (Common Law).

Presentation Theme: The insanity defense and diminished responsibility in the home jurisdiction.

第6回

Sentencing & The Lay Judge (Saiban-in) System (Dec. 22)

Comparative Axis: Professional judge-led sentencing (Japan/Germany) vs. Jury sentencing or Binding Guidelines (US).

Topics:

- Sentencing Framework: The decision-making process utilizing the "Sentencing Search System" (Ryokei Kensaku System) to ensure consistency with market prices (Ryokei Soba).
- Judicial Precedents: Recent Supreme Court cases addressing "Fairness in Sentencing" and proportionality issues.
- Impact of lay judges on capital punishment.

Presentation Theme: Sentencing frameworks and lay participation in the home jurisdiction.

第7回

Contemporary Issues (1): Financial & Specialized Fraud (Jan. 7)

Topics:

- "Specialized Fraud" (Tokushu Sagi; wire fraud) and organized crime groups.
- Mens Rea of "Mules": Proving Dolus Eventualis in cases of "Yami-baito" (recruited via social media) vs. Willful Blindness (Common Law).
- Co-principals by Conspiracy: Establishing liability for ringleaders via "Chain Conspiracy" (Junji-Kyobo) despite lack of direct contact with mules.
- Application of Attempt Law: Determining the "Commencement of Execution" in remote fraud schemes.

Presentation Theme: Comparable fraud schemes and legal responses in the home jurisdiction.

第8回

Contemporary Issues (2): Sexual Crimes & Law Reform (Jan. 21)

Topics: The 2023 Penal Code reforms; The shift from "Forcible" to "Non-consensual" Sexual Intercourse.

Presentation Theme: Sexual offense laws and recent reforms in the home jurisdiction.

Note: A guest speaker specializing in this field may be invited.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Economy and Social Structure) (J.D.) (J.D.)

担当者名	古谷 英恵, 加藤 雅之, 古賀 絢子
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89702
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本民法のうち、契約、不法行為、及び家族法について取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

本講義は、日本民法のうち、契約法（物権法概論を含む）、不法行為法、及び家族法を取り扱う。
履修者が日本民法の基本構造と現代的な法律問題を理解することを、到達目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前配布資料を読み、自国法との違いを整理すること

関連する科目との関係

Japanese Law (State and Citizen)
Japanese Law (Legal History and Transformation)
Japanese Law (Contemporary Issues)

授業の方法

本講義は、各制度の概説及び履修者による報告と議論を通じて行われる。
各教員が、それぞれ5回ずつ担当する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

履修者による議論と期末レポートにつき、各50%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

必要な資料は配布する。

授業の計画

第1回

イントロダクション

第2回

不法行為法の概説

第3回

判例：ペットの死傷に対する損害賠償

第4回

判例：未成年者による不法行為に対する責任

第5回

ゲストスピーカー

第6回

契約法の概説

第7回

契約による所有権の移転

第8回

人工知能と民事責任

第9回

契約における平等と差別

第10回

ゲストスピーカー

第11回

家族法の概説

第12回

婚姻

第13回

離婚

第14回

親子関係

第15回

ゲストスピーカー

第16回

期末レポート提出

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Economic Security Legislation) (J.D.) (J.D.)

担当者名	渡井 理佳子
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	31322
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースの目的は、主に米国との比較を通じて、日本における経済安全保障に関連する法的枠組みについての理解を深めることである。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

世界情勢が複雑化し、経済の枠組みも変化している中では、安全保障を確保する見地から、経済活動を害する行為の防止が重要となってきた。この授業では、主に米国との比較を通じて、日本における経済安全保障法制について理解を深めることを目的としている。具体的には、安全保障の見地からの投資規制を取り上げる。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Preparation materials will be provided prior to class.

関連する科目との関係

Japanese Law (Public Law)

授業の方法

A comprehensive understanding of economic security can be achieved by engaging in a discussion centered upon the assigned pre-class readings.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Term Paper 70%

Class Participation 30%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

・ Use of AI

In this course, the use of generative AI is permitted only in limited contexts. Students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary aid for research (students must independently verify the accuracy of any information obtained)

・ Important Notes

- If you use AI, you must clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini").
- Copying AI-generated text without attribution, or relying on unverified sources, may be treated as academic misconduct.
- Independent thinking is essential for assignments and reports; therefore, AI must not be used for the actual writing of these submissions.

教材

While no specific textbook will be assigned, students will be assigned readings.

授業の計画

第1回

Course Overview

第2回

Concept of Economic Security

第3回

Regulation from Economic Security Perspective: United States Part I

第4回

Regulation from Economic Security Perspective: United States Part II

第5回

Regulation from Economic Security Perspective: Japan Part I

第6回

Regulation from Economic Security Perspective: Japan Part II

第7回

Recent Developments in Regulation from an Economic Security Perspective

第8回

Wrap-up Session

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Legal History and Transformation) (J.D.)(JD)

担当者名	リット, デイビッド G.
単位	2
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	水3/木5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89482
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義では、江戸時代から現代に至る日本の法制度の歴史的展開に焦点を当て、その主要な側面を考察する。日本の法律にはどのような特徴があるのだろうか。また、何が普遍的なのか、あるいは単なる適応に過ぎないのか。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to Japanese legal history, beginning with the Edo Era, moving on to the Meiji Era and postwar reforms, and culminating with an examination of major reforms over the past two decades. By exploring the development of law and the legal system at key periods of change, the course will seek to identify continuities and transformations that have shaped Japanese law of today. In addition, the course will explore important aspects of the relationship between law and society in Japan, in historical and comparative focus, through an examination of major theoretical perspectives and empirical research. By doing so, the course will ask students to consider what is truly distinctive about law in Japan.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The instructor has spent over 30 years of law practice to some significant extent engaging with the Japanese legal system as a foreign lawyer.

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

Several hours of reading and consideration of questions is required most weeks. Given the importance of discussion and student input, class preparation is extremely important.

関連する科目との関係

This course together with the following courses provide solid base of knowledge in a broad range of Japanese Law.

Japanese Law(State and Citizen)

Japanese Law(Legal History and Transformation)

Japanese Law(Contemporary Issues)

Japanese Law (Economy and Social Structure)

Japanese Law (Trade Law and Policy)

Japanese Law (Labor and Employment)

授業の方法

The class will be conducted in a highly interactive manner, focused on discussion of the assigned reading materials, with debates and other team exercises as well as class discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Heavy emphasis will be placed on class discussion contribution. Grading will be based upon class performance (40%); a written report (of approximately 15-20 pages) (40%); and a short in-class examination (20%).

AI tools (e.g. GPT, Gemin, Claude, Deepest) may be used for research on the written report, but any use in preparing the actual written submission should be specifically identified and is generally discouraged.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Use of generative AI will be allowed for supplementing the research process. Other use may be allowed on a case-by-case basis as specified at the time, but AI cannot substitute for class preparation and discussion.

教材

Readings will consist of excerpts from leading English language works on Japanese legal history and Japanese law and society, to be distributed to students.

授業の計画

第1回

Introduction

The Edo Era and Earlier: Continuing Significance?

第2回

Meiji Reforms and the Advent of Western Law

第3回

The Making of Japan's Constitution; Women's Rights

第4回

The Making of Japan's Constitution (continued)

第5回

Other Postwar Reforms: The Legal Profession, the Judiciary, and the Adversary System

第6回

“Invented Traditions”?: The Case of Labor Law

第7回

Reluctant Litigants?

第8回

Law and Social Change; Cause Lawyering, Environmental Law and the Consumer Movement

第9回

The Japanese Judiciary: Independent?; Passive, Active, or Both?

第10回

The "Nuclear Restart" as a case study in Cause Lawyering and a test of Judicial Independence

第11回

Legal Training and the Legal Profession: The 2004 Legal Education Reform in Japan

第12回

“Transparency”: Information Disclosure, Personal Information Protection, State Secrets

第13回

Criminal Justice and the “Jury” System

第14回

Current topics -- we will select our topic this year based upon current developments.

第15回

Review of major themes.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law (Labor and Employment) (J.D.) (J.D.)

担当者名	森戸 英幸, 亀田 康次, 両角 道代
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	水4
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89679
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本の労働法について英語で講義を行う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The purpose of this course is to present Japanese labor and employment law from a comparative law perspective. Through lectures and discussions students are expected to understand the main features and current problems of contemporary labor and employment law in Japan and find valuable suggestions to laws and policies of labor and employment in Japan as well as in their own countries in the future.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each lecturer has experience in the practical handling of labor disputes as a public interest member of labor relations Commission, a mediator of dispute adjustment commission, or an attorney.

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

Preparation of pre-assigned materials

関連する科目との関係

The course will consider issues that are generally addressed in other courses within the LL.M. curriculum.

授業の方法

The course is primarily lecture and discussion based. Students will be encouraged to present current legal situations of their origin countries in order to develop comparative sensibility.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Essay(60%) and class contribution (40%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited. Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures.

教材

There is no textbook for this course. Hand-outs will be given to students throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction:

Overview of Japanese Labor and Employment Law and the Long-Term Employment Practice

第2回

Commencement and Termination of Employment:

Simultaneous Hiring of New Graduates and Strict Restriction on Dismissal

第3回

Transfer of Employees:

Job Rotation and Relocation Rule

第4回

Equal treatment:

Overview of anti-discrimination law in Japan. EEO Law (the Law of Equal Employment Opportunity between Men and Women) and some court cases. Recent developments of regulations to decrease the gap between regular/non-regular employees.

第5回

Working hours:

Development of legal policy and its background. The problem of "Karou-shi" and some court cases.

第6回

"Graying Japan":

Employment of Older Persons and Retirement Benefits

第7回

Collective Labor Law:
Labor Union, Collective Bargaining, Collective Action

第8回

Guest speaker:
TBA

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Law in Cross-border Matters (J.D.) (J.D.)

担当者名	グリソック バトルズ, ローウェル A.
単位	1
年度・学期	2026 秋集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89516
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースでは、日本人学生と外国人学生の両方が、日本の法律トピックを英語で説明し、国際的な文脈で議論するスキルを身につけることができます。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will allow both Japanese and foreign students to build skills in explaining and discussing Japanese law topics in English and in an international context.

For Japanese-speaking students, the course will provide an opportunity to improve legal English ability and cross-cultural legal communication skills.

For international students, the course will provide an opportunity to study Japanese law together with Japanese law students in a cross-border context.

The course will also provide an opportunity for Japanese and international students to collaborate and exchange ideas both inside and outside the classroom.

The course will also enable J.D. students who have recently taken the Japanese bar exam to gain experience in applying Japanese law knowledge to a variety of scenarios that they may face in domestic law practice with cross-border or international elements.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

I have approximately ten years of relevant professional experience as a corporate attorney at Simpson Thacher & Bartlett LLP. I also hold a J.D. from Harvard Law School and am qualified to practice in New York. During my career, I advised both international and Japanese clients on a variety of complex transactional matters in the New York and Tokyo offices of Simpson Thacher. In the classroom, I plan to incorporate my experience by using hypotheticals, case studies, practical drafting exercises, and problem-solving discussions that connect legal theory to how corporate law operates in practice and how the practice of law differs between working in New York and Tokyo.

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to review a variety of provided course materials (such as summaries of Japanese law, simple corporate contracts, court precedents and other articles) in order to participate in class discussions. In addition, students will be expected to review issue-spotter style hypotheticals that will be discussed in class. Expected study load: 1-2 hours per class.

関連する科目との関係

The focus of the course is the communication of clear, cross-cultural explanations of Japanese law concepts in English.

This course relates to:
Japanese Law (Labor and Employment)
Japanese Law (Economy and Social Structure)

授業の方法

Each class will focus on major practical questions, court precedents or hypothetical client requests regarding Japanese law. These prompts will span various topics, such as international corporate transactions, litigation and criminal law.

Students will analyze the issues in the Japanese law context and prepare a clear explanation in English. The instructor will then lead a discussion of the issue using the students' analysis as a starting point.

Classes will be taught in English and all students are encouraged to participate in class discussions regardless of English language skill level.

Students will not be graded on their English abilities, but they will be required to speak in English. Each student will make a short final presentation in English on a Japanese law topic of the student's choice.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

60% - Class participation
40% - Final presentation

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in certain contexts. Specifically, students in this course may use ChatGPT, Claude or other generative AI models as a supplementary tool for research or as a tool for studying, planning or structuring. However, please note that students must verify the accuracy of all information and that AI-generated text should not be used for the creation of assignments or presentations themselves. In addition, If you use AI, clearly indicate its use in any submissions (e.g., "Structure drafted using ChatGPT GPT-5"). Please also note that copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct according to the policies of Keio Law School.

教材

Course materials will be shared electronically with the students. Materials will consist primarily of short English language documents, including summaries of Japanese law prepared in English by Japanese lawyers and academics, simple corporate contracts, court precedents and newspaper articles.

第1回

Introduction to course and start of discussion of Japanese law in the context of international corporate and commercial transactions

第2回

Japanese contract/commercial law (part I)

第3回

Japanese contract/commercial law (part II)

第4回

Japanese labor and employment law

第5回

Japanese criminal law

第6回

Case studies and practical applications in cross-border transactions

第7回

Student presentations and discussion (part 1)

第8回

Student presentations and discussion (part 2)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Commercial Transactions (J.D.) (J.D.)(8:30~10:30)×12 times

担当者名	リット, デイビッド G. , ヒューイット ティモシー J.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	火3
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89497
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業は、国際商取引の基礎について、国際販売、流通契約、知的財産権ライセンス、フランチャイズ、直接投資（ジョイントベンチャーを含む）に関連する法的リスクとビジネスリスクを理解することに重点を置く。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to the fundamentals of international commercial transactions so that they can function in environments where they need to handle a wide range of matters and effectively engage with experts in specific areas. The focus will be on understanding the legal and business risks associated with various methods of international commerce, starting from international sales and distribution agreements, intellectual property rights' licensing, franchising and on to direct investment (including joint ventures/acquisitions). Students will study real cases, with a focus on examples from Asia, and learn how to advise the international client and deal with unfamiliar jurisdictions.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The instructors each have 20 or more years of experience as outside and internal legal counsel engaged in negotiation of commercial agreements for clients or on behalf of their employer business organizations.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Several hours of reading preparation will be required most weeks, as well as some small assignments. If class size permits, each student will be assigned a special topic to address at one class during the semester. Also, this year we hope to add various interactive negotiation exercises during classes, which will benefit from and require preparation.

関連する科目との関係

The class is a broad survey in nature and introduces many areas that are covered in more detail in other global business law courses.

授業の方法

Lecture and discussion. Students may be asked to make presentations to the class as well, and we will have interactive negotiation exercises as well in some sessions.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Assessment will be based upon general class preparation and participation (50%), and presentations and assignments (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The course will allow use of generative AI as a tool on a case-by-case basis as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.

Other exercises will be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

Materials will be uploaded or made available for use. No textbook is required.

授業の計画

第1回

Introduction to International Commercial Transactions; Overview of different types of ICT

第2回

International sales agreements generally; Incoterms

第3回

International sales continued – The UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) and other governing law for cross-border transactions.

第4回

Letters of credit and other methods for settling international transactions.

第5回

Non-disclosure Agreements—prelude to discussions that involve disclosure of sensitive business, financial or technical information.

第6回

Use of International Distributors -- Distribution Agreement analysis

第7回

Introduction to cross-border Intellectual Property licensing, with a focus on types of licenses and business issues in licensing IP

第8回

Introduction to anti-corruption laws affecting international commerce—US Foreign Corrupt Practices act, UK Anti-Bribery Act, OECD convention and others

第9回

Foreign Direct Investment and its regulation (Investment treaties; US CFIUS, Japan FECL, China and other similar regulation)

第10回

Data privacy, supply chain diligence, sustainability, and other important trending issues in cross-border trade and investment.

第11回

The role of letters of intent and other preliminary agreements.

第12回

Joint Ventures and other similar arrangements.

第13回

Class reserved for negotiation exercises (this may be moved earlier in the semester).

第14回

Dispute resolution in international commercial transactions – Litigation, Arbitration, Mediation

第15回

The business of law and the future role of lawyers in international commercial transactions.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Bankruptcy Laws (J.D.) (J.D.)

担当者名	上野 元
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89387
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、日本の倒産法の基本原則を概観し、企業取引に大きな影響を与えるようになった倒産と再建の主要な側面に焦点を当てる。倒産法はビジネス法務の主流となっているが、多くの弁護士にとって倒産法との接点は、実際の倒産実務よりも予見的なものである。本講座の目的は、弁護士が倒産問題をどのように予測し、取り組むべきかを理解することである。民法、会社法の基本的な理解があることが望ましい。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course provides students with an overview of the basic principles of Japanese insolvency laws and focuses on the major aspects of bankruptcy and corporate reorganization that have come to significantly influence business transactions. While insolvency laws have become a mainstream focus of the business legal landscape, for most lawyers, their contact with insolvency laws are anticipatory than actual insolvency practice. The aim is to provide understanding as to how lawyers are to anticipate and work on insolvency issues.

Being equipped with the basic understandings of the Japanese Civil Code and Corporations Act would be preferable.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

I practice restructuring and insolvency law

能動的学修形式 説明

該当なし

準備学修（予習・復習等）

review of slides (should take only 30 minutes or less for preparation; for review, could depend on students' levels of understanding)

関連する科目との関係

Japanese Civil Code and Corporations Act would be the underlying statutes in understanding the frameworks of insolvency proceedings and workouts. Treatments of finance transactions (which could involve securities regulations in Japan) including secured transactions would also be a topic.

授業の方法

lectures and discussions.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grading will be done with comprehensive evaluation based upon the final examination and classroom contribution and assignments during the course. In general, around 70% to 80% of the grade will come from the final examination.

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts and scope.

To be specific, students are allowed to use AI in the following situations:

- as a tool for brainstorming or during the planning stage; and
- as a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves).

Please note the following:

- if you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini").
- copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

You may use generative AI to assist you during the course, but not for the exam

教材

Handouts will be given to students at each class throughout the semester.

授業の計画

第1回

Overview of Insolvency Laws in Japan I

- general overview of liquidation (hasan), civil rehabilitation (minji saisei) and corporate reorganization (kaisha kousei)
- key differences between the types of proceedings and their attributes
- what are the legislative intent and/or the spirit of the law behind the statutes? how can the statutes be different?
- what is an "out-of-court" workout?

第2回

Overview of Insolvency Laws in Japan II

- choice of restructuring framework -- which type of in-court proceeding? should you stay out-of-court? how do you choose? what are the factors to be considered?

- interactions of insolvency laws with business and finance transactions
 - lawyers' involvements
-

第3回

Stay and Tasks of Insolvency Officials

- overview of "stay" framework
 - overview of insolvency officials' duties and tasks
 - conservation of business operations and corporate value
 - what should be anticipated in facing insolvency filing?
-

第4回

Determination of Bankruptcy Estate and Exempt Property

- general overview of "estate"
 - what constitutes bankruptcy estate?
 - what assets are exempt?
 - what is the significance of being exempt?
-

第5回

Determination and Classification of Claims

- overview of "claims" framework
 - what is a "claim"? what is the significance of a "claim" in insolvency?
 - negotiation with creditors -- what are the dynamism? creditors committee?
 - how might interests align or conflict?
-

第6回

Validity and Binding Nature of Contractual Provisions

- overview of treatment of contracts under insolvency proceedings
 - right to terminate by a creditor?
 - set-off?
 - triggering certain new transaction?
-

第7回

Clawback and Avoidance of "Preference" and Fraudulent Transfers

- general overview of avoidance (hinin); what are the types of avoidance rights?
 - what is a "preference"? what constitutes "fraudulent transfer"?
 - what is the legislative intent? how was the statute amended and why?
 - how could these provisions be utilized or abused?
-

第8回

Effect of Bankruptcy on Secured Claims, and Bonds and Secured Bond Trust Act

- overview of secured claims in insolvency proceedings
 - overview of the Secured Bond Trust Act
 - how are the bonds issued in Japanese financial markets?
 - what are the impediments?
 - practical impact, and how should we anticipate trustees will act?
-

第9回

"True Sale" and Secured Transactions

- concept of “true sale” and secured transactions
 - what is the consequence of a “true sale” transaction in the context of insolvency proceedings?
 - what are the factors to be considered?
-

第10回

Interactions with Substantive Laws

- As a later legal regime, how do the insolvency laws interact with the pre-existing Civil Code (minpo)?
 - what is the legislative intent?
 - how does substantive insolvency law affect applications and/or constructions of the Civil Code? why?
-

第11回

Leases, Service Contracts and Other Executory Contracts

- impact of insolvency on leases and executory contracts
 - procedure
 - limitations
 - practical implications for commercial transactions
-

第12回

Discharge and Settlements

- which obligations are affected by a bankruptcy discharge?
 - what a discharge does
 - what a discharge does not do
 - practical implications of settlements
-

第13回

Devising a Restructuring Plan

- overview of “rehabilitation plan” and “reorganization plan”
 - what is the purpose?
 - how do you strike a balance between different interests and needs?
 - what are the constraints?
 - debt-to-debt conversion?
 - how do you fund the plan?
-

第14回

Out-of-Court Restructuring of Business

- general overview; what other alternatives are there for insolvent or financially distressed debtors?
 - how are out-of-court restructurings different from in-court proceedings?
 - what are the pros and cons?
 - how do you choose between in-court and out-of-court restructurings?
-

第15回

Pre-packaged/Pre-Negotiated Insolvency Filings

- what is a pre-packaged/pre-negotiated deal?
 - what are the practical needs for a “pre-pack” and “pre-negotiated”? what are the benefits? potential impediments?
 - how do you justify vis-à-vis creditors?
-

第16回

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japan — EU Business and Sustainability Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	兼頭 ゆみ子, 櫻井 洋介, 宮下 紘
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01076
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	EU法の「ブリュッセル効果」（市場メカニズムを通じたEU規制の一方的なグローバルな影響力）を念頭に、日本など域外の企業がそれに対してどのように法務戦略的に対応すべきかについて、特にデジタル分野での競争法や個人データ保護、気候変動対策の分野を事例として扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course explores how the European Union (EU) strategically develops and implements economic regulations on sustainability, including climate protection, human rights and environmental due diligence, and digital human rights, in a strategic way globally and how Japanese businesses (including other countries' ones) should respond to them, in light of the Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA). Topics will include (1) the background and the contents of the Japan-EU EPA and Strategic Partnership Agreement (SPA), including sustainability issues, (2) Business and Human Rights, (3) climate protection law, (4) EU AI Act and human rights protection, and (5) global business under geopolitical uncertainty, particularly in the context of the Japan-EU EPA. Course participants will study how businesses should respond to the EU regulations with Japan-EU relations in legal terms as an example.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Miyashita served in the Cabinet Office of Japan, who will introduce international negotiations on data protection in this course.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students should prepare for and review each class based on the lesson scope outlined in the handout for each session.

関連する科目との関係

The focus of this course is related to Area Study of Law (EU-Japan).

授業の方法

The course is primarily lecture and discussion based. Students are free to ask questions at any time during the class.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based on:

- a PowerPoint presentation, by each student of an analytical summary on the contents of this course, carried out in the last class, 70%
- class performance, 30% (attendance 15% and active participation 15%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is, in principle, prohibited, as this course places emphasis on students' own presentation skills. However, limited use, such as for information gathering or language check, may be permitted, on the condition that students always retain full human accountability for their output.

教材

There is no particular textbook for this course. Materials and handouts will be given to students throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction: Japan-EU business and sustainability issues from the point of view of a comparative law and policies, by each of the joint lecturers in her/his study area (20 minutes each).

第2回

EU Data Protection Laws in the Context of Trade

The EU data protection laws, including the GDPR (General Data Protection Regulation), are a prime example of the 'Brussels Effect.' The GDPR's extraterritorial scope and restrictions on international data transfers have had both de facto and de jure effects on third countries. Notably, Japan's Act on the Protection of Personal Information has been influenced by the GDPR, leading to mutual recognition of an adequacy decision in 2019. This session provides an overview of the GDPR and recent landmark judgments by the CJEU, and its impact to the digital trade.

第3回

EU Data Protection Laws and Fundamental Rights in the Context of Trade

The GDPR provides several fundamental rights to individuals. This class focuses in particular on the right to explanation and the protection of trade secrets in the context of trade and digital services. It examines how these rights and interests are balanced in regulatory practice and case law.

第4回

EU Artificial Intelligence Law in the Context of Trade

The EU AI Act entered into effect in August 2024 as the world's first comprehensive AI law. It reflects European values on democracy, human rights, and rule of law by listing the prohibited AI practices. The class explores the legal ground, purpose, scope, the key concepts, and the risk-based framework of the new EU AI Act. It also examines the role of human being in the context of the AI applications and its impact to the trade context.

第5回

EU Digital Omnibus Proposal

The EU Digital Omnibus Law, published in November 2025, may signal a potential shift in European digital philosophy. While the simplification of digital rules is necessary to reduce administrative and business burdens, revisiting the core elements of digital law, such as the definition of personal data, may prove controversial. The class opens discussions on the appropriate balance between regulatory efficiency, fundamental rights protection, and legal certainty in the EU's digital regulatory framework.

第6回

Business and Human Rights (1) Corporate Responsibility to Respect Human Rights

In recent years, companies have increasingly been required to respect human rights and to implement human rights due diligence, against the background of growing attention to the UN Sustainable Development Goals (SDGs) and ESG investment. This session introduces the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, focusing on the concepts of the corporate responsibility to respect human rights and human rights due diligence.

第7回

Business and Human Rights (2): EU Trends regarding Mandatory Due Diligence and Judicial Remedies

This session deals with the international trend toward mandatory human rights and environmental due diligence, with a particular focus on developments in the European Union. As lawsuits concerning human rights issues in supply chains have been brought before courts in EU member states, this session examines the current situation and challenges related to judicial remedies.

第8回

Business and Human Rights (3): The Impact of EU Trends on Japan and Japanese Policy on Business and Human Rights

EU policies on business and human rights, as with other sustainability-related issues, have a significant impact on both the Japanese government and Japanese companies. This session outlines Japan's current situation and policy responses considering recent EU developments.

第9回

Business and Human Rights (4): Corporate Initiatives and Future Prospects

In recent years, corporate initiatives and state policies concerning business and human rights have made significant progress. Nevertheless, many challenges remain in promoting corporate initiatives and ensuring respect for human rights throughout global supply chains. This session examines the current situation, key challenges, and future prospects for business and human rights.

第10回

International Climate Law and the EU/Japan

Climate change is one of the most challenging issues facing today's highly interdependent and energy-consuming international community. This class will introduce the basics of international climate and energy law on which each nation or international entity such as the European Union has established its own climate change countermeasures. In addition to hard law, there has been a movement in recent years to clarify the extent to which states have obligations to address climate change through non-binding advisory opinions. In relation to climate measures, the class will analyze and compare the attitude and tendency of the European Union and Japan.

第11回

Climate Change Litigation 1

In recent years, so-called climate change litigation has been active, ranging from lawsuits against governments for low climate ambitions and/or inadequate and insufficient measures, to lawsuits against private companies with

high emissions. Climate change litigation based on human rights law is one type of such litigation. After an introduction to the current situation of climate change litigation, the lecture will begin with the general relationship between environmental law and human rights law, followed by recent legal developments. The situation in Japan will be discussed for comparison.

第12回

Climate Change Litigation 2

While the European Court of Justice has heard many cases under EU climate change law, almost none have been based on human rights grounds. Instead, the EU has been criticized for failing to fully guarantee access to justice in environmental matters, despite the fact that the EU is a party to the Aarhus Convention, which requires parties to guarantee such access. Focusing on procedural environmental rights, of which access to justice is one, we discuss how the EU has improved its access to justice regimes and consider how this improvement will contribute to climate litigation at the EU level. The situation in Japan is discussed for comparison.

第13回

Energy Charter Treaty and the EU

The Energy Charter Treaty (ECT) is a multilateral agreement with the aim of protecting investments and promote corporate activities in the energy sector. In May 2024, the EU formally decided to withdraw from the ECT. The EU's decision to withdraw stems from two major concerns: growing criticism of the Investor-State Dispute Settlement (ISDS) mechanism under the ECT and the fact that the ECT, established in the 1990s, protects investments in fossil fuels, which is incompatible with the EU's decarbonization policies. In response to criticism from the EU and its member states, there have been attempts to reform the ECT to make it more climate-friendly. This class discusses the implications of the EU's withdrawal from the ECT and the status of ECT reform efforts.

第14回

Guest Lecture (to be confirmed)

第15回

PowerPoint presentations by each student on what they have studied in this course and their own comments.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Corporate Governance and Risk Management (J.D.) (J.D.)(18:30~20:30)×12 times

担当者名	リット, デイビッド G. , 鶴見 晃二
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水6/木6
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32572
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、コーポレートガバナンスとリスクマネジメントの基本原則を紹介する。この授業は比較の観点から行われる。また、企業内弁護士と法律事務所に勤務する弁護士の仕事の違いについての理解も深める。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to the basic principles of corporate governance and risk management. The course will be comparative in nature with the instructors providing insights into the applicable principles and trends under primarily US and Japanese law. Students will also develop an understanding of the difference between the work of an in-house company lawyer and a lawyer working in a law firm.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

One instructor has spent most of their career as outside corporate counsel while the other has spent most of their career as in-house corporate counsel. Each has experience at various levels of seniority and in various roles, for over 30 years.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Preparation varies significantly by week. Some weeks we will provide a variety of regulations, cases, and other primary and secondary materials for review. Other weeks there may be only a short "pre-read" scenario to consider. We encourage students to follow real-time developments regarding corporate governance in the business and legal press.

関連する科目との関係

This course will consider compliance issues related to a broad range of substantive legal areas and is relevant to, among others:

Finance Transactions and Securities Regulations in Japan

European Integration and Global Business Law

Japanese Competition Law

Seminar (Case Study in International Competition Law)

Comparative Corporate Law

授業の方法

The course will be conducted in a mixed lecture and discussion format. Some sessions will offer students opportunities to work on hypothetical problems and discuss a variety of issues that can come up in the corporate environment. One or more guest lecturers may be invited to discuss industry-specific challenges.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grading will be based on class contribution (50%), and on an in-class presentation and/or short written reports (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits limited use of generative AI. Specifically, it may be used in the following situations.

Assistance in brainstorming and conceptualizing for a project

Reviewing and planning how to structure assignments

Supplementing the research process (students must verify the accuracy of any information themselves)

Students must also take note of the following points.

When AI was used for an assignment, students must indicate such on their submission (e.g., "I used Gemini to help draft my outline").

Copying text generated by AI without proper attribution, or using information from unverified sources, may be considered academic misconduct.

When writing reports or assignments, students are expected to think independently and AI is not allowed except where specifically noted otherwise.

教材

Materials will be handed out or made available online throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction to the course. General principles of corporate governance and internal control in the US and Japan.

第2回

The In-House Role: Lecture on the difference between in-house and outside attorneys.

第3回

Introduction to the US compliance environment as seen in Federal pursuit of corporate criminal and civil violations of law.

第4回

How and why to conduct an effective internal investigation.

第5回

The Enron Scandal and the Sarbanes Oxley Act

第6回

Possible guest lecture -- industry-specific or jurisdiction-specific compliance issues; environment and GHG (greenhouse gas emission) disclosure regimes.

第7回

Financial scandals at major Japanese corporations

第8回

Compliance with anti-corruption laws: the US Foreign Corrupt Practices Act, UK Anti-bribery Act, Japan unfair competition laws, the OECD convention

第9回

Labor Law compliance issues in Japanese corporate transactions

第10回

Anti-money laundering, sanctions and related compliance issues.

第11回

Governance and compliance issues in joint ventures and alliances -- the Carlos Ghosn scandal and other examples.

第12回

Corporate Social Responsibility and Diversity -- broader ethical guidelines

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Commercial Arbitration I (J.D.) (J.D.)

担当者名	フリーマン, ダグラス K., 都留 綾子
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金6
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89645
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、国際仲裁の基本原則と実務を包括的に理解することができる。このコースはCIArb（本部：ロンドン）の認定を受けており、コースを修了した学生は、CIArbのメンバーシップになるための申請が可能である。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The use and popularity of international commercial arbitration has increased significantly over the past decades. In this course, students will be instructed by one of Japan's leading international arbitrators on the fundamental principles and practical issues in international arbitration, including the advantages of arbitration, legal significance of the arbitration agreement, the appointment of the tribunal, the arbitrator's jurisdiction and powers, practicalities of the arbitration process, conducting a hearing, remedies and awards, and the role of the State Court. A hypothetical case scenario will be used to illustrate the principles of arbitration and understand how the UNCITRAL Model Law and UNCITRAL Arbitration Rules apply in a practical setting. Ms. Ayako Tsuru, Co-convener of CIArb Japan Chapter, with significant experience in arbitration, will assist in the instruction.

This course is accredited by the Chartered Institute of Arbitrators (CIArb), the world's leading qualifications organization headquartered in London. Students who successfully complete this course will be eligible to apply for CIArb Membership, enabling them to use the post-nominal letters "MCIArb" which signify professional attainment and membership in this reputable organization. Keio is currently the only CIArb Recognised Course Provider in Japan to administer a CIArb accredited course.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Professor Douglas Kenji Freeman is a Ciarb Fellow and one of the most experienced international arbitrators practicing in Japan, having the unique dual qualifications as a Japanese bengoshi and a New York lawyer. Professor Freeman has served as arbitrator for 17 years in over 20 cases, with total value exceeding US\$ 800 million, including in construction, renewable energy, and cross-border contractual and license disputes. Ayako Tsuru who

assists with the course is a Member of Ciarb and has served as arbitration counsel and tribunal secretary in a wide number of cases for 10 years. Ms. Tsuru is also admitted to the California Bar.

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are required to prepare by reading in advance selected chapters from Redfern and Hunter on International Arbitration, 6th Edition (Student Version 2015) , which may take one to three hours.

関連する科目との関係

A basic understanding of arbitration and arbitration law is an essential prerequisite for this course. Students who lack such knowledge are advised to gain some introductory knowledge in advance or be prepared to set aside additional time to carefully prepare for and review the Redfern and Hunter textbook we will use in class noted below.

The contents of this course substantially overlap with the autumn-term course “International Commercial Arbitration II”. Accordingly, if you have already completed ‘International Commercial Arbitration II’, it is not recommended to attend this course unless your objective is to attain CIArb Membership (i.e. exemption from Module 1).

The autumn term legal training course “Arbitration” should be useful to attend in parallel with, or after completion of, this course so as to understand the real-life practice of international commercial arbitration.

授業の方法

Combined Socratic and classroom lecture by a leading expert in international arbitration. The course will use the standard treatise in international arbitration—Redfern and Hunter on International Arbitration, 6th Edition (Student Version 2015) (Paperbook). Students will be required to purchase and read relevant parts of the treatise in preparation for each lecture. The treatise is also available on Keio's online library (KOSMOS).

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This course will be assessed through: (i) Class participation, which may include written assignments (20%) and (ii) a three-hour closed book examination (80%).

The closed book examination will consist of 5 to 10 short questions to test understanding of fundamental concepts, and 2 to 3 essay-type questions to evaluate practical knowledge and ability to apply knowledge to factual scenarios. All questions are to be answered on the basis of the Model Law and UNCITRAL Arbitration Rules.

The examination may be handwritten or typed and the students may use unmarked copies of the Model Law and UNCITRAL Arbitration Rules during the examination.

A 55% score of each of (i) class participation assessment and (ii) the closed book examination is required in addition to a 60% score of the total assessment results to pass this course and to attain exemption from Module 1 to qualify for CIArb Membership. Accordingly, it is possible to fail to qualify for CIArb Membership even if you receive a passing grade for the course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits limited use of generative AI to support learning but prohibits its use for graded assessments to ensure the development of critical thinking and independent expression.

Students may use generative AI tools (e.g., ChatGPT, Gemini, NotebookLM) to understand course materials, including the textbook “Redfern and Hunter on International Arbitration,” and to explore practical applications of

arbitration principles discussed in class.

Generative AI must not be used for written assignments given during the course or the final three-hour closed-book examination, which tests understanding of fundamental concepts, practical application of arbitration principles, and the ability to express ideas independently. Using AI for these tasks will be considered academic misconduct and may result in disciplinary action. When in doubt, consult the instructor.

教材

Students will be required to purchase Redfern and Hunter on International Arbitration, 6th Edition (Student Version 2015) (Paperbook)(also available in ProQuest Ebook Central to which students should have access). Additional materials will be handed out for each class.

授業の計画

第1回

1. Course Introduction and Overview of Dispute Resolution Processes: Negotiation, Mediation, Adjudication, Dispute Boards, Arbitration, State Court Litigation
2. History of Arbitration

第2回

New York Convention, UNCITRAL Arbitration Rules and Model Law

第3回

Global Harmonisation and Differing Statutory Approaches to Arbitration

第4回

Choices Available to Parties in Dispute Resolution

第5回

Arbitration Agreement and Commencement; Appointing an Arbitral Tribunal

第6回

The Arbitral Tribunal (1): Independence & Impartiality

第7回

The Arbitral Tribunal (2): Jurisdiction and Powers

第8回

The Arbitral Tribunal (3): Duties and Procedural Choices

第9回

Procedures (1): Pleadings, Documents and Evidence

第10回

Procedures (2): Applications to the Tribunal

第11回

第12回

Remedies, Costs, Interest & Currency

第13回

Awards

第14回

The Role of State Courts

第15回

Examination

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Commercial Arbitration II (J.D.) (J.D.)(18:10~20:10)×12 times

担当者名	小原 淳見, アンドリオティス, トニー, シュー エン チェー
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	火6,7
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89650
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義では、経験豊富な仲裁実務家及びゲストスピーカーの講義並びに模擬仲裁を通じて、国際商事仲裁における法律上及び実務上の重要なポイントを習得する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The objective of this course is to enable students to understand key legal and practical issues of international commercial arbitration. This course covers entire arbitration proceedings and post arbitration proceedings (challenges and enforcement of arbitral awards) and that students will understand what to expect in international commercial arbitration and key issues in the proceedings. This course will be taught by seasoned practitioners with backgrounds in both civil and common law traditions, to demonstrate how proceedings have been substantially converged between the two systems and how both legal systems shape international commercial arbitration in different jurisdictions. Prominent arbitration practitioners will be invited to speak as a guest speaker to share their experience and their insights of the future of international commercial arbitration.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Drawing on my extensive experience of over 30 years representing both domestic and international corporations in cross-border contract negotiations and dispute resolution, this course offers students a unique opportunity to grasp the practical aspects of dispute resolution methods in international transactions, with a special emphasis on international arbitration. The class will provide clear and engaging explanations tailored to the needs and interests of university students who are preparing to practice law or apply legal principles in the business world, both in Japan and abroad.

Leveraging my firsthand experience as Vice President of prominent arbitration institutions such as the ICC and LCIA, this course will provide students with valuable insider knowledge of the strategies employed by arbitral institutions, their rule-making processes, and the benefits of international arbitration as a preferred method of

dispute resolution in the business arena. Through interactive lectures and mock examinations, students will acquire essential skills and insights needed to navigate the complexities of international legal disputes, making this course an invaluable asset to their academic and professional development.

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

Students may be assigned to read material in advance of the class.

関連する科目との関係

While there are no prerequisites for this course it is recommended to take courses in civil procedural law and conflicts of law in any jurisdiction to better understand the transnational nature of international commercial arbitration.

授業の方法

The course will consist of lectures, class discussions, presentations and mock arguments/examinations via “real time” online methods.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based on class contribution including mock arbitration (70%) and a take home final exam (30%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- ・ As a tool for brainstorming or during the planning stage
- ・ For drafting the structure of assignments
- ・ As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Please note the following:

- ・ If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., “Structure drafted using Gemini”).
- ・ Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- ・ Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

Assignment will be provided one to two weeks in advance of each class.

授業の計画

第1回

Introduction to arbitration

- ・ Key features of international arbitration
- ・ New York Convention
- ・ UNCITRAL Model Law

- Japanese Arbitration Act/FAA
 - Soft law
-

第2回

Arbitration Agreement

- What to include in an arbitration agreement
 - Applicable law
 - Allocation of task between the court and the arbitral tribunal in interpreting arbitration agreement (Kompetenz-Kompetenz, severability)
 - Multi-tiered dispute resolution clause
 - Good drafting (pathological clause)
-

第3回

Arbitrability Law Arbitral Institutions

- Substantive law v. procedural law
 - Law of seat
 - Ad hoc v. institutional
 - Institution v. Institution
-

第4回

Evidence

- Evidentiary rules
 - Common law approach v. civil law approach
 - Document production
 - Drafting witness statement
 - Effective use of evidence
-

第5回

Arbitrators

- Selection of arbitrators
 - Conflicts of Interest
 - Obligations
 - Liability
 - How to get the first appointment
-

第6回

Guest Speaker

第7回

Arbitration procedure

- Common law approach v. civil law approach
 - Typical proceedings
 - Procedural disputes
 - Effective advocacy skill & drafting skill
-

第8回

Conduct of the Arbitration Hearing

- Common law approach v. civil law approach
 - Typical proceedings
 - Procedural disputes
 - Effective advocacy skill & drafting skill
-

第9回

第10回

Award

- Drafting award
 - Challenge of awards
 - Enforcement
-

第11回

Mock arbitration

- Opening statement
 - Witness examination
 - Expert examination
 - Comments
-

第12回

Hot topics

- Expedited Procedure
- AI x IA
- Investment treaty arbitration
- Practical skill

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Arbitration Practice in Northeast Asia (J.D.)
(JD)

担当者名	宮武 雅子, シベル, ハラルド
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	20500
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本、韓国及び中国を代表する仲裁機関である日本商事仲裁協会(JCAA)、韓国商事仲裁院（KCAB）及び北京仲裁センター（BAC）の協力を得て、同機関の規則及び仲裁実務を学び、急増している日中韓の商事紛争の解決を効率的かつ公平に進める方法論を模索する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course focuses on international commercial arbitration rules and practices in China, Japan and South Korea, where commercial disputes have been skyrocketing in accordance with economic growth. It is taught in a hybrid format including both on Zoom and in person class classes, by two lecturers from Keio University Law School as well as arbitration experts from the Beijing Arbitration Commission (BAC) in China, the Japan Commercial Arbitration Association (JCAA) in Japan and the Korean Commercial Arbitration Board (KCAB) in South Korea. The experts from the arbitral institutions will also dedicate sufficient time for questions and answers on the three arbitration institutions and their practices to clarify the differences and communalities between rules and practices carried out by them.

Upon successful completion of this course, students will be able to understand not only the nature and importance of international commercial arbitration as such, but also the importance and function of arbitration institutions, and the BAC, JCAA and KCAB in particular. The students will master the differences and communalities between of the subject arbitration institutions' rules and practices, and effectively apply the respective rules and practices to anonymized, real-life matters.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

TBA during the course of the semester.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I (Spring Semester) and II (Fall Semester) , Arbitration (Practical Training course in Fall Semester), and SIAC and Institutional Arbitration I & II.

授業の方法

This is an intensive course of six sessions in total, each session held two days a week on Tuesday and Friday over four weeks from 12 May to 29 May 2026 with 120 minutes per class (from 10:40 am to 12:40 pm) . The course will be conducted in a hybrid format, combining in-person and online sessions, and will be taught in English.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a one-credit course in which the students will be assessed on the basis of their class participation (70%) and a final research paper (30%). There is no sit-down or take-home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials (subject to adjustment)

- UNCITRAL Arbitration Rules (2013)
- UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (2006)
- The Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York Convention)
- JCAA Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration (2021)
- JCAA Commercial Arbitration Rules (2021)
- JCAA Interactive Arbitration Rules (2021)
- JCAA Appointing Authority Rules (2021)
- KCAB International Arbitration Rules 2016
- KCAB Code of Ethics for Arbitrators
- KCAB Practice Note on Arbitration Cost
- BAC Arbitration Rules

Supplementary Reading Materials

- Nigel Blackaby KC, Constantine Partasides KC, Alan Redfern, "Redfern and Hunter on International Arbitration: Student Version"(Oxford)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

第1回

Session 1: 12 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Introduction and Overview of International Commercial Arbitration and Leading Arbitration Institutions in NE Asia

- a. Basic Principles of Arbitration
- b. UNCITRAL Arbitration Rules and Model Law and New York Convention
- c. Overview and role of arbitral institutions including institutional arbitration vs ad hoc
- d. Introduction of BAC, JCAA and KCAB
- e. (Overview of the rules of BAC, JCAA and KCAB)
- f. The initial stages of an arbitration at the BAC, JCAA and KCAB:
 - Notice of Arbitration
 - Commencing the arbitration
 - Response to Notice of Arbitration; counterclaims
 - Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration; stages of deposit payment
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings; how to keep arbitrations on track

第2回

Session 2: 15 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Arbitration Agreement and Appointing an Arbitral Tribunal

- a. Overview and practices regarding arbitration agreements and comparison of the model arbitration agreements of BAC, JCAA and KCAB
- b. Language of the arbitration
- c. Party representatives
- d. Third Party Funding
- e. Qualifications of arbitrators
 - Who is suitable as an arbitrator;
 - How can we nominate/appoint them;
 - What preconditions must exist;
 - What can we do when these preconditions don't exist / fall away; and
 - How can we replace them
- f. Procedures and practices regarding the nomination and appointment of arbitrators
- g. Dealing with matters of impartiality and independence in practice

第3回

Session 3: 19 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 1: Commencing the Procedures; Consolidation and Joinder; Emergency Arbitrator and Expedited Procedure

- a. Procedural Order No. 1 & Procedural Timetable
- b. Seat of the arbitration
- c. Jurisdictional Objections
- d. Multiple Contracts, Joinder of Additional Parties and Consolidation
- e. Expedited Procedure applications Conduct of the proceedings
- f. Emergency Arbitrator applications

第4回

Session 4: 22 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 2: The Oral Hearings, Taking of Evidence in International Arbitration

- a. The IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020) and the most important features of evidence
- b. Consultation on evidentiary issues
- c. Documentary evidence and document production procedures
- d. Witness evidence
- e. Oral hearings
- f. Role of Tribunal Secretaries

第5回

Session 5: 26 May (Tuesday) 10:40 am -12:40 pm

Procedures 3: Awards and the Role of State Courts

- a. Close of proceedings and submission of draft awards
- b. Decision as to the costs of the arbitration
- c. Scrutiny of awards
- d. Correction of awards, interpretation of awards and additional awards
- e. Publication of awards
- f. Remedies against arbitral awards: principles and procedures in China, Japan and Korea
- g. Remedies against arbitral awards: case studies from China, Japan and Korea

第6回

Session 6: 29 May (Friday) 10:40 am -12:40 pm

Individual presentations by each arbitration institution on the specific features of BAC, JCAA, and KCAB, followed by question-and-answer sessions.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Japanese Competition Law
(J.D.) (J.D.)

担当者名	山田 弘
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89463
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この講義では、事業活動を行う上での基本的なルールである日本の独占禁止法及び競争政策について、海外法制にも触れつつ、歴史的背景、基本理念及び目的、主要な規制内容などの基礎的な事項について解説を行う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

この講義は、実務家、研究者のいずれを目指すかを問わず、日本におけるビジネス活動に不可欠な日本の競争法に関する基礎的な知識の習得を目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

このコースでは、30年以上にわたり日本の競争法執行機関（公正取引委員会）に勤務した講師が、自身の専門的経験に基づき、法的観点と実務的観点の両面から、日本の競争法（独占禁止法）とその執行政策について解説を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

履修者には、授業に先立ってK-LMSにアップロードされる資料を読み、それに基づいて授業の準備をすることが推奨される。予習に必要な時間は、通常、30-60分程度である。

授業ごとに提出を求められる出席レポートを作成する際に履修した内容について振り返ることは、授業内容の理解を深める上で有益である。

関連する科目との関係

直接関連する科目はないが、行政手続、司法手続、会社組織、消費者保護に関する法制度のほか現代日本史に関する知識を有していると、講義内容についての理解が深まる可能性がある。

授業の方法

講義は対面方式によって行われる。

講師は、講義資料を自ら用意し、それに沿って講義を行う。

履修者は、講義中、講師から質問を受けることがある。また、講義中、質問をしたり自らの考えを述べたりすることも可能である。

事例研究の際は、原則としてロールプレイ方式によって行われる。各グループ内での議論及びグループ間でのディベートでは、積極的に参加することが期待される。

また、出席状況を確認するため、講義のたびに出席レポートの提出を求められるが、そこには、質問やコメントを記載することも可能である。講師は、可能な限りそれらに返答する用意がある。

出席レポートのほかにも、講義の理解度を測るため課題が課されることがある。。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

この講義では試験は行わない。

履修者は学習意欲（60%）と授業への貢献度（40%）に基づいて評価される。

履修者の学習意欲は、主に出席状況と課題の提出状況に基づいて評価される。

授業中や出席報告において、質問や意見を述べるなど、講師との積極的なコミュニケーションをとることも、意欲的な授業参加の証拠とみなされる。

授業への貢献度は、履修者の参加が授業の質をどれだけ向上させたかに基づいて評価される。

授業のレベルを高める質問や、授業内容に関する建設的なフィードバックは、授業への貢献度として評価される。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

この講義では、生成型AIの使用を部分的に許可している。具体的には、履修者は以下の場面で生成AIを使用することが可能である。

- 事例研究のディスカッションにおけるブレインストーミングやアイデア創出のためのツールとしての利用
- 課題構成の草稿作成
- 調査の補助（ただし、情報の正確性は履修者自身で確認する必要がある。）。

ただし、以下の点に注意すること。

- AIを使用する場合は、提出物にその旨を明記すること（例：「構成はGeminiを使用して草稿作成した」、「このレポートはLucyの支援を受けて作成した」など。）。
- AI生成テキストを出典を明記せずにコピーしたり、出典を検証していないものを使用したりすることは、学術上の不正行為とみなされる場合がある。
- レポートや課題を最終化するに当たっては作成者の主体的な思考が求められるため、この局面において生成AIを使用することは禁止される。

教材

この講義では教科書は使用しない。各授業で用いられる教材はすべて事前にK-LMSにアップロードされる。

授業の計画

第1回

【第1章】総論

(1) 日本の競争政策の歴史

第2回

【第 1 章】総論
(2) 独占禁止法の目的、構造及び用語

第3回

【第 2 章】不当な取引制限
(1) 法解釈

第4回

【第 2 章】不当な取引制限
(2) 事例研究

第5回

【第 3 章】私的独占
(1) 法解釈

第6回

【第 3 章】私的独占
(2) 事例研究

第7回

【第 4 章】不公正な取引方法
(1) 法解釈①

第8回

【第 4 章】不公正な取引方法
(2) 法解釈②

第9回

【第 4 章】不公正な取引方法
(3) 事例研究

第10回

【第 5 章】企業結合規制
(1) 法解釈及び手続

第11回

【第 5 章】企業結合規制
(2) 分析手法①

第12回

【第 5 章】企業結合規制
(3) 分析手法②及び事例研究

第13回

【第 6 章】独占禁止法の執行手続

第14回

【第 7 章】競争法の国際的執行

第15回

【総括】講義の振り返り（競争政策上の最近の課題を含む）

第16回

【参考】 上述の講義に加えて、ゲストスピーカーによる講演が行われる可能性がある（未定）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Law of the Internet (J.D.) (J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G. , フォーマン, パトリック
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水1
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89430
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	インターネットの商業利用の制限が解除されて以来、その利用は拡大し、従来の法律実務のあらゆる分野に影響を及ぼし、全く新しい法律論争と実務の分野を生み出している。この授業では、インターネット法の実践の複雑で複合的な性質を定義し、理解を深める。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

In the decades since restrictions on commercial use of the Internet were lifted, the use of the technology has expanded to exert influence in every area of traditional legal practice and spawned completely new areas of legal controversy and practice.

Significant areas of legal and regulatory practice have developed around the devices, networks, applications, data and content that comprise the Internet. This course adopts a functional perspective on defining and preparing students for the complex and multi-disciplinary nature of the practice of Internet law. Any practicing attorney in the 21st century should be familiar with these areas in order to offer competent advice to a business or individual client.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Patrick Forman previously served for over 7 years as in-house counsel at British Telecom specialized in issues related to class subject matter and these continue to be a center of his law practice over the past few years in Tokyo.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Several hours of reading or other preparation will be assigned for each week's class.

関連する科目との関係

The course will address issues that span a wide range of legal areas. Relevant courses include, among others:
Intellectual Property from a Global Perspective
International IP Licensing Agreements
Cross-border Litigation
Corporate Governance and Risk Management
AI & Its Legal Landscape

授業の方法

A mixture of lecture and discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grading will be based upon active class participation (50%), and several short papers and research assignments over the course of the semester (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Given its focus on technology, the course will allow use of generative AI as a tool on many assignments, and will focus upon how students can best use these tools as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.
Other exercises may be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

There is no textbook. Course material will be distributed, made available, or must be found using the Internet during the term.

授業の計画

第1回

April 8th (9:00-10:30AM)

Introduction – What is the Internet? Do we need a “Law of the Internet”? What law governs in “cyberspace”?

第2回

The Internet and personal jurisdiction – the example of defamation

第3回

Intellectual property rights and “notice and takedown”

第4回

Safe harbors for social media networks and other online speech platforms – Section 230 of the Communications Decency Act (CDA 230)

第5回

Privacy and personal data protection basics – GDPR and other approaches.

第6回

Privacy and personal data protection continued - mobile devices and location data

第7回

Artificial intelligence and data ethics

第8回

Cybercrime – Computer hacking as a criminal offense

第9回

Cybercrime – Responding to ransomware and other data breaches

第10回

Cybercrime – The dark web and crypto

第11回

The encryption debate – can't live with it, can't live without it

第12回

Consumer contracting online and deceptive patterns. Terms of service and consumer contracting issues online.

第13回

Internet Governance – its evolution and the “multi stakeholder” approach

第14回

Antitrust and competition issues and the Internet

第15回

Current topics and review.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Start-up Company and Venture Capital Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R. , マークス, エリック, ルナ, アンソニー
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	火4
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89918
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、スタートアップ企業やVC投資家が頻繁に直面する法律問題について、実践的なアプローチをとる。主に「シリコンバレーモデル」に焦点を当てるが、日本法の様々な問題も取り上げる。ベンチャーファイナンス、従業員の株式報酬、知的財産、データ保護などに関する法的・ビジネス的な問題を検討する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will take a practical approach to legal issues frequently encountered by startups/venture-backed companies and venture capital investors. Although the primary focus will be the "Silicon Valley model," various Japanese law issues will also be addressed. Through a series of lectures and practical exercises, the students will consider legal and business issues related to venture financing, employee equity compensation, intellectual property, data protection and similar topics. The primary goal of the course is to deepen students' practical understanding of startup and venture-related legal issues in an international context.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

All instructors of the course are law firm partners with startup and venture practice experience.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and analyze various materials, including guides for practicing lawyers, example agreements, and other relevant instructional documents.

関連する科目との関係

This course offers background for other classes that discuss certain topics in more detail, such as: Law of the Internet, Global Intellectual Property Management, Comparative Corporate Law, Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions, and Comparative Corporate Finance and Law.

授業の方法

Lecture, discussion, and practical exercises

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon preparation and participation during lecture and discussion classes and 30% upon performance in practical exercises.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Materials will be distributed electronically and will include guidance for practicing lawyers, example agreements, and other relevant instructional documents.

授業の計画

第1回

Starting Up: Lecture and Discussion (Part 1)

第2回

Starting Up: Lecture and Discussion (Part 2)

第3回

Starting Up: Practical Exercises

第4回

Seed Financing: Lecture and Discussion

第5回

Seed Financing: Practical Exercises

第6回

Series A Financing: Lecture and Discussion (Part 1)

第7回

Series A Financing: Lecture and Discussion (Part 2)

第8回

Series A Financing: Practical Exercises

第9回

Venture Financing from the VC's Perspective: Lecture and Discussion

第10回

AI, Data Privacy, Cloud Computing and Other Current Topics: Lecture and Discussion

第11回

AI, Data Privacy, Cloud Computing and Other Current Topics: Practical Exercises

第12回

Corporate Venture Capital: Lecture and Discussion

第13回

Exits: Lecture and Discussion

第14回

Exits: Practical Exercises

第15回

Review and Wrap-up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Case Study in Int'l Dispute Resolution and Regulatory Law (J.D.)JD

担当者名	新田 裕子, アンドリオティス, トニー
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	88213
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本科目は国際的な紛争解決及び規制法について議論する。取り扱うテーマには、国際仲裁、日本における国際訴訟、競争法、腐敗防止法が含まれる。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will explore legal theory, practice and strategy utilized in resolving international business disputes, and in handling government investigations. Students will be introduced to hypothetical disputes/investigations and analyze how to best address their clients' interests.

In principle, two lecturers are present at each session. Both lecturers are well seasoned practitioners, with ample teaching experience.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The instructors will provide explanations of legal issues through concrete cases grounded in their professional experience.

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

Nothing is required in any other languages other than English

関連する科目との関係

Cross-Border Litigation, International Commercial Arbitration, International Regulatory/Investigations

授業の方法

Lecture and discussion in English

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class contribution (30%) and final paper (70%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・ レポート・課題の作成
- ・ 授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

Materials will be handed out (or otherwise distributed) for each class as needed

授業の計画

第1回

Session 1: International Arbitration.

- Overview (general structure and procedure of international arbitration)
- Arbitration practice in Japan (past, present and future)

第2回

Session 2: International Arbitration.

- Case study

第3回

Session 3: International Regulatory Law with Focus on Cartels and Corruption

- Cartels Overview (International Regulatory and Private Actions, with emphasis on U.S. Department of Justice)
- Anti-corruption Overview (U.S Foreign Corrupt Practices Act, UK Bribery Act, OECD Principles)
- Growth in importance in Japanese regulatory environment

第4回

Session 4: International Regulatory Law with Focus on Cartels and Corruption

- Case study

第5回

Session 5: International Litigation in the Court

- Unique issues in international litigation (jurisdiction, service of process, taking evidence abroad, enforcement)
- Japanese perspective
- U.S. perspective

第6回

Session 6: International Litigation in the Court

- Case study

第7回

Session 7: Courts and Arbitral Tribunals in the News

- Japanese, Korean and US court decisions regarding accusations of war time forced labor.
- The Yukos Arbitration award

第8回

Session 8: Courts and Arbitral Tribunals in the News

- The ECJ Achmea case
- Maritime Disputes in the Asia Pacific Region

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Capital Markets (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R., 白川 もえぎ, メータ, ニラヴ N.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木4
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01391
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、国際的な資本市場での募集に関する実践的な見方を身につける。「グローバル化」を選択した日本企業に焦点を当てるが、適宜、日本企業以外の事例を使用することもある。教材としては、公開されている証券公募書類、本講座のために作成した法律文書例、実務家向けガイドなどを使用する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will provide students with a practical view on how international capital markets are regulated and import insight on how lawyers and other market participants act as “gatekeepers” to ensure integrity of the markets and as a bulwark against fraudulent practices. This is not a finance class, but an overview of how and why companies raise money in the international markets (with a focus on how Japanese companies view such opportunities). What are the key legal principles and regulations that govern cross-border capital flows and why is there a historical focus on U.S. rules even for non-U.S. transactions? Practical advice and case studies as to how you as an international legal practitioner can guide clients, investors and financial institutions through risk analysis and primary legal documents.

Other important topics will include approaches to disclosure related to artificial intelligence systems and a comparative analysis of how Japan regulates sales of securities versus the U.S. Students will gain hands-on experience drafting disclosure that provides the right level of liability protection and the right level of information for investors.

This course will focus primarily on Japanese companies that choose to “go global,” but we may use example materials from non-Japanese companies when appropriate. Reading materials include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners’ guides.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Two of the co-instructors are partners at major law firms practicing capital markets.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
グループワーク
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Assigned reading materials, which include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners' guides.

関連する科目との関係

The subject matter of this course is separate from but supplements that of (1) Finance Transactions and Securities Regulations in Japan, (2) Comparative Corporate Finance and Law and (3) Start-up Company and Venture Capital Law.

授業の方法

Lecture and discussion

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a final presentation.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Reading materials include publicly available securities offering documents, example legal documents prepared for this course, and practitioners' guides.

授業の計画

第1回

Introduction: What do we mean when we say "global capital markets" and why are they important? Why do certain companies look beyond their home country borders to raise money? How do conflicts arise between home country regulation and global regulation? Who are the major market participants and what are their roles? Why are lawyers important for these transactions?

第2回

The global standard: U.S. securities law as applied to international offerings (part 1)

第3回

The global standard: U.S. securities law as applied to international offerings (part 2)

第4回

Japanese law in international securities offerings

第5回

The timeline and process of a global IPO and who are the interested parties. Class members will be divided into groups based on roles to analyze interests and potential conflicts of interest in simulation drill for a drafting session.

第6回

International offering documents: The offering circular walk-through (part 1) — What is important and what should practitioners and investors focus on? Balancing risk factors with selling points to purchase the shares.

第7回

International offering documents: The offering circular walk-through (part 2) — A deeper dive into areas where companies need to be careful and where Japanese and other companies have gotten into trouble in disclosure (discussion of financial statements and legal contingencies).

第8回

International offering documents: The initial purchase agreement/underwriting agreement (part 1) — The contractual basis of the underwriting process.

第9回

International offering documents: The initial purchase agreement/underwriting agreement (part 2) — Allocation of risks and responsibilities.

第10回

International offering documents: Marketing materials and other documents — Road shows, advertising, analyst research – and how to strike the right risk/return balance.

第11回

Japanese law documents for global offerings

第12回

Hot topics

第13回

Student presentations (part 1)

第14回

Student presentations (part 2)

第15回

Review and discussion

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	小栗 寛史
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	金2
キャンパス	三田
教室	2B31
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	88911
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この科目は、国際法の法源、国際法と国内法の関係、国家の基本的権利義務、国家管轄権と免除、各種領域（陸海空宇宙）の法などを扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
▼ 詳細	

授業の目的と到達目標

This course introduces students to the principles and rules that govern relations between states and other international actors. By the end of the course, students will be able to achieve a thorough and contextual knowledge of international legal rules, principles, doctrines and the role of legal institutions, in the areas covered during the course.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
反転授業

準備学修（予習・復習等）

Advance Preparation (c.a. 1.5 hours): Students should read and summarize the key arguments, principles, and cases from the textbook. They should identify difficult concepts and be prepared to ask questions during class. Regarding the candidates for international case law to be covered in the presentation, students will be notified by the third week of the course, taking into account their areas of interest. Once the case for presentation is finalized, students should begin preparing for their presentation.

Revision (c.a. 1.5 hours): After each session, it's essential for students to engage in structured revision activities to reinforce what they've learned and deepen their understanding. In particular, students should review their notes to consolidate their understanding of the session and go back to the required readings and re-read sections that were covered during the class.

関連する科目との関係

The relevant courses include **History of International Law**, **International Security Law**, and **Moot Court**. This course aims to provide foundational knowledge of international law, which serves as a prerequisite for these advanced courses that focus on specific areas of international law and the practical application of international legal knowledge through moot court exercises.

授業の方法

This course will be conducted using a flipped classroom approach. Prior to each session, students will be assigned specific sections of the textbook as preparatory reading, and they are expected to study these texts thoroughly. In class, a quiz will be conducted to gauge students' preparation, followed by a review of key concepts and cases, and the introduction of more advanced topics.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Active Participation for Each Session: 60%
(Individual or Group) Presentation: 40%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Please note the following:

- If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., “Structure drafted using Gemini”).
- Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

Sué González Hauck, Raffaella Kunz, and Max Public (eds.), *International Law: A Multi-Perspective Approach* (Routledge, 2024)

*The Open Access version of the textbook is available at; https://www.taylorfrancis.com/books/oa-edit/10.4324/9781003451327/public-international-law-raffaella-kunz-max-milas-su%C3%A9-gonz%C3%A1lez-hauck?_gl=1*t72qsa*_gcl_au*MjA1NDgwMjk1Ny4xNzM0NjgzNTg4*_ga*MTAyOTk5NTI0MC4xNzM0NjgzNTg5*_ga_0HYE8YG0M6*MTczNjA2ODAwMy4zLjAuMTc

授業の計画

第1回

Introduction/History of International Law

第2回

Overarching Questions

第3回

International Law and Domestic Law

第4回

Sources of International Law (1): Treaty and Customary International Law

第5回

Sources of International Law (2): Other Sources

第6回

Subjects and Actors (1): States

第7回

Subjects and Actors (2): International Organizations and Other Actors

第8回

Jurisdiction

第9回

State Responsibility

第10回

Diplomatic Relations

第11回

Immunities

第12回

Peaceful Settlement of International Disputes

第13回

Use of Force

第14回

Presentation on Landmark Cases (1)

第15回

Presentation on Landmark Cases (2)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Law of International Organizations (J.D.) (J.D.)

担当者名	武井 良修
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木3
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89425
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この科目は、国際機構法の理論的側面と実務上の側面の双方を扱う。また、国際機構における法律家の役割および国際公務員制度の法と実務についても扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to introduce students to the law of international organizations, examining theoretical and practical aspects of the law. Students are expected to acquire basic knowledge of the law of international organizations, including: the definition and classification of international organizations, the nature and sources of the law of international organizations, various functions of international organizations, responsibility and liability, privileges and immunities, dissolution and succession. The course also intends to provide students with insights into the role of lawyers at international organizations, as well as international civil service law and practice. This year, the course pays particular attention to the practice of international organizations in the field of the law of the sea and international environmental law.

At the end of the course, students are expected to be able to:

- Explain the basic structure of and essential elements in the law of international organizations;
- Articulate the role of lawyers in international organizations; and
- Discuss contemporary challenges faced by international organizations and their staff in legal terms.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The lecturer was engaged in the law-making process and the implementation of relevant treaties in this field as Legal Officer at the United Nations Office of Legal Affairs. Taking advantage of this experience, the course looks at both theoretical and practical aspects of the issue in question.

能動的学修形式 説明

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク

準備学修（予習・復習等）

During the first half of the semester, prepare for classes by studying relevant reading materials (1.5 hours) and review the lecture content after each class (1.5 hours).

In addition, students are expected to prepare for their individual presentations and written assignments, well in advance of the deadline. Students are also expected to work individually and with other team members outside the class, with a view to preparing for the group exercise.

関連する科目との関係

There is no prerequisite for this course. However, students are expected to possess basic knowledge of public international law.

授業の方法

During the first half of the semester, the course combines lectures with corresponding student presentations. Subsequently, it mainly consists of student presentations on topics of their choice, on the basis of which students prepare written assignments, and practical exercises. Students are expected to actively participate in the course through class discussions, the preparation of individual presentations and group exercises relating to the ongoing work of an international organization. A field trip to an international organization located in Tokyo will be organized as part of the course programme, subject to agreement with the host organization. Details of these various elements of the course will be determined at the first session of the course, based on the number of participants, areas of interest and prior knowledge of participants.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class preparation and participation (30%), written assignments (30%), individual presentations (20%), group exercise (20%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage;
- For drafting the structure of assignments;
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves).

Please note the following:

- If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini");
- Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.

教材

Course materials will be uploaded on the K-LMS course page. The useful literature relevant to the course will be introduced at the first session of the course.

授業の計画

第1回

Introduction

Approaches to the law of international organizations: functionalism and constitutionalism

History of international organizations

Definition

第2回

Nature of the law of international organizations

Classification of international organizations

Sources of the law of international organizations

Legal personality

第3回

Overview of existing international organizations and other bodies (institutional structures, membership, representation and financing)

第4回

Functions of international organizations (1)

第5回

Functions of international organizations (2)

第6回

Privileges and immunities

Responsibility

第7回

Internal laws of international organizations

Dissolution and succession

第8回

International civil service: law and practice

第9回

The role of lawyers at international organizations

第10回

Contemporary issues relating to the law of international organizations: individual presentations by students and class discussion (1)

第11回

Contemporary issues relating to the law of international organizations: individual presentations by students and class discussion (2)

第12回

Contemporary issues relating to the law of international organizations: individual presentations by students and class discussion (3)

第13回

Group exercise concerning law-making at international organizations (1)

第14回

Group exercise concerning law-making at international organizations (2)

第15回

Field trip (the exact date TBD)

第16回

Preparation of written assignments

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Introduction to Global Law (J.D.) (JD)

担当者名	近藤 圭介
単位	1
年度・学期	2026 秋(隔週)
曜日時限	火4
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	オンライン授業（主としてリアルタイム形式）
登録番号	17067
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義は、グローバル法についての理論的な入門である。グローバル法をめぐる幾つかの主要な理論的アプローチを習得し、人権、ビジネス、安全保障といった様々な法領域における具体的な問題、制度、実践をその観点から分析し、評価し、批判することを目標とする。
K-Number	GLS-LP-89573-222-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course offers a theory-oriented introduction to global law. Rather than treating global law as a fixed body of legal rules and institutions, the course approaches it as a set of theoretical perspectives for interpreting contemporary legal phenomena in ways that make their global or universal dimensions explicit. On this understanding, the course introduces and critically examines several influential approaches to global law, each of which seeks to capture distinct global dimensions of legal authority and normativity across subnational, national, international, and transnational contexts. The aim of the course is thus not to provide a single definition of global law, but to equip students with multiple analytical frameworks through which they can explain, evaluate, and critically assess concrete legal issues, institutions, and practices in fields such as human rights, global governance, business regulation, and security. In this sense, the course serves as a theoretical gateway to the study of global law.

Upon successful completion of this course, students will be able to:

1. Explain major theoretical approaches to global law;
2. Specify and compare different theoretical perspectives on global law and their underlying assumptions;
3. Apply these perspectives to analyse and critically assess concrete legal issues, institutions, and practices in a global context.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

プレゼンテーション

準備学修（予習・復習等）

No specific preparatory study is required, and the course is open to all students interested in global law or theoretical studies of law. However, basic familiarity with certain areas of law, such as public international law, private international law, constitutional law, and administrative law, will be helpful for understanding the lectures and participating in discussions.

関連する科目との関係

This course offers theoretical perspectives that complement and enrich other law courses, including public international law, private international law, constitutional law, and administrative law. It enables students to re-examine legal phenomena addressed in those courses through the lens of global law.

授業の方法

Lecture-based classes (primarily online, with occasional in-person sessions)

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class attendance and participation: 40%

Final essay: 60%

Class participation

After each lecture, students are required to submit a short reaction paper. This paper should include questions, comments, or critical reflections on the lecture topic.

Final essay

Students are invited to choose at least one theoretical approach to global law introduced in the course and use it to analyse a specific legal issue, institution, or practice. Essays will be evaluated with attention to:

- * clarity of theoretical understanding,
- * appropriateness of the chosen issue or case, and
- * coherence and critical quality of the argument.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Please note the following:

- If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini").
- Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

Handouts will be distributed in each class. Additional reading materials will be introduced before or after lectures as appropriate.

第1回

Introduction: Law in a Global Context

第2回

Approach 1: Global Constitutionalism

第3回

Approach 2: Global Administrative Law

第4回

Approach 3: Global Conflict of Laws

第5回

Approach 4: Global Legal Pluralism

第6回

Comparisons: Convergence and Divergence among Approaches

第7回

Discussion: Advantages and Disadvantages of Global Law Approaches

第8回

Conclusion: Global Law and Beyond

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Globalization and International Human Rights in Asia (J.D.) (J.D.)

担当者名	山元 一, 伊藤 和子, 江島 晶子
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	水2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89626
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業は、第二次世界大戦後から今日までに惹起されてきた人権問題をめぐる法令、組織、法的プロセスに関する講義である。この講義は、国際人権法がアジア法に与えてきた多様な影響とそれに関連する諸問題を取り扱う。ディスカッションにおいては、アジア法における仮題について議論を行う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

First, this course will offer lectures on the rules, organizations and legal processes that have been established to address human rights issues as they have developed during the post-war period through today. The course will then focus on various influences of international human rights law upon Japanese law and related problems. The discussion will focus on treaties and customary law of human rights, and remaining challenges to Japanese law.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

One of the instructors has worked as a lawyer for more than thirty years, focusing on human rights issues.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Please study basic knowledge of international human rights before attending the class.

関連する科目との関係

Japanese Law
Law, Culture and Development in Asia
Introduction to Asian Law

授業の方法

The course is primarily lecture and discussion based. Students will be encouraged to present current legal situations of their origin countries in order to develop comparative sensibility.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Essay(50%) and class contribution (50%)

In this course, the use of generative AI tools (e.g., Gemini, NotebookLM) is actively encouraged. By utilizing generative AI, students can enhance their learning outcomes through information collection, planning of assignment structures, and improvement of written expression.

Please follow these rules when using AI:

- Always verify and revise AI-generated content as needed
- Clearly state the name of the AI tool used and the purpose of its use
- Do not use prompts that include copyrighted materials or personal information of others

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted to a limited extent. Specifically, you may use AI in the following situations:

- Assisting with idea generation and the early stages of planning
- Considering possible structures for your assignments
- Conducting supplementary research (however, you must verify the accuracy of any information yourself)

Please keep the following points in mind:

- If you use AI, you must state this clearly in your submission (e.g., "I used Gemini to develop the outline").
- Unauthorized reproduction of AI-generated text or the use of information without a clear source may be treated as academic misconduct.
- You are required to think independently when writing reports and assignments, and the use of AI for drafting or writing is prohibited.

教材

There is no textbook for this course. Hand-outs will be given to students throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction :
Overview of international law and international human rights law, their historical development and remaining problems

第2回

Guest speaker 1: International human rights law activist in Japan

第3回

Guest speaker 2: International human rights law activist in Japan

第4回

International human rights law and Japan

第5回

Business and International Human Rights I

第6回

Business and International Human Rights II

第7回

Business and International Human Rights III

第8回

Presentations by students

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Globalization and International Criminal Law (J.D.)(JD)

担当者名	オステン, フィリップ
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B25
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89349
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本授業では、国際刑事法の基礎を扱う。その際、国際刑事法に関する基本的な法概念と、国際刑事裁判所（ICC）の創設に至るまでの歴史的展開を理解することに焦点を当てる。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course will introduce students to the fundamentals of international criminal law. The focus will be on understanding the basic legal concepts underlying this field of law and their historical development, up to the creation of the International Criminal Court (ICC).

Students will study historical and present-day cases and deepen their comprehension of legal doctrines, institutions and practice of the international criminal justice system. A special focus will be put on the ICC and other international tribunals and their function in the global system of combatting the most serious international crimes.

Recent developments and situations such as the Russian invasion of Ukraine or the Israel-Hamas war shall also be reflected.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

For preparation and revision, students are encouraged to read through the materials handed out in class, including the references indicated therein ('recommended reading').

関連する科目との関係

There is no prerequisite for this course. However, a basic knowledge of closely related fields of law, i.e. courses in Criminal Law, Public International Law and International Human Rights Law will aid and deepen the understanding of this course's contents.

授業の方法

The course is primarily lecture/presentation and discussion based. Students will be required to participate actively and deliver a presentation (based on a term paper) on topics to be assigned at the outset of the course. In addition, guest speakers will present practice-oriented insights.

※This class begins end of September and will continue (on a weekly basis) until mid-November (detailed class schedule TBA).

成績評価

5段階評価 Grading Curve

The evaluation (grading) of the students will take into account the degree of active contribution to the course discussions (40%) and the presentation (term paper) rendered in class (60%). There will be no examination.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Use of generative AI for presentations and papers is not recommended.

教材

Course materials will be announced and/or handed out at the first class and throughout the course (also utilizing keio.jp and/or Canvas).

Reference books will be introduced at the first class, including inter alia Antonio Cassese et al., *International Criminal Law: Cases and Commentary*, Oxford University Press, Oxford, 2011; Gerhard Werle, Florian Jessberger, *Principles of International Criminal Law* (4th edition), Oxford University Press, Oxford, 2020; Philipp Osten et al. (eds.), *The Tokyo Tribunal: Perspectives on Law, History and Memory*, Torkel Opsahl Academic EPublisher, Brussels, 2020.

授業の計画

第1回

Introductory session: overview of the course contents and materials
Assignment of presentation topics (term paper)

第2回

Basic notions and principles of international criminal law; sources of law

第3回

Historical origins of international criminal law (1): from Versailles to the Nuremberg and Tokyo war crimes trials

第4回

Historical origins of international criminal law (2): developments in the Cold War era – Nuremberg principles, Genocide convention etc.

第5回

UN-installed international criminal tribunals and their practice: the tribunals for the former Yugoslavia (ICTY) and Rwanda (ICTR)

第6回

The International Criminal Court (ICC): legal foundation, jurisdiction, core crimes

第7回

Attribution of individual criminal responsibility for international crimes – recent developments in the case law of the ICC etc.

第8回

N/A (Wrap-up session)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Security Law
(J.D.) (J.D.)

担当者名	小栗 寛史
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期後半)
曜日時限	木2
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	88840
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この科目は、国連憲章第7章（集団安全保障、自衛権）、核軍備管理・不拡散、およびその他の新たな安全保障問題を扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The regulation of violence, particularly the use of armed force among states, has long stood as one of the most pressing and complex challenges in international law. This course provides students with a comprehensive conceptual and practical understanding of the legal frameworks governing the use of force, often referred to as *jus ad bellum*. In addition, regarding *jus in bello* (also known as International Humanitarian Law or the Law of Armed Conflict) as the body of international law applicable during armed conflicts, we will invite an international expert in this field as a guest speaker to lecture on its basic framework and key issues related to *jus ad bellum*.

Students will explore the evolution of these legal norms from their historical origins to their codification in contemporary instruments such as the United Nations Charter. The course will critically analyze key milestones in the development of international legal frameworks, including doctrines like self-defense, collective security, and humanitarian intervention. Special attention will be given to the successes and shortcomings of the current international legal order in regulating the resort to force by states and other actors.

Beyond a theoretical examination, the course serves as an interactive forum where students will engage in discussions and debates about the role of international law in addressing real-world conflicts. By examining case studies of recent and ongoing international disputes, students will assess how international law operates in practice—its efficacy, limitations, and areas for reform. Ultimately, this course challenges students to think critically about whether, and to what extent, international law can respond to the realities of modern warfare and promote accountability in an increasingly complex international landscape.

*This course will be offered weekly during the latter half of the Fall semester, starting on November 13, 2026.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
反転授業

準備学修（予習・復習等）

Advance Preparation (c.a. 45 min.): Students should read and summarize the key arguments, principles, and cases from the textbook. They should identify difficult concepts and be prepared to ask questions during class. Regarding the candidates for cases to be covered in the presentation, students will be notified by the third week of the course, taking into account their areas of interest. Once the case for presentation is finalized, students should begin preparing for their presentation.

Revision (c.a. 45 min.): After each session, it's essential for students to engage in structured revision activities to reinforce what they've learned and deepen their understanding. In particular, students should review their notes to consolidate their understanding of the session and go back to the required readings and re-read sections that were covered during the class.

関連する科目との関係

The relevant courses include **International Law**, **History of International Law**, and **Moot Court**. This course aims to build on the foundational knowledge of international law acquired in **International Law** by focusing on the field of international security, providing a more advanced and in-depth exploration of the subject.

授業の方法

This course will be conducted using a flipped classroom approach. Prior to each session, students will be assigned specific sections of the textbook as preparatory reading, and they are expected to study these texts thoroughly. In class, a quiz will be conducted to gauge students' preparation, followed by a review of key concepts and cases, and the introduction of more advanced topics.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Active Participation for Each Session: 60%
(Individual or Group) Presentation: 40%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Please note the following:

- If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini").
- Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (2nd ed., Cambridge University Press, 2023)

*The full text of the textbook is available online; see,

https://search.lib.keio.ac.jp/permalink/81SOKEI_KEIO/fb8nrm/alma9926929473104034.

授業の計画

第1回

[13 November 2026] Introduction: The Basic Structure of the United Nations Security System/Historic Development of Limitations on Recourse to Force

第2回

[27 November 2026] Collective Security

第3回

[4 December 2026] Self-Defence

第4回

[11 December 2026] Intervention by Invitation/Right of Humanitarian Intervention?

第5回

[18 December 2026] International Humanitarian Law: Basic Framework (Guest Lecture)

第6回

[25 December 2026] International Humanitarian Law: Key Issues Related to *jus ad bellum* (Guest Lecture)

第7回

[15 January 2027] Presentations on Contemporary Issues (1)

第8回

[22 January 2027] Presentations on Contemporary Issues (2)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

History of International Law
(J.D.)(J.D.)

担当者名	小栗 寛史
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金2
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32261
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースは、国際法の歴史を批判的に分析することを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course is designed to critically analyze the history of international law as it is understood in contemporary scholarship. The well-known adage, "Where there is society, there is law," underscores the idea that forms of international law have long existed across civilizations, transcending geographic and cultural boundaries. These norms, which we might now call "international law," have been integral to the functioning of various societies throughout history, whether in the East or the West.

However, the historical narrative of international law has predominantly been constructed through a Eurocentric framework, emphasizing the role of modern Europe in shaping its principles and institutions. This approach has often marginalized or overlooked the historical development of similar normative systems outside the European context. The contributions of non-European societies, as well as the rich and diverse legal traditions that predate or operate alongside European-centric norms, remain underexplored in mainstream international law discourse.

To address this imbalance, this course aims to delve into the realities of a truly global history of international law. Through an intensive study of recent scholarly works and critical engagement with cutting-edge research, students will explore the multifaceted historical development of international legal norms. This includes examining the ways in which non-European perspectives challenge, complement, or expand the conventional understanding of international law's evolution.

By participating in this course, students will not only deepen their knowledge of the historical dimensions of international law but also develop the analytical tools needed to question dominant narratives and contribute to a more inclusive and comprehensive understanding of the field.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Advance Preparation (c.a. 1.5 hours): Students are expected to thoroughly read the assigned text and summarize its key arguments prior to each session. They should identify any challenging concepts or unclear passages and prepare thoughtful questions to raise during class discussions. This proactive approach will ensure a deeper understanding and more meaningful engagement with the material. For the presentation component, a comprehensive list of readings will be distributed during the first session. Students are encouraged to select texts that align with their academic interests or areas they wish to explore further. Once their chosen reading is confirmed, students should begin preparing their presentation immediately. Preparation should include a detailed outline of the text's main arguments, a critical analysis of its implications, and potential questions to facilitate class discussion.

Revision (c.a. 1.5 hours): After each session, it's essential for students to engage in structured revision activities to reinforce what they've learned and deepen their understanding. In particular, students should review their notes to consolidate their understanding of the session and go back to the required readings and re-read sections that were covered during the class.

関連する科目との関係

The relevant courses include **International Law**, **International Security Law**, and **Moot Court**. This course aims to equip students with a fundamental understanding of the historical development of international law. Through this course, students will gain in-depth knowledge of the historical evolution of the current systems studied in **International Law** and **International Security Law**.

授業の方法

This course will be conducted in a seminar format, where students present the content of assigned readings during class sessions, followed by a Q&A session and discussions. A list of readings will be distributed during the first session, and students are encouraged to select the texts they wish to present based on their individual interests.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Active Participation for Each Session: 20%

Individual/Group Presentation: 40%

Final Paper (approximately 3,000 words): 40%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Please note the following:

- If you use AI, clearly indicate this in your submission (e.g., "Structure drafted using Gemini").
- Copying AI-generated text without attribution or using unverified sources may be considered academic misconduct.
- Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

- 1: Randall Lesaffer and Anne Peters (eds.), *The Cambridge History of International Law, vol.1: The Historiography of International Law* (Cambridge University Press, 2024), available at: https://search.lib.keio.ac.jp/permalink/81SOKEI_KEIO/188bto4/alma9926962063404034.
- 2: Bardo Fassbender and Anne Peters (eds.), *The Oxford Handbook of the History of International Law* (Oxford University Press, 2012), , available at: https://search.lib.keio.ac.jp/permalink/81SOKEI_KEIO/188bto4/alma9926466725804034.
- 3: Maria Adele Carrai and Surabhi Ranganathan, *The Cambridge History of International Law, vol.2: International Law in Asia* (Cambridge University Press, 2026)

授業の計画

第1回

Introduction: Why History?

第2回

*Introductory Session (1): ONUMA Yasuaki, "When Was the Law of International Society Born?: An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective", Journal of the History of International Law, vol.2 (2000), pp.1-66. *Available at: <https://doi.org/10.1163/15718050020956740>.*

第3回

Introductory Session (2): "Towards a Global History of International Law" (Bardo Fassbender and Anne Peters)
*Textbook 1
*Book Review Symposium on The Oxford Handbook, European Journal of International Law, vol.25 (2014), pp.287-341 *Available at: <http://www.ejil.org/archive.php?issue=119>.*

第4回

Introductory Session (3): "Scope, Scale and Humility in the History of International Law" (Randall Lesaffer)
*Textbook 2

第5回

Individual Presentation and Discussion (1)

第6回

Individual Presentation and Discussion (2)

第7回

Individual Presentation and Discussion (3)

第8回

Individual Presentation and Discussion (4)

第9回

Individual Presentation and Discussion (5)

第10回

Individual Presentation and Discussion (6)

第11回

Individual Presentation and Discussion (7)

第12回

Individual Presentation and Discussion (8)

第13回

Individual Presentation and Discussion (9)

第14回

Individual Presentation and Discussion (10)

第15回

Wrap-up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Intellectual Property from a Global Perspective (J.D.) (J.D.)

担当者名	麻生 典, 木村 剛大, 田中 浩之
単位	2
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	火5,6
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89683
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	米国、EU、アジアを中心とする国際市場における特許、意匠、商標、著作権、商標、およびその他の主要な知的財産権の保護を学ぶ
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course is designed to prepare students who will practice intellectual property (IP) law in the global marketplace by covering the basics of IP law (especially Japanese IP law), including patents, trademarks, copyrights, industrial designs, and unfair competition laws (including trade secrets). Through lectures students will understand the fundamental principles of these bodies of intellectual property laws.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

共同担当者のうち2名は、日本国弁護士として知的財産分野において長期間の実務経験を有しており、その経験を活かして授業を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

Please read designated textbooks below and additional material given by lecturers.

関連する科目との関係

Because this course covers the basics of intellectual property law, we recommend that students taking other courses in intellectual property law take this course.

授業の方法

Lectures

成績評価

5段階評価 Grading Curve

take-home exam (100%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

take-home examでの生成AIの利用は禁止。

教材

David Kline and David Kappos, Introduction to Intellectual Property ("Kline and Kappos")

<https://open.umn.edu/opentextbooks/textbooks/1336>

Japan Patent Office, Introduction to The Intellectual Property Act ("JPO")

https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/Introduction_to_The_Intellectual_Property_

Other online materials Handouts

授業の計画

第1回

Introduction(1) [Aso]

The reason for the existence of intellectual property law

Subject matter of Intellectual Property Law Protection

第2回

Introduction(2) [Aso]

Basics of global IP law and IP Related International Agreements

* Global IP Law Basics and History

* Paris Convention

* Berne Convention

* TRIPS

第3回

Patents (1) [Tanaka]

* Patent Philosophy

* First-to-File v. First-to-Invent

* Conditions of Patentability

Reading: Kline and Kappos 1.Patent Basics

JPO Chapter 2 I-IV

第4回

Patents (2) [Tanaka]

* Effect of Patent Rights

* Patent Infringement

Reading: Kline and Kappos 2.Patent Enforcement 2.1&2.2

JPO Chapter 2 V-IX

第5回

Patents (3) [Tanaka]

* Effect of Patent Rights

* Patent Infringement

Reading: Kline and Kappos 2.Patent Enforcement 2.1&2.2

JPO Chapter 2 V-IX

第6回

Trademarks (1) [Tanaka]

* Function of Trademarks

* Requirements to register trademarks

* Similarity of Trademarks

第7回

Trademarks (2) [Tanaka]

- * Trademark Registration Procedure
- * Scope of Protection

Reading: Kline and Kappos 4.Trademark Basics 4.8-4.11
JPO Chapter 5 V-VII

第8回

Copyrights and Related Rights: Fundamentals (1) [Kimura]

- * Subject Matter
- * Originality
- * Ownership

Reading: Kline and Kappos 3. Copyright Basics 3.1-3.5
JPO Chapter 7 I-IV

第9回

Copyrights (2) [Kimura]

- * Applied Art
- * Similarity – Scope of Protection

Reading: JPO Chapter 7 V

第10回

Protection Against Unfair Competition (1) [Kimura]

- * Free Ride of Reputation
- * Trademark Dilution
- * Imitation of Design

Reading: JPO Chapter 6

第11回

Protection Against Unfair Competition (2) [Kimura]

- * Trade Secrets
- * Injuring Business Reputation of a Competitor
- * Other Unfair Competitions

Reading: Kline and Kappos 5. Trade Secret Basics
JPO Chapter 6

Handbook for Protection of Confidential Information

https://www.meti.go.jp/english/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/21_0127a.pdf

第12回

Industrial Design [Kimura]

- * Subject Matter
- * Requirements for Design Protection
- * Similarity - Scope of Protection

Reading: JPO Chapter 4

第13回

Enforcement of IP Rights / License of IP [Tanaka]

- * Litigation
- * Remedies
- * License

Reading: Kline and Kappos 2. Patent Enforcement 2.3-2.10

JPO Chapter 2 VIII Economic Exploitation of Patent Rights and IX 3. Remedies Against Infringement

第14回

Special Topics: Generative AI and IP [Tanaka]

- * AI and Copyright

* Recent global court decisions
Reading: To be designated later

第15回

Special Topics: Art Law [Kimura]

- * Artist's rights in Japan
- * Cases over Fines Arts

Reading: To be designated later

第16回

take-home exam

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International IP Licensing Agreements (J.D.) (J.D.)(18:10~20:10)×12 times

担当者名	早川 真人, ベラハ, スチュアート S.
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水6,7
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89478
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、国際ビジネスにおける知的財産法（IP法）の基本原則を、米国法と日本法の側面を比較しながら学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

Many of the most important business transactions involve the licensing of intellectual property (IP). Such IP licensing transactions can generate huge fortunes and create new business empires; but if failures, the transactions can damage an otherwise strong and capable company.

This course will provide students with an overview of the basic principles of intellectual property (IP) law for international business, comparing aspects of US and Japanese law. After acquiring the basic principles, the main focus of the course will be on IP licensing strategy and on drafting and negotiating licensing and related agreements. We will cover a range of different types of IP transactions, including technology licenses, brand/trademark licenses, non-disclosure agreements and joint technology development arrangements, and will review "case studies" based in part upon actual transactions.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Nothing in particular.

関連する科目との関係

Intellectual Property law

授業の方法

This course will be a combination of lecture and discussion. Students may be asked to do a small amount of negotiating in class.

The main language of the class will be English, but students may ask questions or discuss topics in Japanese as necessary. The instructors will also make themselves available for office hours via phone or video conference.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grading will be based upon a short final examination in English, with credit awarded for optional class participation.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

None. Materials will be handed out or made available online at the first class and throughout the semester.

授業の計画

第1回

September 30th (6:10pm - 8:10pm)
Introduction to IP licensing

第2回

Overview of IP law - comparison of US with Japan and other major jurisdictions

第3回

Overview of IP law - comparison of US with Japan and other major jurisdictions (continued)

第4回

Confidentiality and non-disclosure agreements - trade secrets

第5回

Confidentiality and non-disclosure agreements - trade secrets (continued)

第6回

Technology licensing issues - patent, know-how and copyright

第7回

Technology licensing issues - patent, know-how and copyright (continued)

第8回

Technology licensing issues - patent, know-how and copyright (continued)

第9回

Brand licensing issues - trademarks

第10回

Brand licensing issues - trademarks (continued)

第11回

Publishing issues

第12回

AI training issues

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Innovation and Law II (J.D.)JD

担当者名	麻生 典, 一色 太郎
単位	1
年度・学期	2026 秋集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01334
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座では、日米の法律実務を中心に「イノベーションと法」を取り上げ、日米でビジネスを展開するグローバルなハイテク企業の法的戦略について理解を深めることを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course covers Innovation and Law in the emphasis of legal practice. As attorney admitted in California and District of Columbia, U.S., and partner of Gaikokuho Jimu Bengoshi Jimusho in Tokyo, Mr. Isshiki presents legal issues Japanese high-tech companies face doing business in the U.S. and the global market. Prof. Aso will introduce the current discussion on AI and copyright and the metaverse. We will also discuss the protection of new varieties of plants, including genes.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Attorney Isshiki, who is licensed to practise law in the US and has extensive experience, will teach half of the classes.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Read class materials

関連する科目との関係

No prior knowledge is required. If you start in spring, taking IP from Global Perspective is recommended.

授業の方法

Lectures and Discussions

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Isshiki and Aso each assign a report or an exam (or a take-home exam), and the grades are calculated by adding the two (the ratio is 50% each).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is permitted for this class.

When using AI, please verify and correct any content generated by the AI yourself.

The AI user (student) is responsible for the generated content.

教材

Materials prepared by professors

授業の計画

第1回

Patent Law and Practice in the U.S. [Isshiki]

第2回

Patent Litigation in the U.S. [Isshiki]

第3回

Trade Secrets Protection in the U.S. and the Global Market. [Isshiki]

第4回

Case Study [Isshiki]

In Case Studies (1)-(3), students are expected to discuss cases including, but not limited to, patent infringement, trade secrets misappropriation, joint research agreements and inventorship disputes.

第5回

AI and copyright [Aso]

第6回

Metaverse and IP Laws [Aso]

第7回

Protection of New Varieties of Plants [Aso and Guest Speaker]

第8回

Protection of New Varieties of Plants [Aso and Guest Speaker]

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Japanese IP Case Law : Product Design Protection (J.D.)JD

担当者名	麻生 典
単位	1
年度・学期	2026 秋集中(学期前半)
曜日時限	木2
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04371
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	製品デザインの保護を題材に、比較法の観点から日本における知的財産法と政策を学ぶ
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This class aims to clarify the protection of design in Japan. Design is protected by various laws, including the Design law, Copyright law, Trademark law, and Unfair competition prevention law. This course examine this complex protection, referring to foreign laws as appropriate.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

Students read materials.

関連する科目との関係

No prior knowledge is required. If you start in spring, taking IP from Global Perspective is recommended.

授業の方法

Lectures

成績評価

5段階評価 Grading Curve

take-home exam (100%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is permitted for this class.

When using AI, please verify and correct any content generated by the AI yourself.

The AI user (student) is responsible for the generated content.

教材

None

授業の計画

第1回

Japanese Design law:

- Design
- Requirements for Design Registration

第2回

Japanese Design law:

- Persons entitled to acquire rights
- Employee Design
- Procedural Requirements
- Effect of Design Rights

第3回

Japanese Design law:

- Scope of Registered Design
- Measures against infringement
- Infringement of Registered Design

第4回

Japanese Trademark law:

- Trademark
- Requirements for Trademark Registration

第5回

Japanese Trademark law:

- Infringement of trademark

Japanese Unfair Competition Prevention law:

- Acts of creating confusion
- Acts of using others' extremely well-known indication

第6回

Japanese Unfair Competition Prevention law:

- Acts of imitating others' form of goods
-

第7回

Japanese Copyright law:

- Works
 - Author
 - Copyrights
-

第8回

Japanese Copyright law:

- Limitations of copyright
- Moral Rights of Authors
- Infringement of copyright

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Area Studies of Law (South East Asia) (J.D.)

担当者名	松尾 弘, 深沢 瞳
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	土2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	21396
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースでは、東南アジア諸国における法改正と経済・政治・社会発展の関係に焦点を当てる。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will focus on the relationship between legal reform and economic, political and social development in Southeast Asian countries. It will analyze in detail the role of legal reform programs which these countries undertook in order to promote economic activities. Then it will ask how the differences in political systems and the manner in which democracy has been promoted have influenced, and have been influenced by, economic development as well as by legal reform in the particular circumstances of each country.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to review the topics of each class session using references, etc., and to reflect their own views in their reports after the explanations and discussions in class.

関連する科目との関係

This course aims to engage in more advanced research on the law and development of particular countries. An introductory guide to law and society in Asian countries will be provided by "Law, Culture and Development in

Asia" (Spring Semester).

In addition, the following courses are also related with this course:

Introduction to Asian Law;

Area Studies of Law(China);

Area Studies of Law(Korea);

Area Studies of Law(Singapore);

Seminar (Legal Issues in China, India and ASEAN)

授業の方法

The lecturer will provide the basic review and perspectives of each week's topic based on the course material. It will be followed by questions, comments, and discussions by all participants. Course material and related information will be distributed through the Canvas K-LMS.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on an class contribution (30%) and the term end essay (around 3000 words) (70%). The essay topic can be a country report on the legal, economic, political and social development in Southeast Asian countries.

[On the Use of Generative AI]

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

(1) The use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports
- Preparing for in-class discussions

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

(2) Exceptionally, the use of AI is allowed to translate materials written in foreign languages.

- In this case, the accuracy of the translation must be examined and necessary corrections must be made by yourself.
- If you use AI for translation, you must clearly indicate this in your submission (e.g., "Translation of [the name of material] using Chat GPT").

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this class the limited use of generative AI will be allowed in the following situations:

- Translating relevant literature and information, and supplementary use for gathering particular information when preparing for class, discussion, etc. In this case, you must verify the accuracy of the information for yourself.

However, if you used AI, please be sure to explain how you used it during discussions, etc., e.g., "I used ChatGPT to ask a question ... and received an answer."

- Unauthorized reproduction of text made by others through AI or the use of information from unknown sources may be considered cheating.
- When you write a term-end essay, asking AI questions generally about the report topic itself is prohibited, because your own insights are crucial.

教材

There are no specific textbooks. However, materials will be distributed in the first class as well as uploaded on website of this class. Reference books (alphabetical order by author's name, to be cited by the author's name and the year of publication) include:

- Antons, Christopher (ed.), Law and Development in East and Southeast Asia, Routledge Curzon, 2003.
- Dam, Kenneth, The Law-Growth Nexus: The Rule of Law and Economic Development, Brookings Institution Press, 2006.
- Jayasuriya, Kanishka (ed.), Law, Capitalism and Power in Asia: The rule of law and legal institutions, Routledge, 1999.
- Matsuo, Hiroshi, Politics, Economy and Law in Developing Asia, Keio University Press, 2021.
- Peerenboom, Randall (ed.), Asian Discourses of Rule of Law: Theories and implementation of the rule of law in twelve Asian countries, France and the U.S., Routledge Curzon, 2004.
- Pistor, K. and P. A. Wellons et al., The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-

1995, Oxford University Press, 1999.

- Studwell, Joe, How Asia Works: Success and Failure in the World's Most Dynamic Region, Grove Press, 2013.

授業の計画

第1回

1. Introduction

Introductory guide to this course including the course plan, preparation for each week, related materials, evaluation method, and other matters as necessary and relevant.

Features of the Southeast Asian countries(SEAC):

- 1) Dynamic and continued economic development
- 2) Diversity of nations (various ethnic groups), religions (Hinayana Buddhism, Mahayana Buddhism, Islam, Hinduism, Christianity, etc.), political systems (monarchy, republic, etc.), economic systems (capitalist countries, socialist countries, etc.), and legal systems (common law system, civil law system, socialist law system, etc.)

Analytical framework:

- 1) The relationship between economic development and legal reform in the SEAC
 - 2) The relationship between democratization and economic development in the SEAC
 - 3) The influence of informal institutions on economic, political and legal development in the SEAC
 - 4) The continuity of institutional change in the SEAC
-

第2回

2. Law and Development in Thailand

The relation between law and politics and its influence on the economic development

第3回

3. Law and Development in Myanmar

The influence of institutions developed under colonization by the U.K., and development policies after independence: with special attention to the influence of socialist and military regimes on economic growth and democracy promotion

第4回

4. Law and Development in Singapore

The influence of institutions developed before and after colonization by the U.K., and development of law and policies after independence: with special attention to the role of political leaders and developmental laws for economic growth and democracy promotion

第5回

5. Law and Development in Vietnam

The introduction of the socialist legal system and its relation with the concept of law, economic development, and democracy promotion in Vietnam

第6回

6. Law and Development in Laos

The introduction of the socialist legal system and its relation with the concept of law, economic development, and democracy promotion in Lao P.D.R.

第7回

7. Law and Development in Indonesia

The influence of institutions developed under colonization by Netherland and development policies after the World War II

第8回

8. Summary and Discussions

Major points of discussion:

- 1) The role of legal reform in the process of economic development in Southeast Asian countries
- 2) The significance of political conditions for the legal and economic development
- 3) The influence of informal institutions on the economic, political and legal development
- 4) The continuity of institutional change in Southeast Asian countries

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Area Studies of Law (Asia-Pacific) (J.D.) (J.D.)

担当者名	寺村 信道
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	金2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	30344
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講座では、アジア太平洋地域における紛争解決の法制度と実務を紹介する。主要経済圏（例：中国、日本、韓国、オーストラリア）と小規模経済圏（特にASEAN諸国）の両方を対象とする。各法域において、企業が通常、他企業や政府との国内・国際紛争をどのように解決または回避するかを考察し、地域内の紛争解決メカニズムについて議論・比較する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course introduces the law and practice of dispute resolution in the Asia-Pacific, considering both major economies (eg, China, Japan, South Korea and Australia) and smaller ones (especially those in ASEAN). It discusses and compares the mechanisms of dispute resolution within the region by considering in each of these jurisdictions how a firm would normally resolve or avoid domestic and international disputes with other firms and governments.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read materials provided in the course (on Canvas) and conduct independent research to write a research essay (3000 words) and deliver a presentation based on the essay in the final week of the course.

関連する科目との関係

Taking Asian law subjects and dispute resolution courses are encouraged but not compulsory.

授業の方法

Lecture, discussion, presentation

成績評価

5段階評価 Grading Curve

- Class participation (30%)
- Independent research (70% = presentation (20%) and research paper (50%).
- The word limit of the research paper is 3000 words, including footnotes.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course emphasises students' critical thinking skills and ability to express oneself. As such, the use of generative AI is not permitted. Generative AI may not be used for the activities listed below.

- Reports / Drafting assignments
- In-class discussion
- Preparing presentations (but students may use AI tools for designing PPT slides)

If it is discovered that AI was used for these purposes, the work may receive no credit, and the student may be subject to disciplinary action for academic misconduct.

When in doubt, please consult beforehand with the instructor.

教材

Lecture slides and reading materials will be provided on Canvas.

授業の計画

第1回

Introduction: An overview of international dispute resolution in Asia

第2回

International dispute resolution in East Asia 1: Japan

第3回

International dispute resolution in East Asia 2: China and Hong Kong

第4回

International dispute resolution in East Asia 3: Taiwan and South Korea

第5回

International dispute resolution in Southeast Asia 1: Singapore and Brunei Darussalam

第6回

International dispute resolution in Southeast Asia 2: Malaysia and Indonesia

第7回

第8回

Research presentations by students and wrap up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Area Studies of Law (EU-Japan) (J.D.) (J.D.)

担当者名	兼頭 ゆみ子, 宮下 紘
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	土1
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	85009
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	EUと日本との関係に着目し、ビジネス法の分野（競争法、データ保護法等）を総合的に扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

This course explores how European Union (EU) influences Japanese and international law in sustainability and business field. In the first half of the course, course participants will study the developments of EU-Japan relations on data protection and artificial intelligence through the case studies. In the latter half of the course, they will study legal issues related to sustainability and business in the context of EU-Japan relations.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Reading of class materials

関連する科目との関係

Japan-EU Business and Sustainability Law complements this course, focusing on business and economic regulation.

授業の方法

The course is based on lectures and student's participation on the discussion based on various related topics in the class.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based upon (1) a presentation by each student in the last class concerning an analytical summary on the contents of this course – 70 % and (2) class performance - 30% (attendance 15%, active participation 15%)

Under no circumstances will statements or presentations created using only generative AI be permitted. Use it only as a supplement and be sure to verify its results against other materials.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Under no circumstances will statements or presentations that rely solely on generative AI be permitted. Use it only as an auxiliary tool and verify generated information against reliable sources.

教材

There is no particular textbook for this course. Materials and handouts will be given to students throughout the course.

授業の計画

第1回

Each lecturer will give an introductory presentation.

The digital revolution brings both opportunities and risks for personal data. This introductory class examines the legal issues and emerging trends in data protection and artificial intelligence (AI) in the EU, and their implications for Japan. Through a comparative lens, it tells a tale of two legislative stories: in data protection laws, the EU and Japan have converged, while in AI regulations, their paths have diverged as one favoring hard law, the other soft law. The last three lessons are devoted to climate change policies in the EU and Japan. As economic actors are major emitters, so-called economic and information-based approaches have been taken to refine climate action. The fourth lesson looks at the development of the Emissions Trading System (ETS). The following lesson discusses the carbon border adjustment mechanism that complements the ETS and its compatibility with WTO law. The sixth lesson covers other EU climate measures with normative and de facto impact.

第2回

EU Data Protection Laws

This class provides the overview of the EU General Data Protection Regulation (GDPR). The GDPR, representing the 'Brussels Effect' have had both de facto and de jure effects on third countries including Japan. Japan's Act on the Protection of Personal Information has been influenced by the GDPR, leading to mutual recognition of an adequacy decision in 2019. The class examines several important judgments of the Court of Justice of the European Union (CJEU), with particular attention to the principle that the processing of personal data should serve humankind (GDPR Recital 4).

第3回

EU Artificial Intelligence Law

This class examines the EU AI Act as the world's first comprehensive AI law. It offers an overview of the Act and compares it with Japan's AI-related laws and guidelines. The class explores the values underpinning the Act's prohibitions on certain AI practices, such as remote biometric recognition and social scoring, as well as the safeguards and precautionary measures applied to high-risk AI systems. Particular attention is paid to a recital of the EU AI Act stating that AI systems should serve as a tool for people, with the ultimate aim of increasing human well-being (AI Act Recital 6).

第4回

EU Digital Omnibus Law

This class examines the EU Digital Omnibus framework as a possible amendment to laws governing the digital economy. It offers an overview of the Digital Omnibus Law with its contents of simplification of regulatory regimes, and compares them with data protection, AI, and digital platform laws and guidelines in Japan and in the United States. The class pays attention to the concept of 'digital constitutionalism', through which the EU seeks to embed constitutional principles, such as human dignity, democracy, and the rule of law, into the governance of digital platforms and services, and considers how these values may be maintained in the process of regulatory simplification.

第5回

EU Climate Law 1

In lecture, after the brief review on climate law in International society, we focus on carbon pricing schemes which include the Emissions Trading Scheme (ETS). The European Union has established the EU-ETS as a key instrument to address climate change. Over time, its operational system has evolved through trial and error, and its scope has expanded. But sometimes, European ambitions can raise concerns about extraterritoriality. This lecture outlines the basics of the EU-ETS and discusses the issues surrounding the inclusion of the aviation and maritime sectors in the EU-ETS. The situation in Japan will be explained for comparison.

第6回

EU Climate Law 2

In general, carbon pricing schemes such as the ETS impose an additional economic burden on regulated actors and make them less competitive in the global market, which may lead to the carbon leakage and/or industrial hollowing out. To address such drawbacks of the ETS, the EU has recently adopted the Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM), which attempts to make the carbon price burden fair between domestic and imported goods. The main structure of the CBAM, its impact on the global economy and its compatibility with WTO rules will be discussed. The situation in Japan is explained for comparison.

第7回

EU Climate Law 3

Not only carbon pricing, such as the ETS and CBAM, the EU has also adopted a number of other novel and potentially impactful measures. The lecture will present the main aspects of the due diligence legislation, the EU taxonomy, deforestation-free products regulation, etc. The situation in Japan will be explained for comparison.

第8回

PowerPoint presentations by each student on what they have studied in this course and their comments.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Introduction to American Business Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	モンロー・シェリダン, アーロン R., ウィタカ, ブランドン
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日・時限	火2
キャンパス	三田
教室	2B12
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01353
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、アメリカのビジネス法における特定の重要なトピックを紹介する。この授業は、1人または複数のアメリカ人当事者が関与するビジネス取引において頻繁に発生する問題について基本的な理解を得ることを目的としている。コース終了時には、受講生はコース開始時よりもアメリカの当事者が関与するビジネス案件に取り組む準備が整っているはずである。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will provide an introduction to certain key topics in American business law. The course aims to provide students with a basic understanding of issues that arise frequently in business transactions involving one or more United States parties. By the end of the course, students should be better prepared to work as practicing lawyers on business matters involving American parties. Reading materials will include practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Both instructors are New York-qualified attorneys with over 10 years of practice experience.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
ロールプレイング

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and analyze practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

関連する科目との関係

This course offers background for other classes that include a significant U.S. business law component such as: Comparative Contract Law; Comparative Corporate Law; and Start-Up Company and Venture Capital Law.

授業の方法

Lecture and discussion

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a final practical exercise.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits use of generative AI, provided that students identify when it has been used. Student exercises will be designed with the possible use of generative AI in mind.

教材

Reading materials will include practical guides written for American lawyers as well as excerpts from an American-style law school casebook.

授業の計画

第1回

Introduction and Overview of General American Business Law Topics

第2回

Business Entities

第3回

Business Financing in the United States

第4回

Commercial Transactions Under American Law

第5回

Key Employment Law Issues for American Businesses

第6回

American Corporate Transaction Basics

第7回

第8回

Practical Exercises

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Advanced Topics in American Business Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G.
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日・時限	木4
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01702
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義では、アメリカのビジネス法における最新の高度なトピックをじっくりと学ぶ機会を提供する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course offers an opportunity for students to take a close look at current, advanced topics in American business law. Each year we select topics that are based upon pending or recent court, legislative, or administrative developments. Students will select topics and, singly or in groups, depending upon class size, lead the relevant discussions together with the instructor. Topics covered in 2024 included (1) US trade law remedies as they have been applied to imports of solar PV modules and their components, (2) the "Texas two-step" demerger structure to isolate liabilities in mass tort incidents, (3) controversy around the corporate structure of OpenAI, (4) the FTC Chair (Lina Khan) and neo-Brandeisian Antitrust theories, and (5) securities market manipulation and meme stocks.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The instructor is a US business/corporate lawyer by training and with over 30 years experience.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students will require significant preparation time for their presentation week, and more limited preparation for others students' topics.

関連する科目との関係

The course contrasts with Introduction to American Business Law, which is recommended for those who do not have previous experience studying business law topics. This Advanced Topics class assumes some basic familiarity with business law in various contexts, whether in the U.S. or another jurisdiction.

授業の方法

Discussion and presentations.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a written submission on the presentation topic.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course permits limited use of generative AI as part of preparation for use of these tools in the professional workplace. Specifically, it may be used in the following situations.

- Assistance in brainstorming and conceptualizing for a project
- Supplementing the research process (students must verify the accuracy of any information themselves)
- Preparing visual aids and polishing any slides as needed for their presentations.

When AI was used for an assignment, students must indicate such on their submission (e.g., "I used Gemini to help draft my outline") and must submit the detailed prompts, context, and resulting dialogue used in communicating with the AI tool. Copying text generated by AI without proper attribution, or using information from unverified sources, may be considered academic misconduct.

教材

No textbook is used. Materials will be provided in advance of each week's class based upon the specific topic selected.

授業の計画

第1回

Introduction and selection of topics.

第2回

Topic 1 (discussion led by instructor)

第3回

Topic 2 (presentation by students, followed by discussion)

第4回

Topic 3 (presentation by students, followed by discussion)

第5回

Topic 4 (presentation by students, followed by discussion)

第6回

Topic 5 (presentation by students, followed by discussion)

第7回

Topic 6 (presentation by students, followed by discussion)

第8回

Final discussion -- major themes in current U.S. business law.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

American Law and Society (J.D.)
(J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	水2
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	01721
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業は、アメリカの法律と社会に関する2つの分野、すなわちアメリカ政府の構造と公民権について深く学ぶ機会を提供するものである。連邦制度、大統領の役割、三権分立、人種・宗教差別、平等保護、言論の自由、銃の権利、および関連するトピックについて議論する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course will provide students an opportunity for in-depth study of various areas of American law and society, including: (1) the core structure of American federal government, and (2) various issues of individual rights. Specifically, the course will discuss the American federal system, the role of the president and the separation of powers, racial and religious discrimination, the doctrine of equal protection, freedom of speech, privacy rights, gun rights, and related topics. Current topics around the scope of Presidential, Congressional and Judicial power are included, as well as the overarching theme of political polarization and its impact on U.S. government. The course material will include judicial decisions as well as relevant newspaper articles, magazine articles, and similar reading.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

2 years as a judicial clerk in the US Federal courts.

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and be prepared to discuss cases, articles and other materials distributed in advance of each class. Typical preparation will take several hours, but may vary significantly by week and topic.

関連する科目との関係

The subject matter of this course can be compared and contrasted to that of Comparative Constitutional Law and Japanese Law (State and Citizen).

授業の方法

Lecture and discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades will be based 70% upon class preparation and participation and 30% upon a final paper.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

AI tools may be used for research purposes. A larger share of assessment is based upon performance during class sessions to minimize the impact of AI in assessment.

教材

Reading materials will include judicial decisions as well as relevant newspaper articles, magazine articles, and similar reading.

授業の計画

第1回

Introduction and Overview of the Structure of Government in the United States

第2回

Structure of American Government -- Federalism, preemption and the negative commerce clause

第3回

Voting rights and gerrymandering controversies

第4回

Polarization and its consequences—how Obamacare, “Clean Energy” and/or other recent polarized issues play out in a federal system with a “separation of powers” design

第5回

Citizenship and Immigration – “Birthright citizenship”; why so many “undocumented immigrants”

第6回

The U.S. Legal Profession

第7回

Congressional Oversight and Impeachment

第8回

第9回

Criminal Justice and Incarceration

第10回

Civil Rights - Equal Protection

第11回

Civil Rights - Equal Protection (continued)

第12回

The History and End of Race-based Affirmative Action in education (from Bakke to the Harvard/UNC case)

第13回

Privacy and Abortion -- From Roe v Wade to Dobbs

第14回

Using the Courts to Effect Social Change – Standing, Class Actions, Compelled Arbitration and other Issues

第15回

Review and Discussion -- the Trump (47) Administration

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Contract Law (J.D.)
(J.D.)

担当者名	三枝 健治, フジヤマ, タカシ D.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	木2
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89937
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	日本の契約法をアメリカ契約法等と比較しながら学習することを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

日本の契約法をアメリカ契約法と比較しながら学ぶことを目的としている。日本人学生にとってはアメリカ契約法入門の機会となり、留学生にとっては日本の契約法入門の機会となろう。到達目標は、契約法の分野における比較法的な見方の会得し、そして少しは英語で契約法の話しができる能力を養うことである。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

米国法曹資格者による米国法の教育も授業内容に含まれる。

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

各回、学生は、教材の判例に予め目を通し、自分の法域によればどのような解決になるか、考えてくる必要がある。予習にかかる時間は1時間程度である。

関連する科目との関係

民法、アメリカ法等、比較法の科目。

授業の方法

授業は、ゼミ形式で、契約に関する日米両国の代表的な判例から毎回1件を選んで検討することを原則とする。受講生は、発言するよう努めなければならない。また、担当教員は、分担して説明し、その上で適宜、学生に質問をして発言を求めることになる。

用いられる言語は英語である。学生は、下手でもよいから、英会話の練習を兼ねるつもりで参加して欲しい。英語のレベルは問わないが、とにかく英語で発言すること——最低限、発言しようと努めること——が求められる。そのことによって、留学生とのコミュニケーションも可能となろう。

なお、下掲の授業計画は、変更される可能性がある。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

平常点50%、期末に提出するレポート50%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポート作成において禁止

教材

必要な教材はネットを通じて、またはプリントして配布する。

なお、田中英夫・英米法辞典（東大出版会）は、あると便利

授業の計画

第1回

日米における契約法のあり方と法源

第2回

リゾートマンション事件

-契約における「要素たる債務」

-同一当事者間での結ばれた契約の個数

-同一当事者間の複数契約において、ひとつの契約が債務不履行により解除された場合の他の契約の解除

-契約の解釈

第3回

〈Objective Interpretation〉

Zell v. American Seating Co., 138 F.2d 641 (2d Cir. 1943) U.S. Circuit

Court of Appeals for the Second Circuit. November 4, 1943.

«Issues»

-Parole evidence rule in US contract interpretation, objective vs. subjective interpretation.

第4回

銀行の自動払戻機による弁済と準占有への弁済

-非権利者による払い戻し

-民法478適用の要件

第5回

〈US cases under Articles 3 and 4 of the Uniform Commercial Code〉

«Issues»

We will consider examples from US law addressing similar issues to the unauthorized automated teller machine withdrawal case.

第6回

住信VS UFJ事件

- 合意の拘束力
 - 企業買収の基本合意書中の協議禁止条項の効力
 - 協議禁止条項違反によって生じる損害の内容
-

第7回

〈Texaco v. Pennzoil〉

We will consider a U.S. episode that presents similar issues, including a U.S. court (and jury) approach to claims of tortiously induced breach of contract, and determination of damages recoverable in such case.

第8回

ヤミ金事件

- ヤミ金被害者の保護と不法行為
-

第9回

〈Interest Rate Restriction〉

Harris v. Green Tree Financial Corp., United States Court of Appeals for the Third Circuit.

«Issues»

We will consider U.S. cases involving consumer finance, interest rate restrictions and predatory lending, including application of the Federal Arbitration Act.

第10回

カラオケ店事件 Case on Karaoke Establishment

- 営業利益の喪失の「通常損害」（416条1項）該当性
 - 債権者の損害軽減義務の有無
-

第11回

〈Mitigation〉

Tennessee Valley Authority v. United States (US Court of Claims, 2006).

«Issues»

We will consider a U.S. court's approach to the definition of "reasonably foreseeable" consequential damages and the duty of a creditor to mitigate damages.

第12回

代理母事件

- 生殖医療と親子関係と公序良俗
-

第13回

〈Surrogate Motherhood〉

In re Baby M, 537 A.2d 1227, 109 N.J. 396 (1988)

第14回

ゲストスピーカー

第15回

第16回

試験は行わない。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Corporate Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	リット, デイビッド G., ロウ, ナサニエル L.
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	火1
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32587
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業では、会社法の目的を研究し、異なるアプローチがその目的達成にどのように失敗または成功するかを評価する。日米の会社法の類似点と相違点を比較法の手法で検討し、最近の判例や関連する法律、契約、ビジネスの問題を、会社の支配権をめぐる争いに焦点を当てながら分析する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course examines similarities and differences in corporate law across a range of topics and jurisdictions and considers how effective different legal systems are at achieving those purposes. Broader themes such as convergence and transmission of corporate law concepts will be considered over the course of the semester.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each instructor has over 20 years of experience as legal counsel advising corporations on transactions and governance-related matters. These experiences are useful in developing case studies and considering real-world decisionmaking processes.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Several hours of advance reading and study will be required each week.

関連する科目との関係

While the course will discuss corporate transactions and policies, it will focus more upon comparison of legal standards and other influences upon corporate governance. The course assumes previous study of corporate law of at least one jurisdiction. It should complement the following courses.

Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions

Corporate Governance and Risk Management

Comparative Corporate Finance and Law

Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions

授業の方法

We will use the case method as well as lectures. Students will be expected to analyze cases, contracts and other materials and answer challenging questions in class. Each student will be asked to take the lead in presenting a significant corporate transaction or episode for the class.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based 50% upon each student's presentations/reports/in-class examination and 50% on classroom contribution.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The course will allow use of generative AI as a tool in some circumstances as a necessary preparation for future law practice -- this will be specified for individual assignments and in-class exercises.

Other exercises will be structured specifically to avoid reliance upon generative AI in order to assure actual student critical thinking and understanding of relevant concepts.

教材

No textbook will be used. Materials (cases, academic commentary, etc.) will be assigned for each class.

授業の計画

第1回

Tues, April 7, 8:30AM

What is a corporation and what is the scope of "corporate law"? Basic corporate attributes and governance structures.

第2回

Controls over corporate decisionmaking -- good and bad decisions and the business judgment rule

第3回

The duty of care, limits upon business judgment, director liability as a control

第4回

Duties of directors in considering takeover proposals -- Revlon, Unocal, and equivalents in other jurisdictions

第5回

Conflicts of interest and minority shareholders -- the example of "going private" transactions

第6回

Reliance on outside/independent directors -- an example of convergence?

第7回

The "poison pill" takeover defense in Delaware (and Japan)

第8回

Capital structures and directors' duties toward creditors

第9回

Duties related to corporate compliance with law

第10回

Stakeholder capitalism - interests of non-shareholder constituencies

第11回

Environmental, Social, and Governance (ESG) investing and ESG management

第12回

Current developments in comparative corporate law

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Comparative Corporate Finance and Law (J.D.) (J.D.)

担当者名	ピレス, カール, オートン, クリスティアン, マークス, エリック
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89152
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義では、コーポレートファイナンスやM&Aに関する法律や実務について、実務家の視点から概観する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

本授業は、コーポレート・ファイナンスおよびM&Aの法制度と実務の主要要素を扱います。実務家の視点から、受講者は、エクイティおよびデット・ファイナンス、転換型の株式・社債、バンク・ファイナンス、資本市場における証券化スキーム、ベンチャー・キャピタルによる資金調達を含む、標準的なコーポレート・ファイナンス取引の基本概念、法原則、ならびにストラクチャーを学びます。あわせて、M&Aの主要なストラクチャー（資産譲渡・株式譲渡、合併、ジョイント・ベンチャー）と、グローバルM&A実務における最近のトピックについても検討します。

受講終了時まで、受講者は次のことができるようになります。

- 銀行ファイナンス、ベンチャー・ファイナンス、証券発行、証券化において見られる中核的な資金調達ストラクチャー、主要なドキュメンテーション、ならびに主要な法的論点を説明し、比較できる。
- M&Aにおける取引ストラクチャーを特定・分析し、資産譲渡と株式譲渡および合併に関する戦略的・法的検討事項を明確化し、一般的な交渉論点と市場動向を評価できる。
- 法的概念を実務的な取引シナリオに適用し、分析結果を文書および口頭の双方で明確に伝達できる。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

カール・ピレス（Karl Pires）－ 弁護士としての経験26年（2000年にカナダ・ブリティッシュコロンビア州で弁護士登録、2020年にニューヨーク州で弁護士登録、2009年に日本で外国法事務弁護士として登録）

エリック・マークス（Eric Marcks）－ 弁護士としての経験26年（2000年にカリフォルニア州で弁護士登録、2008年に日本

で外国法事務弁護士として登録)

クリスチャン・オートン (Christian Orton) — 弁護士としての経験13年 (2013年にカナダ・オンタリオ州で弁護士登録、2022年にイングランド及びウェールズで弁護士登録、2019年に日本で外国法事務弁護士として登録)

能動的学修形式 説明

ディスカッション、ディベート

準備学修 (予習・復習等)

学生は、各回の授業でタームシート、契約書、ストラクチャーに関する議論に積極的に参加できるよう、事前に指定の読書・教材の予習を行い、授業後にはノートを復習して学習内容を定着させることが期待されています。

- 事前準備：各回につき約1～2時間。スライドや教材を確認し、ディスカッション用の設問について熟考する。
- 復習：各回につき約1時間。主要な学びを要約し、次のトピックに備える。

関連する科目との関係

本授業は、取引ストラクチャー、市場慣行、ドキュメンテーションに焦点を当てることで、会社法およびファイナンスの基礎科目を実務家の視点から補完します。単独の実践的トレーニングとしても適しています。M&Aやファイナンス実務に強い関心を持つ学生にとって、上級セミナーに向けた準備として有益です。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業内最終レポート

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、ブレインストーミング、構成設計、および授業ノートの要約を支援する目的に限り、生成AIの限定的な利用を認めます。学生は、いかなる情報についても正確性を必ず検証し、自律的に思考しなければなりません。生成AIが作成した文章を自分のものとして転用したり、未検証の情報源に依拠したりする行為は、学術的不正行為に該当する可能性があります。授業内試験の解答作成に生成AIを使用することは認められません。

教材

なし

授業の計画

第1回

導入／ファイナンス1：銀行からの借入（マンドレーターおよびタームシート） — 担当講師：クリスチャン・オートン (Christian Orton)

第2回

会社設立、初期資金調達、ベンチャーキャピタルのタームシート — 担当講師：エリック・マークス (Eric Marcks)

第3回

ベンチャーキャピタル・ファイナンス：優先株による資金調達 — 担当講師：エリック・マークス (Eric Marcks)

第4回

M&Aによる事業拡大：買収、投資、ジョイントベンチャー — 担当講師：カール・ピレス (Karl Pires)

第5回

M&Aにおけるファイナンシャル投資家とストラテジック投資家 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第6回

ファイナンス2：ローン契約 — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第7回

ファイナンス3：担保（セキュリティ） — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第8回

事業（資産）譲渡契約と交渉 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第9回

株式譲渡／合併契約と交渉 — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）

第10回

M&Aエグジット：主要論点／最近の動向 — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第11回

ファイナンス4：デット以外の選択肢（社債、証券化） — 担当講師：クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第12回

M&Aエグジット：入札手続きと表明保証保険 — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第13回

新規株式公開（IPO） — 担当講師：エリック・マークス（Eric Marcks）

第14回

レビュー — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）、エリック・マークス（Eric Marcks）、クリスチャン・オートン（Christian Orton）

第15回

授業内最終レポート — 担当講師：カール・ピレス（Karl Pires）／エリック・マークス（Eric Marcks）／クリスチャン・オートン（Christian Orton）

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Sports Law and Dispute Resolution (J.D.) (J.D.)

担当者名	高松 政裕, 飯田 研吾, 杉山 翔一
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	木6
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89262
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本授業では、スポーツにおける「紛争解決システム」に焦点を当て、スポーツの分野で発生する紛争の種類、様々な紛争の適正かつ効果的な解決方法の仕組みを取り上げ、受講生と検討することで、スポーツ分野における「法の支配」の尊重と競技団体のガバナンスにおける司法権の役割を理解することを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

As sports are widely spreading all over the world, the Court of Arbitration for Sport ("CAS"), an alternative dispute resolution body that handles international sport-related disputes including football disputes, doping disputes and olympic related disputes, has played an important role to settle disputes arising in the international sports field. In Japan, the Japan Sports Arbitration Agency ("JSAA") has served as an alternative dispute resolution body for sport-related disputes. Recently competition law and labor law play an important role to challenge the application of regulations of sports governing bodies (SGBs) or the legitimacy of dispute resolution bodies. The objectives of this course is to learn several dispute resolution forum and examine their effectiveness as remedies in sports.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士経験19年、17年、14年の弁護士が共同で担当します。いずれもスポーツ法に関する実務経験が豊富で、スポーツ仲裁、アンチ・ドーピングに関する案件、競技団体のガバナンス対応、スポーツ事故の代理人等の経験を有しています。本授業では、3名の実務家教員の幅広い知見を活かし、日々新しいテーマが発生するスポーツ法の分野において最新の情報を提供することを使命とし、充実した授業を展開できるように努める所存です。

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Students are expected to read the case studies distributed in advance. They are also encouraged to read the recommended readings in each session.

関連する科目との関係

As the main theme is dispute resolution systems, it is preferable not only to take basic laws such as the Civil Code, the Code of Civil Procedure, and the Arbitration Act, but also to take subjects such as the Japanese Competition Law, the Labor Law, the International Private Law, the European Union Law, and the Commercial Arbitration.

授業の方法

Sessions proceed in a lecture format, but interactive dialogue with students will also be conducted.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation is based on;

- 1) class participation, such as the level of contribution in sessions and the status of Q&A, and mini-report(s) during sessions; and
- 2) report in the end-of-term.

Specifically, the overall assessment will be conducted with 40% degree of 1) class participation and mini-report and 2) 60% of the report.

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities.

Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- ☐ Writing reports or assignments
- ☐ Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

Basically, materials for each class are distributed by instructors.

However, the following books or articles can be useful for reference, but not mandate.

Sport, Mediation and Arbitration, Ian S. Blackshaw

The Court of Arbitration for Sport 1984-2004, Ian S. Blackshaw, Rober C.R. Siekmann

International Sports Law: An Introductory Guide, Ian S. Blackshaw

Sports Law in Japan, Takuya Yamazaki

第1回

(1) Introduction: Types of Sport-related Disputes and the Source of Sports Law

In international sports, there are many different types of disputes and the applicable law is an issue in resolving cases. In the first session, as an introduction, students will learn about the different types of sport-related disputes and the sources of sports law.

第2回

(2) Activities and Procedures of the Court of Arbitration for Sports

The Court of Arbitration for Sport (CAS) was established in 1984 as an alternative dispute resolution to handle sport-related disputes by the International Olympic Committee ("IOC"). Other International Federations like Fédération Internationale de Football Association ("FIFA") have placed CAS as the final instance. In second session, students learn the organization, history and the procedures of the CAS.

第3回

(3) Mechanism of Internal Dispute Resolutions

Some international SGBs have established internal alternative dispute resolution. For example, FIFA has established the Football Tribunal to resolve employment disputes between a player and a club. Thus, in the third session, students learn alternative dispute resolution bodies within SGBs and how to implement arbitral awards of these dispute resolution bodies.

第4回

(4) Comparison between the Japan Sports Arbitration Agency and the National Court

In Japan, sport-related disputes such as sport accidents, contract disputes are resolved through national courts, . In Japan, some sport-related disputes including selection disputes and disciplinary disputes are resolved by the Japan Sports Arbitration Agency.

To resolve sport-related disputes effectively, it is important to choose the best resolution system among all available dispute resolution systems. Thus, the fourth session overlook the comparison between national courts in Japan and procedures at JSAA.

第5回

(5) The Role of Competition Law and Labor Law in Sports

Competition law and labor law are used as a mean of countering the imbalanced decision or enforcement of the regulations of SGBs. Especially in Europe and the United States, legal attacks using competition law and/or labor law against the regulations of SGBs and professional sport organizations have been occurred.

In the fifth session, we examine the role of competition law and labor law in sports.

第6回

(6) Implementation of Anti-Doping Regulation

There is a strong call for integrity of sports and harmonization of international anti-doping activities. World Anti-Doping Agency has applied World Anti-Doping Code to its signatories.

When an athlete violate anti-doping regulations, the consequences including ineligibility sanction is imposed through anti-doping arbitration. Due to its specific features of WADC such as strict liability, lawyers who deal with anti-doping disputes are required high expertise.

The sixth session provides an overview of the WADC and explains the practice of anti-doping arbitration.

第7回

(7) Challenges to the CAS Arbitral Awards

Arbitral awards of the CAS may be challenged before the Federal Tribunal in Switzerland (SFT) under the Chapter 12 of Private International Law in Switzerland, and some of them has been set aside in whole or in part. Whether CAS is the effective remedies for human rights violation has recently been discussed. Some individuals claims before the European Court of Human Rights against the decision by the SFT. In the seventh session, students learn the system of setting aside of arbitral awards under the Chapter 12 of the PIFA, and examine whether CAS is effective remedies for human rights violation.

第8回

(8) Olympic Arbitration

Since the Atlanta 1996 Olympic Games, CAS has set up an ad hoc division in the Olympic host city for expedite dispute resolution arising during the Olympic Games (the “Ad hoc Divisions”). CAS has also set up an anti-doping division in the Olympic cities since the Rio de Janeiro 2016 Olympic Games to address disputes regarding the violation of the IOC Anti-Doping Rules during the Olympic Games (the “Anti-doping Division”).

In addition, since the London 2012 Olympic and Paralympic Games, lawyers in the host city have been working to support athletes or officials before the Ad hoc Divisions and Anti-doping Divisions as pro bono activities.

In the eighth session, we will provide overview of two divisions during the Olympic Games, and examine the characteristics and practice of Olympic arbitration.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Legal English for Law Students (J.D.)(J.D.)野村證券未来先導チェアシップ講座

担当者名	宮武 雅子, アレン, ミンディ A.
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B23
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	32644
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本コースは日常英会話の習得ではなく、法曹実務家が英語の法律専門用語を駆使して議論する対面の交渉力を向上させる方法論を伝授し、日々の習慣として実践できるように行動変容を促すことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89573-211-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

法律実務の企業のグローバル化に伴い、法曹のグローバル化が喫緊の課題となっている。しかしながら、交渉の最前線に立つ日本人弁護士が海外の弁護士と互角に国際案件を自在に扱うまでには至っていない。一番の障壁は英語によるコミュニケーション力である。

本コースは日常英会話の習得ではなく、法曹実務家が英語の法律専門用語を駆使して議論する対面の交渉力を向上させる方法論を伝授する入門コースであり、日々の習慣として実践できるように行動変容を促すことを目的とする。各方法論の実践は毎日最低2〜3時間程度の学生の自習に委ねる。具体的には、①英語の法律専門用語（ボキャブラリー）を集中的に習得すること、②発音矯正を行うことで、リスニングとスピーキング能力を飛躍的に伸ばすこと、③リスニングの特訓として欧米の法廷ドラマのビデオの視聴を行うこと、④スピーキングとして毎日30分のオンライン会話を外部のネイティブスピーカーと行うてもらう。

本コースを修了すれば、発音とリスニングの飛躍的な向上とスピーキングに積極性が増すことにより、英語による交渉能力を少しでも前進することを目標とする。

なお、本コースはTOEFLやTOEICの試験対策用ではない。TOEFLやTOEICは別途の方法論で取り組まなければならないことを付言する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

教員は全て法律実務家と発音矯正の専門家であり、法律英語習得の最も効率的な習得方法を提供する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

授業中に適宜指示する。

関連する科目との関係

Negotiation (LLMプログラム秋学期)及び英語で行われるLLMプログラムのコースを平行して取得することを推奨する。

授業の方法

原則としてレクチャー形式で、対面とオンラインのハイブリッドで行う。毎回課題が与えられる。発音矯正の専門家（対面）、法律英語の専門家等（オンライン）を招く。

授業は毎週月曜日の2限に行われる。

履修登録にあたっては、本コースの性格上、大人数の受講者の参加は望めず、一定程度の英語力を身に着けた学生で、約20人の受講生を上限としていく予定である。上記人数を超える可能性がある場合には、TOEFL又はTOEICの試験結果の提示を求める場合もある。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

随時提出される課題の成績（60%）、教室での質疑応答やディスカッションへの参加程度（30%）及び出席（10%）による評価。中間・期末試験は行わない。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

指定なし。各回のクラスで参考資料のコピーを配布する。

授業の計画

第1回

Class 1: Sep. 28

Introduction: Pronunciation, Listening, Speaking, Vocabulary Building and Reading
Japanese

Guest Prof. Miyatake

第2回

Class 2: Oct. 5

Pronunciation
Japanese

Guest Lecturer: Founder of Dr. D, Daiki Tonda and Certified Trainer Karasick Kanako

第3回

Class 3: Oct.12

Pronunciation conducted in Japanese
Japanese

Guest Lecturer: Certified Trainer Kanako Karasick

第4回

Class 4: Oct. 19

Pronunciation
Japanese

Guest Lecturer: Certified Trainer Kanako Karasick

第5回

Class 5: Oct. 26

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking conducted in English
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第6回

Class 6: Nov. 2

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking in English
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第7回

Class 7: Nov. 9

Podcast: Listening, Vocabulary Building, Speaking
English

Guest Lecturer: Georgetown LS, Prof. Stephen Horowitz and Daniel Young, Esq

第8回

Class 8: Nov. 16

Reading & Writing – Legal English WS
English

Co-lecturer Ms. Mindy Allen, Esq.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Investment and Doing Business in Asia) -India, Singapore and China- (J.D.)JD

担当者名	森脇 章, ウン, シャーマン, 琴浦 諒
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	86560
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	アジア各国・地域（特に中国、インド、シンガポール）において、FDI規制、コーポレートガバナンス、M&A規制、労働法、カルテル・不正競争防止法、紛争解決制度、腐敗防止など、投資を検討している企業が考慮すべき様々な法的問題について、各国・地域間の基本的な違いや多様性を理解する。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

▼ 詳細

授業の目的と到達目標

To comprehend the basic varieties or differences among Asian countries/regions (inter alia, China, India and Singapore) in terms of various legal issues to be considered by a company which is contemplating making investments in any of the countries/regions, e.g., FDI restrictions, corporate governance issues, M&A regulations, labor law issues, cartel and unfair competition rules, dispute resolution systems and anti-corruption issues.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

This course will be conducted by three lecturers, all practitioners with abundant experience and expertise across a wide range of business law areas at Japanese representative law firms, each connected with P.R. China, India, and Singapore, respectively. Their post-qualification experience (PQE) is 31, 23, and 8 years, respectively.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Not required

授業の方法

Lecture and Discussion through numerous case studies

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class Contribution 50%

Short Essay 50%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

When preparing a required essay or report, you are not prohibited from using AI (including generative AI, e.g. ChatGPT, and other types of AI) to assist in producing your answers. However, if you use AI, you are required to clearly indicate this in the relevant part(s) of your submission. Using AI is essentially the same as relying on another person for the generated content. If you use AI but fail to clearly indicate it for any reason, your evaluation for the essay assignment may be significantly and adversely affected.

教材

Handouts will be provided by instructors throughout the semester.

授業の計画

第1回

Introduction:

What factors should be considered when making a new investment?

--

DATE: June 6th

PERIOD: I

LECTURERS: Akira Moriwaki, Ryo Kotoura and Sherman Ng

第2回

China I

1. GENERAL CONSIDERATIONS

System of Law

System of Governance

Language

Local awareness/sophistication with respect to the law

Cultural Issues

2. SPECIFIC ISSUES

Foreign exchange regulations

Establishing a business presence

Incorporation and maintenance of a company

Regulations on M&A

Exit strategy

Employment regulations

Competition regulations

Anti-corruption

Intellectual property rights

Dispute resolution

--

DATE: June 13th

PERIOD: I

LECTURER: Akira Moriwaki

第3回

China II

(Continued from China I)

--

DATE: June 13th

PERIOD: II

LECTURER: Akira Moriwaki

第4回

Singapore I

1. GENERAL CONSIDERATIONS

System of Law

System of Governance

Language

Local awareness/sophistication with respect to the law

Cultural Issues

2. SPECIFIC ISSUES

Foreign exchange regulations

Establishing a business presence

Incorporation and maintenance of a company

Regulations on M&A

Exit strategy

Employment regulations

Competition regulations

Anti-corruption

Intellectual property rights

Dispute resolution

--

DATE: June 20th

PERIOD: I

LECTURER: Sherman Ng (via ZOOM from Singapore)

第5回

Singapore II

(Continued from Singapore I)

--

DATE: June 20th

PERIOD: II

LECTURER: Sherman Ng (via ZOOM from Singapore)

第6回

India I

1. GENERAL CONSIDERATIONS

System of Law

System of Governance

Language

Local awareness/sophistication with respect to the law

Cultural Issues

2. SPECIFIC ISSUES

Foreign exchange regulations

Establishing a business presence

Incorporation and maintenance of a company

Regulations on M&A

Exit strategy

Employment regulations

Competition regulations

Anti-corruption

Intellectual property rights

Dispute resolution

--

DATE: June 27th

PERIOD: I

LECTURER: Ryo Kotoura

第7回

India II

(Continued from India I)

--

DATE: June 27th

PERIOD: II

LECTURER: Ryo Kotoura

第8回

Wrap-up Session

(Comparative Analysis)

--

DATE: July 4th

PERIOD: II

LECTURERS: Akira Moriwaki, Ryo Kotoura and Sherman Ng

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Case Study in International Competition Law) (J.D.)
(J.D.) 18:30-20:00×8times

担当者名	宮川 裕光
単位	1
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	木6,7
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89899
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	主要国の競争法を中心として国際的な競争法実務の基礎について取り扱う。主なトピックとしては、水平的及び垂直的制限、独占行為、企業結合規制、競争法の国際的執行及び様々な手続上の問題点を含む。また、競争政策に関する直近の動向や競争法コンプライアンスについても取り扱う。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The main objective of this course is to provide overview of competition law practices focusing on global, cross-border competition law issues including both conduct and transaction matters in several important jurisdictions, such as the US, EU, China and Japan. The students will learn how competition lawyers are working in the field of international competition law and discuss recent developments of competition policies, enforcements, practices and challenges in the world.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

The lecturer has more than 25 years of practical experiences in the field of antitrust/competition laws including both international and domestic matters. In this course, the lecturer explain how competition laws are applied in real practices as well as recent development of enforcement and competition policies in Japan and major jurisdictions in the world.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

The students are expected to review materials provided by the lecturer prior to each session in order to prepare for discussions at the class room.

関連する科目との関係

This course will consider issues that are also addressed in Japanese Antitrust Law.

授業の方法

The course will be provided in English.

The lecturer will provide a brief presentation and a discussion section will follow.

There will also be student's presentations on actual or hypothetical cases.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Grades based on student's presentations (50%) and classroom contribution (50%).

授業における生成AIの利用可否・利用方針

The use of generative AI is partially permitted for the following.

Supplemental use for researches

Assistance for preparing the idea and conceptual stages

Please note that unauthorized reproduction of text by AI or the use of information from unknown sources may be considered as fraudulent activities.

教材

The lecturer will distribute relevant materials (in English) in classroom.

授業の計画

第1回

Lecture 1 (April 9): Introduction to the course/Overview of competition laws, etc.

第2回

Lecture 2 (April 16): Unreasonable restraints of trade under the Japanese antitrust law.

第3回

Lecture 3 (April 23): Cartel enforcement in the US, EU and China/International cartel cases and damage actions.

第4回

Lecture 4 (April 30): Monopolization and unfair trade practices under the Japanese antitrust law.

第5回

Lecture 5 (May 7): Enforcement against unilateral conducts and vertical restraints in the US, EU and China/Recent cases.

第6回

Lecture 6 (May 14): New issues under competition law/Digital market, HR, ESG, compliance, etc.

第7回

Lecture 7 (May 21): Merger regulations/Global merger filings and reviews/Remedies, gun jumping and other issues.

第8回

Lecture 8 (May 28): Student presentations, etc.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Global Tax Perspectives) (J.D.) (JD)

担当者名	ルース, エリック
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89903
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

To provide a solid understanding of the main legal and practical concepts relevant to the international taxation of persons and businesses whose economic and personal activities involve or cross international borders.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Instructor actively practices law in the field of the course topic, international taxation.

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Reading assignments from course text book and handouts.
Course textbook: International Tax Primer, Second Edition, by Brian Arnold, published by Kluwer Law International.
Instructor will provide handouts in class designed to aid in the learning process of key concepts.

関連する科目との関係

Instructor has 40 years of practical experience in the field of international taxation as a tax lawyer and CPA.
Instructor daily practices international tax law.

授業の方法

Seminar lecture format.

Handouts to illustrate concepts with practical examples

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Final Examination on July 18th.

Course grade will be determined as follows:

- 1) 80% for Final Examination grade,
- 2) 20% for class attendance and active participation.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Generative AI should not be used in class or in the taking of the final examination.

教材

International Tax Primer, Second Edition, by Brian Arnold, published by Kluwer Law International.

授業の計画

第1回

Introduction to International Taxation, April 4, 9:00 - 10:30 am.

第2回

Taxation of Residents, April 11, 9:00 - 10:30 am

第3回

Double Taxation, May 2, 9:00 - 10:30 am

第4回

Taxation of Non-Residents, May 9, 9:00 - 10:30 am

第5回

Transfer Pricing, May 30, 9:00 - 10:30 am

第6回

Tax Treaties, June 6, 9:00 - 10:30 am

第7回

Base Erosion & Profit Shifting (BEPS), June 27, 9:00 - 10:30 am

第8回

Digital Economy Taxation, July 4, 9:00 - 11:30 am

Exam Review session. Instructor will go over the final exam process, review key concepts, relevant to the final examination held on July 18.

第9回

Final Examination. Written examination comprised of two sections: (1) multiple choice questions and (2) essay questions.

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Current Legal Issues) -Energy Projects- (J.D.) (J.D.)

担当者名	ジュン ホジョン
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	24673
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースでは、一般的なエネルギー・プロジェクトと各再生可能技術（太陽光、陸上・洋上風力、水力、地熱、バイオマスなど）の概要を説明します。開発（計画、契約書作成、資金調達、実行）の側面と、関連する法的リスクや留意点を取り上げます。重要な法的リスクには、特に発展途上国における不透明な規制体制や政府リスク、現地でのパートナーシップやコンテンツ要件、融資適格性、紛争などの課題が含まれます。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The primary objective of this course is to provide students with a foundational understanding of various energy technologies (including renewable energy), markets, legal frameworks, and financial considerations. Students will explore the major trends in the energy industry, the challenges and opportunities in project development, and the global transition to a sustainable, net-zero future. This course will equip students with practical knowledge and skills to navigate the complexities of renewable energy projects, including technical, legal, financial, and policy aspects.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

I have over 15 years of professional experience as a lawyer specializing in energy, infrastructure, and construction law, with extensive experience in cross-border transactions, international negotiations, and dispute resolution, including projects governed by FIDIC and ENAA contract standards. I have also served in in-house and secondeed roles for international energy and infrastructure companies.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Please read energy industry news and familiarize yourselves with current issues.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Attendance (30%), Participation (30%), Final Paper (40%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Permitted only for research purposes throughout the semester and for brainstorming key issues when preparing the final paper.

教材

Advanced Introduction to Law and Renewable Energy by Joel B. Eisen
ISBN-13 : 978-1789906882

授業の計画

第1回

Introduction to Energy Law – Market Trends, Major Technologies

第2回

Developing Renewable Energy Projects and Managing Risks – Typical Project Structure

第3回

Navigating International Energy Projects (1) – Risk allocation and key documents

第4回

Navigating International Energy Projects (2) –Local Compliance and Dispute Risks

第5回

Offshore Wind – Legal and Technical Challenges in Development and Operations

第6回

Solar Energy – Project Development in Japan from Developer’s Perspectives

第7回

Energy Transition, Net-Zero, and Carbon Credit Trading; Emerging Technologies in Energy

第8回

Case Study: Successful Energy Project Implementation

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Seminar (Current Legal Issues) -LegalTech- (J.D.)(J.D.)

担当者名	松尾 剛行
単位	1
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日時限	水2
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	34207
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	このコースでは、AI、データ、プライバシー、サイバーセキュリティを管理する主要な法的枠組みの概要を説明し、コンプライアンスの観点からデータとAIにアプローチするために必要な基礎知識を習得します。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

授業の目的と到達目標については、英語での記載を参照ください。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

実務経験と授業の関連性については、英語での記載を参照ください。

能動的学修形式 [説明](#)

実験、実技、実習
プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

準備学修（予習・復習等）については、英語での記載を参照ください。

関連する科目との関係

関連する科目との関係については、英語での記載を参照ください。

授業の方法

授業の方法については、英語での記載を参照ください。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

成績評価方法・基準については、英語での記載を参照ください。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AI利用方針については、英語での記載を参照ください。

教材

教科書については、英語での記載を参照ください。

授業の計画

第1回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第2回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第3回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第4回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第5回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第6回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第7回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

第8回

授業内容については、英語での記載を参照ください。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Graduate Writing Seminar
(J.D.)JD

担当者名	タカマツ, アレクサンドラ S., アレン, ミンディ A.
単位	1
年度・学期	2026 秋集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業 (主として対面授業)
登録番号	01425
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻 (法科大学院)
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	トピックの選択や判例や法律の検索等、英語で法律論文を書くための基本的技術を学ぶ
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course is strongly recommended for all LL.M. candidates who are writing a research paper for credit, though all LL.M. candidates are welcome to enroll. The course aims to prepare LL.M. candidates for the advanced research aspect of their program by teaching core skills for research topic selection, English language legal research, English language legal writing, and research presentations.

LL.M. students conduct research working with instructors assigned through Research Paper I and Research Paper II and then make a research presentation at the end of Graduate Writing Seminar. Students who are not enrolled in Research Paper I or Research Paper II can complete the course and presentation on the basis of a research paper for another course instead of a major research paper for Research Paper I or Research Paper II.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Both lecturers have experience of over 10 years in the legal field. Our lectures will be based, in part, on our experiences in law firms and in-house legal departments.

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修 (予習・復習等)

None.

関連する科目との関係

This course is strongly recommended for all LL.M. candidates who are writing a research paper for credit, though all LL.M. candidates are welcome to enroll. The course aims to prepare LL.M. candidates for the advanced research aspect of their program by teaching core skills for research topic selection, English language legal research, English language legal writing, and research presentations.

Graduate Writing Seminar is offered during both Spring Term and Fall Term. Students may not enroll in the course more than once.

授業の方法

Seminar (class discussions based on lectures)

成績評価

合否判定 Pass or Fail

Class discussions (70%) and research presentation (30%)

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities.

Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- ☐ Writing reports or assignments
- ☐ Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited. The use of AI is not allowed in writing reports or assignments, or preparing for in-class discussions or presentations. If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

Handouts

授業の計画

第1回

September 29, 10:45

Introduction and General writing styles: descriptive vs analytical

第2回

October 6, 10:45

Japanese legal research basics

第3回

October 6, 2026 12:45

English-language Japanese and U.S. law research

第4回

October 13, 2026 10:45
Common structures of legal writing: persuasive communications

第5回

October 20, 2026 10:45
Common structures of legal writing: article, essay, memo

第6回

October 27, 2026 10:45
Presentation skills

第7回

January 12, 2027 10:45 - Student presentations (part I)

第8回

January 12 2027 12:45 - Student presentations (part 2)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

International Commercial Dispute Resolution An Introduction to Professional Practice (J.D.) (J.D.)(9:00-11:15)×10 times

担当者名	寺村 信道
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金1,2
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	94177
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	本講義は、クロスボーダー取引で使用される主要な紛争解決形態の概要、それぞれの関連する検討事項や問題点を学び、国際取引や紛争に関する実践的なスキルを身につけることを目的としている。
K-Number	GLS-LP-89573-212-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course aims to provide students with an overview of the key methods of dispute resolution used in cross-border businesses, the relevant considerations, challenges and principles in respect of each. It also offers an opportunity to practice practical skills related to international dispute settlement in front of experienced legal experts.

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
ロールプレイング
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

Students will be expected to read and be familiar with textbooks and materials provided by the lecturer. Independent preparation for mock negotiation/arbitration sessions will also be required (students will be expected to submit handouts before those sessions).

関連する科目との関係

This course intends to offer background for other courses on international dispute resolution, such as Negotiation, Mediation and Arbitration.

授業の方法

Lecture, discussion, mock negotiation/arbitration (role play). Students will be expected to perform mock negotiation/arbitration before experienced lawyers.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Class participation (20%)

Mock negotiation (30%)

Mock arbitration (50%)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

Students are not prohibited from using AI tools in studying the material. However, in-class participation and mock negotiation/arbitration sessions will be conducted live and therefore students will not be able to rely on AI tools for those parts of the course.

教材

- Roger Fisher and William Ury, "Getting to Yes", (2nd ed, Random House 1991)
- Bennett G Picker and Conna Weiner, "Commercial Mediation Practice Guide: A Practical Handbook for Lawyers and their Business Clients" (3rd ed, American Bar Association 2023)
- Margaret L Moses, "The Principles and Practice of International Commercial Arbitration" (4th ed, Cambridge University Press 2024)

授業の計画

第1回

Introduction to International Commercial Dispute Resolution (3 Apr, 9:00-11:15)

第2回

International litigation: jurisdiction, choice of law, recognition and enforcement etc (10 Apr, 9:00-11:15)

第3回

Negotiation: methods and principles (17 Apr, 9:00-11:15)

第4回

Mock negotiation (online or in-person) (24 Apr, 9:00-11:15)

第5回

Mediation: methods and principles (1 May, 9:00-11:15)

第6回

Arbitration 1: Introduction to international commercial arbitration, the arbitration agreement, drafting the arbitration agreement, applicable laws and rules, judicial assistance (or intervention?) for arbitration (8 May, 9:00-11:15)

第7回

Arbitration 2: The tribunal, the arbitral proceedings, the award, attempts to set aside an award, enforcement of the award (15 May, 9:00-11:15)

第8回

Mock arbitration 1 (in-person or online) (22 May, 9:00-11:15)

第9回

Mock arbitration 2 (in-person) (29 May, 9:00-11:15)

第10回

Visit to an international law firm (or an arbitration institution) in Tokyo (5 Jun, 9:00-11:15)

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Legal Debate and Negotiation (J.D.)

担当者名	バヒスバラン, サイガネッシュ, パーク テジュン
単位	2
年度・学期	2026 秋集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業 (主として対面授業)
登録番号	94234
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻 (法科大学院)
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	この授業は、紛争解決と交渉の双方に必要なローヤリングスキルを習得・向上させることを目的としている。学生は3?6人ずつの1つ以上のチームに分かれ、11月もしくは12月の週末に東京で開催されるインターカレッジ大会、またはそれに代わる大会に出場することが期待される。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

This course is intended to provide students with the opportunity to acquire and improve lawyering skills needed for both dispute resolution and negotiation.

It is expected that students will be grouped into one or more teams of three to six persons each and will enter the Intercollegiate Negotiation Competition held in Tokyo over a weekend in November or December, or an alternate competition.

The class will be taught by current legal practitioners, and so sessions are expected to be held on the weekend.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each of the lecturers is a current legal practitioner working (or with experience working) at a law firm in Japan.

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

Students will likely need to spend about 2-3 hours each week to prepare for the competition.

関連する科目との関係

The course includes and applies skills students may also develop in other practical training classes such as "Arbitration", "Mediation" and "Moot Court 1" / "Moot Court 2".

授業の方法

Practical skills / participatory.

Sessions will include both introductory lectures, observation of other lawyers in action and participatory activities. Some adjustments may be necessary based upon class size.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Evaluation will be based 100% upon student participation, including preparation of written materials and oral advocacy.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, the use of generative AI is permitted in limited contexts. Specifically, students may use AI in the following situations:

- As a tool for brainstorming or during the planning stage
- For drafting the structure of assignments
- As a supplementary tool for research (however, students must verify the accuracy of the information themselves)

Independent thinking is required for assignments and reports; therefore, the use of AI is prohibited in their actual writing.

教材

Material will be made available in class. There is no textbook.

授業の計画

第1回

Introduction – effective advocacy in dispute resolution and negotiation contexts

第2回

Negotiation Basics – “Getting to yes”; creating win-win solutions; the best alternative to a negotiated solution; different negotiation styles in practice

第3回

Oral Advocacy – prior year arbitration problem from an intercollegiate negotiation competition

第4回

Negotiation – prior year negotiation problem from an intercollegiate negotiation competition

第5回

Drafting the preliminary memorandum – arbitration round

第6回

Drafting the preliminary memorandum – arbitration round (cont.)

第7回

Drafting the preliminary memorandum – negotiation round

第8回

Improving your advocacy in dispute resolution – how to respond effectively to questions from the panel and counterarguments

第9回

Improving your negotiation skills – listening to the other team, documenting the agreement

第10回

Preparing for competition

第11回

Preparing for competition

第12回

Participating in the competition and follow-up analysis

第13回

Participating in the competition and follow-up analysis

第14回

Participating in the competition and follow-up analysis

第15回

Participating in the competition and follow-up analysis

慶應義塾大学 シラバス・時間割

SIAC and Institutional Arbitration I (J.D.)JD

担当者名	宮武 雅子, 寺村 信道
単位	1
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	03849
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	アジアにおける国際商事仲裁をリードするシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の手続き規則と手続き実務をSIACのスタッフが解説し、実務上の問題点も議論する。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course is taught online by visiting lecturers from the Singapore International Arbitration Centre (SIAC), Young SIAC (YSIAC) Committee Members, and other leading international arbitration practitioners and arbitrators. Guest Professor Masako Miyatake and Associate Professor Nobumichi Teramura serve to administer the course and conduct assessment on site.

Arbitral institutions are important stakeholders in the field of international arbitration, but the nature and importance of their role have often been overlooked. The course seeks to introduce participants to the role and function of arbitral institutions in guiding and shaping the practice of international arbitration, and to the complex issues that arbitral institutions face in the administration of arbitrations, including, among others, the appointment of arbitrators and the issuance of arbitral rules and practice notes.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

No prerequisites.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I, II, Arbitration (Practical Training course) . SIAC and Institutional Arbitration II is the same course as SIAC and Institutional Arbitration I except that a final research paper is assigned to the students of II as the basis of assessment.

授業の方法

Lectures and class exercises.

This is an intensive course consisting of six sessions in April 2026, each lasting three hours. For more details, please refer to Course Plan below.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a one-credit course in which the students are assessed only on the basis of their class participation (100%). There is no sit-down or take- home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials

- SIAC Arbitration Rules 2025 (7th Edition)
- SIAC Arbitration Rules 2016 (6th Edition)
- SIAC Investment Arbitration Rules 2017
- SIAC Practice Notes
- Public Consultation Draft of the 7th edition of the SIAC Rules
- Singapore International Arbitration Act
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2024)
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- SIAC Restructuring & Insolvency Arbitration Protocol

Recommended Textbook

Darius Chan, Paul Tan, Nicholas Poon, The Law and Theory of International Commercial Arbitration in Singapore (Academy Publishing)

Supplementary Reading Materials

- John Choong, Mark Mangan, and Nicholas Lingard, A Guide to the SIAC Arbitration Rules, 2nd ed., (Oxford University Press)
- Paul Sandosham, Nish Shetty, Harpeet Singh Nehal SC, Kabir Singh, "A Practical Guide to the SIAC Rules", (LexisNexis)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

授業の計画

第1回

Session 1: 22 April (Wed.) 2:45-5:45 pm
Vivekananda Neelakantan, Registrar, SIAC

Introduction to SIAC

- Role of arbitral institutions in international arbitration
- Overview of leading arbitral institutions
- Institutional arbitration vs ad hoc arbitration
- SIAC History
- Role of SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar, SIAC Secretariat, and the interactions between them
- Overview of SIAC's Rules and Practice Notes – SIAC Rules 2025 (7th Ed, hereinafter referred to as the 'Rule' or 'Rules'), Rules, SIAC Rules 2016 (6th Ed.); SIAC Investment Arbitration Rules 2017

Case Management at SIAC

- Notice of Arbitration (Rule 6)
 - Commencing the arbitration (Rule 6.2)
 - Response to Notice of Arbitration (Rule 7); Counterclaims
 - SIAC Schedule of Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration (Rule 56);
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings;
 - SIAC Gateway
 - Administrative Conferences with SIAC Registrar and SIAC Court President (Rules 11, 32.8)
 - Registrar's powers of interpretation of SIAC Rules (Rule 3.3)
 - SIAC Practice Note on Cases Administered by SIAC under the SIAC Rules
 - Administering UNCITRAL Arb Rules
 - Class exercises
-

第2回

Session 2: 22 April (Wednesday) 6:30-9:30pm

Jay Shin, Head, SIAC North East Asia

SIAC's role in the Constitution of the Arbitral Tribunal

- Nomination; Appointment and confirmation of arbitrators (Rules 19, 21 and 22 of SIAC Rules 2025)
 - Multi-party appointment of three arbitrators (Rule 23 of SIAC Rules 2025)
 - Disclosure and conflicts of interest (Rule 20 of SIAC Rules 2025)
 - Qualifications of arbitrators
 - Challenge of arbitrators (Rules 26 – 28 of SIAC Rules 2025)
 - Replacement of arbitrators (Rule 30 of SIAC Rules 2025)
 - IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2014)
 - SIAC's statutory appointing role under the International Arbitration Act
 - SIAC Code of Ethics for an Arbitrators (1 January 2025)
 - Class Exercise
-

第3回

Session 3: 23 April (Thursday) 6:10-9:10 pm

Lexi Takmatsu, Partner, Mori Hamada & Matsumoto

The Arbitral Proceedings

- Case Management Conference
- Issues for Determination (Rule 34 of SIAC Rules 2025)
- Procedural Order No. 1 / Procedural Timetable No. 1
- Seat of the arbitration (Rule 36 of SIAC Rules 2025)
- Conduct of the proceedings (Rules 3.5 and 32 of SIAC Rules 2025)
- Languages of the arbitration (Rule 37 of SIAC Rules 2025)
- Party representatives, Proof of Authority and Self-Representation (Rule 10 of SIAC Rules 2025)
- Third Party Funding (Rule 38 of SIAC Rules 2025)
- Pleadings
- Witnesses and Witness Preparation (Rule 40 of SIAC Rules 2025)
- Document disclosure
- Hearings (Rule 39 of SIAC Rules 2025)
- Role of Tribunal Secretaries, Appointment of SIAC Secretariat as a Tribunal Secretary (Rule 24 of SIAC Rules 2025)
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- SIAC Practice Note on the Appointment of Tribunal Secretaries (1 January 2025)
- SIAC Practice Note for Administered Cases – On the Appointment of Administrative Secretaries (2 February 2025)

2015)

- SIAC Practice Note on Arbitrator Conduct in Cases Involving External Funding (31 March 2017)
 - Class Exercise
-

第4回

Session 4: 24 April (Friday) 1:00-4:00pm

Yoko Maeda, Member, Court, SIAC; Partner, City Yuwa & Partners

Jurisdictional Objections, Consolidation and Joinder, Emergency Arbitrator, Expedited Procedure, Early Dismissal

- Jurisdictional Objections (Rules 8 and 31 of SIAC Rules 2025)
 - Emergency Arbitrator applications (Rule 12 and Schedule 1 of SIAC Rules 2025)
 - Expedited Procedure applications (Rule 14 and Schedule 3 of SIAC Rules 2025)
 - Streamlined Procedure (Rule 13 and Schedule 2 of SIAC Rules 2025)
 - Early Dismissal applications (Rule 47 of SIAC Rules 2025)
 - Preliminary Determination (Rule 46 of SIAC Rules 2025)
 - Multiple Contracts, Consolidation, and Joinder of Additional Parties (Rules 15, 16 and 18 of SIAC Rules 2025)
 - Role of the SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar and the SIAC Secretariat
 - Class Exercise
-

第5回

Session 5: 27 April (Monday) 1:00-4:00pm

Sherly Gunawan, Counsel, Secretariat, SIAC (online)

Award and Costs of the Arbitration

- Close of proceedings and submission of draft awards (Rule 42.1 of SIAC Rules 2025)
 - SIAC Award Checklist (effective 31 March 2023)
 - Scrutiny of Awards (Rule 53 of SIAC Rules 2025)
 - Signing of Awards (Rules 52.1 and 52.2 of SIAC Rules 2025)
 - Correction of Awards, Interpretation of Awards and Additional Awards (Rule 54 of SIAC Rules 2025)
 - Decision as to the Costs of the Arbitration (Rule 57 of SIAC Rules 2025)
 - Confidentiality of arbitration (Rule 59 of SIAC Rules 2025)
 - Publication of Awards (Rule 60 of SIAC Rules 2025)
 - Authentication and Certification (Rule 52.6 of SIAC Rules 2025)
 - Class Exercise
-

第6回

Session 6: 27 April (Monday) 6:10-9:10 pm

Shwetha Bidhuri, Director & Head, South Asia (online)

SIAC, Investor State Dispute Settlement and Alternative Dispute Resolution

- SIAC Investment Arbitration Rules
 - Jurisdictional criteria
 - List procedure for appointment of sole or presiding arbitrator
 - Opt-in mechanism for appointment of Emergency Arbitrator
 - Challenges to arbitrators
 - Early dismissal of claims and defences
 - Written submissions by non-disputing parties
 - Third-party funding arrangement
 - Confidentiality and publication of key information relating to dispute
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- Class Exercise

慶應義塾大学 シラバス・時間割

SIAC and Institutional Arbitration II (J.D.)JD

担当者名	宮武 雅子, 寺村 信道
単位	2
年度・学期	2026 春集中(特定期間集中)
キャンパス	三田
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	04166
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	アジアにおける国際商事仲裁をリードするシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の手続き規則と手続き実務をSIACのスタッフが解説し、実務上の問題点も議論する。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The course is taught online by visiting lecturers from the Singapore International Arbitration Centre (SIAC), Young SIAC (YSIAC) Committee Members, and other leading international arbitration practitioners and arbitrators. Guest Professor Masako Miyatake and Associate Professor Nobumichi Teramura serve to administer the course and conduct assessment on site.

Arbitral institutions are important stakeholders in the field of international arbitration, but the nature and importance of their role have often been overlooked. The course seeks to introduce participants to the role and function of arbitral institutions in guiding and shaping the practice of international arbitration, and to the complex issues that arbitral institutions face in the administration of arbitrations, including, among others, the appointment of arbitrators and the issuance of arbitral rules and practice notes.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

To share practical experience in arbitration as much as possible and make it a forum for learning practical knowledge.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

No prerequisites.

関連する科目との関係

International Commercial Arbitration I, II, Arbitration (Practical Training course) and Institutional Arbitration Practice in NE Asia. SIAC and Institutional Arbitration II is the same course as SIAC and Institutional Arbitration I except that a final research paper is assigned to the students of II as the basis of assessment.

授業の方法

Lectures and class exercises.

This is an intensive course consisting of six sessions in April 2026, each lasting three hours. For more details, please refer to Course Plan below.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

This is a two-credit course in which the students are assessed on the basis of a 2,000-word research paper (90%) and class participation (10%). There is no sit-down or take-home exam for this course.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

In this course, emphasis is placed on students' own thinking and expressive abilities. Therefore, the use of generative AI is, in principle, prohibited.

Use of AI is not allowed in the following activities:

- Writing reports or assignments
- Preparing for in-class discussions or presentations

If AI use is discovered, the work may be excluded from evaluation or treated as academic misconduct and subject to disciplinary measures. If you are unsure about what is permitted, please consult the lecturer in advance.

教材

General Reading Materials

- SIAC Arbitration Rules 2025 (7th Edition)
- SIAC Arbitration Rules 2016 (6th Edition)
- SIAC Investment Arbitration Rules 2017
- SIAC Practice Notes
- Public Consultation Draft of the 7th edition of the SIAC Rules
- Singapore International Arbitration Act
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2024)
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- SIAC Restructuring & Insolvency Arbitration Protocol

Recommended Textbook

Darius Chan, Paul Tan, Nicholas Poon, The Law and Theory of International Commercial Arbitration in Singapore (Academy Publishing)

Supplementary Reading Materials

- John Choong, Mark Mangan, and Nicholas Lingard, A Guide to the SIAC Arbitration Rules, 2nd ed., (Oxford University Press)
- Paul Sandosham, Nish Shetty, Harpeet Singh Nehal SC, Kabir Singh, "A Practical Guide to the SIAC Rules", (LexisNexis)
- Gary Born, International Commercial Arbitration, 3rd ed, 2020, Kluwer Law International

授業の計画

第1回

Session 1: 22 April (Wed.) 2:45-5:45 pm

Vivekananda Neelakantan, Registrar

Introduction to SIAC

- Role of arbitral institutions in international arbitration
- Overview of leading arbitral institutions
- Institutional arbitration vs ad hoc arbitration
- SIAC History
- Role of SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar, SIAC Secretariat, and the interactions between them
- Overview of SIAC's Rules and Practice Notes – SIAC Rules 2025 (7th Ed, hereinafter referred to as the 'Rule' or 'Rules'), Rules, SIAC Rules 2016 (6th Ed.); SIAC Investment Arbitration Rules 2017

Case Management at SIAC

- Notice of Arbitration (Rule 6)
 - Commencing the arbitration (Rule 6.2)
 - Response to Notice of Arbitration (Rule 7); Counterclaims
 - SIAC Schedule of Fees
 - Determining amount of deposits payable towards the costs of the arbitration; deposit payment (Rule 56)
 - Provisional estimates of costs of arbitration
 - Ensuring the smooth running of the proceedings;
 - SIAC Gateway
 - Administrative Conferences with SIAC Registrar and SIAC Court President (Rules 11, 32.8)
 - Registrar's powers of interpretation of SIAC Rules (Rule 3.3)
 - SIAC Practice Note on Cases Administered by SIAC under the SIAC Rules
 - Administering UNCITRAL Rules
 - Class exercise
-

第2回

Session 2: 22 April (Wednesday) 6:30-9:30pm

Jay Shin, Head, SIAC North East Asia

SIAC's role in the Constitution of the Arbitral Tribunal

- Nomination; Appointment and confirmation of arbitrators (Rules 19, 21 and 22 of SIAC Rules 2025)
 - Multi-party appointment of three arbitrators (Rule 23 of SIAC Rules 2025)
 - Disclosure and conflicts of interest (Rule 20 of SIAC Rules 2025)
 - Qualifications of arbitrators
 - Challenge of arbitrators (Rules 26 – 28 of SIAC Rules 2025)
 - Replacement of arbitrators (Rule 30 of SIAC Rules 2025)
 - IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration (2014)
 - SIAC's statutory appointing role under the International Arbitration Act
 - SIAC Code of Ethics for an Arbitrators (1 January 2025)
 - Class Exercise
-

第3回

Session 3: 23 April (Thursday) 6:10-9:10 pm

Lexi Takmatsu, Partner, Mori Hamada & Matsumoto

The Arbitral Proceedings

- Case Management Conference
- Issues for Determination (Rule 34 of SIAC Rules 2025)
- Procedural Order No. 1 / Procedural Timetable No. 1
- Seat of the arbitration (Rule 36 of SIAC Rules 2025)
- Conduct of the proceedings (Rules 3.5 and 32 of SIAC Rules 2025)
- Languages of the arbitration (Rule 37 of SIAC Rules 2025)
- Party representatives, Proof of Authority and Self-Representation (Rule 10 of SIAC Rules 2025)
- Third Party Funding (Rule 38 of SIAC Rules 2025)
- Pleadings
- Witnesses and Witness Preparation (Rule 40 of SIAC Rules 2025)
- Document disclosure
- Hearings (Rule 39 of SIAC Rules 2025)
- Role of Tribunal Secretaries, Appointment of SIAC Secretariat as a Tribunal Secretary (Rule 24 of SIAC Rules 2025)
- IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2020)
- SIAC Practice Note on the Appointment of Tribunal Secretaries (1 January 2025)
- SIAC Practice Note for Administered Cases – On the Appointment of Administrative Secretaries (2 February 2025)

2015)

- SIAC Practice Note on Arbitrator Conduct in Cases Involving External Funding (31 March 2017)
 - Class Exercise
-

第4回

Session 4: 24 April (Friday) 1:00-4:00pm

Yoko Maeda, Member, Court, SIAC; Partner, City Yuwa & Partners

Jurisdictional Objections, Consolidation and Joinder, Emergency Arbitrator, Expedited Procedure, Early Dismissal

- Jurisdictional Objections (Rules 8 and 31 of SIAC Rules 2025)
 - Emergency Arbitrator applications (Rule 12 and Schedule 1 of SIAC Rules 2025)
 - Expedited Procedure applications (Rule 14 and Schedule 3 of SIAC Rules 2025)
 - Streamlined Procedure (Rule 13 and Schedule 2 of SIAC Rules 2025)
 - Early Dismissal applications (Rule 47 of SIAC Rules 2025)
 - Preliminary Determination (Rule 46 of SIAC Rules 2025)
 - Multiple Contracts, Consolidation, and Joinder of Additional Parties (Rules 15, 16 and 18 of SIAC Rules 2025)
 - Role of the SIAC Court of Arbitration, President of the SIAC Court, SIAC Registrar and the SIAC Secretariat
 - Class Exercise
-

第5回

Session 5: 27 April (Monday) 1:00-4:00pm

Sherly Gunawan, Counsel, Secretariat, SIAC (online)

Award and Costs of the Arbitration

- Close of proceedings and submission of draft awards (Rule 42.1 of SIAC Rules 2025)
 - SIAC Award Checklist (effective 31 March 2023)
 - Scrutiny of Awards (Rule 53 of SIAC Rules 2025)
 - Signing of Awards (Rules 52.1 and 52.2 of SIAC Rules 2025)
 - Correction of Awards, Interpretation of Awards and Additional Awards (Rule 54 of SIAC Rules 2025)
 - Decision as to the Costs of the Arbitration (Rule 57 of SIAC Rules 2025)
 - Confidentiality of arbitration (Rule 59 of SIAC Rules 2025)
 - Publication of Awards (Rule 60 of SIAC Rules 2025)
 - Authentication and Certification (Rule 52.6 of SIAC Rules 2025)
 - Class Exercise
-

第6回

Session 6: 27 April (Monday) 6:10-9:10 pm

Shwetha Bidhuri, Director & Head, South Asia (online)

SIAC, Investor State Dispute Settlement and Alternative Dispute Resolution

- SIAC Investment Arbitration Rules
 - Jurisdictional criteria
 - List procedure for appointment of sole or presiding arbitrator
 - Opt-in mechanism for appointment of Emergency Arbitrator
 - Challenges to arbitrators
 - Early dismissal of claims and defences
 - Written submissions by non-disputing parties
 - Third-party funding arrangement
 - Confidentiality and publication of key information relating to dispute
- SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol
- Class Exercise

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Drafting International Agreements (J.D.) (J.D.)

担当者名	細川 兼嗣, 猪原 勇
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日・時限	水1
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89372
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	1, 2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	クロスボーダー取引関連の契約を理解、分析、作成及び交渉する為の、基本的なスキル及びノウハウを習得することが目的
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

The objective of this course is to provide law students with the basic tools to understand, analyze, draft and negotiate international agreements. To achieve this, we will study general principles of contract drafting and review, specific provisions that often become the subject of negotiation in an international context, and certain types of agreements and the issues they raise in cross-border transactions, including general commercial agreements, distribution and license agreements, M&A-related agreements, employment-related agreements and financing agreements. Students will apply their knowledge in a practical context in a series of in-class practical exercises.

The class size is limited to 20 students. If more than 20 students apply for enrollment, students will be selected by lottery.

We welcome exchange students. If any exchange student is required to return home before the end of the semester, that generally should not be a problem, as we plan to have only one class in January 2027, and all drafting exercises will be completed by the last class in December 2026.

Please note that Mondays at 6.10 p.m. are reserved for make-up classes. We will likely use at least one make-up slot to be able to hold 14 classes before the end of the year. In addition, we may hold the final session before the end of the year, depending on student availability and preference.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

Each professor is a U.S.-qualified lawyer based in Tokyo who has had more than 20 years of cross-border

transactional experience:

Kenji Hosokawa: <https://www.linkedin.com/in/kenjihosokawa/>

Sam Inohara: <https://www.linkedin.com/in/sam-inohara-25a2431/>

能動的学修形式 説明

実験、実技、実習

プレゼンテーション

ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

Class discussion will be based on the Socratic method, and students will be expected to do assigned reading in advance of class and participate in class discussion.

関連する科目との関係

This class is also offered during Spring Term. Students may take this course during either Fall Term or Spring Term, but not both.

This class is related to International Commercial Transactions; Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions Comparative Contract Law; Comparative Corporate Finance and Law and other business law classes.

授業の方法

Class discussion will be based on the Socratic method, and students will be expected to do assigned reading in advance of class and participate in class discussion.

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Students will be evaluated based on class participation (including both preparation and active contribution in class) and practical exercises. Class participation will be worth approximately 70% of the overall grade and practical drafting exercises will be worth approximately 30%. Five drafting exercises will be given throughout the course, and students will participate in those exercises as follows:

- Group Presentation (pick one from #1 to #4): At the beginning of the course, students will be split up into 4 teams, each of which will be assigned to one of the first four drafting exercises (#1 to #4). Each team will make a group presentation of its proposed draft to the assigned drafting exercise.
- Individual Exercise (pick two from #1 to #4): In addition, each student will be assigned two individual drafting exercises.
- Drafting Exercise #5: Each student will have one final drafting exercise toward the end of the semester.

授業における生成AIの利用可否・利用方針

1. Using AI is prohibited in any initial activity you may undertake on any assigned contract. When you are assigned a contract to read or revise, you must first read it on your own and revise it on your own.

2. After you have completed your initial activity using your own effort, you may use AI to supplement the results of your activity.

3. With respect to a drafting assignment, you should first read the relevant sections on your own, consider on your own whether they are appropriately drafted or not and how you would revise them, and make a genuine effort to draft independently.

4. In the case of drafting exercises, AI may help you to refine your submission, but you must take responsibility if

AI injects “hallucinations”, adds errors to your work, or generally makes mistakes, because, in determining your grade for the class, we will not differentiate between your personal work and any contributions by AI.

Please read the full syllabus for the complete AI policy.

授業の計画

第1回

Overview of International Agreements

第2回

General Commercial Agreements

第3回

Employment & Severance Agreements: Negative Covenants (Non-compete, Non-solicitation and Non-disclosure)

第4回

Drafting Exercise #1: Consulting Agreement

第5回

Shareholders' Agreement

第6回

Drafting Exercise #2: Shareholders' Agreement

第7回

Financing Transactions: VC Documents (Term Sheet)

第8回

M&A Transactions: Merger Agreement, Stock Purchase Agreement, Asset Purchase Agreement (Part I)

第9回

Drafting Exercise #3: Stock Purchase Agreement

第10回

M&A Transactions: Merger Agreement, Stock Purchase Agreement and Asset Purchase Agreement (Part II)

第11回

Financing Transactions: Underwriting Agreement

第12回

Drafting Exercise #4: Grant Agreement

第13回

Distribution/License Agreements

第14回

Drafting Exercise #5: Side Letter; AI and Legaltech

第15回

Guest speakers

慶應義塾大学 シラバス・時間割

指定した科目のシラバスは存在しません。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions (J.D.) (J.D.)

担当者名	ハンセン, ネルス
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月1
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	89186
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	M&A実務の基礎について、実践的な教材との対話に基づき理解を深める。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

Our goal is to familiarize, and engage, students with the practice of M&A and related concepts, particularly in cross-border transactions.

実務経験のある教員による授業科目

該当する

This course is directly relevant to M&A practice, which is my primary practice area. Students will learn key deal concepts and solid by learning through a negotiation exercise.

能動的学修形式 [説明](#)

ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

特になし。
宿題は日本語で提出して問題ございません。

関連する科目との関係

N/A

授業の方法

ソクラテスメソッドと模擬交渉

成績評価

5段階評価 Grading Curve

Homework, based on real-life, anonymized (or public) examples from public and private M&A deals

授業における生成AIの利用可否・利用方針

This course emphasizes students' critical thinking skills and ability to express oneself. As such, the use of generative AI is not permitted. Generative AI may not be used for the activities listed below.

- Reports / Drafting assignments
- In-class discussions or preparing presentations

If it is discovered that AI was used for these purposes, the work may receive no credit, and the student may be subject to disciplinary action for academic misconduct. When in doubt, please consult beforehand with the instructor.

教材

Real-life examples, no textbooks

授業の計画

第1回

Introduction and NDAs

第2回

Closing

第3回

Working capital and price terms

第4回

Registration rights, escrow and related matters

第5回

Representations and warranties

第6回

Mock negotiation start

第7回

Disclosure schedules (and mock negotiation continues)

第8回

Indemnification (and mock negotiation continues)

第9回

Closing conditions (and mock negotiation continues)

第10回

Termination and interim operating covenants (and mock negotiation continues)

第11回

Miscellaneous provisions (and mock negotiation continues)

第12回

Ancillary agreements (and mock negotiation continues)

第13回

Shareholders agreements - exit provisions

第14回

Shareholders agreements - governance provisions

第15回

Wrap-up

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Moot Court (J.D.) (J.D.)

担当者名	李 中雨
単位	2
年度・学期	2026 秋(学期前半)
曜日・時限	金4,5
キャンパス	三田
教室	2B22
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	93735
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	赤十字国際委員会（ICRC）が毎年実施している国際人道法模擬裁判の過去の問題を用いて、国際人道法や国際刑事法の基礎に加え、主張書面の作成、口頭弁論の技法を英語で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

授業の目的:

本講義は、国際法の解釈と適用について、集中的かつ実践的な学修経験を提供することを目的とします。Moot Court (模擬裁判)演習を通じて、履修者は国際法上の紛争の複雑性を反映した体系的な問題解決に取り組みます。特に、履修者は国際法に関する批判的理解、すなわち、国際法が実際にどのように機能するのか、また国際裁判所において法的紛争がいかに扱われるのかについて理解を深めることが期待されます。本講義では、国際法の学術研究および実務において必要とされる法的推論力、書面による主張構成力、口頭弁論技術を強化する手段として、経験学習を重視します。

到達目標:

本講義の修了時には、履修者は明確で構造的に整理された説得力のある法的主張を、書面および口頭の両形式で組み立てることができるようになります。特に、特定の国際法上の問題について、国際法の法源を適切に用いながら、高度な分析能力と表現の正確性を示す、首尾一貫した論理的な準備書面を起草できるようになります。

本講義は集中講義形式で、2026年10月2日から毎週金曜日の4・5時限(2コマ連続)で実施します。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート
グループワーク
ロールプレイング
PBL (問題解決学習)

準備学修（予習・復習等）

本講義は、国際法の学習が初めての学生から、学部レベルで基礎的な国際法を履修済みで、さらに理解を深めたい学生まで、幅広い履修者を対象としています。

履修者には、すべての授業への出席、各回に指定された事前課題への取り組み、および各トピックに関する論点についての議論への積極的な参加が求められます。また、各回で扱う関連判例、条約、その他指定された文献についても、必ず事前に読んでおいてください。

なお、各回の予習・復習には、合わせて1.5時間以上の学習時間を確保することを推奨します。

関連する科目との関係

本講義は、国際法の基本原則について一定の理解があることを前提とした、実践的な演習科目です。Moot Court (模擬裁判) における具体的な問題解決を通じて、既習の知識を実際の法的文脈において応用する力を養います。

授業の方法

本講義は、学期を通じた継続的な取り組みを必要とする、対話型の実践的な科目です。履修者は、事実関係の分析、法的論争の特定、関連判例および学術文献の調査、書面(メモリアル)の起草など、模擬裁判の各段階に取り組みます。着実な進捗を支援するため、履修者には授業中に作業状況について定期的に報告することが求められます。これらの報告を基に的確な指導と建設的なフィードバックを行い、学期を通じて法的推論力と主張構成力の向上を目指します。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業参加と進捗報告: 30%

(事前準備、継続的な進捗、授業での積極性を評価)

書面作成: 40%

(争点整理: 5%; 準備書面(メモリアル): 35%)

口頭弁論: 30%

(論理構成、法的推論、質疑応答、弁論技術を評価)

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの使用を禁止しませんが、使用する場合はアイデアの発想や文章の校正にとどめてください。自立した思考と研究能力を養うため、AIが生成した文章をそのまま使用したり、裏付けのない情報源に依拠してレポートやmemorial (準備書面)を作成したりすることは、学術的不正行為とみなされ、成績評価上の不利益を受けることがあります。

教材

本講義では、特定の教科書は指定しません。履修者は、扱うテーマに関連する様々な学術文献に各自で取り組むことが期待されます。必要に応じて、担当教員から追加の文献を推薦することも可能です。

授業の計画

第1回

[10月2日 4限] 授業紹介

第2回

[10月2日 5限] 判例・文献の調査方法

第3回

[10月9日 4限] 模擬裁判の問題理解: 事実関係の読解と整理

第4回

[10月9日 5限] 法的争点の特定と整理

第5回

[10月16日 4限] 国際法の分析I:基本規範の確認

第6回

[10月16日 5限] 国際法の分析II:管轄権、受理可能性、手続上の論点

第7回

[10月23日 4限] 国際法の分析 III:条約法、慣習国際法、判例の適用

第8回

[10月23日 5限] 国際法の分析 IV:主張の精緻化と反論への対応

第9回

[10月30日 4限] 書面作成I:メモリアル構成

第10回

[10月30日 5限] 書面作成II:申立国側と被申立国側の主張

第11回

[11月6日 4限] 書面作成III:反論への対応と論理の強化

第12回

[11月6日 5限] 書面作成IV:最終仕上げ

第13回

[11月13日 4限] 口頭弁論I:弁論の基本

第14回

[11月13日 5限] 口頭弁論II:実践とフィードバック

第15回

まとめ

慶應義塾大学 シラバス・時間割

Moot Court (J.D.) (J.D.)

担当者名	須田 洋平
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	木4
キャンパス	三田
教室	2B35
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	93740
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目グローバル系
科目概要	赤十字国際委員会（ICRC）が毎年実施している国際人道法模擬裁判の過去の問題を用いて、国際人道法や国際刑事法の基礎に加え、主張書面の作成、口頭弁論の技法を英語で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89573-312-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

国際人道法及び国際刑事法の基礎を学びつつ、英語で口頭弁論をしたり、メモリアル（主張書面）を作成したりするための技法を習得することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

実験、実技、実習
プレゼンテーション

準備学修（予習・復習等）

ICRC（赤十字国際委員会）が毎年実施している国際人道法模擬裁判の資料を読み込み、国際人道法や国際刑事法の基礎知識を学ぶようにすることが望ましい。

関連する科目との関係

特になし。

授業の方法

国際人道法の基礎知識の講義があるものの、基本的にはメモリアル（主張書面）の作成と口頭でのプレゼンが中心であるため、受講生の積極的関与が不可欠である。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

メモリアル（最終版）の内容 50%

参加姿勢及び弁論の内容 50%

授業における生成AIの利用可否・利用方針

翻訳目的での利用は可能であるが、それ以外の目的での使用は認めないものとする。

教材

ICRC模擬裁判の過去問を配布する。

授業の計画

第1回

模擬裁判、国際人道法、国際刑事法に関する基礎知識の講義

第2回

国際人道法と国際刑事法に関する基礎知識の講義

第3回

国際人道法と国際刑事法に関する基礎知識の講義

第4回

模擬裁判素材における論点抽出

第5回

メモリアル（検察官側と弁護人側）の起案(1)

各チーム2、3人で構成する予定である。

第6回

メモリアル（検察官側と弁護人側）の起案(2)

各チーム2、3人で構成する予定である。

第7回

メモリアル（検察官側と弁護人側）の起案(3)

各チーム2、3人で構成する予定である。

第8回

弁論の練習1

第9回

弁論の練習2

第10回

弁論の練習3

第11回

これまでの振り返りとメモリアルの修正

第12回

メモリアルの修正

第13回

模擬裁判の練習

第14回

模擬裁判の実演（学生数によっては本番前の練習になる可能性あり。）

第15回

模擬裁判の実演

2026年度法曹リカレント
専門法曹養成プログラム（専門）シラバス

慶應義塾大学 シラバス・時間割

租税法 I

担当者名	佐藤 英明
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	月2
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42364
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	個人所得税の基礎理論、および、日本の所得税法における所得税額算出構造を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

わが国の所得税について、所得の概念から所得税額計算過程まで、一通りの基本的な事項を学ぶ。力点は、所得税法の規定と関連する主要判例の理解に置く。司法試験の選択科目「租税法」の中心的な部分は、この「租税法I」で扱う。

「固有の到達目標」のうち、2－1、2－2、2－3、2－4の内容に相当する。

ただし、租税法は法律実務家の避けて通れない事柄であり、この授業では所得税法の学習を通じて租税法の基本的な考え方も学べる内容とするため、司法試験とは関係なく、多くの学生に学んで欲しい。

誤解されがちな点であるが、租税法を学ぶために、簿記や会計の知識を有する必要はない。また、数理に明るい必要もない。ふつうに法律と法律学が好きな学生であれば、ぜひ、「喰わず嫌い」はやめて、租税法科目を履修してほしい。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

テキスト、サブテキストの指定する箇所を予習すること。

関連する科目との関係

司法試験の選択科目である「租税法」の中心的な出題領域は、「租税法I」および「租税法II」の2科目で、ほぼカバーされる。

このほか、重要な裁判例と事例問題を取り上げる「テーマ演習（租税法判例演習）」、設例問題について検討を行なう「租税法総合I」の3科目も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である。特に、「テーマ

演習（租税法判例演習）」は、時間の制約から「租税法I」および「租税法II」で丁寧に取り上げることができない重要判例を取り上げたり、これらの授業で扱った知識を確認したりする内容であって、司法試験の選択科目で「租税法」を選択することを選択肢に加えている場合には、ぜひ履修してもらいたい。

本法科大学院においては、以上にあげた科目に加え、国際課税を扱う「国際租税法」、相続税法を扱う「相続税法」が開講されており、実務的に重要な科目なので、自分の履修計画に応じて履修を試みることを勧める。

授業の方法

基本的には講義形式を取るが、判決文の読み取りや主として復習に関わる事項については、理解度の確認などの目的で、受講者と質疑応答を行なう。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

中間試験に代えるレポートを20%、期末試験を80%として成績評価を行なう。

ただし、受講者数に応じて、上記内容を変更することがある。変更する場合には、第1回目の授業でその内容を明らかにする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）を用い、副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法第4版』（弘文堂）を用いる。

このほかに、租税法規が収録された法令集が必要であるが、詳細は第1回目の授業で指示する。

授業の計画

第1回

所得の概念

到達目標 2－1－1

第2回

納税義務者と課税単位

到達目標 2－2－2

所得税額計算の基本構造

到達目標 2－4－1

譲渡所得(1)-意義と範囲

到達目標 2－2－2

第3回

譲渡所得(2)-計算方法①

到達目標 2－2－2

第4回

譲渡所得(3)-計算方法②

到達目標 2 - 2 - 2

第5回

給与所得(1)-意義と範囲

到達目標 2 - 2 - 3

第6回

給与所得(2)-追加的給付と課税

到達目標 2 - 2 - 3

第7回

給与所得(3)-課税方法

退職所得

到達目標 2 - 2 - 3

第8回

不動産所得

事業所得

一時所得

雑所得

到達目標 2 - 2 - 4

第9回

所得の年度帰属

到達目標 2 - 3 - 1

収入金額

到達目標 2 - 3 - 2

第10回

必要経費

到達目標 2 - 3 - 2

第11回

総収入金額と必要経費の特則

到達目標 2 - 3 - 2

第12回

所得の人的帰属

到達目標 2 - 3 - 3

第13回

所得額の計算(1)-損失の扱い

到達目標 2 - 4 - 2

人的控除

到達目標 2 - 4 - 3

第14回

所得額の計算(2)-所得控除

所得税額の計算

2 - 4 - 3

第15回

利子所得・配当所得

到達目標 2 - 2 - 1

慶應義塾大学 シラバス・時間割

租税法Ⅱ

担当者名	佐藤 英明
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月1
キャンパス	三田
教室	2B15
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42049
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目公法系
科目概要	わが国における法人税、租税手続法、および、租税法総論の重要課題を扱う。
K-Number	GLS-LP-89503-211-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

「租税法I」に引き続き、法人税法の最も基本的な部分である「各事業年度の所得に対する法人税」、「租税手続法」、および、「租税法総論の重要事項」について、ごく基礎的な部分を学ぶ。司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、必ず受講する必要がある。

「固有の到達目標」のうち、第3章、第7章、第1章の内容に相当する。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [i 説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

教材、副教材の指定する箇所を予習すること。

関連する科目との関係

「租税法I」を履修済みであることを前提とする。もし未履修の場合は、対応する自習が必要であるので、担当者に相談すること。

また、司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、重要な裁判例と簡単な事例問題を取り上げる「テーマ演習（租税法判例演習）」、設例問題について検討を行なう「租税法総合 I」も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である。特に、「テーマ演習（租税法判例演習）」は、時間の制約から「租税法I」および「租税法II」で丁寧に取り上げることができない重要判例を取り上げたり、これらの授業で扱った知識を確

認したりする内容であって、司法試験の選択科目で「租税法」を選択することを選択肢に加えている場合には、ぜひ履修してもらいたい。

授業の方法

基本的には講義形式を取りつつ、受講生の理解を確認するために質疑応答を用いる。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

中間試験に代えるレポートを20%、期末試験を80%として成績評価を行なう。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、学生自身の思考力・表現力を重視しているため、生成AIの使用は原則として禁止します。

以下の活動において、生成AIの使用は認められません。

- ・レポート・課題の作成
- ・授業内のディスカッションや発表準備

使用が発覚した場合は、評価対象外とする場合や、不正行為として処分の対象とする場合があります。疑問がある場合は、事前に担当教員に相談してください。

教材

主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法第6版』（弘文堂）を用いる。

副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法第4版』（弘文堂）、増井良啓『租税法入門第3版』（有斐閣）、渡辺徹也『スタンダード法人税法第3版』（弘文堂）があるとよい。また、岡村忠生ほか『租税法第4版』（有斐閣）、谷口勢津夫『税法基本講義第7版』（弘文堂）の2冊は、復習の際に有益である。

このほかに、補充用教材と、必要な租税法令を配布する。

授業の計画

第1回

法人税(1)

法人税の基礎

到達目標 3 - 1 - 1

法人所得計算の基礎①

到達目標 3 - 1 - 2

第2回

法人税(2)

法人所得計算の基礎②

到達目標 3 - 2 - 1、3 - 2 - 2

第3回

法人税(3)

損金の意義①-22条3項各号

到達目標 3 - 4 - 1

第4回

法人税(4)

損金の意義②-特段の定め（役員給与）

第5回

法人税(5)

損金の意義③-特段の定め（寄附金と交際費）

到達目標 3 - 4 - 2

第6回

法人税(6)

無償取引と法人税

到達目標 3 - 3 - 1、3 - 3 - 2

第7回

法人税(7)

法人税額の計算

同族会社の特例

到達目標第3章第5節

第8回

租税手続法(1)

申告納税制度

通常の更正の請求

到達目標 7 - 1 - 1

第9回

租税手続法(2)

後発的理由による更正の請求

到達目標 7 - 1 - 1

税務調査と犯則調査

到達目標 7 - 1 - 2

第10回

租税手続法(3)

推計課税

青色申告と課税処分

到達目標 7 - 1 - 2

源泉徴収

到達目標第7章第2節

第11回

租税法総論(1)

租税法律主義

到達目標 1 - 1 - 1

第12回

租税法総論(2)

租税公平主義

到達目標 1 - 1 - 2

合法性の原則の制約要素

到達目標 1 - 1 - 1、1 - 1 - 2

第13回

租税法総論(3)

租税法の解釈手法

到達目標 1－2－1、1－2－2

第14回

租税法総論(4)

租税回避とその否認①

到達目標 1－2－3

第15回

租税法総論(5)

租税回避とその否認②

到達目標 1－2－3

第16回

期末試験

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（労働法最新判例研究）

担当者名	森戸 英幸, 両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	火6
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	99441
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	最新の労働判例について議論する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

労働事件の判例のうち、労働法分野の基本科目では取り上げられなかった最新のもの、及び応用的な論点を含むものを中心に、演習の方式により検討を行い、労働判例についての理解を深めることを目的とする。
本科目の履修を通じて、労働判例の読み方をさらに究めることにより、労働法分野についての高度な専門性を備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

担当教員は、労働委員会公益委員、紛争調整委員会あっせん員、あるいは弁護士として、労働紛争処理の実務に関与した経験を有する。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

指定された裁判例の予習

関連する科目との関係

本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、講義で十分に取り上げられなかった判例を中心に検討する発展的科目であるため、労働法Ⅰ・Ⅱを履修済みであるか、労働法Ⅰを並行履修中であることが望ましい。

授業の方法

演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする判例について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。このほかゲストスピーカーによる講演も予定している。また、在学中に司法試験を受験する履修者がある場合には、6月下旬～7月上旬に予定されている授業の実施について一定の配慮を行う。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

各受講者の報告及びそれに基づくレポートにより評価する（平常点100%）。なお、発言等による授業への貢献度も加点事由として評価することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

検討対象となる裁判例の他、授業開始時及び進行中に適宜指示する。

授業の計画

第1回

総論—労働判例の分析方法・報告割当決定

第2回

労働関係の当事者をめぐる裁判例

第3回

就業規則をめぐる裁判例

第4回

雇用平等をめぐる裁判例

第5回

雇用関係の成立をめぐる裁判例

第6回

人事異動をめぐる裁判例

第7回

賃金をめぐる裁判例

第8回

ゲストスピーカーによる講演

第9回

労働時間をめぐる裁判例

第10回

労災補償をめぐる裁判例

第11回

懲戒処分をめぐる裁判例

第12回

解雇をめぐる裁判例

第13回

非典型雇用をめぐる裁判例

第14回

労働組合・労働協約をめぐる裁判例

第15回

不当労働行為をめぐる裁判例

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ演習（日米欧比較労働法）

担当者名	森戸 英幸, 両角 道代
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	水5
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	35328
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ演習
科目概要	米国及びEUの労働判例や文献を教材に、日本法との比較を踏まえて議論する。
K-Number	GLS-LP-89633-311-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

日本にもアメリカにもヨーロッパにも、労働者、使用者、労働組合が存在し、またそれぞれの関係を規律するルールとして労働法が存在する。しかしながら、そこで用いられる規制手法やその基盤となる発想は国によって大きく異なっている。この講義は、労働法上の基本的な論点における日米欧のアプローチの違いを演習の方式により明らかにし、各国の労働法についての理解を深めることを目的とする。

本科目の履修を通じて、日米欧比較の観点から労働法上の基本論点を扱うことより、労働法分野についての高度の専門性とともに国際性をも備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。外国法と比較することで、日本の労働法についての理解もより深めることができるであろう。なお、教材としては英語の文献も用いるが、授業は日本語で行う（授業内容や順番は、必要に応じて変更する場合があります）。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

予め指定された教材の予習

関連する科目との関係

本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、日米欧比較の観点から労働法上の重要論点をさらに掘り下げて検討する発展的科目として位置づけられ、また、演習の方式をとるため、本科目の履修にあたっては、少なくとも労働法Ⅰを履修済みであることが望ましい（労働法Ⅱは並行履修でよいが、テキストを早めに読み終えること）。

授業の方法

演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする教材について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。なお演習の進行自体は日本語で行うが、教材は主として英文のものをを用いるため、受講者には一定レベル以上の英語読解力が要求される。なお、下記の授業内容や順番は変更することがありうる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

各受講者の報告及びそれに基づくレポートにより評価する（平常点100%）。なお、発言等による授業への貢献度も加点事由として評価することがある。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

不可

教材

中窪裕也『アメリカ労働法（第2版）』（弘文堂、2010）
その他の教材については授業開始時及び進行中に適宜指示する。

授業の計画

第1回

総論―日米欧比較の手法・報告割当決定

第2回

非正規雇用

第3回

ワークライフバランス

第4回

雇用平等①（人種）

第5回

雇用平等②（性別）

第6回

雇用平等③（年齢）

第7回

雇用平等④（障害）

第8回

労働者の人権

第9回

労働時間

第10回

退職金・企業年金

第11回

競業禁止義務

第12回

企業組織再編

第13回

解雇

第14回

労働組合・団体交渉

第15回

不当労働行為

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法務ワークショップ・プログラム（小泉・柴野）

担当者名	小泉 直樹, 柴野 相雄
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42637
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	知的財産法に関する発展的な事例を議論形式で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

エンタテインメント業界の法務に欠かせない知的財産法及び関連法規の基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師の弁護士としての実務経験を講義に活かす

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

あらかじめ与えられたいについて検討しておくこと

関連する科目との関係

著作権法については、「知的財産法Ⅱ」、意匠法・商標法・不正競争防止法については、「知的財産法Ⅲ」で学習するが、本講義の履修について、左講義の履修は条件としない。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点による。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

可

教材

レジュメを配布予定。 適宜参考資料も配布する。

授業の計画

第1回

映画

映画業界とプレイヤーについて概説すると共に、映画製作会社と脚本家のトラブル事例を題材に、双方の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第2回

音楽

音楽業界とプレイヤーについて概説すると共に、楽曲の権利処理を巡るトラブル事例を題材に、楽曲使用の際に検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第3回

映画と音楽

映画業界における楽曲使用の権利処理を題材に、権利者と使用者の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第4回

ゲーム1

ゲーム業界とプレイヤーについて概説すると共に、ゲームの企画開発の際に締結される契約について、ゲーム制作会社とクリエイターの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第5回

ゲーム2

類似ゲームを販売する事業者に対する法的請求事案を題材に、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第6回

インターネットビジネス（Eコマース）

動画・音楽配信ビジネス等のインターネットビジネスを題材に、サービス提供事業者とユーザーの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第7回

インターネットと権利侵害

SNS等のインターネット上の権利侵害（名誉棄損表現が掲載されている、著名人の肖像写真が無断で使用されている等）への対応方法について、表現者と権利者の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第8回

放送

放送業界とプレイヤーについて概説すると共に、放送事業を行う際の法的留意点や表現規制等について考察、議論する。

第9回

出版

出版業界とプレイヤーについて概説すると共に、出版社と著作者のトラブル事例を題材に、双方の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第10回

スポーツ

プロスポーツ業界とプレイヤーについて概説すると共に、プロスポーツビジネスに関する法的留意点について考察、議論する。

第11回

広告 1

広告に関する法規制について概説すると共に、広告出演契約を題材に、出演者と出演を依頼する側の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第12回

広告2

オンライン広告等、様々な広告ビジネスを題材として、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第13回

マーチャンダイジング（商品化ビジネス）

キャラクターのライセンス契約を題材に、ライセンサーとライセンシーの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第14回

先端技出とエンタメビジネス

デジタル時代のエンタメビジネスを題材に、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第15回

総括

慶應義塾大学 シラバス・時間割

知的財産法務ワークショップ・プログラム（小泉・柴野）

担当者名	小泉 直樹, 柴野 相雄
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	月5
キャンパス	三田
教室	2B24
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	42637
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	知的財産法に関する発展的な事例を議論形式で学ぶ。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

エンタテインメント業界の法務に欠かせない知的財産法及び関連法規の基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師の弁護士としての実務経験を講義に活かす

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

あらかじめ与えられたいについて検討しておくこと

関連する科目との関係

著作権法については、「知的財産法Ⅱ」、意匠法・商標法・不正競争防止法については、「知的財産法Ⅲ」で学習するが、本講義の履修について、左講義の履修は条件としない。

授業の方法

講義形式による。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

平常点による。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

可

教材

レジュメを配布予定。 適宜参考資料も配布する。

授業の計画

第1回

映画

映画業界とプレイヤーについて概説すると共に、映画製作会社と脚本家のトラブル事例を題材に、双方の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第2回

音楽

音楽業界とプレイヤーについて概説すると共に、楽曲の権利処理を巡るトラブル事例を題材に、楽曲使用の際に検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第3回

映画と音楽

映画業界における楽曲使用の権利処理を題材に、権利者と使用者の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第4回

ゲーム1

ゲーム業界とプレイヤーについて概説すると共に、ゲームの企画開発の際に締結される契約について、ゲーム制作会社とクリエイターの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第5回

ゲーム2

類似ゲームを販売する事業者に対する法的請求事案を題材に、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第6回

インターネットビジネス（Eコマース）

動画・音楽配信ビジネス等のインターネットビジネスを題材に、サービス提供事業者とユーザーの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第7回

インターネットと権利侵害

SNS等のインターネット上の権利侵害（名誉棄損表現が掲載されている、著名人の肖像写真が無断で使用されている等）への対応方法について、表現者と権利者の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第8回

放送

放送業界とプレイヤーについて概説すると共に、放送事業を行う際の法的留意点や表現規制等について考察、議論する。

第9回

出版

出版業界とプレイヤーについて概説すると共に、出版社と著作者のトラブル事例を題材に、双方の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第10回

スポーツ

プロスポーツ業界とプレイヤーについて概説すると共に、プロスポーツビジネスに関する法的留意点について考察、議論する。

第11回

広告 1

広告に関する法規制について概説すると共に、広告出演契約を題材に、出演者と出演を依頼する側の立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第12回

広告2

オンライン広告等、様々な広告ビジネスを題材として、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第13回

マーチャンダイジング（商品化ビジネス）

キャラクターのライセンス契約を題材に、ライセンサーとライセンシーの立場から検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第14回

先端技出とエンタメビジネス

デジタル時代のエンタメビジネスを題材に、検討すべき法的課題について、考察、議論する。

第15回

総括

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法ベーシック・プログラム

担当者名	石岡 克俊, 小川 聖史, 大東 泰雄
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43341
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ベーシック・プログラム
科目概要	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことを目的とする。
K-Number	GLS-LP-89603-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目の担当者3名のうち、2名は競争法をはじめとして企業関連の法律実務の経験を有する弁護士である。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前に指定された問題について、割り当てられたレポーターは、事前にレポートを提出。他の履修者は、各自検討の上、授業に臨むこと。

関連する科目との関係

「経済法I」および「経済法II」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等を通して基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プロ

グラムのみの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決およびガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。

授業の方法

各回のテーマについて、受講者の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーに招き、質疑応答、討論を行う場合もある。講義内容は、本年度の予定が確定していないため、昨年度の表題と実施内容を掲示する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における報告、質疑応答及び学期末に実施する即日起案によって、受講生の到達度を総合的に評価する。評価の目安は、授業における報告40パーセント、質疑応答20パーセント、総合事例演習40パーセントとする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定しましたは配付する。

授業の計画

第1回

【イントロダクションとテーマ設定】

今年度の経済法ベーシック・プログラムの内容の紹介、授業の進め方、テーマの確定と各回のレポーターの決定などを行う。

第2回

【私的独占の主要事例と解釈論（1）：排除型私的独占の検討】

「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月28日）の概要を理解したうえで、報告者には、NTT東日本事件（百選（第3版）7事件および135事件、判例時報2261号122頁）の事案の概要および判旨を整理したうえで、結論に対する自身の意見を報告してもらう。なお、報告においては、他の排除型私的独占の判審決例についても簡単に紹介してもらいたい。

第3回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（1）：ハードコアカルテルと非ハードコアカルテル】

不当な取引制限の文脈において、価格協定や入札談合等は「ハードコアカルテル」、業務提携等は「非ハードコアカルテル」と呼ばれることがあり、独禁法上の検討方法も相当異なる。ここでは、これらに対する基本的な検討方法を確認した上で、公取委「独占禁止法に関する相談事例集」のうち近時の事例をいくつかピックアップし、報告者には、公取委「グリーンガイドライン」（グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方）や「業務提携に関する検討会」報告書を踏まえて、非ハードコアカルテル・各種の業務提携に対する分析方法を検討してもらいたい。

第4回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（1）：「流通・取引慣行ガイドライン」における違法性判断基準】

不公正な取引方法として禁止される行為は、「公正な競争を阻害するおそれ」のある行為である。したがって、不公正な取

引方法の違法性判断の手がかりは「公正競争阻害性」ということになる。この意義については一定の学説の展開を踏まえていわゆる3条件説が通説となっており、これから派生する具体的な違法性判断基準が示されているところだが、ここでは、それらと「流通・取引慣行ガイドライン」等の記述や審判決例との整合性について検討を試みることにする。

第5回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（2）：抱合せ販売の検討】

不公正な取引方法のうち、取引強制の一類型である抱き合わせ販売と優越的地位の濫用とは、かなり似通った内容を有する規制となっている。ここでは、両者の類似性と差異に着目して検討をしていくことにしたい。①藤田屋事件（百選（初版）69事件）、②日本マイクロソフト抱き合せ事件（百選（第3版）68事件）および③ASPJAPAN事件（公取委令和6年7月26日排除措置命令、令和6年（措）第9号、公取委web）について、抱き合わせ販売と優越的地位の濫用の両禁止規定の適用を考えてみたい。なお、あわせて「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）と「流通・取引慣行ガイドライン」の該当箇所も併せて参照のこと。

第6回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（3）：排他条件付取引・拘束条件付取引の検討】

排他条件付取引及び拘束条件付取引の適法性・違法性判断に係る考え方について、流通・取引慣行ガイドラインを基本に、公正競争阻害性の内容や他の違反行為類型との関係を意識しつつ検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

第7回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（4）：取引拒絶・差別的取扱いの検討】

不公正な取引方法の中に、取引拒絶や差別的取扱いに関する規定が幾つか存在する。ここでは、各規定の内容や適用対象等を整理した上で、主に、①北海道電力戻り需要事件（公取委公表平成29年6月30日公取委Web）、②大分県農業組合事件（公取委命令平成30年2月23日、平成30年（措）第7号、公取委Web）を取り上げて、取引拒絶・差別的取扱い系の事件についての理解を深めたい。

第8回

【企業結合：「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の検討とその適用】

企業結合に対する独禁法上の分析・公取委の審査実務においては、公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）が非常に有用である。ここでは、企業結合ガイドラインの主要な内容を解説した上で、公取委「主要な企業結合事例」のうち近時の事例を1、2例程度ピックアップし、報告者には、実際の事例における企業結合ガイドラインの適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。

第9回

【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（5）：取引妨害の検討】

競争者に対する取引妨害の適用場面及び公正競争阻害性について理解を深めることを目的とする。報告者には、競争者に対する取引妨害が他の行為類型との関係において補完的位置づけを与えられていることを踏まえ、取引妨害の公正競争阻害性を検証するとともに、主として、①東芝昇降機サービス事件判決（百選（第3版）69事件）、②ディー・エヌ・エー事件（同92事件）、③MCデータプラス事件（公取委令和6年12月24日排除措置命令、令和6年（措）第20号、公取委web）を取り上げ、それぞれの事件に固有の論点について検討してもらいたい。なお、①事件は不当な取引妨害と不当な抱き合わせ行為の両者が適用されており、これらの関係についても検討が必要である。

第10回

【総合事例演習（1）】

即日起案

第11回

【総合事例演習（2）】

即日起案

第12回

【総合事例演習（3）】

即日起案

第13回

【総合事例演習（４）】

総合事例演習（１）～（３）で実施した演習問題の解説

第14回

【私的独占の主要事例と解釈論（２）：支配型私的独占の検討】

私的独占の禁止に係る主要事例のうち支配型私的独占について検討する。①野田醤油事件（百選（初版）18事件）、②東洋製罐事件（百選（第3版）16事件）および③福井県経済農業協同組合連合会事件（百選（第3版）17事件）とは、「支配」行為のとらえ方についてそれぞれ異なった理解を示している。報告者には、②事件における「支配」行為を踏まえ、③事件の妥当性の検討と④事件の射程について考えてもらいたい。

第15回

【不当な取引制限の主要事例と解釈論（２）：情報交換活動と「共同性」】

競争事業者間、販売先企業経由、事業者団体経由で行われる様々な情報交換活動に関して、不当な取引制限に関する判審決（特に東芝ケミカル事件（百選（第3版）21事件））及び「事業者団体ガイドライン」を踏まえて検討する。また、事前に事例問題を配布しておき、それについて全員で討議する（事例問題については、後日、掲示板にアップする）。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

経済法ワークショップ・プログラム

担当者名	石岡 克俊, 小川 聖史, 大東 泰雄
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	金5
キャンパス	三田
教室	2B11
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	43356
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが目的である。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

本科目の担当者3名のうち、2名は競争法をはじめとして企業関連の法律実務の経験を有する弁護士である。

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

事前に指定された問題について、割り当てられたレポーターは、事前にレポートを提出。他の履修者は、各自検討の上、授業に臨むこと。

関連する科目との関係

「経済法I」および「経済法II」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等をとおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ベーシックプログラムと連動している。

授業の方法

各回のテーマについて、受講生の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う場合もある。

講義内容については、本年度の予定が確定していないため、令和7年度の実施内容を提示する。

成績評価

5段階評価 Grading Curve

授業における報告、質疑応答及び学期末に実施する総合事例演習によって、受講生の到達度を総合的に評価する。評価の目安は、授業における報告40パーセント、平常点20パーセント（ゲストの回の簡潔なレポートを含む）、総合事例演習40パーセントとする。

なお、本授業では、生成AIの利用を一部認める。具体的には、以下の場面での使用が可能である。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- 課題の構成案の検討
- 調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意すること。

- AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記すること（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合がある。
- 報告資料における出典や注は、適切に確認の上、作成すること。
- レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

本授業では、生成AIの利用を一部認めています。具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- ・アイデア出しや構想段階での補助
- ・課題の構成案の検討
- ・調査の補助的な活用（ただし情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- ・AIを使用した場合は、提出物にその旨を明記してください（例：「Geminiを用いて構成案を作成」など）。
- ・AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- ・レポート・課題の作成に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。

教材

各回で用いる教材（論文等）を、事前に指定または配付する。

授業の計画

第1回

【講演】「スマホソフトウェア競争促進法について」（公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）付デジタル調査官（主査）田部井靖典（たべいやすのり）氏）

【ガイダンス】テーマの設定と報告担当者の割振り

第2回

【「正当化事由」論の現在】

「正当化事由」をめぐる議論の現段階について理論的な整理をしたい。もともと公益要件や対市場効果要件と関係づけ、「実質的違法性」として議論されてきたが、近年ではこうした要件と関連させずに「正当化事由（正当化理由）」と整理される傾向にある。こうした傾向には、いかなる背景や理由があるのか？近年における独占禁止法の法適用や、適用除外・他の事業法令などの立法動向を踏まえ、考えてみたい。関連事例やガイドラインとしては、石油価格協定刑事事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕4事件）、ハマナカ毛糸事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕5事件）、東京手形交換所事件（経済法判

例・審決百選〔第3版〕45事件）、日本遊戯銃協同組合事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕46事件）、大阪バス協会事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕36事件）、「排除型私的独占ガイドライン」および「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（令和5年3月31日策定、令和6年4月24日最終改定）などをあげることができるだろう。

第3回

【不公正な取引方法：再販売価格維持行為】

再販売価格維持行為をめぐる主要論点について検討する。報告者は、例えば流通・取引慣行ガイドライン、和光堂事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕71事件）、日産化学工業事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕67事件）、ハマナカ毛糸事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕72事件）、ナイキジャパン事件（経済法判例・審決百選〔第3版〕73事件）、資生堂再販事件（経済法判例・審決百選〔第1版〕74事件）を題材に報告を行い、全員で討議する。

第4回

【事業者団体規制】

ここでは、事業者団体規制を扱う。特に、事業者団体規制の趣旨や存在意義、構成事業者に対する規制との峻別、独禁法8条各号の要件論、公取委の運用方針等を確認した上で、関連する著名な先例を題材として、事業者団体規制のあり方について議論をしたい。最初に教員から、事業者団体規制についての短時間の講義を実施した後、報告者から関連先例の報告をしてもらい、議論を深めることとしたい。（どの事例を報告対象とするかは、事前に教員と相談されたい。）

第5回

【不公正な取引方法：不当廉売・差別対価】

不当廉売には、法定不当廉売と一般指定としての不当廉売がある。また、差別対価には、不当廉売型と取引拒絶型があると指摘されることがある。これを踏まえ、不当廉売規制及び差別対価規制の意義や公正競争阻害性について議論し、排除型私的独占との関係を含めた横断的な理解を得ることを目指したい。報告者には、不当廉売及び差別対価の概要のほか、シンエネコーポレーション事件・東日本宇佐美事件（百選〔第3版〕66事件）、LPガス事件（同61事件）のほか、排除型私的独占が適用された有線ブロードネットワークス事件（同11事件）も取り上げ、上記各事例の概要、判断の要旨及び各事例における公正競争阻害性の捉え方等を報告してもらう。不当廉売、差別対価と排除型私的独占との重なり合いについても意識してもらいたい。

第6回

【共同保険の組成と不当な取引制限】

大手損害保険会社4社が企業向け保険の保険料率をあらかじめ調整していたとの疑いで、金融庁が保険業法128条1項にもとづく報告徴求命令を発出したことを契機とする一連の事件に関する主要な論点を取り扱う。報告にあたっては、遠藤光＝池田卓郎＝岩淵権「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」公正取引890号（2024年12月）87頁、松永博彬「損害保険会社らに対する排除措置命令等と共同保険組成の留意点」ジュリスト1607号（2025年3月号）6頁、河谷清文「競争関係にない事業者を不当な取引制限の違反行為者とした事例」TKCローライブラリー新・判例解説Watch経済法No.100文献番号z18817009-00-121002594（2025年5月16日掲載）、石岡克俊「共同保険の組成と不当な取引制限」ジュリスト1613号（2025年8月号）117頁を参照してほしい。

第7回

【アフターマーケットを巡る独禁法上の諸問題】

高価な機器や耐久財が購入された場合において、当該機器等に関連した消耗品や保守サービスなどにおける市場は、アフターマーケットと呼ばれ、独禁法に関する紛争が生じやすい領域といえる。エレベーターとその点検サービス・部品や、プリンターとカートリッジなどが典型例であるが、古典的には、カミソリと替え刃も例として挙げられる。また、アフターマーケットは、市場画定や適用法条・弊害要件、正当化事由など、独禁法上の多くの議論に関連する、理論的・実務的にも面白い領域ともいえ、しばしば競争政策的な観点も含めて議論される。ここでは、最初に教員から、アフターマーケットを巡る独禁法上の議論を概観する講義を実施した上で、報告者から近時の事例の報告をしてもらい、議論を深めることとしたい。報告対象としては、エレコム対ブラザー工業事件（東京地判令和3年9月30日・審決集68巻243頁）を取り上げたい。

第8回

【欧州競争法研究：使用済み車輛（廃車）カルテル事件】

2000年10月発効の欧州廃車指令を契機として、自動車メーカーらは、（1）廃車解体業者への不払協定、そして（2）新車購入者に対してリサイクル比率等で販促活動をしないという非宣伝協定を行った。2025年4月、欧州委と英国競争局（CMA）は自動車メーカーらに制裁金を課した。本事件を通じて、EU及び英国競争法におけるカルテルの取扱い、域外適用、親会社責任などを検討し再確認したい。（ゲストスピーカー：経営コンサルティング事務所北極星顧問（元株式会社ブリヂストン法務・海外部門）北 博行氏）

第9回

【企業結合規制①】

企業結合に対する独禁法上の分析・公取委の審査実務においては、公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）が非常に有用である。ここでは、まず教員から、企業結合ガイドラインの主要な内容及び報告対象事例に関する論点を一般論として概説した上で、報告者には、実際の事例における企業結合ガイドラインの適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。報告対象としては、Zホールディングス及びLINEの経営統合（令和2年度主要な企業結合事例10）を取り上げたい。

第10回

【不公正な取引方法：優越的地位の濫用】

優越的地位の濫用規制における公正競争阻害性について把握した上で、優越的地位と濫用行為に係る考え方について、優越的地位濫用ガイドライン及びラルズ事件判決（東京高判令和3年3月3日）を題材に検討する。

第11回

【企業結合規制②】

第9回に引き続き、企業結合規制を取り上げ、理解を深めたい。最初に教員から、企業結合規制の手続的な諸論点を概説し（公取委「企業結合審査の手続に関する対応方針」（手続対応方針）を事前に参照されたい）、その後、報告者には、第9回と同様、主要な先例につき、企業結合ガイドライン（や手続対応方針）の適用及び公取委の結論を整理しつつ、自身の意見を報告してもらう。報告対象としては、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得（平成30年度主要な企業結合事例10）を取り上げたい（なお、いわゆる独禁法特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律）も時間の許す限り取り上げたい）。

第12回

【エンフォースメント】

履修者が公取委における手続の実態をイメージできるよう、担当教員の実務経験に基づき作成した仮想事例を用いながら、公取委が立入検査を行い排除措置命令・課徴金納付命令を発出するまでの審査手続について説明する。また、企業における違反行為発見時の社内調査、課徴金減免申請の実務、確約手続等の実務についても説明する。

第13回

【独占禁止法違反行為における主観的要素（意図・目的）について】

ここでは、独占禁止法違反の評価・判断における主観的要素の重視傾向について考えてみることにしたい。従来、独占禁止法違反の評価における主観的要素は、もっぱら不当な取引制限の共同性（「意思の連絡」）の認定において加味されるのみであった。しかし、最近では、私的独占において「不当な排除」を根拠づけるものとして（不正の）意図・目的がしばしば問題とされる。独占禁止法が事業者による競争制限ないし競争阻害行為を排除し、従前の競争状態を回復するためのものであるとすれば、そもそも行為の意図・目的とした主観的要素は法違反の成立に本来関係のないものではないのか。近時の法違反の認定における実務における主観的要素の偏重の現状をとらえ、その問題点について検討を行う。関連事例やガイドラインとしては、都営芝浦と畜場事件（経済法判例・審決百選〔第2版〕1および59事件）、東京スター銀行事件（同54事件）、着うた事件（同104事件）、マイナミ航空サービス事件（マイナミ航空サービス事件東京地裁判決（東京地裁令和4年2月10日、令和3年（行ウ）第4号／令和3年（行ウ）第124号、審決取消請求事件〔私的独占〕））や「排除型私的独占ガイドライン」をあげることができるだろう。

第14回

【即日起案】

第15回

【即日起案】講評・演習

慶應義塾大学 シラバス・時間割

環境法務ワークショップ・プログラム

担当者名	滝口 直樹
単位	2
年度・学期	2026 春
曜日・時限	金4
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	46647
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	気候変動、公害、廃棄物、生物多様性などに取り組む環境法について、その取り組む環境の状況、制度の概要・進展、今後の課題を具体的事件、事業に基づいて検討し、環境保全や持続可能な開発に向けての様々な主体の取組を明らかにする。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

環境法は、公害、自然破壊、気候変動問題等、1970年代以降、次々と立ち現れてきた課題に対処するべく整備され、今も進化を続けている。2030アジェンダ・SDGsを受けた取り組みの展開、2050年カーボンニュートラルやプラスチック使用削減に向けた法整備の進展も著しい。環境法の理解のためには、その対処する課題や、政策的対応の進展、直近の現状を理解することが大切である。

本授業は、環境課題に対し、立法（法律）、司法（裁判）、行政（政策）、国際社会（条約）がどのように対処してきたか、主要な課題ごとに、実務的な観点からそれぞれの科学的・社会的背景を踏まえ概観し、環境法の発展過程とその特質について理解することを目指す。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

講師は、環境省に勤務し、環境関連法の立案、施行に長年携わってきた。その経験を踏まえ、授業を行う。

能動的学修形式 [説明](#)

該当なし

準備学修（予習・復習等）

環境に関わる世の中の中の様々な動きに関心を持ち、それらについて法的な観点から考察してみる。

関連する科目との関係

環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」が開講されており、これらの授業との連携について配慮する。本科目は、環境省等での行政実務の経験者により、行政実務の状況を踏まえた授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景にある問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程も含めて検討を行う点が特徴である。

授業の方法

講義形式で行うが、受講者自ら考え、発言することも重要であるので、質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込む予定である。

また、環境法政策実務の最近の動きを知るため、環境省等で政策立案に関わる担当者等をゲストスピーカーとして招き、話を聞くことも検討している。

なお講義の順序、内容については、受講者の関心に応じて変更することもありうる。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

中間レポート30%、期末レポート50%、授業への参加度20%により、合否判定を行う。全体を総合し、環境法務についての理解が水準に達していれば合格とする。レポートの内容、提出期限等については講義において説明する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

レポート作成に当たっては、生成AIは利用しないこと。

生成AIの利用方法の選択、生成された結果の評価が的確にできるようになるためには、生成AIの「外」で思考し、評価する経験、力が必要である。その能力を身につけることをめざしている。

教材

各回の講義において関連する資料を配付する。また、主要な参考図書については第1回の講義において説明する。

授業の計画

第1回

イントロダクション、環境基本法 4/3開講

環境問題は「人」と「環境」との関わりから生じるものであり、人と人の関係に関わる他の法律问题とは異なる特色をいくつか有している。また、環境に関わる法律の制定、運用には、裁判、社会的な事件、国際条約・交渉、市民運動、省庁や地方公共団体、企業・事業者の取組などが多面的に関わっていることも大きな特色である。こうした特色を持つ環境法の制定、運用過程について、環境基本法の内容も紹介しながら、見取り図的に概説する。

第2回

被害補償

環境問題において、健康被害の発生は最も深刻な事態といえることができる。その救済に法制度の果たす役割は大きい。健康被害がなぜ発生し、政府や立法府、司法、企業、市民、科学者がどうに対応したかについて、大気汚染健康被害、水俣病、石綿健康被害を中心に概観する。

第3回

政府と市民 - 行政法の役割と市民参加

政府は、環境問題への取組に大きな役割を果たし、規制法/行政法が多く適用される。その際、情報公開、参加、救済手続きといった行政と市民との関係が重要になる。リオ宣言で示された「関係者が参画することにより、効果的に取り組むことができる」との原則（リオ第10原則）が、その後、情報公開、市民参加などの形でどう展開してきたか、環境アセスメント制度なども関わらせながら議論する。

第4回

汚染対策総論・大気汚染対策

環境汚染防止の基本である排出規制についてその枠組を紹介する。大気汚染に関わる規制について、工場などの固定発生源の

排出規制や自動車排ガス規制等について、制度と運用、課題を概観する。

第5回

水質汚濁対策

水質汚濁対策は排出規制が中心となるが、比較的小規模な事業場も規制対象となる。また、閉鎖性水域など影響を受ける水域に応じて、規制が強化されている。こうした水質汚濁防止特有の問題も含め、制度やその運用を概観する。

第6回

土壌汚染、地下水汚染

土壌汚染、地下水汚染は有害な化学物質が地下に浸透することで引き起こされる。地下に浸透するルートは様々であり、従来の排出口対策では対処できない。地下水水質規制から土壌汚染対策へ、という政策・制度の深化について概観する。

第7回

国際法と環境法

環境法は、気候変動枠組条約やリオ宣言、SDGsなど、国際条約や国際宣言に促されるように発展してきた。EUの制度が、日本の取組に強い影響を与えることも多い。こうした国際的な法規範と国内法制との関わりを考察する。

第8回

温暖化対策、エネルギー政策

気候変動に取り組むには、各国が国内対策を進めなければならない。二酸化炭素排出抑制はエネルギー使用に深く関わり、エネルギー政策の取組も重要である。日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、地球温暖化対策法等で取り組んでいる。その背景、取組について、特徴、課題を概観する。

第9回

放射性物質汚染対策、原子力安全規制

福島第一原子力発電所事故を契機に、放射性物質汚染対策は、環境行政の課題の一つとなった。放射性物質汚染の除去（除染）、除染廃棄物の処理、原子力安全規制について、制度と課題を概観する。

第10回

循環型社会形成基本法、廃棄物処理法

都市の環境問題はごみ問題から始まった。ごみ問題は、衛生問題からスタートし、その後、不法投棄問題への取組、循環型社会の構築、物質・資源の利用制御へと深化してきた。こうした政策の深化を振り返るとともに、廃棄物管理規制の内容、現状、課題を概観する。

第11回

プラスチックをめぐる問題とリサイクル制度

プラスチック廃棄物問題については、プラスチック資源循環法が制定され、取組が新たな段階に入った。国際条約づくりの交渉も始まっている。政策の今後の展開について議論する。

第12回

生物多様性の保全 自然公園等の保護区制度

人は、生物多様性、生きものと共存してきており、そこにも法が役割を果たしている。生物多様性条約、自然公園制度は、優れた自然環境を保全し、適切に利用する枠組みとして発展を遂げてきた。生物多様性保全の制度、自然公園制度を中心とした保護区制度の現状と課題について概観する。

第13回

野生生物、飼育動物など「生きもの」との関わり

種の保存法や鳥獣保護法等による野生生物保護、動物愛護法によるコンパニオンアニマル、ペットの扱いに等ついて概観する。

第14回

化学物質

化学物質は私たちの生活の中で利用され、公害規制法の対象になっている物質以外にも有害なものが存在する。こうした化学物質のリスク管理について、制度や実態を議論する。

第15回

経済と環境対策 ESG投資・グリーンファイナンス

短期的に高利益をあげる企業ではなく、環境問題や社会問題に取り組み、健全なガバナンスの下、長期的に持続的な経営を行う企業が、市場で評価されるようになりつつある。その最近の動きについて、議論する。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

テーマ研究（倒産法）

担当者名	高田 賢治
単位	1
年度・学期	2026 春(学期前半)
曜日時限	火3
キャンパス	三田
教室	2B14
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	77210
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目テーマ研究
科目概要	事例問題を素材として、倒産法の理論について議論する。破産債権と再生債権、請負契約、賃貸借契約、担保権、再生計画などを扱う。
K-Number	GLS-LP-89643-311-05

[▼ 詳細](#)

授業の目的と到達目標

倒産法に関する演習問題および重要判例について理論的に検討することによって、倒産法を体系的・理論的に理解することを目標とする。

実務経験のある教員による授業科目

該当しない

能動的学修形式 [説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

倒産法I・倒産法IIを履修済みであること。あるいは、学部において倒産法の授業を履修済みであることを前提とする。教科書の各回の演習問題と解説をあらかじめ読んで検討すること。

関連する科目との関係

倒産法Ⅰ・Ⅱを履修済みであることが望ましい。倒産法総合、倒産法WPと関連する。

授業の方法

参加者には、倒産法の重要論点に関する演習問題・解説、および重要判例をあらかじめ読んだ上で、授業に臨んでもらう。授業では、参加者相互で議論することで、各テーマに関する理解を深めていくという方法をとる。判例百選を扱う場合、事前に担当を決めて、担当者が事案の概要と判旨のポイントを参加者に解説した上で、全員で議論することになる。倒産法演習ノートを使用する場合、配布レジュメの質問に対する回答を考えておくこと。K-LMSにおいて各回で扱うテーマの詳細を事前に示す予定である。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

受講者が、基本的に毎回の授業において議論に積極的に参加することを前提に、授業での発言、授業への貢献度を考慮して評価する。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの利用は文献調査のみに利用することができる。
その場合、利用した生成AIの名称と利用した旨を明記する必要がある。情報の正確性を自分で確認する必要がある。

教材

山本和彦編著『倒産法演習ノート〔第3版〕』（弘文堂・2016）。松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2021）。教材入手の可否についてはK-LMSで指示する。

授業の計画

第1回

倒産法演習ノート3（破産財団は訴訟でいっぱい）

第2回

倒産法演習ノート4（ある中小企業の破綻）

第3回

倒産法演習ノート8（豪華別荘の行方）

第4回

倒産法演習ノート9（翻弄される賃借人）

第5回

倒産法演習ノート20（スポーツ倶楽部のグレードを守る会）

第6回

百選7事件、8事件、9事件を扱う。扱う判例は変更することがある（K-LMS参照）。

第7回

百選14事件、59事件を扱う。扱う判例は変更することがある（K-LMS参照）。

第8回

百選62事件、75事件、77事件を扱う。扱う判例は変更することがある（K-LMS参照）。

慶應義塾大学 シラバス・時間割

倒産法ワークショップ・プログラム

担当者名	高田 賢治, 工藤 敏隆, 濱田 芳貴
単位	2
年度・学期	2026 秋
曜日時限	木5
キャンパス	三田
教室	2B13
授業実施形態	対面授業（主として対面授業）
登録番号	11074
設置学部・研究科	法務研究科
設置学科・専攻	法曹養成専攻（法科大学院）
学年	2, 3
分野	展開・先端科目ワークショップ・プログラム
科目概要	倒産法に関する、最近注目される理論上および実務上の論点を扱うオムニバス授業。
K-Number	GLS-LP-89613-311-05
	▼ 詳細

授業の目的と到達目標

- ① 倒産法分野ですでに学習した理論をもとに実務の運用を理解し、理論と実務の架橋を目的とする。
- ② 判例百選に掲載された判例等を素材として、具体的な事案をもとに判例理論や実務上の運用を学習する。

実務経験のある教員による授業科目

該当する

弁護士または裁判官としての実務経験のあるゲストスピーカーとして招く。どのような事業再生、破産手続の運用を行ってきたか、その背景事情は何かについて講義することで倒産実務の理解を促す。

能動的学修形式 [i 説明](#)

プレゼンテーション
ディスカッション、ディベート

準備学修（予習・復習等）

毎回のテーマに関する教科書の復習および事前配布資料を読むこと（1時間程度）。

関連する科目との関係

倒産事件では、民法等の実体法の修正の局面等が顕在化するため、民法を含めた実体法の基礎知識が求められる。また、本講義では倒産法の基本的理解を前提に講義を進めるため、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、倒産法総合を履修していることが望ましい。

授業の方法

判例・実務等を素材にして事例演習形式で授業を進める。以下では、過去に取り扱ったテーマを授業内容として参考までに紹介する（順不同）。

今年度の各回で取り扱うテーマについては、初回までにK-LMSを通じて連絡する。

成績評価

合否判定 Pass or Fail

授業への貢献度を含む平常点40%、レポート評価60%。

評価方法は合否（P/F）の判定とする。

授業における生成AIの利用可否・利用方針

生成AIの利用を一部認めています。

具体的には、以下の場面での使用が可能です。

- レポートの構成案の検討、構想発表の準備。
- 文献調査のための補助的な活用（情報の正確性は自身で確認すること）

ただし、以下の点に留意してください。

- AIによる文章の無断転載や、出典不明の情報の使用は不正行為とみなす場合があります。
- レポートの執筆に際しては、独力での思考を求め、AIの使用を禁止します。
- 使用したAIツールの名称と使用目的を明記すること。
例：「Geminiを用いて構成案を作成」など。
- 他者の著作物や個人情報を含むプロンプトは使用しないこと

教材

K-LMSを通じて事前に配布する資料を用いる。

授業の計画

第1回

破産法における理論上の諸問題（1） 到達目標8-1, 8-2, 8-3

無償行為否認

保証・物上保証は、無償行為否認の要件としての無償行為に該当するかや、債務超過は無償行為否認の要件であるかについて、最判昭和62年7月3日民集41巻5号1068頁および最判平成29年11月16日民集71巻9号1745頁を素材に検討する。

第2回

破産法における理論上の諸問題（2） 到達目標2-4

破産管財人

破産管財人の法的地位について、管理機構人格説、受託者説など学説の見解を検討する。また、破産管財人の善管注意義務に関する問題を扱う。

第3回

民事再生法における理論上の諸問題（1） 到達目標14-5, 19-2

担保権実行の中止命令と別除権協定

非典型担保に対する担保権実行中止命令をめぐる諸問題を検討する。また、別除権協定の解除・失効とその効果について、最判平成26年6月5日民集68巻5号403頁や学説を題材に検討する。

第4回

破産法における理論上の諸問題（3） 到達目標3-4

支払停止と支払不能

破産原因、相殺禁止、否認権において重要な概念となる支払不能について検討する。また、支払停止についての判例を検討する。

第5回

ゲストスピーカー（1）

倒産実務に深く精通する実務家（元裁判官・現弁護士）による倒産法・倒産実務の歴史的展開をテーマとする講演を踏まえて、議論・考察する。

第6回

破産事件をめぐる実務上の諸問題（1） 到達目標14-5

事業再生や事業譲渡における「事業」の意義など、倒産処理の前提知識の理解を問う。

第7回

破産法をめぐる理論上の諸問題（4）到達目標9-2, 19-3

合理的相殺期待とは何か

請負人の支払停止前に締結された請負契約に基づく注文者の違約金債権の取得が、破産法72条2項2号の「前に生じた原因」に該当し、別の請負契約に基づく報酬債権との相殺が許されるかについて判断した最判令和2年9月8日民集74巻6号1643頁などの判例を題材に、「相殺の担保的機能に対する合理的期待」の適用場面や考慮要素について検討する。

第8回

ゲストスピーカー（2）

倒産法理論と倒産実務に深く精通する研究者（弁護士でもある）による倒産分野で理論的、実務的に関心の高い事項に関する講演を踏まえて、議論・考察する。

第9回

破産法をめぐる理論上の諸問題（5）到達目標3-3

破産申立代理人

近時、議論の多い申立代理人の義務と責任に関する裁判例を検討する。

第10回

民事再生事件をめぐる実務上の諸問題（2）到達目標15-1, 15-5

事業譲渡の要件などを検討する。監督委員や裁判所の役割も解説する。

第11回

民事再生法をめぐる理論上の諸問題（2）到達目標22-1

事業再生と事業譲渡

再生手続における事業譲渡の際に実務上問題となる点について、解説する。

第12回

ゲストスピーカー（3）

事業再生分野の実務に深く精通する実務家（弁護士）による倒産分野で実務上関心の高い事項に関する講演を踏まえて、議論・考察する。

第13回

倒産法をめぐる近時の重要判例

倒産法に関する近時の重要判例を紹介し、どのような事案において、どのような点が問題となったのかを検討する。これまでの判例との関係を整理、検討し、議論する。

第14回

民事再生法における理論上の諸問題（3） 到達目標15-1, 22-3-2

再生債務者の公平誠実義務と清算価値保証原則

議論の多い再生債務者の地位、公平誠実義務の内容について、清算価値保障原則の観点から検討する。

第15回

民事再生事件をめぐる実務上の諸問題 到達目標 22-1-4, 15-8

事業再生と事業譲渡

事業の継続や譲渡による再生について、実践的観点から、手続進行の各段階において締結され実行される事業譲渡を想定し、その適用法令や利害調整などにつき、幅広く考察する。